令和２年度　第６回　小金井市環境審議会

日　時：令和３年３月９日（火）午後２時から
場　所：小金井市役所本庁舎３階　第一会議室

次　　第

１　開会

２　報告事項
⑴　第３次小金井市環境基本計画（案）の諮問について
⑵　小金井市内の空間放射線量測定結果について（令和２年度）
⑶　令和３年度環境政策課の主な事業計画について
⑷　意見・提案シートの提出について

３　議事
⑴　前回審議会会議録について
⑵　第３次小金井市環境基本計画（案）に対する答申について
⑶　環境保全実施計画（案）について
⑷　環境行動指針（案）について
⑸　その他

４　その他

５　次回審議会の日程について

＜配布資料＞

資　料　１	令和２年度第５回小金井市環境審議会会議録
資　料　２	第３次小金井市環境基本計画（案）本編及び概要版
資　料　３	第３次小金井市環境基本計画（案）に対する答申書
資　料　４	小金井市環境保全実施計画（案）
資　料　５	小金井市環境行動指針（案）
資　料　６	令和３年度環境政策課環境係の事業計画について
資　料　７	小金井市内の空間放射線量測定結果（令和２年８月実施）
資　料　８	意見・提案シート（第５回環境審議会傍聴者提出分）

資料１

令和２年度第５回

小金井市環境審議会会議録

令和２年度第５回小金井市環境審議会会議録

１　開催日　令和３年２月８日（月）

２　時　間　午後２時から午後４時２０分まで

３　場　所　小金井市役所第二庁舎８階８０１会議室

４　報告事項

５　議　題　(1) 前回審議会会議録について（資料１）

(2) 第３次小金井市環境基本計画（案）に対する意見及び対応結果について（資料２、資料２別紙、資料３、資料３別紙）

(3) 第３次小金井市環境基本計画（案）について（資料４、資料５）

６　その他

７　次回審議会の日程について

８　出席者　(1) 審議会委員

会　長　池上　貴志

副会長　小柳　知代

委　員　高木　　聡、羽田野　勉

石田　　潤、中里　成子

長森　　眞、木村　真弘

(2) 事務局員

環境係長　　山口　晋平

環境係専任主査　荻原　　博

環境係主事　　鳴海　春香

環境係　　阪本　晴子

緑と公園係長　　小林　　勢

９　その他発言者　（株）プレック研究所

１０　傍聴者　４名

令和２年度第５回小金井市環境審議会会議録

池上会長　　定刻になりましたので、これより令和２年度第５回小金井市環境審議会を開会いたします。本日はオンラインで参加される方もいらっしゃいますし、新型コロナウイルス感染症予防の観点からもできる限り短時間での会議にしたいと考えています。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは開会に先立ちまして、事務局から事務連絡と本日の配布資料の確認をお願いします。

山口係長　　事務連絡２点と配布資料の確認をさせていただきます。

１点目、会議の進行について、でございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言下での開催でございまして、密を避けるため、ＷＥＢによるオンライン参加も可能としてございます。前面のスクリーンをご覧いただきますと、本日は４名の委員がオンラインで会議にご参加いただいています。よって、冒頭、会長からご発言のありましたように、本日の会議の開催時間は概ね１時間半から２時間以内でお願いしたいと考えておりますので、会議の円滑な進行にご協力よろしくお願い申し上げます。

会議の進行にあたっては、お互いのご発言内容が聞き取りづらい場面も想定されます。その際は再度ご発言等をお願いする場合もございます。つきましては、毎回のお願いとなり大変恐縮でございますが、ご発言の際は、ご自身のお名前を先におっしゃった上で、可能な限りはっきり、ゆっくりお話しいただきますよう、お願いいたします。円滑な会議の進行及び会議録の作成にご協力よろしくお願いいたします。

２点目、第３次小金井市環境基本計画（案）に対する諮問・答申について、でございます。本審議会は環境基本条例第２６条に規定されているように、市長の諮問に応じて環境基本計画に関することに対し、調査・審議をいただく会議体でございます。

本日はこれからパブリックコメントや庁内推進本部での検討結果を踏まえた計画案についてご審議いただくわけでございますが、本日の

審議会後に作成する計画案を最終案とし、その後改めて、市から本審議会へその最終案が妥当かどうかの諮問を、市長から会長へさせていただきます。その諮問に対する審議会の答申を次回の第６回審議会においてしていただくという流れとなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして配布資料の確認です。次第の下段、＜配布資料＞をご覧ください。資料１から資料５まで合計５点です。事前に皆様に郵送させていただいたものと内容の変更はございません。

参考資料としまして、２点ご用意いたしました。表紙と本編のデザインイメージでございます。議事でご協議いただくものではございませんが、のちほど参考までに率直な御意見等をいただければ幸いでございます。

なお、後ほど報告させていただきますが、本基本計画と並行して、他の会議体において「第２次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を策定いたしましたので、モノクロ版ではございますが、本日ご用意いたしました。オンラインでご参加の皆様には、予めＥメール等にて資料を送信しておりますので、そちらをご確認ください。

お手元の資料に不足がございましたら事務局までお申し付けください。

最後に欠席のご案内でございます。高橋委員、鈴木委員につきましては、急用のため、本日ご欠席のご連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

また、大変申し訳ございませんが、環境部長及び環境政策課長は市議会開催中のため、本日の会議は欠席させていただく予定でございます。

以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

池上会長　　はい、ありがとうございました。事務連絡と配布資料の確認が終わりました。今の点に関しまして、何かございますでしょうか。

特になければ、次第の「２　報告事項」に移ります。事務局から何かあればよろしくお願いします。

荻原専任主査　それでは、現在策定中の第２次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の概要について説明させていただきます。

本計画は、現行の小金井市地球温暖化対策地域推進計画が今年度、２０２０年度に計画期間が終了することに伴い、昨年度、２０１９年度より２年間かけて策定作業を進めて参りました。

２０１９年度には、市民３，０００人、市内事業者３００人、市内の教育研究機関４団体にアンケート調査を実施し、検討課題等を抽出して計画骨子案を作成いたしました。

２０２０年度には公募市民、市内事業者、エネルギー関連事業者、学識経験者、関係行政機関からなる計画策定検討委員会を立ち上げ、計画素案について審議をしていただきました。現在までに、５回の策定検討委員会と昨年１２月４日から今年１月４日まで１か月間行いましたパブリックコメントでのご意見を受けまして、本日、提出させていただいている資料となっております。先週、５回目の策定検討委員会があったばかりで、そこで出たご意見がまだ反映できていないため、この後、若干の修正が入りますが、完成したものは４月か５月開催の審議会時にお配りできるかと思います。

この計画は、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となり市域の温室効果ガス排出量を削減していくための計画でありますが、今回の新しい計画の特徴といたしましては、温室効果ガスの排出を抑制するための「緩和策」だけでなく、緩和を実施しても避けられない気候変動の影響に対処し被害を回避・軽減していくため、気候変動適応法に基づく「適応策」を内包しております。

以上です。

池上会長　ありがとうございました。本件に関しまして、何かご質問はございますでしょうか。特に無いようですので、以上で、次第「２　報告事項」を終了いたします。

続いて、本日の議題に入ります。

次第の「３　議事（１）前回会議録について」を議題といたします。事務局の方から説明をお願いします。

山口係長　資料１「令和２年度第４回小金井市環境審議会会議録」をご用意いただきたいと思います。前回審議会におけるご発言については、本資料を事前にお目通しいただき、ご確認いただけていることと思います。訂正等がございます場合は、ページ番号と発言委員名および訂正内容

をお知らせください。本日、本審議会においてご承認いただけた後は、市ホームページへの掲載を行う予定です。以上です。

池上会長　　はい、ありがとうございました。それでは、前回審議会における各自のご発言について、訂正等がある場合は、挙手にてご発言をお願いします。

皆さまのご賛同がいただけましたので、以上で、次第「３　前回議事録について」を終了いたします。

次の議事に移ります。次第「３　議事（２）第３次小金井市環境基本計画（案）に対する意見及び対応結果について」を議題といたします。

また、計画案本編の協議についても、パブリックコメントの検討結果と密接に関わっていますので、次第「３　議事（３）第３次小金井市環境基本計画（案）について」も合わせて議題としたいと思います。始めに事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

山口係長　　少し説明が長くなりますことと、資料の文字が小さいので、聞こえづらかったり、読み取りづらい部分については、後ほどご指摘ください。資料２をご覧ください。

前回第４回審議会においてご協議いただきました基本計画案に対し、小金井市市民参加条例第１５条に基づき、令和２年１２月４日から令和３年１月４日の期間で市民提言制度（パブリックコメント）を実施いたしました。資料１枚目がその概要、２枚目以降が別紙となり、お寄せいただいた御意見に対する検討結果となっています。

資料２、１枚目をご覧ください。意見の提出方法は２⑵のとおりで、提出状況は３のとおりとなってございます。提出人数は１１人、延べ意見数は３８件でございます。

２枚目以降について説明いたします。項目欄には、お寄せいただいた御意見に対応する基本計画案の該当箇所を基本計画案の項目順に記載してございます。続いて「お寄せいただいた御意見」「御意見に対する検討結果」としており、右端に基本計画案の該当ページを記載してございます。資料３の基本計画案における章別にお寄せいただいた御意見の分類は、本日追加配布した資料２別紙のとおりでございます。第１章が０件、第２章が４件、第３章が２９件、第４章が４件、その

他、地下水及び湧水の保全・利用に係る計画について、が１件でございまして、合計３８件となります。計画案の各章で特に御意見をいただいたものを掻い摘んでご案内いたしますと、第３章の２９件のうち、１０件が計画推進の基盤づくりに対する御意見、１８件が各基本目標に対するものでございました。件数の詳細につきましては、項目別にまとめたものを本日追加でご用意いたしましたので、御確認いただければと存じます。

なお、計画案各章の項目に絡めて複数件御意見いただいたものとしては、生物多様性やみどりの保全、景観などの観点から、現在行われている「玉川上水における桜整備事業」や「都市計画道路建設」に対して御意見をいただいてございますが、項目は異なっていても意見の内容が同様と思われるものの検討結果は同一の回答としてございます。

続きまして資料３についても合わせて説明いたします。資料３は計画案の本編でございますが、大きく２点の要因で修正を行ってございます。１点目はパブリックコメントによる御意見への対応、２点目が庁内の環境基本計画推進本部による確認の２点において修正を行いました。修正箇所は赤字で記載してございます。

大変申し訳ございませんが、２点修正漏れがございます。本日追加でＡ４の正誤表を配布させていただきました。資料２と合わせてご確認いただければと思います。

一点目、７８ページ上段、＜取組指標＞の表中、目標欄の三列目、「市民７５０件、事業者（検討中）」とございますが、こちらを「市民（事業者を含む）７５０件」にご修正願います。

二点目、８２ページ上段、＜取組指標＞の表題、現状欄が「梶野公園にミストを設置」となっている箇所を「３箇所（令和２年度）」に、目標欄「（検討中）」となっている箇所を「現状の箇所数以上」にそれぞれご修正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

池上会長　はい、ありがとうございました。内容がたくさんありますので、章ごとに御意見を伺っていきたいと思います。

今回、計画案に対しまして、１１人の方から３８件の御意見をいただきました。本日、お配りいただいている意見数一覧を見ながら一章

ずつ見ていきたいと思います。

それでは始めに、「第一章　小金井市環境計画とは」についてです。パブリックコメントでの御意見は寄せられていないようですが、何か御意見等ございますでしょうか。

無いようであれば次の章に移りたいと思います。

「第２章　計画の背景及び方針」ということに関しまして、パブリックコメントが４件寄せられております。事務局から資料における該当箇所の説明がございましたらお願いいたします。

山口係長　資料２では項目Ｎｏ．１からＮｏ．４が該当します。資料３、計画案本編のページ番号は４ページから１９ページです。以上です。

池上会長　それでは、御意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長　意見に対する検討結果の資料に関してなんですけれども、１つ目の意見に対する検討結果の説明の文章の冒頭の、同条件の自然環境において生態系を形成しておりますという部分が、ちょっと内容が伝わりにくいなという印象を受けましたので、例えば小金井市に生息する生き物は小金井市だけでなく、その周辺に成立する生態系も含めて利用していると考えられますというような形で、意図がこの文章だと伝わりにくいんじゃないかなと思いました。

以上です。

池上会長　はい、ありがとうございます。

山口係長　御意見ありがとうございます。精査いたします。

池上会長　ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

石田委員、お願いします。

石田委員　ちょっと教えていただきたいんですけども、９ページの一番下の、第２次計画推進における主な課題というのが追加になったように思うんですが、これは非常に重要なことを書いていただいているんですけれども、計画全体の中で漏れなくチェックされているかどうか、これが考えられているかどうかというようなことが、ちょっと見にくいかなと。

直せということを言っているわけじゃなくて、ちょっと分かりにくいかなという気はしました。重要なことを言っていると思います。

見ていくと、ここに関わっているんだろうなということは分かるんですが、それはいいとして、５つの問題が計画の中で改善するような点になっているかどうかというのはちょっと見えないかなと思ったんですけれども。非常に難しい要求かもしれません。

特にここを見直したほうがいいとかいうことではありませんけれども、ということです。

山口係長　御意見ありがとうございました。

石田委員、具体的なというのは特にないということで、取りあえず承っておいてよろしいでしょうか。全体的にも、また見直しをさせていただいて、おっしゃること、可能なことがあれば対応させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

池上会長　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第２章は終わりにしまして、続いて第３章に移りたいと思います。第３章、環境像とその実現に向けた取組という内容についてのところで、この章では非常に多くの２９件の御意見が寄せられております。項目が多いですので、少し細かく見ていきたいと思います。

まず、第３章の１と２、１の将来の環境像、２番の計画の体系、この２つに関してはパブリックコメント１件になりますけれども、資料２番の項目、Ｎｏ．５のところになります。資料３の本編でいきますと２０ページから２２ページのところになります。

この部分について、御意見ありましたらよろしくお願いいたします。

中里委員、お願いします。

中里委員　意見ではないのですが、２２ページ、多分、校正ミスかと思うんですが、基本目標７．１、これは、低炭化じゃなく低炭素化ですよね、低炭素化の推進。

山口係長　御意見ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。低炭素化の推進に修正いたします。

池上会長　ありがとうございます。今いただいたところは概要版にも同じところがありますので、併せて修正をお願いします。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、次に参りたいと思います。続いて、第３章の３番、計画推進

の基盤づくりというところについて、該当箇所ですが１０件のパブリックコメントの意見をいただいておりまして、パブリックコメントの横向きの資料、Ｎｏ．６からＮｏ．１５の１０件になっております。それで、本文のほうの該当するページは２３ページから３０ページとなっております。

この部分に関しまして御意見をいただけたらと思います。

長森委員、お願いします。

長森委員　パブリックコメントの１６に関する質問。パブリックコメントに対する検討結果ところで、緑の保全について、緑被率は減少傾向にあるけれども、できるだけ減少を抑えるための施策を推進していきますという表現で書いてあります。ずっと一貫して心配なんですけれども、できるだけ減少を抑えていくということであれば、これは前回のときに対する回答でもあったんですけれども、行政にはできることとできないことがあるという回答をいただいたんですけれども、できるだけ減少を抑える努力をする、しかし行政にできることとできないことがあるということだったら、現状を維持すること、成り行き任せに近い印象を受けます。

計画というものは、科学的に想定してみて、今の調子でいくと、この計画使用時、緑被率はどのくらいまで減ってしまっているのかと。そして小金井の環境はどんな姿になってしまっているのかということをある程度想定して、それを共有して、それをどう評価して、それに対して何か対策を打つのか打たないのか検討する、そういうことをやること自体が基本計画をつくることの意味であり、使命であると思うんですけれども、ちょっとこの辺りのこと、緑に関して言いますと、先ほど言いましたように、できるだけ減少を抑える、行政にはできることとできないことがあるというふうなスタンスが非常に強いように感じるんですけれども、いかがでしょうか。

小林係長　今いただいた御意見につきましては、特にみどりの基本計画のほうで詳しく記載させていただいておりまして、資料編のほうでまとめているものなのですが、一定こちらのほうで何も取組を実施しない場合についての推計値を出させていただいておりまして、今のままではこれまでの減少スピードと変わらない、数値で減っていくということと

なります。今後取り組んでいく内容としましては、まずは都市公園の創出、あとは、今、開発に伴って減少する緑というのが非常に多くございますので、開発の緑化の指導の対象になっていないような２００平米以上の建築行為に対しても緑化の指導をしていく方向で考えてございます。あとは既存樹木につきましても、今も指定開発事業の際には、できるだけ残すように指導しておりますが、今後、おおむね３割程度を残していくようにというような基準の見直しをさせていただくことで検討する予定です。このような取組を実施することで、できるだけ減少を抑えるというような考え方でみどりの基本計画のほうでまとめさせていただいております。

以上になります。

池上会長　　ありがとうございます。

緑被率に関しては以前から議論になっているところではございますけれども、なかなか民有地といいますか、民間の住宅の建て替え等で庭がなくなってしまって、新築の住宅になるとなくなると、そういったところはなかなか市としては防ぎようがないというところは、市の手が出せないところの一つかと思いますけれども、あとは、公園を新しくというところも、できることとできないことがあるというのは確かにそのとおりかなと思いますし、ここに都市計画道路の話が書かれておりますけれども、環境基本計画の中で、道路に関して、ほかのところでもパブリックコメントが何件か同じようなものがありましたけれども、環境審議会、環境基本計画の中でこういったところに言及するのは非常に難しいかなというふうに感じております。

市民の生活において環境が全てではないというところが一番重要かなというふうに思っておりますけれども、そういう意味では都市計画道路であったり、先ほどの桜の話もそうですけれども、必ずしも環境だけが目的ではなくて、環境を破壊しようと思って道路をつくっているわけでもなければ、桜を植えているわけでもないというところが、なかなか市民に伝わりにくいのかなというところはありますけれども、緑被率は、そういう意味ではなかなか増やしていくことが難しいのかもしれないですし、緑の基本計画のほうで専門家が集まって議論していただいているというところを環境審議会としては反映するというこ

とでいいかなと思っております。

道路に関するところも即刻中止を記載すべきとかいうところもありましたけれども、なかなかそういうところは、ここで踏み込むのはいかがなものかなというふうに感じております。

この点も含めて、皆様、いかがでしょうか。

事務局からお願いします。

山口係長　先ほど小林が説明した緑被率の数値の件でございます。本日配付してございます資料４、資料編になりますが、資料４の資料編の下部に記載してございます、資－１７、１７ページでございます。基本目標１、みどりを守り、つくり、育てる、こちらの緑被率の目標設定の考え方というものを記載してございます。先ほど小林が説明させていただいたものと同じ内容となってございますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上です。

池上会長　ありがとうございます。

皆様から、いかがでしょうか。

もう一点、今の１６番に関してですけれども、ほかのところにも御意見をいただいていますけれども、昨年１０月に菅総理がカーボンニュートラルの宣言をして、それに対して、もう少し高い目標を持つべきじゃないか、そういった意見も出ておりますけれども、ここの回答のところにもありますけれども、１０月に発表されて具体的な取組のところまでまだ落ちてきていない状況を考えますと、現段階の環境基本計画においてはこのままの状況で、その後、より状況が詳しく出てきてから、また改定を検討すると。小金井市からの回答では、新たな宣言を行う必要性を検討していきますというところにもありますけれども、今後また状況が変わり次第検討するということで、現段階では菅総理の状況はなかなか反映できていないという状況ですけれども、このままかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

続いて、第３章の４番、基本目標ごとの施策及び取組に関して１８件御意見をいただいております。たくさんありますので順番に行きましょうか。

まず、基本目標１の、みどりを守り、つくり、育てるというところに関して５件御意見をいただいております。先ほどの１６番はここになりますね。基本目標１の１６番から２０番。本編の資料３でいきますと、３１ページから３９ページまで。

パブリックコメント１６番から２０番に関して、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長　最初の３１ページについてなんですけれども、中身の見方が具体的に説明されて、すごく分かりやすくなったと思ったんですが、１点だけ、パブリックコメントに関連することではないんですけれども、本体のほうの３１ページについてなんですが、②から青い矢印が下に向かって引いてあると思いますが、青い矢印が、市が進める施策の内容のところまであえて下ろしてあるのがなぜかなと思いました。

④の施策の内容と各主体の取組、全体に関わってくる部分になってくると思うので、もう少し下向きの矢印を短くして、全体に関わる、取組指標にも関わってくると思いますので、短めにしておいたほうが分かりやすいんじゃないかなと思いました。

以上です。

池上会長　ありがとうございます。事務局からお願いします。

山口係長　申し訳ございません。長く伸ばし過ぎてしまいまして、御指摘のとおりでございます。短く④にかかるような形の矢印に縮めて修正いたします。

ありがとうございました。

池上会長　ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

本文中は特に赤字がありませんので修正箇所はないと思いますけれども、パブリックコメントの意見に対する検討結果等についても何かございましたらよろしくお願いします。

何かございますでしょうか。

長森委員　範囲はどこまででしたか。

池上会長　基本目標１の３１から３９ページ。パブリックコメントですと１６番から２０番。よろしいですか。長森委員、お願いします。

長森委員　資料３の２７ページにかかることなんですけども、環境市民会議へ

の支援とか、市民会議の協働ということがここに書いてあるんですけれども、前回もちょっと出ていたんですけれども、私自体は、環境市民会議、立ち上がりのときからずっと関与しているんですけれども、その印象からいきますと、実感として市の介入というのは極度に減ってきているという感じを受けております。立ち上がりの頃は不安もありましたけれども、市のほうが沢山ノウハウを持っておられたり、それまでずっと同意があったんだと思うんですけれども、計画段階からいろんな注文が入るし、そして意見とかアドバイスに対して本当に協働しているという実感があったんですけれども、この件に関して、比較的最近は、あれは市民の活動だから市は介入しないよというふうな突き放した姿勢が、特に環境市民会議は単事業を市に遠慮して、環境ネットワーク、ＮＰＯがやるようになってからその感じが強い。市と一緒に仕事をしているという感じが非常に少なくなってきた、一緒にしていないという感じがあります。

そういう意味で、環境市民会議のほうも全体のパワーが減ってきて、動きが悪くなるというのもあるんですけれども、これについてはもう少し具体的にというんですか、協働の在り方について研究していく必要があるんじゃないだろうかと。前に進むための効果的なことを考えていく必要があるんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、２７ページについては、確かに協働の体制強化へつなげますという言葉を書いておられて、それを意識しておられるのかなと思うんですけれども、協働ということになると、非常に具体的で実効性のあることを考えていく必要があるんじゃないかと思います。

この文言について、もう少し踏み込んでいくべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

池上会長　事務局からお願いします。

山口係長　御意見ありがとうございました。

２７ページの真ん中辺り、市民協働について、枠で囲われた部分などについて御意見をいただいたんだと思います。

第２次環境基本計画、今年の３月で終了いたしますけれども、こちらの推進主体ということで市民会議さんには多大な御苦労をおかけし

ていたところでございます。

第２次基本計画の総括といいますか、先ほど石田委員からも御指摘があったんですが、９ページの一番下に第２次計画推進における主な課題というようなことが残っております。

基本計画を推進するに当たっては、我々も第３次基本計画を策定していく段階で、当然、第２次基本計画の推進主体をしていただいた環境市民会議さんとは調整、協議をさせていただいてございます。第２次のような主体となり得るかどうかということも主眼としてお話をさせていただいたところではございます。

それで、我々、存じているところでは、今、環境市民会議は、いろいろな場で内部の役員決めだとか、そういったことの新生環境市民会議のミーティングということで、今後どういうふうなやり方、在り方をしていくのかというふうな御検討をされている最中と伺ってございます。

我々事務局としてもそのような状況は以前から聞いてございます。ただ、環境市民会議は条例第２７条に定められた市民団体でございます。かないますれば、市民の環境を総括する団体として推進の主体としてまたやっていただきたいという思いもございますけれども、今回、どういった協働が具体的にできていくかというのは、まずこの程度の記載にとどめさせていただきまして、その後計画を推進していく段階で、また新たな協働の体制を進めていければという思いもございますので、このような記載にとどめているところでございます。

以上です。

池上会長　　ありがとうございます。

協働に向けて体制が、今後の在り方はそれぞれ協議の場を持つといいますか、ということはするけれども、なかなかここに具体的なことは記載が難しいということかなというふうに思っております。

そういうことも含めて、意見交換の場というのが定期的にあるのが望ましいかなとは思いますので、その辺はぜひ検討いただけたらと思います。

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今の部分は少し戻ったところになっておりましたけれども、今、基本目標１のところに関しまして特にないようでしたら、次に移りたいと思います。

続いて、基本目標の２番の、地下水・湧水・河川の水循環を回復するというところに関して、２１番から２３番まで、３件御意見をいただいております。資料３の本編ですと４０ページから４７ページが該当するところになります。水色がついているところです。

何か御意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

石田委員、お願いします。

石田委員　これ、前に質問したかもしれないんですけれども、４７ページの震災対策用井戸の数というところで３８か所とあるんですけれども、これは電動式なのか手動ができるのかということをちょっと聞いてみようかなと思ったんです。

というのは、震災時ですので、電源が止まるというようなこともある可能性は非常に高いかなと思うんですね。そうすると、せっかくあっても電動だけだと使えないと。電動と手動が両方使えるような井戸であれば使えると思うんですけど、この辺の数というのは把握されておられるんでしょうか。

池上会長　ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

山口係長　以前御質問をいただいたかどうかは定かでございませんが、震災対策用井戸の所管課は地域安全課というところでございまして、我々のほうでそれが手動なのか電動なのかというのは、申し訳ございませんが把握はしてございませんけれども、御意見いただいてございますので、こちらで確認をして、後日また御回答させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

石田委員　分かりました。

震災のときに結局使えなかったというのがないような支援の仕方をしてあげると、とてもうれしいなと思います。

以上です。ありがとうございました。

池上会長　ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員　ちょっと細かいことでなんですが、４７ページの市民の取組のところの２つ目の項目の、井戸をもつ家庭では、最後のところ、非常時の飲用等にも使えるよう、近所への日ごろのからの周知なども行いますとあるんですけれども、これはどのような周知をされているのかというのが分かれば。今日でなくてもいいです。

山口係長　ここが震災対策用井戸ですというような看板が設置されているという程度しか、我々把握はしてございませんけれども、先ほどの御質問と同じく調査をさせていただいて、後日回答させていただければと思います。

羽田野委員　お願いします。市報とかを見ていたりしても、あまりそういうのを気にしたことがなかった、目についたことがなかったので、お願いします。

池上会長　ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続いて、基本目標３に移りたいと思います。都市の生物多様性を守り親しむというところで、パブリックコメント２件、２４番と２５番の意見をいただいております。

資料３のほうですと４８から５３ページ、緑色のページの部分になります。

御意見等、よろしくお願いいたします。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長　２つのパブリックコメントの回答に関連してなんですが、検討結果のほうで、玉川上水・小金井桜整備活用計画という市の計画に基づいているということを結果として回答されているんですけれども、これを踏まえて、基本目標の最初に市の関連する計画を、基本目標１も２も書かれていたと思うんですけれども、この基本目標３に関しては、その計画を関連するものとしてここに追記してはどうかなと思いました。

追加で、以前もお伝えしたかもしれないんですが、緑の基本計画についても結構関連するものだと思いますので、併せてそれも関連する計画として併記してはどうかなと思いました。

あと、もう１点なんですが、５３ページの、生態系サービス（４５

ページ参照）になっているんですけれども、これは４９ページの間違いかなと思います。

よろしくお願いします。

池上会長　　ありがとうございます。

Ｐ４５を４９にするのは修正していただくとして、関連する計画を加える点はいかがでしょうか。

山口係長　　御意見ありがとうございます。

関連する計画、矢印、何々計画ということを追記してはどうかという御意見であったかと思います。

玉川上水の桜の整備基本計画は、まず、東京都水道局が玉川上水を管理してございます。そちらの計画を踏まえた上で、市が名勝小金井（サクラ）というものをどうしていきたいかというふうに、委員会として定められた計画となってございます。多種多様な木々が茂っていたわけでございますけれども、その計画によりますと、今は桜を中心として並木を再生させようという計画だと思います。それを、例えば生物多様性ということと絡めながら、ここに載せることが、もともとの計画の目的かどうかというのは、ちょっと我々も悩ましいところではございます。

御意見をいただきましたので、最終案とするに当たりましては、検討はさせていただきたいとは思いますけれども、我々の考えとしては、今、なかなか絡めていくのはどうなのかなというふうには考えているところでございます。

同じく緑の基本計画のほうも、ここで記載できるかどうかも、最終案に向けての検討材料とさせていただきたいと思います。

以上です。

池上会長　　ありがとうございます。

池上ですけれども、２５番の今言っていただいている小金井市桜整備活用計画、こういったところは、今回の環境基本計画で言うと、景観のところのほうがより近いかなとも感じますけれども、飛んで申し訳ないですけれども、例えば基本目標５のところでは、小金井市都市計画マスタープラン、６０ページの関連する計画のところに小金井市都市計画マスタープランというのが書かれておりますが、これはこう

いう細かな桜整備活用計画等よりも、マスタープランというのは上位の計画に位置づけられていると考えてよろしいですか。

そうしますと、こういった細かな計画も、都市計画マスタープラン、景観のところに入っているというところですか。

山口係長　関連があれば入っていると思いますけれども、全てを確認しているわけではございません。

池上会長　今、基本目標３のところの議論で申し訳ないですけれども、そうすると、小金井市の名勝小金井（サクラ）のところに関しての、玉川上水・小金井桜整備活用計画、こういったところの景観が目的に入っているようであれば、基本目標５のところに関連する計画として入れてもいいかなというふうに少し感じましたので、そこも併せて御検討いただけたらと思います。

山口係長　玉川上水・小金井桜整備活用計画に関しまして、御意見いただいたような観点から、基本目標５と絡めて関連する計画とすることができるようであれば、こちらに記載するということも、最終案に向けての検討材料とさせていただきます。ありがとうございました。

池上会長　すみません。また、基本目標３に戻りますけれども、何かございますでしょうか。

中里委員、お願いします。

中里委員　パブリックコメントに直接関係ないんですけれども、５０ページの下の写真３－１６、囲みの中の左側にスジエビとミナミメダカ、絶滅危惧種的なものが２点と、右側に特定外来生物で、在来種の生態系に害を及ぼすものが２つ組み合わされていますけれども、同じ表の中にというのは、分かる人は分かるんですけれども、分かりづらいというのが一般的かと思うんです。線を１本引くだけでここは区別できると思いますので、そうしていただければと思います。

ちなみに、前回私が提案したタンスイベニマダラの写真は載せていただいていないんですけれども、これはやはりちょっと残念に思いました。

以上です。

池上会長　ありがとうございます。

山口係長　まず、タンスイベニマダラの件でございます。御意見いただいたの

で、我々も分かりやすい写真を探したんですが、実はなかなか見つからず。ただ、せっかく御意見をいただきましたので、調べたんですけれども、なかなかネット等にも落ちていなくて、申し訳ございませんでした。

中里委員　　すみません。ありがとうございます。了解です。

山口係長　　表の修正のほうですが、おっしゃるように、ウシガエルが例えば特定外来生物だと分かる方、アレチウリが特定外来生物だと分かる方、ぱっと見、何もなければ全て固有種のような感じもいたします。ですので、表を分ける、もしくは色を分ける、その辺の工夫をしてみたいと思います。

ありがとうございました。

池上会長　　ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

石田委員、お願いします。

石田委員　　ちょっと確認なんですが、５３ページの市の施策の中の３．２．１の中で、最後の行で、また、公園、公共緑地等においてとなっていて、１つ前のバージョンでは遊歩道とかも入っていたんですけれども、削ったのは何か意図があったんですかね。狭い場所ではあると思うんですけれども、せっかくこういう場所も緑化も含めて緑の創出も含めて、いろんな生き物に、生きていける場所を提供するという意味では、遊歩道とかも含めて残しておいたほうがいいように思ったんですが、いかがですか。

池上会長　　事務局からお願いします。

山口係長　　おっしゃるとおり、遊歩道の件については、以前記載させていただいたものを、今回は削除しているということでございます。このパブリックコメント及び最終案に向けて資料を作成していくに当たりまして、庁内各課に一度調査をかけ、中身が適当か、記載することが適当かというようなプロセスを取らせていただいております。その中で、遊歩道というのは市道に該当するものもございまして、道路管理課という部署が、看板を設置するか、もしくはできるかということに関しては、なかなかここに載せるのは難しいのではないかという話はございましたので、今回の計画からは文言を削除という形を取らせていた

だいております。

以上です。

石田委員　分かりました。どうもありがとうございました。

池上会長　ほかにございませんでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。

続いて、基本目標４番、安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守るというところに関して、１件、パブリックコメントをいただいております。関連するところは、１つ順番が前後します。パブリックコメント２７番に関して、該当するページはオレンジ色のところです。５４ページから５９ページになります。

御意見いただけたらと思います。

事務局からお願いします。

山口係長　２７番の御意見でございますけれども、文言が適正かどうかというような御意見がございました。検討結果は改めた検討結果として資料を修正してございますので、この表現が適切かどうかということについて御意見いただければと思います。

以上です。

池上会長　今のところは５９ページの②の市民の取組のところですね。この赤色の修正箇所です。

池上から、中身に関してではないんですけれども、５８ページの、今回、取組指標のところが赤字になって、ここは新たに記載されたということになりますか。

山口係長　そうでございます。一般財団法人自動車検査登録情報協会というところから、データの取得ができそうな状況になりましたので、今回、指標と現状を追記させていただいてございます。

池上会長　ありがとうございます。

ほかのところの取組指標の書き方と比べると、見やすさの問題ですかね。行が詰まっているような感じなので、少しゆったり書いていただけたらと思います。

山口係長　５８ページの下の部分にちょっと空欄がございますので、体裁等も整えつつ、御意見に添えるように検討してまいります。

以上です。

池上会長　　ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続いて、基本目標５番、美しく住み心地のよいまちを守るというところに関して、パブリックコメント１件、Ｎｏ．２６の御意見をいただいております。資料３の計画本文のほうでいきますと６０ページから６５ページの紫色の部分になります。

御意見ありましたら、よろしくお願いいたします。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長　　コメントの２６番にも関連する部分ではあるんですが、６４ページの５．１の取組指標に関して質問です。ほかの個別の取組指標に関しては、基本的に数値である程度評価できるものが目標として掲げられているんですけれども、ここだけちょっと、多様な植物が生育していることとか、補植を実施していることという、ちょっと評価が難しい書きぶりになっているんですが、ここも、例えば具体的な整備に絡めた具体的な目標として提示できないかなというところが気になりました。

以上です。

池上会長　　ありがとうございます。

山口係長　　指標が、玉川上水・小金井桜の整備状況で、どのような計画が立てられているかというのが現状ということでございます。その現状の計画が、玉川上水・小金井桜整備活用計画というものでございますけれども、その計画内容でございますけれども、例えば数値化できる何かがそこには記載をされている、もしくはそこを目指してこういったことをやっていきますというような計画の内容ではございませんので、具体的な数値等々で、それが達成できたかできないかということで評価をするということが、小柳委員がおっしゃっているように多分難しい部分がございますので、またこの計画を詳細に確認させていただきたいと思いますけれども、現状、目標としてふわっとした感じにはなってしまいますけれども、こういった記載の仕方というのがベストと言わずともベターなのではないかなというようには考えてございますが、御意見をいただきましたので、確認はさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

池上会長　　ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

長森委員、お願いします。

長森委員　　同じ６４ページ、２６番のことなんですけれども、この件につきましては、玉川上水の桜ですね。コメントの２とか３辺り、初めのほうの部分ですけれども、玉川上水の例のケヤキの伐採というのは非常に衝撃的であったというふうな印象を受けている方はまだ非常に多いと思います。ここで確かに桜を中心として生物多様性に配慮した植生というのが少し不可思議だということが書いてあるんですけれども、それが出来上がった後のイメージというのを、もう少し強く、切る段階で皆さんの頭の中にイメージしていないと、伐採の後、伐採で何もなくなっちゃったというふうなイメージのほうが、今のところ先行しているのが、このコメントの最初の２とか３辺り。見ていてもそういう部分があります。

したがって、もう少しポジティブな、目標のところ、表現があったほうがいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

山口係長　　御意見ありがとうございました。

先ほどからお知らせしてございますように、こちらは、つい最近、また整備事業があったように聞いておりますけれども、東京都が策定してございます史跡玉川上水整備活用計画というのがございます。それを受けて名勝小金井（サクラ）の所管である生涯学習課におきまして、玉川上水・小金井桜整備活用計画というのが定められている部分でございます。

御意見いただいたのは、恐らくどういった計画で、計画がなった暁にはどのような経過になるのかというのを御存じじゃなかった方、もしかして伐採の様子、そういったものについては恐らく驚かれる方もいらっしゃる、そのようには思います。

ただ、今回の取組指標は、こういった言い方が適切かどうかはちょっと置いておきまして、ほかの部署の玉川上水・小金井桜整備活用計画、さらに言ってしまえば、東京都の史跡玉川上水整備活用計画をこの基本計画に落とし込む上で活用して、我々として取組指標としている部分がございます。

ポジティブな表現、ポジティブな画像、そういったものがあればまた分かりやすいかもしれませんけれども、御意見いただきましたので、

検討させていただきたいと思いますけれども、今、我々として記載できる部分については、この程度が適切かなと現段階では考えているところでございます。

以上です。

池上会長　　ありがとうございます。

関連して、池上ですけれども、６４ページの目標のところに書かれているような補植を実施していること、ここに関しては、この計画の中に入っているということですか。現状のところに書かれている計画の中には、サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していることという目標の、補植をするということ自体は、この現状の計画の中には入っている。

プレック研究所　入っています。

池上会長　　その計画に従って、今後もそれを進めていくと。

プレック研究所　委員会の中で視察を行っており、視察のポイントはこの２点になります。

池上会長　　現状の小金井桜整備活用計画に従っていけば、この補植も進んでいくと。分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

１点だけ、すみません。今さらの確認で申し訳ないですけれども、目標のところに書かれている数字で、特に指定がないものは１０年後の目標値と考えてよろしいですか。

プレック研究所　はい。

池上会長　　ほかにございませんでしょうか。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員　　前はあったかもしれないですけれども、６４ページの写真３－２２というのがあるんですけれども、これは文章とどこのつながりがあるのかなと思いまして、左側の５．１．１の説明には全然関係ないような感じもするので、場合によっては写真は必要ないんじゃないかなという気もしないではないので、ちょっと検討をお願いしたいなと。

山口係長　　写真がちょっと分かりづらいかもしれませんけど、これは小金井橋周辺の、ほぼ同じ地点をそれぞれ映し出してございます。

左側が、ケヤキとか多種多様な木が生い茂っておりますけれども、

整備前、右側が整備を行った後という意味合いの写真をこのように掲載をさせているところでございますが、いかがでしょうか。

羽田野委員　左の文章と関係はしているんですかという。

それと併せてなんですけれども、全体のことでちょっと申し訳ないですけど、全体のことでいきますと、入っている図とか表が文章の中で括弧として説明されているところと説明されていないところがあるんです。例えば今のそれもそうなんですけれども、必要な図に対して括弧何番という形で示してある箇所もあれば、中を読めば大体分かるんですけれども、どれに該当するのかなというのもちょっとあるので、できるだけ本文の文章の中の何かを括弧して表幾つに当たるとか、図幾つに当たるとか入れていただいたほうが分かりやすいんではないかなと思いました。

山口係長　ありがとうございました。表と本文の関連のしづらさという面での御指摘をいただいたかと思います。全体的なお話しでしたので、最終案に向けてのチェックをしていく段階で、またできることがあればやっていきたいと思います。

以上です。

羽田野委員　お願いします。

池上会長　ありがとうございます。なかなか全てを関連づけるのは難しいのかなという感じはしますけれども、関連づけられるところは、ぜひ、例えば６４ページも、３－１６、まち歩きマップというのは本文中にも出てきていますし、そういう意味では関連づけられるところはまだまだあるのかなというふうに思いますけれども、イメージ図だとなかなか難しいところもあるのかなというふうに思います。

長森委員、お願いします。

長森委員　揚げ足を取るみたいで申し訳ないですけれども、図の番号を、３－２２とか、３－１６とか、３－１７とありますけれども、３－１６と１７がどうしてここに入ってきているのか、番号ね。ほかのところは大体連続しているように見えたんですけれども、この１６と１７だけ、ここにぽんと入ってきているように見えるので、ちょっと不自然な感じがするし、番号だけだったら通常どおり普通に通しでつけ直してもいいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

池上会長　　一応、図の番号では通し番号になっていて、図と写真の番号の通しが違うところが分かりにくいところかなとは思うんですけれども、一応、今の図の１６、１７は、その前に出てきている図が３－１５だからということになるかなと思います。大分遡るんですけれども。５７ページの下に図３－１５がありまして、図と写真を……。

長森委員　　勘違いしました。失礼しました。撤回します。

池上会長　　図と写真で番号の通しがまた違うので、２２が来て、１６が来てというふうに見えるところは確かにあるかと思います。

長森委員　　了解です。

池上会長　　特にこだわりがなければ、写真を含めて全部図でもいいような気はしますが、中には一つのエリアに図と写真が両方あるものもあって、それはどっちにしているのかなとさっき気になって見たんですけれども。通しで、図と表で。大変ですか。

山口係長　　確かにぱっと見、数字が行ったり来たりしておりますので、見づらいかなとは思うんですが、写真は写真、図は図ということで、我々としても整理をさせていただいた経過等もございますので、どれが写真でどれが図なのかというのを、ちょっと色でも何でも分かりやすくできればなというふうなことで、考慮したいと思います。

池上会長　　例えば５０ページの生物の図ですけれども、写真と図の切り分けが、４４ページだと左側が図で右側が写真で、図になっています。

山口係長　　事務局、山口です。もう一回、全体を見つつ検討させてください。図とさせていただく可能性もございますし、検討させていく気持ちもございますので、よろしくお願いします。

池上会長　　併せてですけれども、時々、表っぽいものがあっても、必ずしも表のキャプションがついていない、例えば５３ページの真ん中のものとか、こういったものがいろいろほかにもあると思うんですけれども、表というのはあまりないんですか。

　でも、６１ページ真ん中にあるものは表なんですね。統一していればいいかなと思いますけれども、例えば５５番の中のグレーの点線の中のものは表番号とか図番号の対象外なんですかね。ただ、５１ページは図というのがありますけれども、ここは図としか書いていない。

　体裁の問題ですので、最後に少し確認していただければ。

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、基本目標５番が終わりまして、続いて６番、３Ｒ推進で循環型のまちをつくるというところに関してですが、パブリックコメント２８番の１件をいただいておりまして、該当部分は６６から７３ページの、黄色といいますか、黄土色の部分になります。

御意見いただけたらと思います。

山口係長　こちらも先ほどのとおり、文言、表現の仕方が、これではどうかという御意見に対しまして修正を加えているものでございます。修正を加えることが適切かどうか、加えた後の表現も適切かどうかということを主眼置いて御意見等をいただける場合はいただきたいと思います。

以上です。

池上会長　７３ページの修正に関しては、これは市の職員の話だと思いますので、市のほうで、進めていますとするということでしたら問題ないかと思います。

山口係長　おっしゃるとおりでございます。取組は進めています。ですので、この表記とさせていただいているので、こちらでお願いしたいと思います。

池上会長　ほかにございませんでしょうか。

石田委員、お願いします。

石田委員　２件あるんですけれども、１件はとても単純なので、まずそっちからいきます。６８ページ、下のほうで、市民１人１日あたりのごみの排出量というのがありまして、右上のところで、６０９ｇ／（人・日）になって、これで正しいと思うんですが、表は正しいんですが、下のほうに行くと、１日あたり家庭ごみ排出量が３５５ｇ、その次、括弧が抜けているんですね。括弧を統一して両方ともつけておいたほうがいいと思います。実際には分かるんですけれども、括弧になっていることは。せっかく２か所は括弧をつけているので、これは統一したほうがいいと思います。それが１点です。それは単純な問題です。

もう一つは、理由を説明していただきたかったのが７２ページ。７２ページは、前のバージョンのときは基準値があったんですね。管理しているのは確かに浅川清流さんのほうなので、この数は管理してい

ないよということで削ったのかなという気もしたんですけれども、例えばごみの中に水銀は入れちゃいけない、それから、ほかにも入れちゃいけないものも幾つかあるから、基準としてはやっぱり残しておいたほうが、注意喚起という意味ではいいのではないかという具合に思いました。

後ろのほうのページの目標のところに書くかどうかは、７２ページに書くと９０ページのところにも書かなきゃいけないかなという、逆に言うと、こっちに書くほうが不自然な気も多少するんですけれども、ここを削られた理由というのはどういうことかを教えていただければいいですけれども、個人的には、やっぱり市民としては基準を知っていたほうがいいと思うんですけれども、いかがですか。

山口係長　　ちょっと聞き漏れがあるかもしれませんので、お答えが至らなければ御指摘ください。

まず、例えば６８ページで言うところの、６０９グラム／（人・日）の、括弧が抜けているので、括弧をつけるなりという統一をされたらどうかというような御意見でございましたけれども、括弧を入れていない記載につきましては、例えば６８ページで言いますと、小金井市一般廃棄物処理基本計画というものからの引用文に関しては括弧を入れてございません。こちらのほうで表から抜き出しているもの、例えば１日当たりのごみ排出量ですとか、６０９グラム／人・日という感じで、我々のほうではそのような整理をさせていただいている表記でございます。

続きまして、パブリックコメントの前の案でございます。恐らく１１月１１日の第４回、基本計画（案）の素案としてお出ししたものの取組指標の中で、可燃ごみ処理施設の排出ガス濃度、こういったものを記載してございましたけれども、パブリックコメントに出す前の段階で、こちら取組指標は落とさせていただきました。理由は、石田委員がおっしゃるように、これは浅川清流組合がやっていることではないと。かつ取組指標としてはなかなか難しいということを庁内所管課の意見を反映した結果、取組指標から削除とさせていただいたものでございます。ですので、そのように御理解をいただきたいと思います。

以上です。

池上会長　　石田委員、お願いします。

石田委員　　理由が分かりました。ただ、水銀に関してはごみに入れないようなことをちゃんとしっかりと言っているわけで、どこかにそういう、水銀だけじゃないですけれども、こういうものは禁止ですということは書いておいたほうがいいかなという気はしたんですけれども、それはいかがですか。あえて必要はないですか。市民が出すごみの中にそういうものを入れちゃいけないよということは必要かなと思ったんですけれども。

山口係長　　基本目標６に関して、でございますけども、こちらはごみ処理に関することと非常に密接というか、そのものといいますか、そういった基本目標でございます。こちらを環境基本計画の目標として記載していくに当たり、所管課がどのようなことをやっていて、どのように考えているのか、実際、ここに載せてしまうことによってどうなるのかということを、所管課でも、ごみ対策課になるんですけれども、考えながら精査をしているところでございます。

水銀に関しては、御意見があったということは伝えさせていただきまして、どのような形になるか、ここではちょっとまだ申し上げられませんけれども、一旦の検討とさせていただきたいと思います。

以上です。

池上会長　　ありがとうございます。池上ですけれども、６８ページの、先ほどの括弧をつけるかつけないかというところで、引用なので、引用を正確にという点で括弧をしないということなのかと聞こえたんですが、括弧をつけないと意味が変わってしまうんですよね。そういう意味では、引用元が間違っているということだと思うんですが、そういう意味でも括弧はつけたほうがいいかなと思いましたけれども、いかがですかね。

山口係長　　一般廃棄物処理基本計画、再度見直しまして、おっしゃるとおり、括弧をつけることの表記が適切であれば、そのようにさせていただきたいと思います。確認を一旦させていただきたいと思います。

以上です。

池上会長　　これ、括弧をつけないと、日にちが割り算じゃなくて掛け算側に変わってしまうので括弧は要ると思うんですね。もともとのものでつけ

忘れているということじゃないかなと思いますが。そういう意味で、引用ではありますけれども、もともとの文章のほうでも、意味合いは括弧がついたものということを考えると、引用だけどつけても問題ないかなと思いますけれども、その辺も含めて、ちょっと検討していただけたらと思います。

山口係長　そのようにいたします。

池上会長　ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に参りまして、基本目標７番、エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくるというところについて、５件、パブリックコメントをいただいております。２９番から３３番までの５件になります。該当ページ、７４から８３ページの赤色のゾーンになっております。

御意見いただけたらと思います。

木村委員、お願いします。

木村委員　７６ページのところに温室効果ガス削減に向けた動きという段があると思うんですけれども、そこで、３つ目のポツ、赤字のところで、CO_2実質ゼロの目標を、今回、追加していただいたということだと思いますが、それにもう少し加えて、自動車の新車販売における非ガソリン車化、ゼロエミッション化について、東京都では２０３０年、国は２０３５年頃を目標に進めていくということが出されておりますので、それについても追記していただいたらどうかというふうに考えてございます。

山口係長　御意見ありがとうございました。知事がおっしゃっていたことだと思います。ガソリン車の新車販売の今後についてということだったかと、私どものほうでも認識しているところではございます。

今おっしゃられた内容をこちらで再確認をさせていただきまして、記載できるものについては御意見のとおりとさせていただくような方法で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

木村委員　御検討、よろしくお願いいたします。

池上会長　少し気になりますのは、今の７６ページの温室効果ガス排出量の削減に向けた動きというところは、個別具体策ではなくて、一般論、CO_2に関して述べているところになっていて、そういう意味で、ここに

例えば電気自動車だけ特出しすることがいいことなのかというところが、少し議論したほうがいいかなというふうに思います。

例えば、ほかの再生可能エネルギーに関して、この削減に向けた動きの中には特に書かれていないけれども、電気自動車だけを書くことによって何か弊害がないかとか、そういったこともあるかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そういう意味では、今の電気自動車ですとか、その他いろんな対策がありますけれども、市の各主体の取組に関しては７７ページに書かれていますけれども、そういう意味では、国や東京都の取り組みに関しては特に書かれていませんので、もし書くとすると、そういったところに個別の具体策、全体的にページが増えますけれども、問題なければというところかと思いますけれども、そういったセクションを、赤色の見出しになっているところがもう一つ増えるという形もあり得るかなというふうに思います。

７６ページの下側からも、小金井市の話に変わっていますので、その間ですか、もう一つ、電気自動車以外のものも入れるかどうかというところもあるかと思います。

皆さんから何か御意見がありましたら、お願いできたらと思います。

山口係長　先ほど木村委員の御発言で、都の目標として自動車新車販売についてこちらに目標として記載してはどうかということで、我々のほうも検討させていただきますということで一旦御回答しました。

会長がおっしゃられることももちろんなんですけれども、今回、国のCO_2実質ゼロを目標に掲げたものをここに書かせていただきましたので、例えば都のそういったことに関しても、記載の場所は我々としてはここに書かせていただくのが適切かなとは思いますけれども、そちらのガソリン車等々の販売、今後どうしていくかというようなことも多少の議論はあるようなことかと思いますので、先ほども申し上げましたとおり、中身を見て精査をさせていただいて、記載をするのであればここの場所にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

池上会長　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのほかについても何かありましたらよろしくお願いい

たします。

高木委員、お願いします。

高木委員　今の流れに関係することで、ちょっと気になっていたので確認ですけれども、先ほどの７６ページの赤文字のところに関連して、会長がおっしゃったとおり、次のページに地球温暖化対策の施策という表がありますよね。その中を見ると、７８ページ以降に書いてあることの関係というか、施策と書いてあって、いろいろ書いてあるんですけど、立てつけ的には、その次に建物の低炭素化とか、車のこともちろん書いてあるんですけれども、そこに書いてあるものとここは一致させるべきものなのか、別々に書いてあっていいのか、それがちょっと気になりました。

以上です。

池上会長　ありがとうございます。７７ページの内容は過去に行ってきたことということになるかなと思いますが、事務局からお願いします。

山口係長　７７ページ、高木委員が御指摘のとおりの地球温暖化対策の施策の市民・事業者等々が書いてある表と、７８ページ以降のリンクがされるものかどうかというような御質問だったかと思うんですが、こちらはお読みいただくと、各主体の取組や意識の部分の下に、小金井市地球温暖化対策地域推進計画－改訂版－を策定し、市民・事業者・教育研究機関が推進をしてきた内容について御紹介をさせていただいているページと表でございます。

ですので、これから取組目標としてお願いすることが７８ページ以降のもの。７７ページは、先ほど来、報告で、地域温暖化地域推進計画は第２次になりますけれども、それより前の改訂版において取り組んできていただいたものの御紹介というページと御認識いただければと思います。

以上です。

高木委員　ありがとうございます。この表だけ見て流れていく人がいるのかなと思うので、ちょっと表の題名を分かりやすくしてもらうといいかなと思いました。

以上です。

山口係長　御意見ありがとうございます。一旦確認をさせていただいて、検討

できる部分、させていただきたいと思います。

以上です。

池上会長　　ありがとうございます。池上ですけれども、先ほどの、表番号がついていない表があったりというところとも関連していると思うので、もし表番号がついて、中で引用するようであれば、そのようにしていただけたらと思います。

そういう意味では、色が入っている表とそうじゃないところにどういう違いがあるのかが分からなかった。背景に色がついていると表番号がつかないんですか。

何かありますか。

プレック研究所　根拠となるデータ等を示したものについては表番号をつけているのですが、情報提供、トピックスという位置づけのものについては、表番号をつけないというすみ分けをしておりました。分かりにくいようなので、表現を検討させていただければと思います。よろしいでしょうか。

池上会長　　よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

第３章は以上になりますので、次、第４章の計画の推進体制・進行管理に関して４件意見が寄せられております。４件ですかね。３４番から。

資料２の別紙の意見数一覧の第４章のところは３４から３６に修正いただいて、３４から３７の４件、ページ番号８４から９０までに関して御意見いただけたらと思います。特にございませんでしょうか。ありがとうございます。

続いて、３８番、地下水及び湧水の保全。

山口係長　　地下水及び湧水の保全・利用に係る計画というものは、この環境基本計画に含まれるものということで定められておるところでございますが、こちらを審議いただく会議体は別にございまして、地下水保全会議というのがございます。そちらで今、計画の御審議をしていただいている最中でございますので、その保全会議において、意見、また検討結果のほうは御検討いただきますので、こちらでは省略をさせていただきたいと思います。

以上です。

池上会長　　ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントに対する対応に関しては以上となります。

続いて、次の議題に移りたいと思いますけれども、本日配付されている基本計画（案）の本編以外の、資料４、資料編と、資料５の概要版、この２つについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

プレック研究所　資料４、資料編ですが、資料３の環境基本計画の目次の後ろに資料編の目次がついてございますので、全体の構成についてはそこで御確認いただけるかと思います。

細かい説明は省かせていただきますが、これまで実施してきた調査の内容や検討体制、策定の経過などをまとめました。また、第３回の環境審議会で御議論いただきました環境指標・取組指標及び目標設定の考え方は６番として資料の１６ページに整理してありますが、こちらにつきましては、前回、第３回の御議論の後に追加修正させていただいたものにつきまして赤字で示してございます。あとは、資料７、２７ページにはパブリックコメントの実施概要を載せてございます。２８ページからの資料８、９というのは、先ほど山口係長から御説明があった地下水保全計画に関する資料になります。

４３ページからは用語解説となっておりまして、環境基本計画と地下水保全計画の中で用いている用語について、分かりにくいかと思われるものについて解説を付しております。これ以外にも解説があったほうがよいのではないかという御指摘などありましたら、ぜひいただければありがたいと思っております。

続きまして、資料５、概要版ですが、これはその名のとおり概要を示したものです。１ページめくっていただきますと、小金井市環境基本計画とは、将来の環境像、計画の体系ということで、計画の全体的な話をした後に、次のページからは基盤施策と、その波及イメージ、基本目標ごとの取組につきましては、現状、課題と展開する取組、環境指標及び目標という形で概要を説明しております。

最終ページにつきましては、計画の推進体制と進行管理について上半分に示しました。また、この概要版というのは、計画本編よりもお

手に取っていただける部数が多くなっておりますので、より多くの方に環境について興味を持っていただけるように、参加、体験してみませんかという形で活動を紹介させていただいております。

説明は以上になります。

池上会長　　ありがとうございます。これらの資料に関して御意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長　　資料編で示されている、６の取組指標及び目的設定の考え方についてですけれども、気になる市民の方も多いかなと思いますので、例えば本文の１８ページの計画策定の方針のところに、今回、進行管理のための指標を２種類設定しましたとあるんですが、そこに続けて、なお、指標設定の詳細に関しては資料編を御参照くださいのような感じで、資料編に詳細、考え方の根拠が載っているというということが伝わる文章がどこかにあるといいのではと思いました。

以上です。

プレック研究所　ありがとうございます。

池上会長　　ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

池上から少しお願いなんですが。

石田委員、先にお願いします。

石田委員　　ちょっと確認ですが、資料編も計画表と一緒に公開される資料と思ってよろしいですね。そうですよね。

池上会長　　そうなります。

石田委員　　分かりました。ありがとうございます。

池上会長　　概要版、ページ番号がないんですが、３つの基盤施策とその波及イメージの図があります。観覧車みたいになっている。これ、解像度を上げていただけたらと思うんですが、字がぼやっとしています。

もう一つ、資料編の４４ページの上から２つ目の３Ｒのところがゴシックじゃないので、ゴシックに。

プレック研究所　分かりました。ありがとうございます。

池上会長　　ほかにございませんでしょうか。

池上です。もう１点、基本目標６のところのグラフ、先ほど石田委員からいただきましたｇ／人・日のところ、同じく括弧の場所を調整

してもらって、括弧をもう一つ追加してもらって。

プレック研究所　ありがとうございます。

池上会長　　ほかに何かございますでしょうか。

羽田野委員　　単純な質問なんですけれども、今の会長がおっしゃった文章のところの、上のほうの文章で、１人当たりごみ排出量は全国平均と比べてかなり少ない状況ですと、マークの１があって、その下のところに、同じ人口規模の自治体との比較では１位というのは、同じ人口規模の自治体の中で一番多いということですか。それとも少ないということですか。

プレック研究所　一番少ないということです。

羽田野委員　　１位というと、一番上にいっちゃうような気がする。

プレック研究所　その点、分かるようにします。

羽田野委員　　ちょっと分かるように考えてください。

池上会長　　ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、議事の（２）番と（３）番、第３次小金井市環境基本計画（案）に対する意見及び対応結果についてと、第３次小金井市環境基本計画（案）については、これで終了としたいと思います。

本日の審議会における検討をもって、第３次小金井市環境基本計画（案）の審議は終了となります。次回、３月９日の第６回の審議会の後には、本計画案の市長への答申が予定されております。

本日出されました意見に対する対応や軽微の文言等の修正は、会長と副会長が事務局と行うということで御一任いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

池上会長　　ありがとうございます。

それでは、最終案、今回の件の修正は会長、副会長、小柳委員も対応するということで、よろしくお願いします。

それでは、議事の（４）その他についてですが、本日、特に追加案件はないようですので、以上で議事を終了としたいと思います。

続いて、４番、その他として、事務局、委員、何かございましたら

よろしくお願いいたします。

山口係長　　冒頭、配付資料の説明の際にも説明をさせていただいたところでございます。直接御審議をいただく内容ではございませんが、本日は、本環境基本計画（案）の表紙と本編のレイアウト、今、画面を見ていただければ事務局が出しているものが２種類。これが１枚目、写真版が１枚、これが表紙の２つのパターンと、あとは、今まで御審議いただいてきた本編の内容のレイアウトはそんなに変わらないんですけれども、こんな形で中身はできますというようなイメージを本日は配らせていただいてございます。

よろしければ、参考までに率直な御意見をいただければ幸いに存じます。特に表紙は２案御用意してございますので、多数決とは言わないまでも、どちらがいいかなど御意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

池上会長　　皆さん、いかがでしょうか。

山口係長　　ちなみにですけれども、事務局としては、参考資料１のイラストのほうがいいのではないかなと考えてはいます。ただ、写真のほうも、いい写真を御用意したつもりではございますので、こちらもなかなか捨てがたいなという感じはしますが、環境系の、現在、計画の策定が、本計画を含めて３計画ございまして、例えば緑の基本計画は写真が満載な表紙になってございます。今、画面でお見せしますのでお待ちください。

ですので、差別化を図る意味でも、今回、イラストにしてみるのもいいのではないかとは思っておりますけれども、御意見等ございますれば、いただきたいと思います。

池上会長　　皆さん、いかがでしょうか。イラストも小金井市の桜をイメージしたピンク色という。それぞれ個人的な意見でいいと思うんですけれども。

小柳副会長　　個人的な印象としては、私は写真のほうが地域の愛着とかも考えていいかなと思ったんですけれども、ほかのと差別化するということで、イラストもとてもかわいらしくて取っつきやすいかなと思ったので、いいと思います。

中里委員　　裏表紙はあるんですか。

どちらか縮小して両方使うということは無理なんですか。

プレック研究所　全体のバランスも見て検討させていただければと思います。

山口係長　これを縮めてここにという、裏表紙という考えですか。

中里委員　それももちろんですけれども、このピンクも品がよくて優しい感じがしたものですから、この場合でしたら写真を縮めてと思いました。

池上会長　個人的には、僕はイラストのほうが、写真のほうは少し真面目な感じかして、気軽に取ってもらいにくいかなという点では、イラストのほうが読んでみようかなという感じがするかもしれない。人それぞれだと思うので、結局はなかなか難しいところだと思うんですけれども。

山口係長　どちらもということで。

事務局にお任せいただくということで、ありがとうございました。

以上です。

池上会長　ありがとうございました。

それでは、次の次第に移りまして、５番、次回の審議会の日程について、事務局のほうから日程調整等についての説明はありますでしょうか。

山口係長　次回、審議会開催日程をお知らせいたします。日時は令和３年３月９日の火曜日、午後２時からを予定してございます。場所は市役所本庁舎の第一会議室でございます。現在、こちらが第２庁舎の８０１でございますので、前回審議会を行った庁舎の３階第一会議室になります。

御審議いただく議事の予定は、第３次環境基本計画の策定に伴いまして、並行して改定いたします環境行動指針及び新たな環境基本計画を具体的に実施するために作成をいたします環境保全実施計画について、でございます。また、審議会終了後ですが、会長から市長へ第３次小金井市環境基本計画（案）の答申をお願いする予定でおります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言の延長期限後の開催となりますが、状況等を注視しながら、次回の審議会もウェブによるオンライン参加が可能かどうかを検討し、また、後日、お知らせをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

池上会長　ありがとうございます。何か御意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いた

します。

本日はこれをもって令和２年度第５回小金井市環境審議会の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

―― 了 ――

資料２－１

第３次小金井市環境基本計画

（案）

令和３年３月

小金井市

目　次

「第３次小金井市環境基本計画」策定にあたって

第１章　小金井市環境基本計画とは 1

１．計画策定の経緯 1
２．計画の位置付け 1
３．計画の期間 2
４．計画の対象範囲 2
５．各主体の役割 3

第２章　計画策定の背景及び方針 4

１．世界・国・東京都の動向と小金井市の計画 4
２．各主体の取組状況 7
３．市民の満足度と将来に残したい環境 15
４．計画策定の方針 18

第３章　環境像とその実現に向けた取組 20

１．将来の環境像 20
２．計画の体系 22
３．計画推進の基盤づくり 23
４．基本目標ごとの施策及び取組 31
基本目標１：みどりを守り、つくり、育てる 32
基本目標２：地下水・湧水・河川の水循環を回復する 40
基本目標３：都市の生物多様性を守り親しむ 48
基本目標４：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る 54
基本目標５：美しく住み心地のよいまちを守る 60
基本目標６：３Ｒ推進で循環型のまちをつくる 66
基本目標７：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる 74

第４章　計画の推進体制・進行管理 84

１．計画の推進体制 84
２．計画の進行管理 85
３．指標・目標一覧 86

第３次 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画 91

資料編 資-1

１．小金井市環境基本条例 資-1
２．検討体制 資-4
３．計画策定の経過 資-6
４．小金井市環境審議会　答申 資-8
５．計画策定に係る諸調査の概要 資-9
６．環境指標・取組指標及び目標設定の考え方 資-16
７．計画案に対するパブリックコメントの実施概要 資-27
８．地下水湧水専門家会議の提言 資-28
９．水収支推計の算定根拠 資-31
10．用語解説 資-43

「第３次小金井市環境基本計画」策定にあたって

本市は、国分寺崖線に代表されるみどりや野川、玉川上水などの水、広大な小金井公園などの恵まれた自然環境の中で、文教住宅都市として発展を続けてきました。この良好な環境を次世代に継承し、循環を基調とした持続可能な社会を構築していくため、平成 15 年７月から環境基本条例を施行しており、この条例を受けて、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため環境基本計画を策定し、様々な環境施策の展開を図っています。

前計画である第２次小金井市環境基本計画の対象期間の６年間では、国際社会、国においても環境分野を取り巻く状況が大きく変化しました。

平成 27 年に国連総会では、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標である SDGs を記載した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この国際目標の中には、水・衛生、エネルギー、気候変動などといった環境分野の課題が数多く含まれており、同アジェンダ採択後に見直しが行われた国の第五次環境基本計画等との関連性を持ちながら、世界の共通目標の達成に貢献する必要があります。

また、国内では豪雨による土砂災害の発生等といった気候変動の影響が身近な生活にも及んでいます。この影響に対処するため、温室効果ガス削減等を行う緩和策に加え、都市のヒートアイランド対策等を含む適応策の両輪による温暖化対策の推進が重視されてきています。令和２年 10 月には、政府が「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロへと大きく舵を切ることとなりました。さらに、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの市民・事業者の生活や事業活動が影響を受けました。今後は新しい生活様式に対応しながら、環境分野の問題にも取り組んでいく必要があります。

これらの環境を取り巻く状況の変化に対応した新たな環境政策のマスタープランとして、この度、新たに令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とする第３次小金井市環境基本計画を策定しました。本計画では、ネットワーク・協働体制の確立を計画推進の基盤づくりと位置付けました。目標年次である令和 12（2030）年度には、計画が目指す環境像を実現するため、小金井市の環境に係る全ての主体の皆様と協働して計画を推進し、チャレンジする 10 年間としてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、ご検討いただいた環境審議会委員、６年間の取組の評価と課題について報告書をご提出くださった環境市民会議の皆様並びに市民アンケート、ヒアリング調査等にご協力いただいた市民・事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和３年３月

小金井市長　西岡真一郎

第１章　小金井市環境基本計画とは

１．計画策定の経緯

小金井市環境基本計画は、「小金井市環境基本条例」に基づき、小金井市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定め、市、市民、事業者等のあらゆる主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境への負荷を低減し、環境保全に取り組んでいくための計画です。

参考：小金井市環境基本条例より抜粋

（環境基本計画）
第９条　市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　目標
（２）　施策の方向
（３）　環境基本計画の推進に必要な事項
（４）　前３号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項
３　市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

本市では、平成 17 年 10 月に「小金井市環境基本計画」（以下、「第１次計画」という）を策定し、平成 27 年３月に「第２次小金井市環境計画」（以下、「第２次計画」という）として計画策定を行いました。第２次計画策定以降、地球温暖化や気候変動をはじめ、生物多様性の保全や廃棄物の問題など、身近なものから地球規模に至るものまで、様々なレベルで環境問題が顕在化しています。例えば、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス、気候変動適応などの新たな環境課題も注目を集めています。これらの環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換を進め、協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことがこれまで以上に求められています。また、水素エネルギーなどの新たなエネルギー資源や技術を積極的に取り入れて普及させることも必要です。

そこで、令和２年度で計画期間の満了を迎える第２次計画にかわり、私たちを取り巻く環境の変化に対応した新たな計画として「第３次小金井市環境基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

２．計画の位置付け

本計画は、「小金井市環境基本条例」第３条に掲げられた「基本理念」を実現するため、市、市民、事業者等が協働して、環境に関する様々な取組や施策を推進するときのマスタープランとして策定するものです。

同条例第 10 条では、「市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない」と定めていることから、今後策定する個別の計画は本計画と整合を図ります。

また、本市の基本方針を定める「第５次小金井市基本構想」及び「前期基本計画」を上位計画とし、国や都の計画及び市の関連計画と相互に連携を図っていきます（図１-1）。

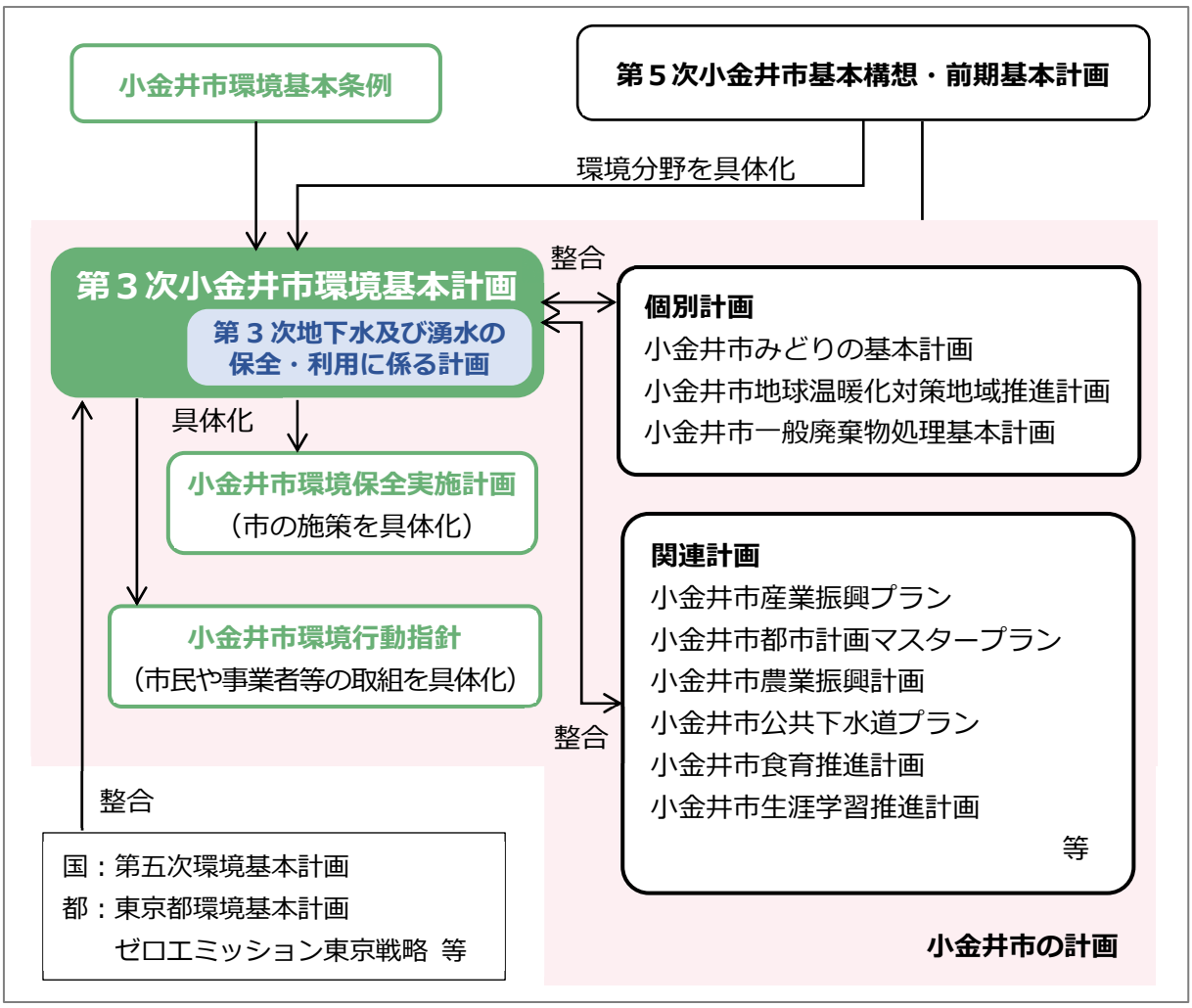

図１-1　計画の位置付け

３．計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第５次小金井市基本構想」の計画期間を踏まえ、令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標などについて、必要に応じて見直しを行います。

４．計画の対象範囲

本計画は、小金井市内全域を対象地域とし、表１-1 に掲げる分野を対象範囲とします。

また、環境に関する取組を市、市民、事業者等の協働によって推進するためには、環境に対する問題意識の共有や活動の実践が欠かせないため、環境分野に係る教育・学習、普及啓発、人材育成なども対象とします。

表１-1　計画の対象範囲

環境分野	主な環境項目
自然環境	緑、水辺、生き物、自然とのふれあい、水循環　等
生活環境	大気、水質、土壌、地盤、騒音、振動、臭い、化学物質、資源循環　等
都市環境	都市景観、公園・緑地　等
地球環境	地球温暖化、気候変動、その他地球環境問題　等

5．各主体の役割

本計画は、市、市民、事業者、教育機関、市民団体や事業者団体など小金井市の環境に関わる全ての主体により推進するものです。各主体がそれぞれに役割を果たしつつ、連携・協働による取組を行うことが重要です。

「小金井市環境基本条例」では、環境の保全、回復及び創造のための市、市民、事業者、教育機関の責務が以下のとおり示されています。

その他、市民団体や事業者団体についても、市民や事業者への働きかけや、市と連携・協働して計画を推進することが期待されます。

市の責務（条例第４条より）

- 市は、基本理念※に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。
- 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 市は、環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

市民の責務（条例第５条より）

- 市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 市民は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

事業者の責務（条例第６条より）

- 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。
- 事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

教育機関の責務（条例第７条より）

- 教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 大学は、環境の保全等に関する科学知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

※「小金井市環境基本条例」では、第３条に基本理念を定めています。
（第１項）環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
（第２項）環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。
（第３項）環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

第２章　計画策定の背景及び方針

１．世界・国・東京都の動向と小金井市の計画

１）世界の動向

○「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

・2015（平成 27）年９月に、国連総会において、SDGs（Sustainable Development Goals）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

・SDGs とは、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。17 のゴールには、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産・消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった、環境分野の課題が数多く含まれています。

図２-1 SDGs のロゴ
出典：国際連合広報センターホームページ

・国内では、2016（平成 28）年５月に政府が SDGs 推進本部を設置しました。SDGs アクションプランの策定やジャパン SDGs アワードの主催など、国を挙げて SDGs を推進しています。2019（令和元）年 12 月には、2016（平成 28）年 12 月に策定された「SDGs 実施指針」の改訂版が公表されましたが、日本の８つの優先課題の中には「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」という環境分野も含まれます。また、主なステークホルダーの役割として、地方自治体は「SDGs 達成に向けた取組加速化、各地域の多様な優良事例の発信」、新しい公共※として「地域の課題解決に向け、地域住民や NPO 等が SDGs に貢献」が求められています。「SDGs 実施指針」の進捗は定期的に確認・見直しされるので、その内容も踏まえつつ SDGs の達成に貢献することが必要です。

※「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPO や企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

○歴史的な合意となったパリ協定を踏まえた脱炭素社会の構築

・パリ協定は、京都議定書の第１約束期間（2008（平成 20）年～2012（平成 24）年）を経て、2015（平成 27）年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されました。歴史上初めて、同条約を締結する全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に取り組むことを約束した枠組みです。

・世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に保つとともに 1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。

・世界では、東京都を含め 398 の都市が、2050（令和 32）年までに CO_2 排出実質ゼロを目指して行動を開始しています（2019（令和元）年 12 月 11 日 COP25 で公表）。

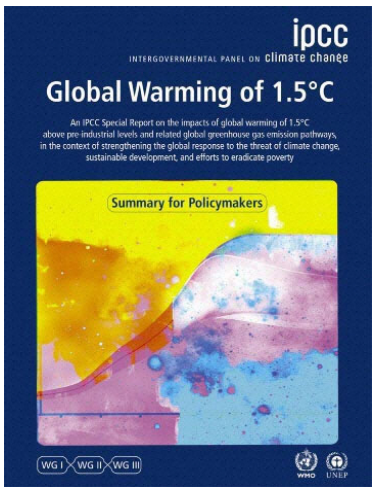

1.5℃特別報告書（IPCC）

・全ての国が温室効果ガス削減・抑制目標を５年ごとに国連気候変動枠組条約事務局へ提出更新するため、2020（令和２）年以降の目標達成状況などにも注目していくことが必要です。

2）国や東京都の動向

○国：第五次環境基本計画の閣議決定

・国の第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）は、SDGs 及びパリ協定の採択後に初めて見直しが行われた計画です。同計画では、SDGs の考え方を活用しながら分野横断的な 6 つの重点戦略を設定しました。環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

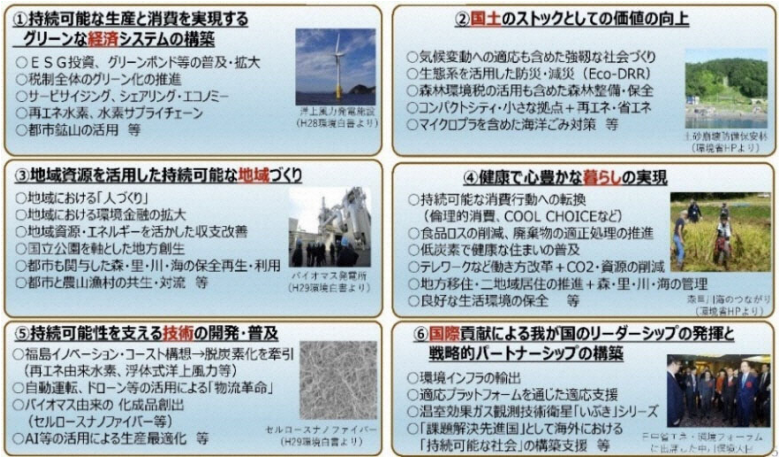

図 2 -2 第五次環境基本計画の 6 つの重点戦略

資料：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

○国：気候変動適応法、緩和策と適応策の両輪による温暖化対策の推進

・国では、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」（平成 27 年 7 月）において、温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 26.0%減の水準にするという目標を掲げ、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月）において、長期的目標として 2050（令和 32）年までに 80%の温室効果ガス排出削減を目指すこととしています。さらに、令和 2 年 10 月には、第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という「2050 年カーボンニュートラル」が宣言されました。今後、新たな目標達成に当たっての具体的な方策が示されると考えられるため、本市の取組内容も必要に応じて反映・見直しが求められます。

・近年、気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、巨大なハリケーンや山火事が世界各地を襲い、日本国内でも豪雨による土砂災害等で甚大な被害が発生しています。気候変動の影響に対処するため、従来の温室効果ガス削減等を行う緩和策に加え、都市のヒートアイランド対策等を含む適応策が重視されてきています。平成 30 年に制定された「気候変動適応法」では、努力義務として、国は地方自治体に対して「気候変動適応計画」の策定を求めています。

・また、国内の温室効果ガス削減の動きも活発化しており、「2050 年二酸化炭素実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています（令和 3 年 1 月 22 日現在、209 自治体が表明）。

○国：生物多様性の主流化、次期生物多様性国家戦略の検討

・平成 22 年 10 月、生物多様性条約第 10 回締約国会議が愛知県名古屋市で開催され、2050（令和 32）年までに「自然と共生する世界」を実現するため、2020（令和 2）年までに達成すべき 20 の個別目標（愛知目標）が採択されました。

・平成 24 年に愛知目標の達成に向けた日本のロードマップとして閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組の推進が地方自治体の役割として位置付けられるとともに、基本戦略の一つに「生物多様性を社会に浸透させる（生物多様性の社会における主流化）」ことが掲げられています。現在、国では次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。

・2020（令和２）年９月 15 日に公表された地球規模生物多様性概況第５版（GBO５）では、愛知目標の達成状況について、ほとんどの目標でかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標のうち完全に達成できたものはない、とされています。2021（令和３）年の生物多様性条約第 15 回締約国会議において採択予定のポスト 2020 目標にも注目していく必要があります。

◯東京都：ゼロエミッション東京戦略の策定

・東京都は、2019（令和元）年５月、U20※東京メイヤーズ・サミットで、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和 32）年に CO_2 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。また、同年 12 月に、「ゼロエミッション東京」の実現に向けたビジョンと具体的な取組及びロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。
・併せて、重点的対策が必要な３つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定しています。

※U20（Urban20）：2017（平成 29）年に設立された世界の主要都市が参加するプラットフォーム。国家レベルの G20（金融世界経済に関する首脳会合）の議論に都市の経験や意見を反映させることを活動主旨とする。東京都は 2019（令和元）年議長都市として５月の会議を主催。

３）小金井市の上位計画及び個別計画

◯第５次小金井市基本構想・前期基本計画

・本市では、「いかそうみどり　増やそう笑顔　つなごう人の輪　小金井市」を将来像とし、令和 3 年度～令和 12 年度を計画期間とする「第５次小金井市基本構想」及び５年間の「前期基本計画」を策定中です。
・本計画はこれらの構想・計画の下位計画であるため、策定の経過を見ながら内容の整合を図りました。

◯みどりの基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、一般廃棄物処理基本計画

・「小金井市みどりの基本計画」、「第２次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」及び「小金井市一般廃棄物処理基本計画」は、本計画の個別計画です。みどりの基本計画は自然環境（みどり）や都市環境（公園・緑地）に関する分野、地球温暖化対策地域推進計画は地球環境（地球温暖化、気候変動）等に関する分野、一般廃棄物処理基本計画は生活環境（資源循環）に関する分野について、更に詳しく扱っています。
・「小金井市みどりの基本計画」、「第２次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」は本計画と同時に策定しました。「小金井市一般廃棄物処理基本計画～循環型都市『ごみゼロタウン小金井』を目指して～」は令和２年３月に策定しました。本計画は、これらの計画の目標や施策とも整合を図りました。

2．各主体の取組状況

○第２次計画における施策の実施状況

第２次計画では、8 つの基本目標を掲げ、各目標に対して基本施策、取組方針を定めて環境保全に資する具体の施策を推進してきました。施策の実施に当たっては、平成 29 年度を中間年度として前・後期それぞれ 3 か年単位で環境保全実施計画を策定し、実施状況の点検・評価を行っています。点検・評価結果及び実施状況は「環境報告書」で毎年報告されていますが、庁内の施策の実施状況の点検にとどまっており、本市の環境へどのような効果を与えているか等は把握できていません。

第２次計画の基本目標ごとの主な取組内容及び課題は以下のとおりです。本計画においては、主な課題について、現状を踏まえて継続の必要性や改善策を検討し、施策の内容（第３章「３．計画推進の基盤づくり」及び「基本目標１」）に反映しました。

基本目標１：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる
環境学習の推進、環境に対する意識の向上や情報の共有、小金井市・市民・事業者及び教育機関が協力して環境保全行動を実践できる仕組みづくりと機能を構築する

■主な取組内容■

・クリーン野川作戦、公民館における各種環境関連講座、みどりやごみ・リサイクル、雨水浸透等をテーマとした出前講座などを実施した。「小金井版　稲の学習ハンドブック」の作成と市内小中学校での活用、「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくり“Koganei-Style”の地域展開など、協働による取組の実施により環境学習を推進した。

・環境フォーラムの実施や小金井市環境市民会議定例会への出席、「こがねい市民活動団体リスト」の更新、野川流域協議会等への出席による広域連携の実施、協定を締結した大学等との連携（講演会の実施や大学施設の環境活動フィールドとしての活用等）、環境美化サポーター等各種制度に基づくボランティア活動支援などにより、パートナーシップを推進した。

・環境報告書、市報、ホームページ、チラシの広報掲示、Twitter による情報発信を実施した。

基本目標２：緑を守り育てる
貴重な緑を計画的に保全するとともに、新たな緑を創出する。また、緑や食の安全を支える農地を小金井市全体の財産として守る

■主な取組内容■

・「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づき、環境保全緑地（環境緑地、公共緑地、保存樹木及び保存生け垣）の指定を推進した。東京都の特別緑地保全地区（滄浪泉園）の指定面積拡大を実現した。

・市民、専門家との連携による緑地保全対策審議会により、「小金井市公園等整備基本方針」を策定した。花壇ボランティア、公園美化サポーター、剪定ボランティアと連携し、市民参加で公園管理を実施した。

・平成 22 年度以降、梶野公園や貫井けやき公園の供用開始など、計約 0.3ha の都市公園を整備した。

・都市計画道路への植栽帯の設置、生け垣造成奨励金制度の普及、公共施設の緑化や、指定開発事業における「小金井市環境配慮指針」及び「環境配慮基準」に基づく緑化指導を実施した。

・農業の経営支援や担い手育成のため、農業用機械導入等の補助や簿記講習会などを実施した。

・農地の保全に資する「特定生産緑地制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を周知した。

・市民農園の開設、農業祭などによる交流の促進、江戸東京野菜を使った料理教室等、農作物の地産地消、農地の保全・維持と地域の食文化の保全を推進した。

基本目標３：地下水・湧水・河川の水循環を回復する
できるだけ自然の水循環を回復させ、水環境に負荷をかけない利用を進めて、地下水・湧水・河川を保全・回復させる

■主な取組内容■

・地下水、湧水の水質調査と野川水質調査、地下水位測定（環境市民会議が平成 29 年度まで実施、市が継続実施）などの各種調査を実施した。
・雨水貯留施設及び雨水浸透ますの設置補助や普及啓発、透水性舗装の整備など雨水の地下浸透に資する取組を実施した。
・開発事業等による地下水への影響に関する条例対応（地下水保全会議における報告・審議等）を実施した。
・野川流域連絡会等、野川流域環境保全協議会、多摩川流域協議会等との広域連携を推進した。

基本目標４：自然環境を一体的に保全する
生態系の保全を念頭に置き、人も生きものもすみやすいまちとなるよう、自然環境を一体的に保全する

■主な取組内容■

・水と緑の連続性に配慮した公園への植栽や公共施設の緑化、崖線・緑・湧水の一体的な保全や、大規模公園・緑地・大学等の緑・住宅地の緑のネットワーク化を推進した。
・学校花壇や農園、ビオトープ等のみどりの適正な維持管理を実施した。
・野川調整池の自然再生事業に関して、自然再生協議会を通じて関係機関との連携を強化した。
・湧水の生き物調査、遊歩道の整備、自然とふれあえるイベント活動などを実施した。

基本目標５：公害を未然に防止する
公害の発生状況を十分に監視するとともに、未然に防止する

■主な取組内容■

・自動車排ガスを減らすために、コミュニティバスの再編や自転車駐車場の増設などを推進した。
・法令等に基づき、排水の監視やアスベスト・化学物質の届出・報告に関する手続きを実施した。
・シックハウス状況の調査、残留農薬の検査、空間放射線量の測定、給食食材放射性物質の測定など各種調査を実施した。また、有害化学物質やそれによる汚染、除草剤の適正使用、PRTR などに関する情報提供を実施した。
・ヒートアイランド対策として、市内小中学校の運動場芝生化、指定開発事業における敷地内緑化の指導、緑のカーテン（環境楽習館）などを実施した。

基本目標６：小金井らしい景観をつくる
自然景観や歴史的景観を保全し、周辺との調和を図り、小金井らしい景観を創造していく

■主な取組内容■

・自然景観との調和のため、指定開発事業における小金井市環境配慮指針及び環境配慮基準に基づく指導（宅地内緑化、施設の形態や色彩の配慮）を実施した。
・環境美化サポーター制度の活用、活動支援を実施した。

・まちなみの美化のため、パトロールや啓発看板による不法投棄・ポイ捨て等の抑制及び違反屋外広告物の除去、マナー啓発を実施した。
・玉川上水、名勝「小金井（サクラ）」、金井原古戦場や旧中村研一邸、旧浴恩館、貫井遺跡といった文化遺産を活かし、史跡・文化財めぐりやボランティアガイドによるまちあるきツアーを実施した。
・「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成 22 年 3 月）、「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成 24 年 3 月）を策定、都や市民団体と協働で樹勢調査、植生管理、ヤマザクラの苗木補植などを実施した。

基本目標７：ごみを出さない暮らしとまちをつくる
発生抑制を最優先とした３Ｒを推進するとともに、ごみを発生させない循環型地域社会の仕組みをつくっていく

■主な取組内容■

・ごみの減量への意識啓発を行う「くるカメ出張講座」、食品ロス削減プロジェクト 2020 運動の普及促進、フードドライブ事業（家庭で余っている食品を回収し、有効利用することで食品ロスの削減、可燃ごみ及び不燃ごみ等の減量に寄与する取組）、ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別アプリを用いた 3R 行動の促進など、各種普及啓発を実施した。
・リサイクル推進協力店の認定及び周知、ごみ排出状況調査及び分別指導、リユース食器や不用品交換コーナー等によるリユースの促進、生ごみの回収・堆肥化、剪定枝のチップ化と活用などを実施した。
・適正なごみ処理・資源化の推進と新可燃ごみ処理施設稼働に関する事業を実施した。
・生ごみ減量処理機購入補助、給食等からの生ごみ処理と乾燥物の回収などにより堆肥化利用を促進した。

基本目標８：地域から地球環境を保全する
地球規模の環境の悪化につながる行動を見直し、地球市民として積極的に保全行動に参画する

■主な取組内容■

・庁内の温室効果ガスの削減、「小金井市グリーン購入基本方針」に基づく多摩産材の利用などを実施した。
・エコドライブ教習会、イベント等における環境行動指針チェックシートの配布や市職員の環境行動チェックへの活用、フロン類の適正な回収に関する情報提供など、環境行動に関する普及啓発を実施した。
・住宅への新エネルギー利用設備の導入支援を実施した。
・国際交流を進めている地元大学（東京学芸大学）との連携による環境啓発事業などを実施した。

＜第２次計画推進における主な課題＞

・環境分野の講師となる人材の登録が進んでいないため、人材の掘り起こしや育成、情報整備が必要。
・団体間の連携・協働をコーディネートできていないため、現状を踏まえた体制の再検討が必要。
・市民団体が保有する環境情報の集約、環境情報のデータベース化や活用しやすい形での公開・提供ができていないため、再検討が必要。
・環境基本計画をはじめとする環境分野の計画や取組、関連用語の認知度を上げることが必要。
・みどりや農地の保全に係る制度や各種補助制度を運用しているが、利用状況が十分とは言えないため、制度の周知及びさらなる活用が必要。

○市民の取組状況（市民アンケート調査より）

令和元年度に実施した市民アンケート調査（18 歳以上の市民 3,000 人（外国人含む）を対象）（以下、「市民アンケート調査」という）により、環境行動の取組状況や環境活動への参加状況などを把握しました。

＜家庭での環境行動の取組状況＞

・家庭での環境行動の取組状況について、17 項目中 11 項目について「いつもしている」と「ときどきしている」の合算値が 80%以上でした。このうちごみに関する取組が 6 項目を占めており、市民のごみ減量に対する意識の高さが伺えます。

・一方、実施率が低い取組（しないことが多い＋したことがないが 50%以上）は「生ごみは堆肥化して有効に利用する」（80.2%）、「風呂の残り湯を洗濯などに使う」（56.6%）、「洗剤は極力石けんを使い、合成洗剤を使う場合でも使用量は少なめにする」（51.1%）でした。これらの取組については、効果の普及啓発や、実施しやすい環境づくりが必要です。

・エコドライブは該当する市民が少ない取組でした。このような取組については、働きかけの方法や頻度に関する見直しも視野に入れる必要があります。

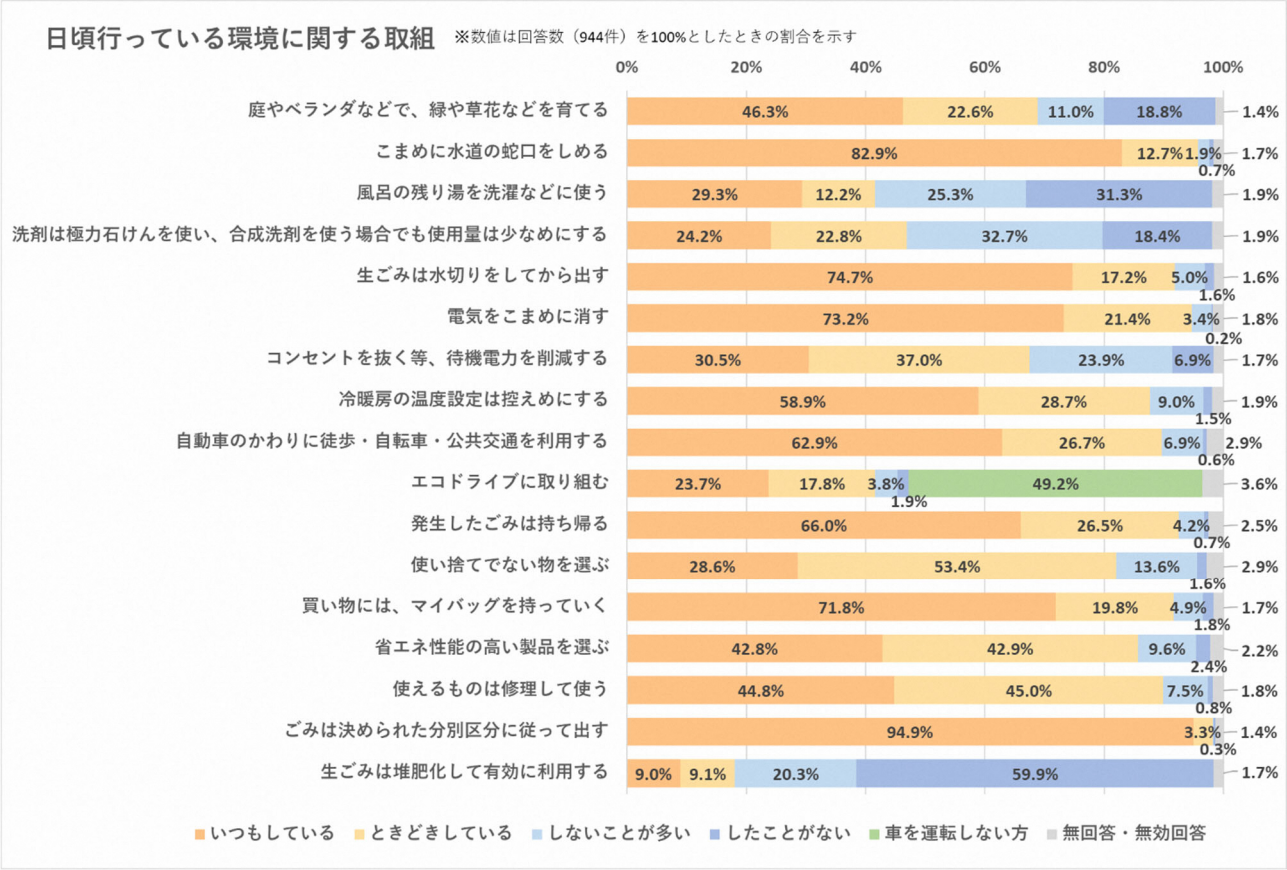

図 2 -3 日頃行っている環境に関する取組

＜環境配慮型機器の利用・導入状況＞

・「既に導入している」が最も高い機器は「高効率給湯設備（エコウィル、エコジョーズ、エコキュート等）」（18.3%）で、次いで「雨水浸透施設（雨水浸透ます）」（14.7%）、「電気自動車やハイブリッド車」（11.1%）でした。

・「今後導入したい」が最も高い機器は「電気自動車やハイブリッド車」」（21.9%）で、次いで「生ごみ減量化処理機器」（20.1%）でした。市民の導入意向も踏まえ、選択・集中的に導入促進を図る必要があります。

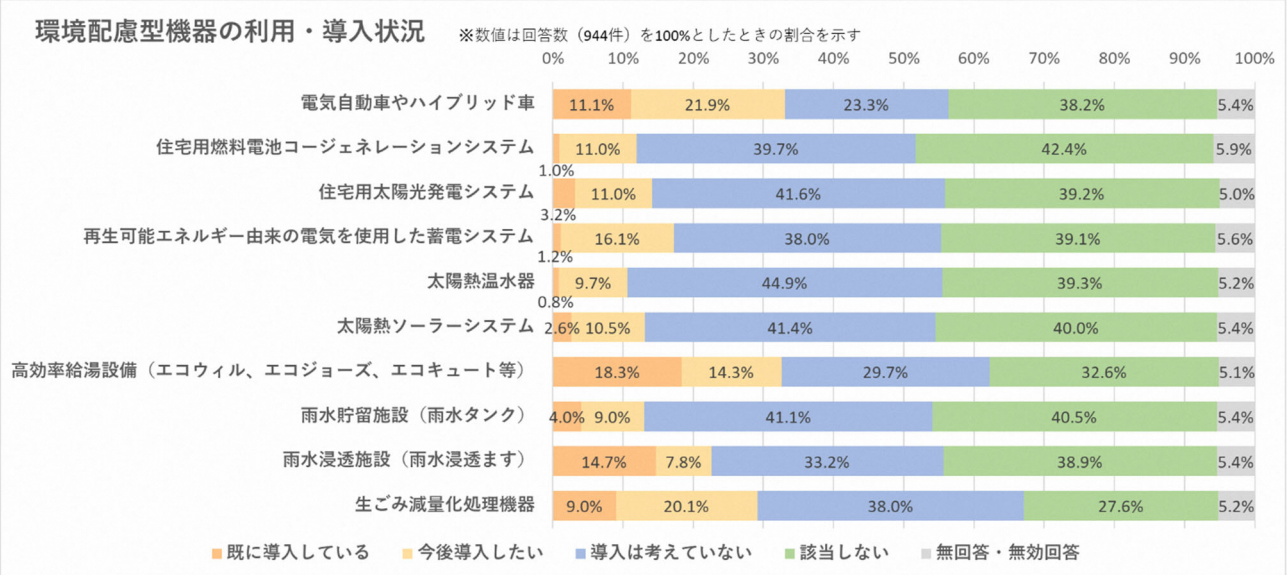

図２-4 環境配慮型機器の利用・導入状況

＜環境関連活動への参加状況／活動等へ参加しない理由＞

・環境関連活動への参加状況については、「現在参加している」の割合が最も高い活動は、「ごみ減量活動（リサイクルショップの利用、食品ロス削減等）」（19.0%）で、次いで「まちの清掃・美化活動」（9.1%）でした。

・「現在参加している」割合が低い活動のうち、「地域の自然（生き物、樹林等）の保全活動」「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」「地下水・湧水・河川の保全活動」は、「参加したことはないが今後機会があれば参加したい」が５割以上であることから、潜在的な活動の需要はあるものと考えられます。

・活動等へ参加しない理由としては、「時間的余裕がないから」（46.4%）の割合が最も高い結果となり、働く世代の共働きの増加などが背景にあると想定されます。時間にゆとりのない人々が、手軽に市の取組に関われるような方法についても検討が必要だと考えられます。

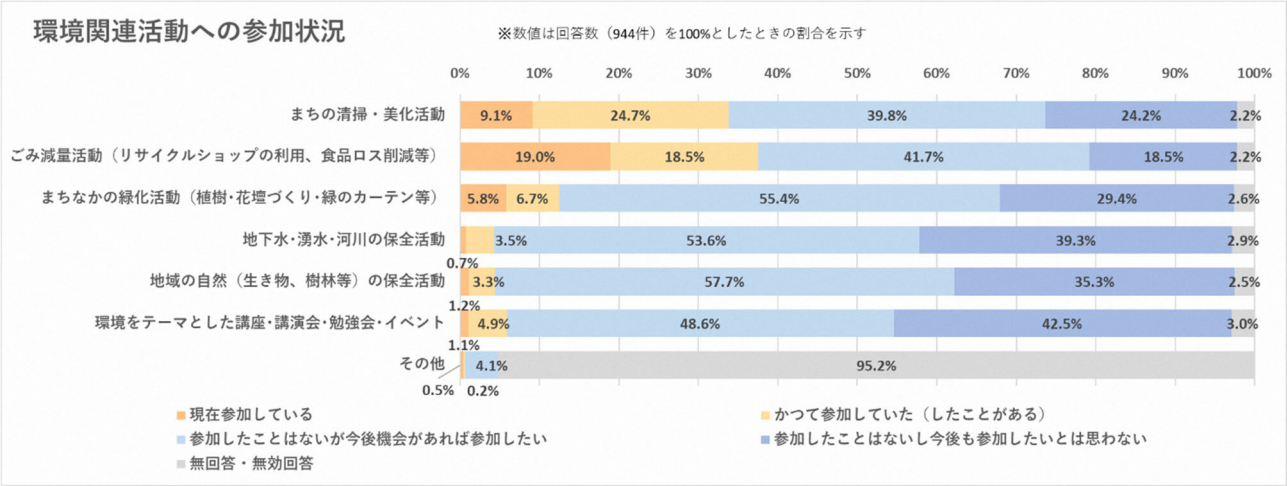

図２-5 環境関連活動への参加状況

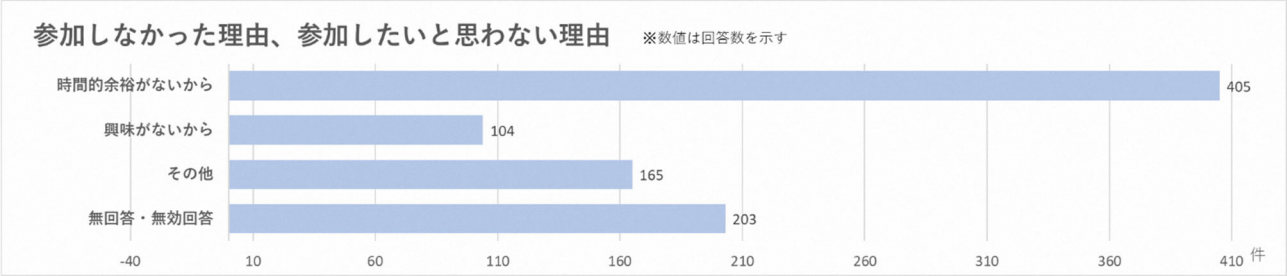

※その他：「活動自体を知らない、参加方法がわからない」（59 件）、「高齢のため」（24 件）、「体調不良や障がいがあるために外に出られない、活動できない」（19 件）

図２-6 環境関連活動に参加しなかった理由、参加したいと思わない理由

○事業者・市民団体の取組状況（関係団体ヒアリングより）

令和元年度に実施した関係団体等ヒアリング調査（各産業の業界団体５団体、市内事業者 19 事業者及び市民活動団体 15 団体を対象に実施）により、第２次計画策定時以降の取組や、今後検討している取組、今後の課題について把握しました。

＜第２次小金井市環境基本計画策定時（平成 27 年度）以降の主な取組＞

事業者	・グリーン経営認証の取得、照明の LED 化、冷暖房温度の調整、地域清掃活動への参加などを実施した。
市民団体	・自分たちの住むまちをより良くするために、各団体で自然環境・緑地の保全、ごみ減量、食育、環境教育、普及啓発などの取組を実施した。 ・小金井市提案型協働事業（ハンドブック製作）や「緑と水の森林ファンド」助成事業を実施した。

＜おおむね数年~10 年後までに検討している環境保全の取組＞

事業者	・消費電力の削減、CO_2 排出量の削減、地域の緑地保全等の実施を検討している。 ・一部の事業者では、「2030 年までに食品ロス 50%削減」などの数値目標を掲げている。
市民団体	・各団体とも高齢化や会員数の減少抑制が課題となっている。活動の継続で手一杯であり、新規の取組まで手を広げられていない。 ・第２次計画策定時のヒアリングの際は、80%以上の市民団体において新たな取組が検討されていたため、会員の高齢化問題が幅広い活動の展開を妨げている可能性がある。

＜現在、不足していること＞

事業者	・生産緑地において適正な管理ができる人材（知識、経験）の不足、環境教育面での人材不足、設備に対する金銭的支援、広報不足など。
市民団体	・少子高齢化による新たな担い手不足、市民団体間のネットワーク及びコーディネート役の不足など。 ・庁内各課の横断的な連携不足についての指摘もあった。

＜事業者、市民団体が考える連携・協働に関する課題＞

・各主体がすべきことを進められるような活動促進のための制度づくりなど。
・市へ許可を取った上で活動を実施すると手続きが長期化し、活動が遅滞する場合があるため、市民団体へ一定の信頼を置き、市民同士で対話・交渉できること。
・事業者と市とで連携を図ること。

○小金井市環境市民会議の取組状況（環境市民会議の自己評価より）

小金井市環境市民会議（以下、「環境市民会議」という）は、「小金井市環境基本条例」に位置付けられた、市民、事業者等が積極的に環境の保全等の活動をするための組織です。第２次計画の推進体制において、環境市民会議の役割は以下のように示されています。

> 重点的取組の推進にあたっては、市民サイドの推進体制の中核となり、取組を推進していきます。なお、本計画全般の推進にあたって市は、環境市民会議と連携・協働を図っていくとともに、その活動を積極的に支援していきます。

環境市民会議では第２次計画の５つの「重点取組テーマ」について、活動状況の自己評価を行いました。評価結果を踏まえ、環境市民会議と市との協働体制、役割分担などを見直す必要があります。

主な成果	・「環境学習ハンドブック」の作成及び市内の小中学校や関連団体での活用 ・環境行動指針に基づく調査 ・学校ビオトープや学校農園の維持管理、知識・情報の共有、支援人材育成に係る取組 ・10 年間にわたる地下水位測定実施及び成果の公表、湧水測定の実施 ・クリーン野川作戦における外来生物の駆除や野川ルールの配布
主な課題	・中心メンバーの高齢化や新規加入者が少ないことにより、創設時の活力が低下している。環境市民会議が単独で企画から実施までを中心的に担うのは困難である。 ・市との連携・協働に必要な役割分担ができておらず、計画の推進というより独自に一部取組を実施するにとどまっている。

3．市民の満足度と将来に残したい環境

○現状の環境に関する市民の認識

現状の環境について市民がどのように感じているのか、市民アンケート調査から把握しました。分野によって満足度に差異があるものの、おおむね満足しているという結果となり、特に市内の水、みどり（公園や広場等）、まちの清潔さに対する市民の満足度は高く、これからも残していきたい環境として挙げられています。一方で、「緑の豊かさ」や「まちの静けさ」は、過去（５～６年前）と比べて悪化したと感じている市民が多く、これ以上環境を悪化させないような対策が必要です。

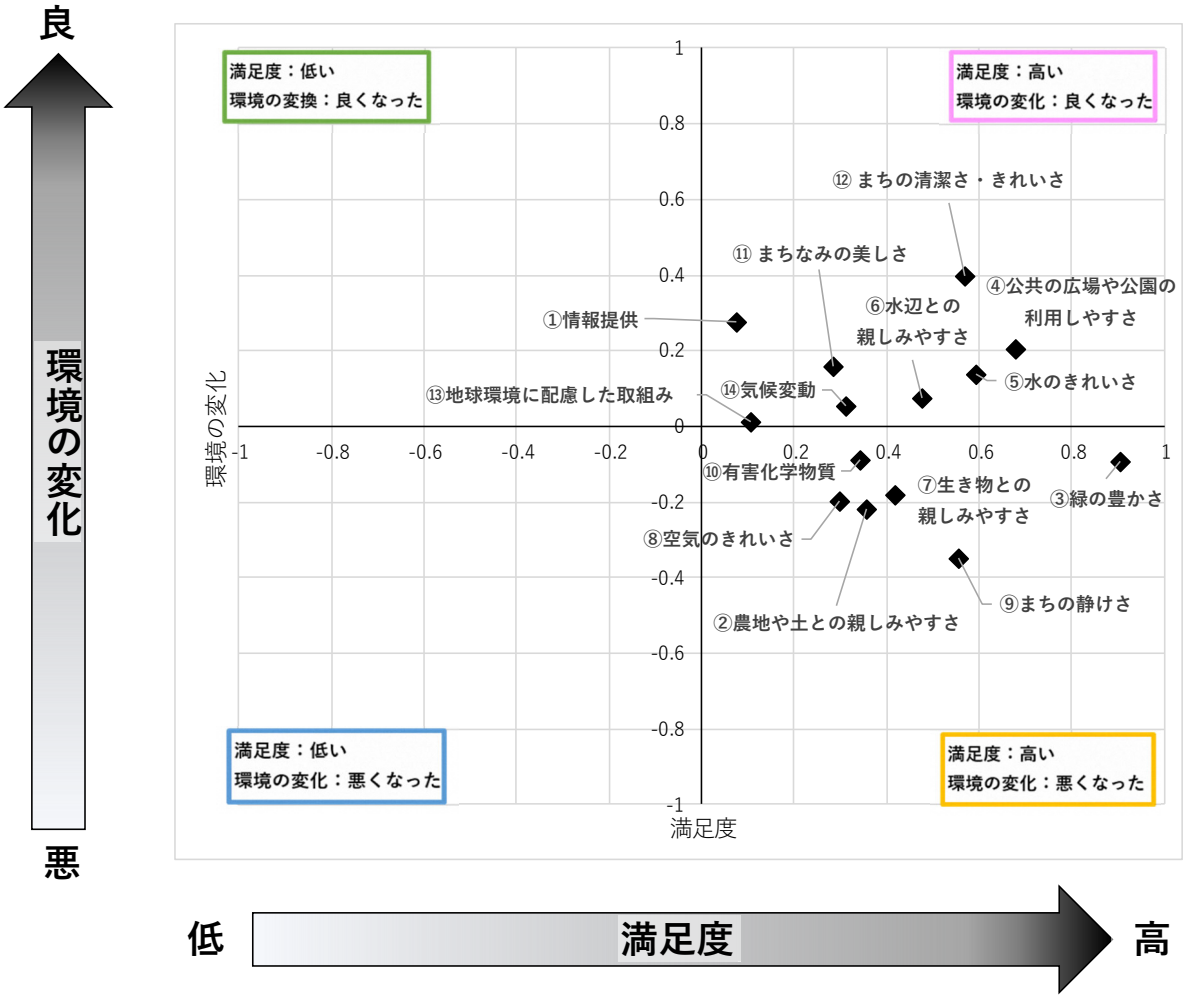

※「満足度」及び「環境の変化」の平均スコアを算出し、プロットした。なお、無回答・無効回答及び「環境の変化」における“わからない”の回答者数は除外している。
※各選択肢の点数は以下のとおりである。
「満足度」……満足：＋２、やや満足：＋１、どちらとも言えない：0、やや不満：-1、不満：-２
「環境の変化」…良くなった：＋２、変わらない：0、悪くなった：-２

図２-7 環境の変化と満足度に関する市民意識

また、令和元年度に実施した市民ワークショップ「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」（公募市民 15 名が参加）では、小金井市の環境の良いところ・悪いところについて意見を出し合いました。いただいた意見は、以下のような内容でした。

良いところ	・みどりや公園、名勝「小金井（サクラ）」の存在　・水のおいしさ ・雨水浸透ますの設置が多い　・ごみ分別意識が高い　・市民活動が盛ん ・農地が残り地場野菜がおいしい　・交通の利便性や大学の多さ　・・・など
悪いところ	・みどりの減少や名勝「小金井（サクラ）」の保全・継承が十分できていない ・野川水量の低下　・ごみ処理の自立や将来展望、ごみ分別の浸透　・自転車利用環境 ・大気汚染やハトのフン害等生活環境　・高層マンションの乱立や殺風景化 ・生態系バランスの崩れ　・新住民とのつながりの希薄や地域の親睦不足 ・農地の減少　・防災関係　・情報発信不足　・・・など

○今後重視すべき取組

市民アンケート調査において、最も「今後重視すべき」という回答の割合が高かった取組は「ごみの適正な処理」（45.2%）であり、市民のごみ問題における関心の高さが伺えます。

次いで、「小金井らしい景観の保全」（35.2%）、「まちのみどりの保全・創造」（34.9%）、「人と自然とのふれあいの確保」（30.0%）が挙げられており、自然環境と一体となった市民の思う「小金井らしい景観」を保全していく必要があります。

○今後残したい環境

市民アンケート調査において、小金井市の「みらい」に残したい環境については、「名勝「小金井（サクラ）」など桜のある風景」（57.9%）、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」（57.0%）、「きれいな河川や湧水」（43.4%）といった市内の特徴的な資源のある環境や、「散策路や公園などの憩いの空間」（43.6%）、「静かで落ち着いたまち」（42.4%）といった、静かで安らげる住環境が挙げられました。

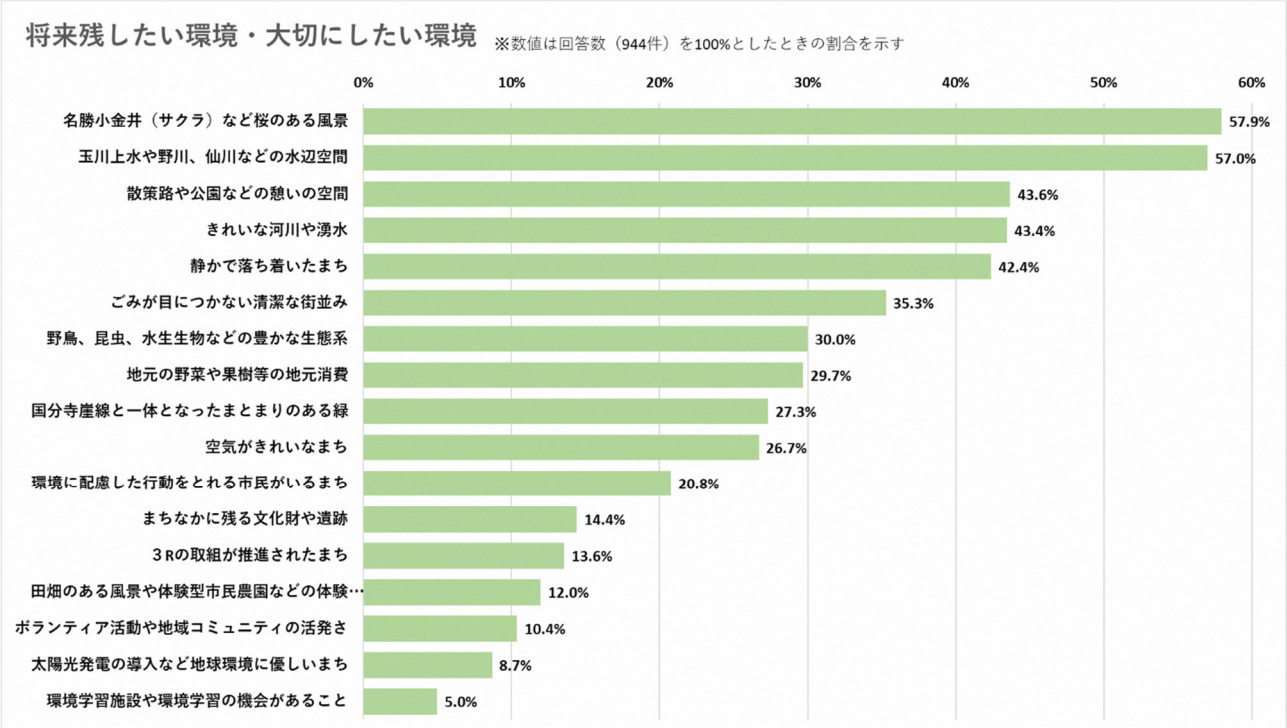

図２-8 将来残したい環境・大切にしたい環境

将来残したい環境として多くの人がみどりや自然環境に関する項目を挙げており、現状への満足度が高いことから、市民が大切に思うみどりや自然環境をこれからも保全していく必要があります。

また、令和元年度の市民ワークショップにおいて、「将来に残したい・これから目指したい小金井市の環境」について話し合いました。以下に示すとおり、自然環境と住環境、コミュニティ（人との交流）に関する内容が多く見られました。

インフラ	・自然環境に配慮し災害に強い（停電時に太陽光発電で自給、など）
人・コミュニティ・交流	・介護福祉が手厚く、高齢者（障がい者）が安心して住める ・活気あるコミュニティ（世代間交流）、人との交流やコミュニケーション増 ・子育てしやすい　・教育環境の維持、若い人にとって魅力あるまち ・ごみ分別などエコへの意識が高い　・行政と市民との交流が活発
自然環境	・みどり豊かで、みどりをめぐれる　・川で魚がとれ、水遊びができる ・湧水や水辺が保全されて周辺の生態系が保たれている ・豊かな自然との調和、便利な生活環境との共存　・農地が身近にある
その他	・循環型社会の実践、確立がなされている　・下水や排水溝の清潔さが保たれる ・生産緑地が整備・維持されている　・ポイ捨て、ごみ散乱がない ・経済環境が良い　・昔ながらの家が残り、空き家がない

４．計画策定の方針

小金井市の現状や市民の声を踏まえ、第２次計画から継続する点・見直した点は以下のとおりです。

○将来の環境像の踏襲

・第２次計画では、「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を将来の環境像として定め、８つの基本目標のもと、環境面からのまちづくりの推進を図ってきました。
・環境基本計画は環境基本条例の基本理念を実現するための計画であることから、本計画でも、将来の環境像は基本的に第２次計画を踏襲しました。

○ネットワーク・協働体制の確立を計画の基盤として位置付け

・第２次計画では、重点的な取組（テーマ）を５つ設定し、環境市民会議を中心に協働で進めていくことが想定されていましたが、取組状況にはばらつきが見られます。また、８つの基本目標の施策の内容と重点的取組の内容には重複が多く、計画の進行管理がしにくいという問題がありました。
・上記を踏まえ、本計画では重点的取組を設定せず、一つ一つの施策をしっかりと推進していくこととしました。ただし、特に重要と考える分野・取組であるネットワークづくりや協働体制の確立については、「計画推進の基盤づくり」と位置付けました。

○本計画で扱う項目・施策体系の再整理

・前述の「計画推進の基盤づくり」には、第２次計画の目標１「意識･情報･学習･行動のネットワークをつくる」の内容を含みます。そのため、第２次計画では８つであった基本目標を本計画では７つとしました。
・基本目標については、農業振興や文化遺産の保全などのほかの分野で主体的に取り扱われる項目は十分検討の上整理し、メリハリのある体系としました。また、近年の国内外の環境課題の動向を踏まえたキーワード（低炭素社会、気候変動、生物多様性等）を取り入れ、施策体系を見直しました。

○進行管理のための指標の設定

・第１次計画では、計画の進行管理のための「点検指標」が設定されていましたが、第２次計画では、データの継続性などの課題を指摘した上で、点検指標が設定されていませんでした。そのため、本市では、毎年施策・事業の実施状況を点検・評価し環境報告書で報告していますが、施策を実施した結果、本市の環境が良い方向に向かっているのか否かといった評価は実施できていない状況です。
・本計画では、施策の実施による効果等の評価も見据え、データの取得しやすさなどを考慮した上で、進行管理のための指標を２種類（環境指標・取組指標）設定しました。
・なお、各指標及び目標設定の考え方については資料編に示しました。

○協働体制の見直し

・第２次計画では環境市民会議を協働の中核を担う主体として位置付けていましたが、計画に描いたとおりに重点的取組を実施することは困難でした。また、環境市民会議自体も創立から 15 年が経過し、組織のあり方の見直しを図っています。
・このことから、計画策定を契機に、環境市民会議と市との現在の関係性を踏まえつつ、将来を見据えた協働体制・計画の推進体制について協議を重ねながら再考し、第４章に反映しました。

市民参加による計画づくり

本計画の策定に当たっては、市民参加によるワークショップを以下のとおり 3 回実施しました。

	実施年度	対象	テーマ
①	令和元年度	小金井市にお住まいの満 18 歳以上の方	未来に誇れるこがねいの環境を考えよう
②	令和 2 年度		未来に誇れるこがねいの環境をつくるために～今、できることを考えよう
③	令和 2 年度	市内の小学生（3 年生～6 年生）とその保護者	こがねいの未来を守るのは君だ！！～こがねい環境リーダーになろう～

※③は、「みどりの基本計画」策定のためのワークショップと同時実施

各回、様々な意見をいただきました。いただいた意見は、本計画に反映しました。
貴重なご意見をありがとうございました。

ワークショップ①の結果

良いところ・悪いところ

将来に残したい/これから目指したい小金井市の環境

第 2 章「3. 市民の満足度と将来に残したい環境」で紹介しました。現状・課題認識や、各基本目標で示した「目指す姿」を設定するにあたっての参考とさせていただきました。

ワークショップ②の結果

今取り組んでいること、これから取り組みたいこと

行動・活動を広げるために

行動の内容は、第 3 章「4.基本目標ごとの施策及び取組」の市民の取組の参考とさせていただきました。行動・活動を広げるアイディアは、第 3 章「3.計画推進の基盤づくり」の施策に一部反映、「市民ができる取組アイディア」として紹介しました。

ワークショップ③の結果

環境のためにできることを考えてみよう！

みんなで環境行動チェックリストを作ろう！

行動の内容は、第 3 章「4.基本目標ごとの施策及び取組」の市民や事業者の取組の参考とさせていただきました。
また、基本目標 1、基本目標 6、基本目標 7 において、「小学生が考えた取組」として紹介しました。

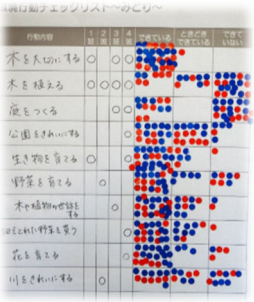

市民ワークショップの様子

第３章　環境像とその実現に向けた取組

１．将来の環境像

本計画を推進することにより実現を目指す「小金井の将来の環境の姿」は以下のとおりです。

緑・水・生きもの・人…

緑・水・生きもの

小金井の環境を構成する基本要素で、心豊かに暮らす基盤であり、生物多様性や自然循環を重視して環境保全の考え方の方向性を表しています。

人

人は、緑・水・生きものから食料や木材等の共有、気温や湿度の調節、公園や崖線などで自然にふれることによる文化的な恵みを享受していることを自覚し、それらを保全・再生・創造していくという考え方を示しています。

この姿を皆が共有し、一丸となって環境づくりに取り組んでいきます。

わたしたちが心豊かにくらすまち小金井

わたしたちが

環境を保全・再生・創造していく方策として、環境教育・学習を通じて市・市民・事業者・教育機関（大学等）・市民団体等の各主体が絆を深めて、連携・協働することによって実行していくという気持ちを示しています。

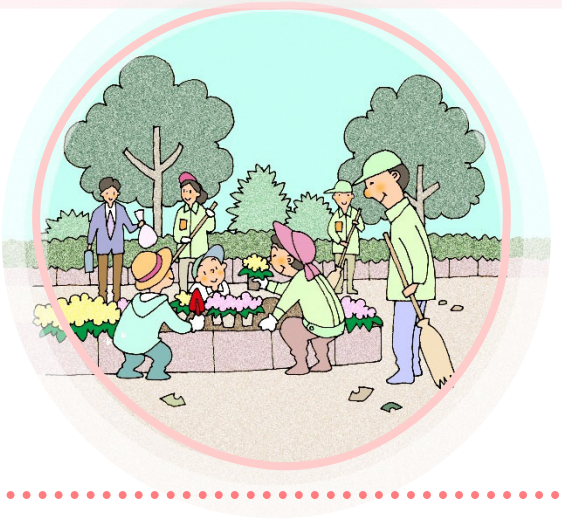

心豊かにくらすまち

環境からの恵みを受け、環境を育むことによって、物質の豊かさにとどまらず、心の豊かさを大切にし、自然とふれあえるとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を通じて、低炭素で循環型のライフスタイルを目指し、豊かにしたいという願いが実現できるまちにしていこうという決意を示しています。

2．計画の体系

「小金井の将来の環境像」を実現するために、全ての分野に関係し、計画推進の基盤となる重要な取組として「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」を位置付けました。

また、多くの市民が残したい環境として挙げた「みどり」や「水辺」、「桜のある風景（景観）」をはじめとする市内の環境や、ごみ減量を含む循環型社会等実現すべき社会のあり方について、7つの分野ごとに基本目標を掲げました。各基本目標を達成するために推進する施策の方向（基本施策）を以下のとおり設定し、個別施策を展開していきます。

基本目標等	基本施策
計画推進の基盤づくり	基盤１　環境教育・環境学習
	基盤２　環境活動
	基盤３　情報発信・共有
基本目標 1　みどりを守り、つくり、育てる　みどり	1.1 みどりの保全
	1.2 みどりの創出
	1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進
基本目標 2　地下水・湧水・河川の水循環を回復する　地下水･湧水･河川	2.1 地下水・湧水の保全
	2.2 河川環境の保全
	2.3 水資源の有効利用
基本目標 3　都市の生物多様性を守り親しむ　生物多様性	3.1 生物多様性の保全
	3.2 自然とのふれあいの推進
基本目標 4　安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る　生活環境	4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策
	4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション
基本目標 5　美しく住み心地のよいまちを守る　景観	5.1 景観の保全・活用
	5.2 美しいまちなみの維持
基本目標 6　3R 推進で循環型のまちをつくる　循環型社会	6.1 発生抑制を最優先とした３Ｒの推進
	6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進
基本目標 7　エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる　低炭素･気候変動･適応	7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進
	7.2 移動における低炭素化の推進
	7.3 気候変動適応策の推進

3．計画推進の基盤づくり

本計画では、「みどり」「地下水・湧水・河川」「生物多様性」「生活環境」「景観」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」の７つの分野に応じて基本目標を定めています。国分寺崖線や公園などのみどり、湧水や野川などの水辺、桜のある風景など市民が誇れるような環境を将来に残していくためには、これらの基本目標を実現していく必要があります。また、これまで全国でもトップレベルの成果を残してきたごみ減量などの地道な取組を引き続き継続し、循環型社会や低炭素なまちを形成していきます。そのためには、市が施策を展開していくのはもちろんですが、地域で誇れるような環境を残したい、良くしていきたいという、市民・事業者等の思いと行動が不可欠です。その思いと行動をつなげ、より大きな力とすることによって、本市の基本目標の実現、その先にある将来の環境像の実現に近づくことができます。

本項目では、環境施策を協働で進めるために、各基本目標の基盤となる「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」について取組方針を示し、各基本目標の中で具体的に反映・展開していきます。

なお、本項目では、市の施策や環境保全団体の活動紹介などを行っているため、興味・関心のある分野の取組の発見や参加のきっかけづくりに活用してください。

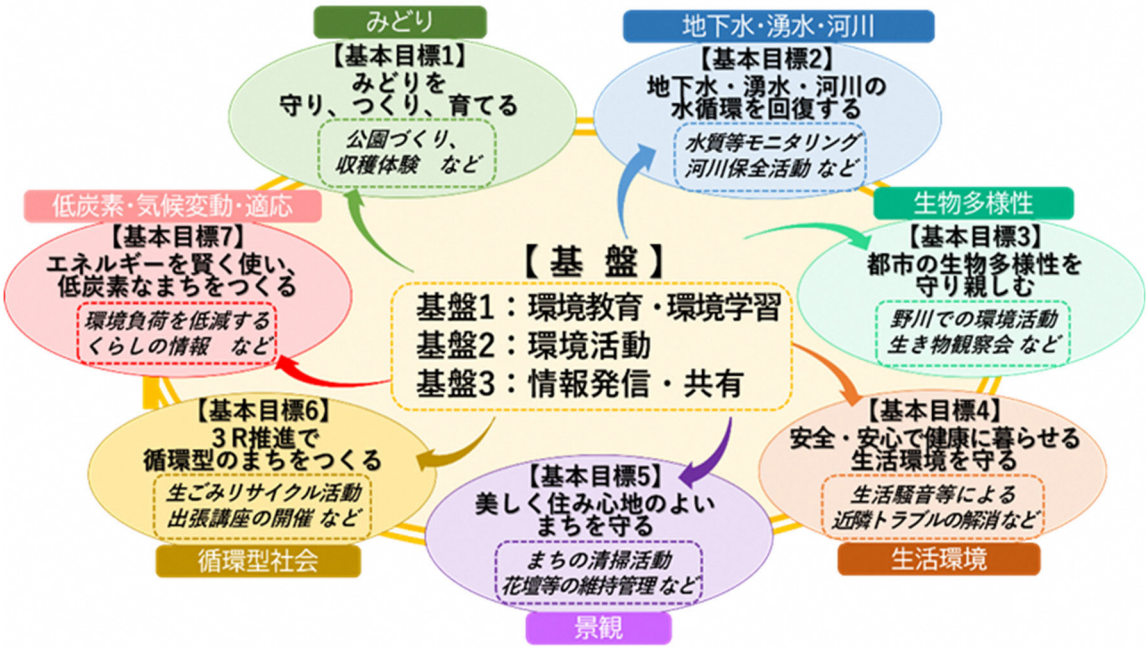

図３-1 基盤となる取組の各基本目標への反映・展開イメージ

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」と協働

2015（平成 27）年９月に国連総会において、SDGs を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

SDGs は、ゴールとターゲットが全ての国、全ての人々、及び全ての部分で満たされるよう、誰一人取り残さない、ということを原則としています。

本市においても SDGs の考え方を取り入れ、「目標 17　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に関連する本項目において、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進していきます。

基盤１　環境教育・環境学習

【取組指標】

指標	現状	目標
環境に関する体験・啓発イベント	３回（令和元年度） ※公民館主催の自然観察会２回、クリーン野川作戦１回	現状以上
環境に関する講座実施回数	27 回（令和元年度） ※出張講座 24 回、公民館講座 1 回、環境楽習館講座２回	現状以上
環境関連施設見学会	10 回（令和元年度） ※ごみ処理場見学会９回（9 校）、エコプロ見学会１回	現状以上

1.1 学習の場・機会の創出

市内には都立公園や崖線等のみどり、玉川上水をはじめとする水辺など、環境学習のフィールドが豊富に存在しています。これらを有効活用し、クリーン野川作戦等の環境学習プログラムやイベント、環境学習講座等の学習機会を提供していきます。

環境保全活動への参加により、本市の環境への関心や理解を促し、子ども向けの環境教育を充実していくことで親世代への参加につなげるなど、学生・子育て世代・働く世代など幅広い年代の人々の環境学習活動への参加できる機会を創出するとともに、大学等の機関や市民団体とも連携しながら内容の充実を図ります。

また、本市では、市内の小中学校において ICT（情報通信技術）環境整備を進めており、ICT 端末の一人一台活用の実現を進めています。また、昨今は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止を契機に事業活動におけるテレワークやリモート会議が普及するとともに、生活の中でもリモートでコミュニケーションを図ることが、身近な行動となっています。このような ICT を活用し、イベント・講演会のライブ中継を行うなど、参加形態の多様化により多くの方が参加できる機会の創出を検討していきます。

ICT を活用した授業の様子

1.2 担い手の創出

環境保全活動への参加を促すとともに、小学校や事業所等への出張講座や体験学習を通して多世代の市民に気軽に活動に参加してもらい、環境について知ってもらうことで未来の本市の環境保全を担う人材の育成につなげていきます。また、既存制度を活用し、活動参加の動機づけとなる仕組みも検討していきます。

市民の環境学習活動・環境保全活動を推進するため、「こがねい市民活動団体リスト」の環境分野の団体登録や新規メンバーの登録を促します。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	市民参画による公園づくり 市民農園や体験型農園 自然観察会　等	基本施策1.1「みどりの保全」 基本施策1.2「みどりの創出」 基本施策1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2「自然とのふれあいの推進」
	まなびあい出前講座 公民館講座　等	基本施策1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	体験活動 （クリーン野川作戦）　等	基本施策2.2「河川環境の保全」
	まなびあい出前講座　等	基本施策2.1「地下水・湧水の保全」
循環型社会	まなびあい出前講座 くるカメ出張講座　等	基本施策6.1「発生抑制を最優先とした３Rの推進」
	可燃ごみ処理施設見学会 等	
低炭素、 気候変動、適応	省エネ推進事業への参加 COOL CHOICEの実践　等	基本施策7.1「家庭･事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2「移動における低炭素化の推進」

体験型のプログラム

・本市の代表的な環境学習プログラムの一つとして、環境市民会議や市民団体と連携した田んぼ体験があり、武蔵野公園のとんぼたんぼや東京学芸大学圃場などを活用した体験学習を実施しています。
・河川の清掃と自然観察を兼ねた環境保全活動であるクリーン野川作戦は市民の認知度も高く（図３-３ アンケート調査結果参照）、例年 220 人程度の参加者数を保っています。
・家族イベントの一環として毎年参加する市民もいることから、今後も環境保全に関する啓発の一端を担う取組であるといえます。

クリーン野川作戦

環境学習講座

・本市では「まなびあい出前講座」や「くるカメ出張講座」を実施しています。市役所が実施する「まなびあい出前講座」のうち、環境に関する内容は５講座あります。「くるカメ出張講座」はごみ減量の意識啓発の講座となっています。
・公民館では、成人大学、成人学校、子ども体験教室などの各種講座を開催しており、環境分野では農業体験や自然観察などの講座が実施されています。講座の受講生の有志で設立された市民団体が、市とみどりのパートナーシップ協定を結んで活動している例もあります。

くるカメ出張講座の様子

環境関連施設

・令和２年４月１日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の３市で共同処理を行うために設立した浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。希望者への施設見学会も実施しています。
・環境配慮住宅型研修施設「小金井市環境楽習館」は、環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくことを目的とした施設です。

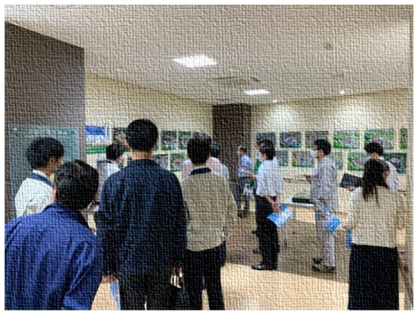
可燃ごみ処理施設見学会

環境楽習館

市民ができる取組アイディア~市民ワークショップ結果より~

<市民が既に取り組んでいること>
- 野川などの自然で遊ぶ
- 生ごみコンポストを利用する
- 農地を活用するイベントに参画する
- 子どもたちが野外で遊べる場づくりに参画する　など

<これから取り組めると良いこと>
- 野外での調理イベントを開催する
- 地元の野菜を活用したイベントを開催する
- ゴミ拾いのイベントをゲーム化する
- 玉川上水など、地元の環境や資源をもっと知る
- 陶磁器など身近な品物は多くの資源からできているということを知る
- 多世代で交流し、円滑なコミュニケーションにつなげられるイベントを開催する
- 子どもは親への環境意識啓発の役割、学生・若者は子ども向けイベントでのサポーターの役割、シニア（リタイア層）は市全体の環境普及啓発の役割となって活動する　など

基盤２　環境活動

【取組指標】

指標	現状	目標
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	14 団体（令和２年度）	現状以上

2.1 市民協働体制の強化

環境保全等に係る事業については、市と小金井市環境基本条例で規定された環境市民会議が、環境保全等の団体、教育機関、市民、事業者等とのネットワークをつくりながら連携し、協働で推進していきます。市は、環境市民会議の活動を支援し、協働の体制強化へつなげます。

環境学習や保全活動、調査やイベントの実施に当たっては、大学や事業者、ボランティア等との既存のつながりを活かしつつ、市民団体とも新たな連携・協働関係を構築します。

また、環境美化サポーター制度、ごみゼロ化推進員制度等各種制度の運用、みどりのパートナーシップ協定の締結などにより、引き続き市民の活躍を支援し、協働で活動を進めます。

市民協働について

・本市には、市と協働で環境保全活動に取り組む組織として、環境基本条例に規定された環境市民会議が存在します。時代の変遷とともに様々な分野の部会も設置され、現在では地下水測定部会、緑調査部会、まちづくり部会、環境学習部会、生活環境部会、エネルギー部会、はけの環境部会の７つの部会で構成されており、毎年活動計画と環境保全に関する啓発事業報告書をまとめています。

・本市では、市民の積極的な活動を促すため、環境美化サポーター制度（市内の公園・道路等の清掃活動）、みどりのパートナーシップ協定（花壇維持管理・緑化推進等）、ごみゼロ化推進員制度の運用や、子供会による遊び場等の清掃及び除草協力を実施しています。各活動に対して清掃用具の貸し出し、保険加入、協力金等を行い、地域コミュニティを基盤とした環境活動をサポートしています。

2.2 場・人材・情報のネットワーク化

市が主催し協働で毎年実施している環境フォーラムのように、市、市民団体、事業者等の各主体が協力・連携しながら、様々なテーマでつながりを持ち、活動成果を発表・共有できる交流の場を創出します。また、協働事業で培ったつながりを活かしながら、ボランティア同士や各主体がゆるやかにつながる仕組みを検討・構築していきます。

河川環境や廃棄物に係る事業など、広域連携が必須となる取組も存在することから、市内にとどまらず、関係自治体や市民団体等とも連携を強化し、有益な情報の共有を図ります。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり、生物多様性	みどりのパートナーシップ協定 (花壇維持管理・緑化推進等)	基本施策1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2「自然とのふれあいの推進」
地下水、湧水、河川	流域単位の連携　等	基本施策2.2「河川環境の保全」
景観	環境美化サポーター制度 (市内の公園・道路等の清掃活動等)	基本施策５.２「美しいまちなみの維持」
循環型社会	ごみゼロ化推進員との連携	基本施策6.1「発生抑制を最優先とした３Rの推進」
	廃棄物の共同処理　等	基本施策6.2「安全・安心・安定的な適正処理の推進」
低炭素、気候変動、適応	省エネ推進事業への参加 COOL CHOICEの実践 次世代電気自動車の導入 カーシェアリングの利用 等	基本施策7.1「家庭･事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2「移動における低炭素化の推進」

市民活動

・本市では毎年「こがねい市民活動団体リスト」を作成・更新しており、環境分野では 14 団体（令和 2 年 7 月 1 日更新版、環境市民会議含む）が掲載され、市内各地で活動を行っています。ただし、一部の活動団体はメンバーの高齢化や固定化などの課題を抱えています。今後は子どもや若者をはじめ、新たなメンバーを迎えることで団体の活性化を図り、活発かつ継続的に活動を行っていくことが期待されます。

市民活動の様子

表 3-1　「こがねい環境市民団体リスト」の「環境」分野に登録されている団体名とその活動分野・キーワード

分野・キーワード	団体名
環境全般	環境市民会議
みどり、景観	みどり剪定サークル
みどり、河川・地下水	野川自然の会
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	野川ほたる村／小金井自然観察会／ みんなでつくる野川ビオトープの会
みどり、循環型社会	「元気野菜作りを楽しもう」の会／ 生ごみを土に還す会
循環型社会	土曜・生ごみリサイクル連絡会／ NPO 法人　環境再生機構
循環型社会、景観	小金井を美しくする会
生活環境	小金井地域猫の会／小金井市放射能測定機器運営連絡協議会
環境教育	NPO 法人こがねい環境ネットワーク

大学や関係機関との連携

・本市は市内及び周辺の 6 大学等（東京学芸大学、東京農工大学、法政大学、亜細亜大学、武蔵野大学、総合学院テクノスカレッジ）、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットと協定を結び、地域活性化等での連携も図っています。
・広域連携としては、東京都環境局及び多摩 26 市の環境政策担当者で構成する「東京都市環境・公害事務連絡協議会（年 6 回開催）」、野川流域連絡会などへの参加を通じて流域自治体や環境活動団体と連携を図り、情報共有を行っています。

市民団体や大学等との交流の場づくり

・環境フォーラム（平成 17 年度から毎年開催）では、体験学習、環境団体の活動紹介、環境賞授与式を実施しており、市内の環境活動団体や大学等との交流の場としても活用されています。
・平成 30 年度にはマイクロプラスチックに関する講演会を開催したり、令和元年度には環境×防災をテーマとするなど、毎年異なるテーマが掲げられており、環境問題におけるトレンドを知ったり、参加者間の情報交換の場として有益なイベントです。

市民ができる取組アイディア~市民ワークショップ結果より~

<市民が既に取り組んでいること>

●農園ボランティアに参加する　●地元の野菜を買う　など

<これから取り組めると良いこと>

●玉川上水の桜とみどりが共存できるような活動をする
●市内事業者と連携して、地場野菜の配送システムをつくる
●分別するとインセンティブが付与されるような仕組みをつくる　など

基盤３　情報発信・共有

【取組指標】

指標	現状	目標
市報（月２回、計 24 回）等を用いた環境に関する情報提供の強化	ごみ特集号４回 / 年	左記に加え、他分野も含めた特集号の実施　１回 / 年

3.1 効果的な情報発信

市報こがねい、市ホームページをはじめ、各課 Twitter、ごみ分別アプリなど市独自の媒体に加え、他分野の団体等と連携し、各団体が保有する既存の媒体での情報発信を行うことで、市民が必要な情報へのアクセス性を向上させます。

3.2 環境情報の共有

本市では毎年、環境報告書やこがねいデータブックで実施事業の達成状況及び関連データ、詳細データについて提供してきましたが、やや専門的な内容となってしまっていたため、これからは環境情報を市民にも分かりやすく、より伝わりやすいものとなるよう工夫していきます。

蓄積してきた環境情報によって環境保全に係る取組が環境にどのような影響を及ぼしたかなどを把握し、本計画における環境指標の評価を行う際に有効活用します。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	生き物マップ 緑化の技術支援情報 外来種情報 生物多様性の現状　等	基本施策1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.1「生物多様性の保全」 基本施策3.2「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	水利用に関する情報提供 節水情報　等	基本施策2.3「水資源の有効利用」
生活環境	大気や騒音などのモニタリング情報　等	基本施策4.2「環境モニタリングやコミュニケーション」
景観	景観資源の価値・魅力情報 散策マップ　等	基本施策5.1「景観の保全・活用」
循環型社会	ごみの減量・分別情報 適正処理の情報　等	基本施策6.1「発生抑制を最優先とした３Rの推進」 基本施策6.2「安全・安心・安定的な適正処理の推進」
	小金井市ごみ分別アプリ　等	基本施策6.1「発生抑制を最優先とした３Rの推進」
低炭素、 気候変動、適応	省エネ機器や次世代自動車等の紹介 気候変動による影響の紹介等	基本施策7.1「家庭・事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2「移動における低炭素化の推進」 基本施策7.3「気候変動適応策の推進」

情報発信

・本市では毎月２回「市報こがねい」を発行し、全戸配布を行っています。「市報こがねい」は、スマートフォンなどでも読めるように行政情報広報アプリ「マチイロ」を通じても配信しています。
・多摩地域内の各地で発行されている情報誌やパンフレットなどの情報を電子書籍を無料で閲覧することができる、地域特化型電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks（たまイーブックス）」にも「市報こがねい」を掲載しています。
・平成 27 年６月からは「小金井市ごみ分別アプリ」の配信、令和元年７月から環境政策課の Twitter を開設・運用するなど、情報発信媒体を増やしています。
・10 代～40 代では利用しやすい媒体として Twitter や Facebook などの SNS が上位に入っていることから、紙面だけではなく、インターネット上で手軽に確認できる媒体を活用した情報発信を行っていきます。

図３-2 ごみ分別アプリ

情報の共有

・本市では毎年、環境施策の実施状況や各種データを「環境報告書」としてとりまとめ、公表しています。また、小金井市基本構想・基本計画策定に併せて公表される「こがねいデータブック」では、人口等の基礎指標、環境と都市基盤、地域と経済、文化と教育、福祉と健康、計画の推進について各項目に分けて掲載しています。
・令和元年度実施の市民アンケート調査においては、市が実施する環境に関する取組や施設等についての認知度は低く、取組・施設を知っていても参加・利用したことがある人はいずれの項目においても１割以下でした。
・環境活動の取組に参加しない理由を見てみると、「時間的余裕がない」というのが最も大きい理由として挙げられていますが、自由記述の中では活動自体を知らない、参加方法が分からない、という意見も見られます。
・環境について少しでも多くの市民に知ってもらうため、これからも各種媒体を通じて、情報提供を行っていきます。

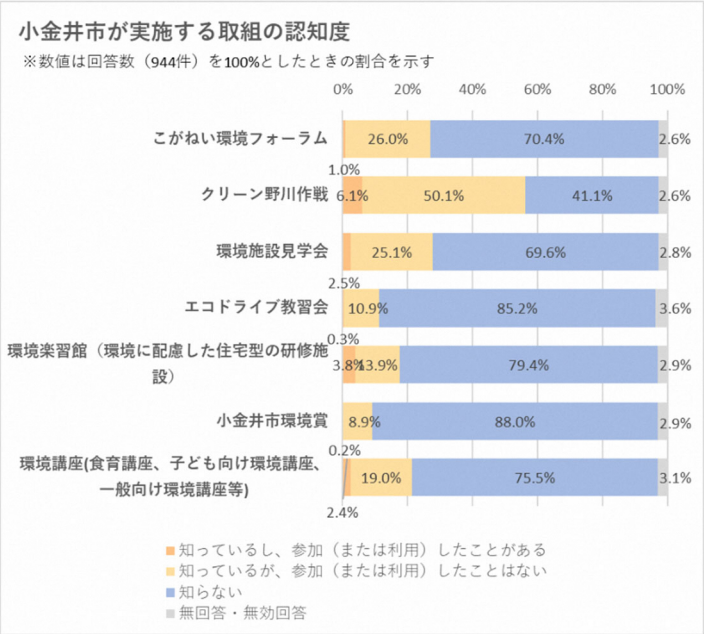

図３-3 本市が令和元年度時点で実施していた取組・施設の認知度（市民アンケート調査結果より）

市民ができる取組アイディア～市民ワークショップ結果より～

- 子どもから大人へ、シニア層から他の世代へ働きかける
- 学生・若者に対しては、SNS や動画投稿サイト等で情報を拡散させる
- シニア層に対しては、市報に環境情報を掲載する
- 市民が一度は訪れる市庁舎から情報を発信する
- 市内飲食店で地場野菜を使用していることを PR する

4．基本目標ごとの施策及び取組

○この項目の見方

ここでは、将来の環境像を実現させるために、各分野（基本目標）ごとに 10 年後に目指す姿や目標と、それに対する現状・課題、今後 10 年で展開する市の施策及び市民、事業者の取組を示します。

①基本目標ごとに目指すところ

基本目標

施策、各主体の取組により実現させたい環境(目指す姿)

基本目標に関係する SDGs のゴールと、関連して実施する取組の内容

環境の状態をあらわす指標とその現状、10 年後の目標

基本目標 1　みどりを守り、つくり、育てる

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様かつ重要な機能をもつみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市がともにみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール	
11	**目標 11：包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する** ・国分寺崖線や野川沿い等小金井を特徴づけるみどりや農地を保全するとともに、公園や街路樹、住宅地のみどりを創出し、災害に強く、魅力的でずっと住み続けたいまちをつくる
15	**目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する** ・生き物の生息環境でもあるみどりを保全・創出し、将来にわたって維持・活用する

関連する計画 ▶▶小金井市みどりの基本計画

この分野に関連する市の計画

目指すべき環境の目標と施策の展

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2%（令和元年度）	28%
緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）に関する満足度	71.8%（令和元年度）※	80%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

②施策の展開

・目指す姿の達成、環境目標の達成に向けて今後 10 年で実施する施策の体系

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施　策
1. みどりを守り、つくり、育てる	1.1 みどりの保全	1.1.1 まちなかのみどりの保全
		1.1.2 農地の保全・活用
	1.2 みどりの創出	1.2.1 公園・緑地の創出・活用
		1.2.2 みどりのまちなみの創出
	1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進	1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出
		1.3.2 協働による活動の推進

③現状・課題

・環境の状態や各主体の取組や意識に関する現状と取り組むべき課題

④施策の内容と各主体の取組

施策の進捗を測る取組指標

目標達成のために市が進める施策の内容

目標達成のために市民が進める取組

目標達成のために事業者が進める取組

環境行動指針の参照ページ

施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

<取組指標>

指標	現状	目標
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定状況	保存樹木：842 本（令和元年度）	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	<市民農園>4 農園、3,070.37m^2 <体験型市民農園>2 農園、4,489.46 m^2（令和元年度）	現状より増加

①市の施策

1.1.1　まちなかのみどりの保全

“拠点”となるみどりや、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地などの指定及び保全・管理を行います。環境保全緑地制度や保存生け垣制度については、より指定を受けやすくするように要件の見直しを行うとともに、みどりの実態に関する普及啓発により、保全意識の向上や制度の周知を図ります。

また、開発にあたって既存樹木の保護を促進するため、環境配慮基準の見直しを行います。

②市民の取組　小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 援農ボランティア等に参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に購入し、農地の保全に貢献します。
- 市民農園や体験農園を活用して、みどりに触れる機会を増やします。

③事業者の取組　小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 宅地開発等の事業の際には、既存樹木をできる限り保全する等の配慮をします。
- 市内での体験農園の運営への参加などを検討します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。

基本目標１　みどりを守り、つくり、育てる

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様かつ重要な機能を持つみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市が共にみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

＜関連する SDGs＞

関連するゴール	
11 住み続けられるまちづくりを	**目標 11：包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する** ・国分寺崖線や野川沿い等小金井を特徴づけるみどりや農地を保全するとともに、公園や街路樹、住宅地のみどりを創出し、災害に強く、魅力的でずっと住み続けたいまちをつくる
15 陸の豊かさも守ろう	**目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する** ・生き物の生息環境でもあるみどりを保全・創出し、将来にわたって維持・活用する

関連する計画 ▶▶▶小金井市みどりの基本計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

＜目指すべき環境の目標＞

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2%（令和元年度）	28%
緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）に関する満足度	71.8%（令和元年度）※	80%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

＜施策の展開＞

基本目標	基本施策	施　策
1. みどりを守り、つくり、育てる	1.1 みどりの保全	1.1.1 まちなかのみどりの保全
		1.1.2 農地の保全・活用
	1.2 みどりの創出	1.2.1 公園・緑地の創出・活用
		1.2.2 みどりのまちなみの創出
	1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進	1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創
		1.3.2 協働による活動の推進

現状・課題

◆みどりの特徴

・本市のみどりは、国分寺崖線や野川、玉川上水など慣れ親しんだ小金井らしい景観を形成し、癒しを与えてくれます。みどりがあることで地下水が涵養され、湧水を保全することができます。また、これらのみどりは動植物の生息・生育地や移動経路としても重要です。時には自然とのふれあいの場や遊び場、皆の活動の場にもなります。他にも、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など気候変動適応の観点や、火災時の延焼防止・災害時の避難所など防災の観点からも重要です。

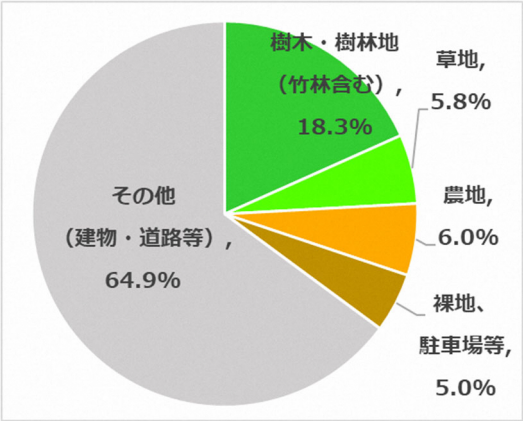

図３-4 緑被地・裸地等の割合（令和元年度）

・このような多面的機能・役割を持つみどりは、都市をより豊かに、快適にするための基盤（グリーンインフラ）であり、市民の生活と密接に関わっています。

・市内には、国分寺崖線（はけ）や野川などのみどり、公園や学校、社寺林、屋敷林、農地など、様々な種類のみどりがあります。緑被地の内訳としては、樹木・樹林地（竹林を含む）が最も多く（市域の 18.3%）、草地と農地がほぼ同じ面積（6.0%）を占めています（図３-4）。

・これらのみどりを期待される機能に応じて保全・管理しつつ、新たなみどりを創出することで、その多面的機能を将来にわたって維持・向上させることが必要です。

※「みどり」は、樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独若しくは一体となって構成されている空間、又は、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含みます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含みます。（「小金井市みどりの基本計画」における定義）

「緑被地」は、樹木・樹林地、草地及び農地などで被われた土地のことで、図３-4 のグラフは①樹木・樹林地（竹林含む）、②農地（樹木畑）、③農地（その他）、④草地（管理）、⑤草地（雑草地）に分類して調査した結果を集約しています。

本市の特徴的なみどり（左上から：玉川上水、農地、公園、崖線）

◆みどりの現況

・本市のみどりは減少傾向にあり（図３-5）、みどりの全体量を示す緑被率は平成 21 年度からの 10 年間で 33.7%から 30.2%に変化しました。減少量は 40.53ha で、これは小金井公園の面積（約 80ha）の半分に相当します。

・崖線や屋敷林、社寺林などのみどりは、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく国分寺崖線緑地保全地域、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づく環境保全緑地（環境緑地、公共緑地）、保存樹木、保存生け垣などの制度により保全が図られています（表３-2）。今後大幅な増加は見込めませんが、引き続き制度を活用した保全及び維持管理を行っていくことが必要です。

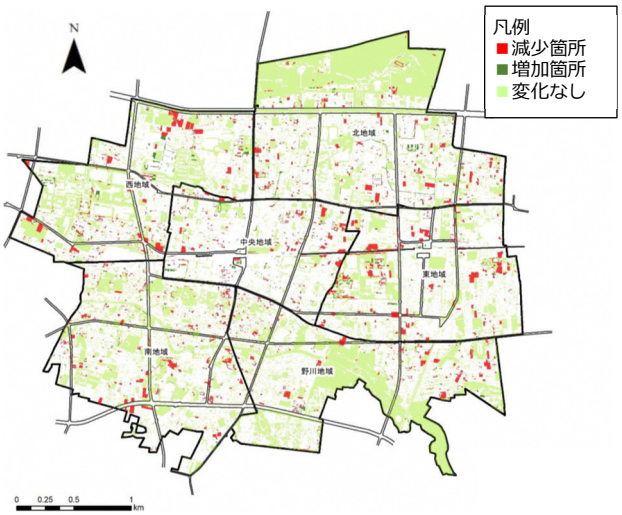

図３-5 緑被地の増減箇所図(2009⇒2019)

・公有地である公園・緑地面積は増加しています。平成 30 年度の市域に占める割合は 7.0%であり、周辺市町村の中で最も高くなっています。

・民有地については、人口増に伴う宅地開発による農地や樹林地の減少が進んでいます。農地のうち「生産緑地」については令和４年にその大半が指定期間 30 年の期限を迎え、買取りの申出や農地以外への転用などが懸念されていることや、土地価格の上昇に伴い相続税の負担が大きくなっていることから今後も農地が減少する恐れがあります。本市では、特定生産緑地制度を活用して、引き続き生産緑地として維持されるよう制度の周知等を推進しています。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、生産緑地の民間企業等への貸し出しがしやすくなったことから、多様な主体の参画による農地の活用が期待されます。

・まちなかのみどりを増やすため、生け垣造成奨励金制度を運用していますが、平成 25 年度以降は１～３件で推移しています。また、一定の規模を超える指定開発事業に対する緑化指導などを行っていますが、みどりの減少を抑制するのに十分とは言えない状況です。

表３-2 みどりを保全する主な制度と保全が図られているみどり（令和元年度実績）

制度を定めた法令	制度名称	内容		箇所数	面積等
都市緑地法	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為などにより現状凍結的に保全する制度。本市では滄浪泉園が指定されている。		1	1.29ha
東京都における自然の保護と回復に関する条例	国分寺崖線緑地保全地域	国分寺崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっているため、それと一体となった樹林地等を保全するため、指定を受けた保全地域を相続等の発生により地形の改変等が予測される土地を優先的に東京都が取得している。		3	1.31ha
小金井市緑地保全及び緑化推進条例	環境保全緑地	環境緑地	市民の健康で快適な生活環境を確保するために指定される緑地で、指定により相続税や固定資産税の減免が受けられる。	9	4.78ha
		公共緑地		4	0.37ha
	保存樹木	民有地の一定規模の貴重な樹木・生け垣・緑地等を指定するもの。維持管理のための奨励金を交付している。		-	842 本
	保存生け垣			-	4,358m

◆各主体の取組や意識

・令和元年度実施の市民アンケートにおいて、「緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 71.8%で、全ての項目で最も満足度が高くなっていました。「公共の広場や公園の利用しやすさ」は 58.8%で、全項目中 3 番目に高いという結果でした。みどりに関する満足度は、他の環境分野と比較して高いと言えます。

・「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」への参加状況は、「参加している」又は「かつて参加していた」という回答は 12.5%でしたが、「今後機会があれば参加したい」という回答が 55.4%であり、緑化活動への参加意欲がある方を活動に取り込んでいくことが必要です。

・現在は、環境市民会議による緑地・公園調査、市民団体による緑地の管理、公園の整備における市民や専門家との連携や、市民参加による管理（環境美化サポーター（花壇ボランティア、剪定ボランティアなど）、公園サポーター会議）、農地における援農ボランティアなどの活動が進んでいますが、ボランティアの高齢化や参加者の固定化などの問題もあり、様々な主体の参画や人材の確保が必要です。

保全が図られているみどり
(左上から：社寺林、保存樹木、滄浪泉園（特別緑地保全地区）、三楽の森（公共緑地）)

施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

＜取組指標＞

指標	現状	目標
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定状況	保存樹木：842 本（令和元年度）	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	＜市民農園＞５農園、4,060.37m^2（令和元年度） ＜体験型市民農園＞２農園、4,489.46 m^2（令和元年度）	現状より増加

①市の施策

1.1.1　まちなかのみどりの保全

“拠点”となるみどりや、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地などの指定及び保全・管理を行います。環境保全緑地制度や保存生け垣制度については、より指定を受けやすくするように要件の見直しを行うとともに、みどりの実態に関する普及啓発により、保全意識の向上や制度の周知を図ります。

また、開発に当たって既存樹木の保護を促進するため、環境配慮基準の見直しを行います。

表３-3 拠点・軸となるみどり

みどりの拠点	みどりの軸
まちなかに点在する一定規模のみどりであり、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化などの環境保全の機能を発揮するとともに、人が集うレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所などとしての役割を担う。「小金井市みどりの基本計画」では、規模や特性により以下に区分している。 ●広域交流拠点 ・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都立公園・霊園や大学などを位置付ける。 ●身近な交流拠点 ・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園などや学校などの公共施設を位置付ける。	崖線や河川、街路樹などの連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成などによる人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止などの役割を担う。「小金井市みどりの基本計画」では、規模や特性により以下に区分している。 ●歴史と自然軸 ・本市の歴史や文化にも関わりが深く、広域的な連続性があるみどり。河川や崖線、主要な道路などが複数重なり、重要性が高い場所をまとめて位置付ける。 ●身近な交通軸 ・東西方向に延びる歴史と自然軸に平行、直行して市内をつなぐみどり。人通りが多く市民や来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路、鉄道路線を位置付ける。

1.1.2 農地の保全･活用

農地の宅地化を抑制し今後も農地として保全するために、改正生産緑地法の各種制度を活かして生産緑地の維持に努めるほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されたことに伴い、意欲ある農業者や新規就農者、民間企業などが生産緑地を借りやすくなったことから、営農困難な生産緑地についても積極的に貸借を推進し、農地の活用を図ります。また、農業の担い手不足による農地の減少を抑制するために、引き続き援農ボランティアなどによる営農支援を行います。

市内植木農家からの緑化資材の調達、環境保全型農業の推進、地元野菜の給食への活用、収穫体験や農業イベントなどの機会を通して、地元農産物の利用促進や、農地を活用した魅力ある交流・地域づくりを推進します。また、他自治体との交流により、農地の保全や活用について、引き続き調査・研究を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 援農ボランティアなどに参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に購入し、農地の保全に貢献します。
- 市民農園や体験農園を活用して、みどりにふれる機会を増やします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 宅地開発等の事業の際には、既存樹木をできる限り保全するなどの配慮をします。
- 市内での体験農園の運営への参加などを検討します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。

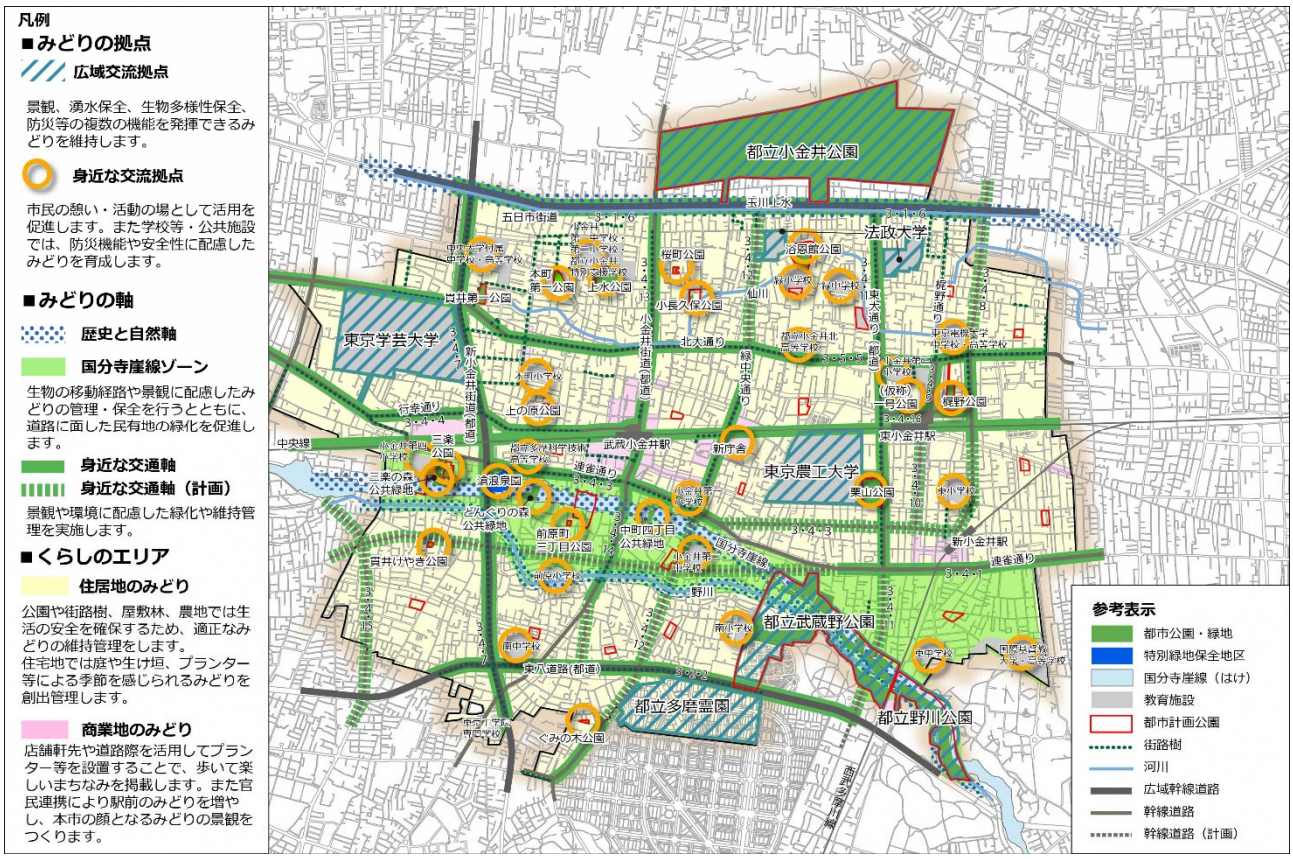

図3-6 みどりのまちづくり方針図

1.2 みどりの創出

＜取組指標＞

指標	現状	目標
公園・緑地面積	86.86ha（令和元年度）	現状より増加

①市の施策

1.2.1　公園･緑地の創出･活用

みどりの“拠点”の創出のため、引き続き公園等の整備を進めます。整備に当たっては、「小金井市公園等整備基本方針」に基づき、既存のみどりとの連続性を考慮した一体的な整備、配置の見直しや機能の充実などを図り、公園等の質の向上に努めます。

学校や公民館など公共施設におけるみどりの保全・管理及び緑化も引き続き実施します。

また、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを整備し、みどりのネットワーク化を図るために、引き続き道路の街路樹の整備などを行います。

1.2.2　みどりのまちなみの創出

みどりあふれるまちなみをつくるために、住宅、事業所などの民有地において庭木やプランター、花壇なども活用して、できる限りの緑化を進められるように支援をしていきます。緑化の方法などついて、「緑化の手引き」などを作成して情報提供するなどの技術支援を行います。また、生け垣造成奨励金制度の適用対象を拡大してより使いやすい制度とし、接道部の景観を高めるような緑化を促します。

開発時には、環境配慮基準に基づく緑化や、新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行うことで、開発を契機とした緑化を促進します。

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 環境美化サポーター等に登録し、各種活動を通じて、公園等の魅力向上に取り組みます。
- 「緑化の手引き」などを参考に自宅の庭やベランダでの緑化や壁面・屋上部などの緑化に取り組みます。
- 庭先やプランターなどへの草花による緑化に取り組み、みどりと花があふれるまちなみをつくります。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 「緑化の手引き」などを参考に事業所の駐車場やベランダでの緑化や壁面・屋上部などの緑化に取り組みます。
- 開発行為等を行う場合には、環境配慮基準や緑化指導に関する規定などに基づき、敷地の一部の緑化を行います。

1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進

＜取組指標＞

取組指標	現状	目標
都市公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%

①市の施策

1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出

本市のみどりへの関心を高めるために、みどりの実態調査結果やみどりの基本計画の紹介、優れた緑化事例やガーデニングの紹介など、様々な手段・内容で情報発信の充実を図ります。

また、小中学生や子育て世代などを対象とした環境学習の充実をはじめ、イベント・講座などにおける学習機会の提供、地元大学や市民団体等との連携による人材育成などにより、みどりへの理解を深め、みどりに親しむきっかけづくりを行います。

1.3.2 協働による活動の推進

市民参加によるみどりの保全・活用を充実させるために、清掃用具の提供や補助金の交付など、既存ボランティアの活動支援を継続します。活動の活発化のためボランティア同士の情報交換の場を設けて交流を図るとともに、活動の間口を広げるために、気軽に参加しやすい新しいボランティア制度の創設などを行います。

また、地域を挙げてみどりを保全・創出していくために、市民参加による公園づくり、学校や公的施設のみどりの地域による管理、剪定などのボランティアの紹介を進めます。

みどりに関する募金など新たな資金確保につながる仕組みづくりを検討し、既存の活動に参加することが難しい市民でも、みどりの保全や創出に関わることができるようにします。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市、事業者及び他の市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
- みどりに関するイベントや講座に参加し、ボランティア活動のきっかけづくりやみどりに関わる仲間づくりの場として活用します。
- みどりに関するボランティア活動に参加します。
- みどりに関する募金等に参加して、みどりの保全・創出を支援します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市、他の事業者及び市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
- みどりに関するボランティア活動に地域の一員として参加します。
- みどりに関する募金等に参加して、みどりの保全・創出を支援します。

小学生の取組アイディア ～小学生ワークショップ結果より～

- 街路樹を増やす
- 植物（草、木）を大事にする
- 植物をたくさん植える
- 植物からとった種をまた植える
- 畑で野菜を買う
- みどりを守るために学校などで動いて木を植えたりする
- みどり、木に毎日水をやる
- 庭園を造る
- 花を育てる（最後まで）
- 植物に関心を持つ
- 公園をきれいにする

基本目標2　地下水・湧水・河川の水循環を回復する

武蔵野台地の地下水、国分寺崖線の湧水、野川や玉川上水の水辺等による水循環のメカニズムが広く理解され、かつて「どぶ川」と呼ばれた野川の水質改善・水涸れ対策など、水環境・水利用に関して取り組んできた歴史や成果を皆で共有しながら、地下水・湧水等の水循環を回復する取組を継続し、将来にわたって豊富な水資源が利活用されていることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール	
3 すべての人に健康と福祉を	**目標３：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する** ・小金井の豊かな地下水、湧水、野川や玉川上水の水質を維持し、市民等の健康に影響が出ないように監視する
6 安全な水とトイレを世界中に	**目標６：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する** ・地下水、湧水、河川の水質を維持し、衛生的に利用できるよう監視する ・武蔵野台地や国分寺崖線といった特徴的な地形を地下水や湧水、河川が巡ることによって成り立っている水循環を回復し、将来にわたって維持するために、地下水の涵養を進める ・水資源を大切に使うため、雨水利用を進める ・水と衛生に関わる分野において市民参加を促進し、小金井の豊かな水環境をみんなで守る

関連する計画▶▶▶地下水及び湧水の保全 ・ 利用に係る計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定	現状から低下しない※1
湧水の水量	測定地点数：５地点 全地点の合計：870L/分（令和元年度）	現状から減少しない※1
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L（令和元年度）※2 ②BOD：0.5mg/L（令和元年度）※2	左記項目について全ての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）を達成※3 ①7.5mg/L 以上、②2mg/L 以下
湧水の水質	①硝酸性窒素：5.27～7.72mg/L ②トリクロロエチレン：定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン：定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン：定量下限値未満 （令和元年度）	左記項目について全ての地点・回で地下水環境基準※4を達成 ①10mg/L、②0.01mg/L 以下、③0.01mg/L 以下、④1mg/L 以下

※１　地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定しています。
※２　当該年度の全ての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅です。
※３　本地点に適用される水質環境基準は D 類型ですが、現状値は、D 類型基準値よりも良好である A 類型相当であることから、A 類型相当を目標に設定しました。
※４　湧水に対する環境基準はないため地下水環境基準を適用します。

＜施策の展開＞

基本目標	基本施策	施　策
2. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する	2.1 地下水･湧水の保全	2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング
		2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進
		2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止
		2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全
	2.2 河川環境の保全	2.2.1 水質汚濁の発生防止
		2.2.2 水辺に親しめる機会の充実
		2.2.3 流域単位での他自治体等との連携
	2.3 水資源の有効利用	2.3.1 日常生活における雨水利用や節水の推進
		2.3.2 災害時における水資源の活用

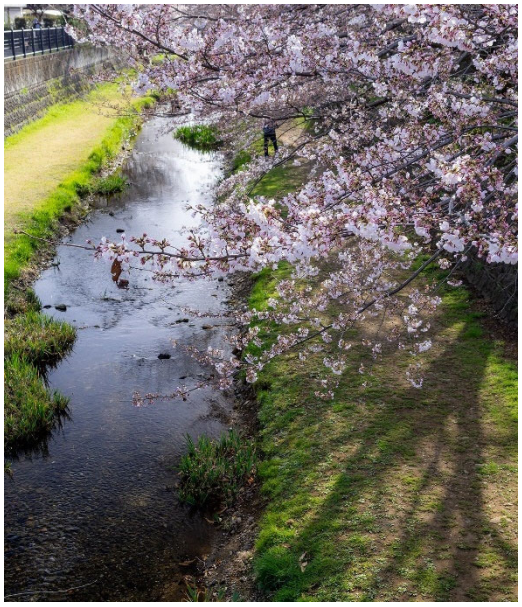

水辺の風景（左から：野川、美術の森緑地の湧水）

現状・課題

◆地下水・湧水・河川との関わり

・「小金井」の地名は、一説によると「黄金に値する豊富な水が出る」に由来するとも言われ、本市では昔から地下水が生活や産業に利用されてきました。市の南部を東西に走る国分寺崖線の周辺では、武蔵野台地に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川などとともに身近な水辺となっています。

・このような良好な水環境を持つ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透ますの普及をはじめ、地下水・湧水など水循環の健全化に取り組んできました。

黄金の水（宝永四年六地蔵）

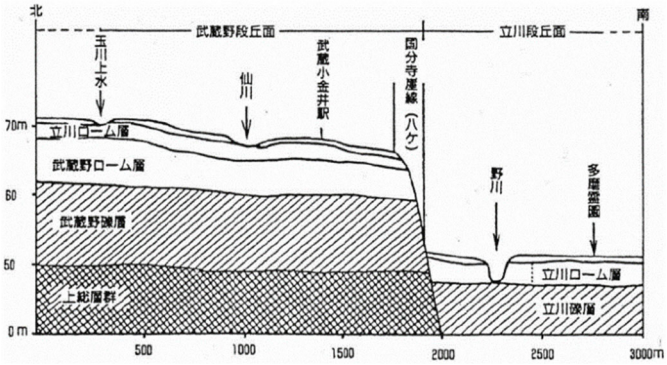

図３-7　国分寺崖線の地形

◆地下水・湧水・河川環境の現状

・市内の地下水位や湧水量は、ここ数年で大きな増減は見られず、安定して推移しています（図３-8、図３-9）。湧水の水質も、水質指標や生物（底生生物、付着藻類）の確認結果から、おおむね良好な状態に保たれていると考えられます。

・代表的な河川である野川は、渇水時には水涸れが見られるものの、有機汚濁指標である BOD（生物化学的酸素要求量）が 2mg/L 程度であるなど、水質は良好な状態です。野川には直接排水が流入することはありませんが、本市の下水道は多くが合流式であるため、大雨時には下水道管から水が溢れ、下水道の排出口から汚水が雨水とともに河川などの水環境中へ排出されてしまう恐れがあります。

・今後、気候変動による渇水や豪雨の影響が大きくなる懸念もあり、引き続き、市内の水環境をモニタリングしていくことが重要です。また、自然災害が発生した際に水利用に困らないよう、予め備えておく必要があります。

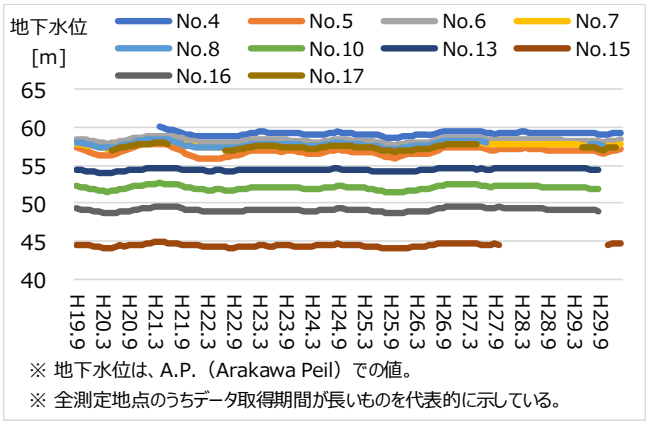

図３-8　地下水位の推移

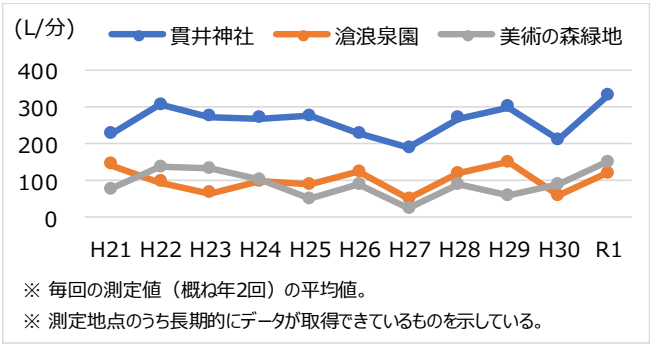

図３-9　湧水調査結果

・各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されています。本市の地下水・湧水保全の取組やその効果について、多くの市民に更に PR していくためにも、一般向けの分かりやすい解説への加工などに力を入れていくことが重要と考えられます。

◆地下水・湧水の保全の取組

・雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。例えば、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で、宅地が 11ha 増加する一方で農地が 7ha 減少し、農地から宅地への転用が進んでいます。

・湧水の湧出過程において、崖線をはじめとするみどりが重要な役割を果たしています。これらのみどりは、国や都、市の法や条例に基づく制度の適用や、公園や社寺林などの形で保全・担保されており、この状況を継続していくことが重要です。

国分寺崖線のみどり

・また、市域の 6 割を占める住宅地などにおける地下水涵養を促進するため、新築や増改築時の雨水浸透ますの設置や、道路における雨水浸透ます等の整備を進めています。地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や水害軽減のためにも、住宅地や道路における雨水浸透などの取組を一層進めていくことが重要です。

◆各主体の取組や意識

・令和元年度実施の市民アンケートでは、「水のきれいさ（河川や湧水の水質、におい等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 52.9%、「水辺との親しみやすさ（河川や湧水を身近に感じるか）」については 47.9%でした。

・同市民アンケートでは、節水に関する取組である「こまめに水道の蛇口をしめる」を「いつもしている」と回答した市民が 82.9%、「ときどきしている」と合わせると 95.6%であり、水を大切にするという意識は浸透していると考えられます。また、1 人 1 日当たり水利用量をみると、最近の 5 年間は 280～293L の範囲内であり、全国平均値（297～299L）よりも少ない量となっています（図 3-10）。今後も水を大切に使うという意識を持ち続けることが重要です。

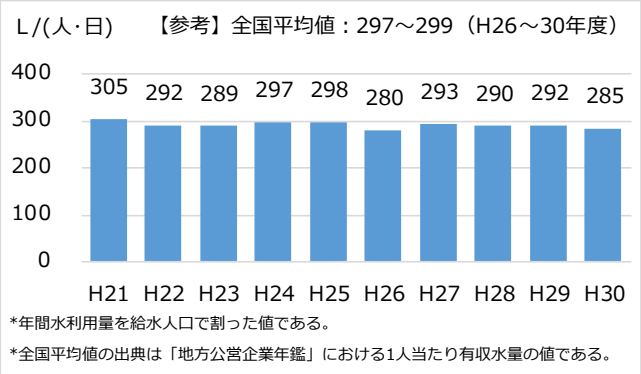

図 3-10 水利用量の推移

・清掃を通じて野川流域の環境保全に関心を持ってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っており、毎年多くの市民が参加しています。このほかにも、様々な水環境をテーマにしたイベントや学習機会を設けていくことが重要です。

施策の内容と各主体の取組

2.1 地下水･湧水の保全

＜取組指標＞

指標	現状	目標
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回 （令和元年度）	調査頻度や地点数について現状維持又は拡充
雨水浸透ますの設置数（単年度）	2,044 基（令和元年度）	毎年 2,000 基以上※1
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト 31m^2 透水性インターロッキングブロック計 1,884m^2 （令和元年度）	（設定しない）※2

※1　過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の実績（2,014～2,560 基）を踏まえ設定しました。
※2　単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しませんが毎年度の把握は継続します。

①市の施策

2.1.1　地下水･湧水等のモニタリング

市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水環境をトータルに把握することを継続します。調査結果は、毎年の環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、積極的に情報発信します。

また、地下水・湧水に対する市民の関心を高め、学習する機会を提供するため、市民参加型での地下水・湧水等を測る体験イベントなどを検討・実施します。検討・実施に当たっては、市、環境市民会議、大学等の教育研究機関、市民団体、CSR 活動を進める事業者の連携・協力体制を構築します。

2.1.2　住宅地等における雨水浸透の促進

崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水を浸透させ地下水涵養を促進するために、引き続き、新築や増改築における雨水浸透ます（図 3 -11）等雨水浸透施設の設置・普及促進を行います。排水設備指定工事店との連携などによる効果的周知や、設置助成を行います。道路や公共建築物においても、雨水の地下浸透対策を進めていきます。

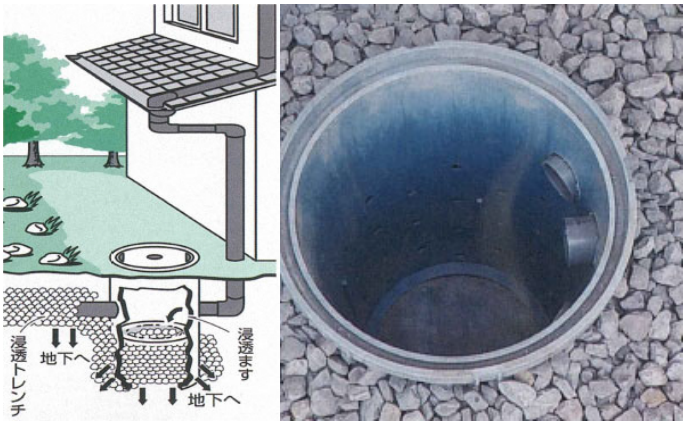

図 3 -11　雨水浸透ますの概念図と設置例

また、雨水浸透対策は、地下水涵養という環境面だけでなく、都市水害の軽減という防災面からも重要であることなど、その多面的な効果について、市民や事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止

地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者に「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」を周知し調査などを求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議」による審議を踏まえながら、事業による影響の把握や実施した対策のフィードバックを行います。

2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全

湧水の湧出過程で重要な役割を果たしている崖線のみどりをはじめ、緑地・農地など自然的な土地利用について、東京都が指定する緑地保全地域、市が指定する環境保全緑地などの制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 地下水・湧水について関心を持ち、学校の自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、地下水・湧水の特徴や大切さを学びます。
- 住宅などの新築や増改築に当たっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設を設置するよう努めます。また、設置した後も、その機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去するなど、メンテナンスを行います。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 事業所などの新築や増改築に当たっては、努力義務として雨水浸透施設を設置するよう努めます。特に、地下深くに構造物をつくる場合は、「地下水及び湧水を保全する条例」に基づく調査を行うとともに、地下水への影響低減のための対策を講じます。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。
- 井戸等の水環境調査を自社で行っている場合は、行政や市民へ調査結果などを提供・公開します。また、市民参加型での水環境調査イベントを資金・企画・人材・活動場所などの面からできる限り支援します。

全国に誇る、協働による雨水浸透の取組

本市は雨水浸透の取組が進んでいることで全国的にその名が知られています。

本市の雨水浸透事業は、市民、事業者（排水設備指定工事店）及び行政による市民協働の成功例として、公益社団法人日本河川協会の「第 3 回日本水大賞」、公益社団法人土木学会の「環境賞」などの賞を受賞してきました。

昨今では、地下水涵養の観点のみならず、洪水被害の軽減効果の観点からも雨水浸透施設の重要性がますます高まっています。今後も市民、事業者、市が協力して設置率を高めていくことが必要です。

第 3 回日本水大賞　表彰状
（市役所第 2 庁舎入口に掲示）

2.2 河川環境の保全

＜取組指標＞

指標	現状	目標
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント･講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント：１回（令和元年度） 公民館講座：１回（令和元年度）	現状以上

①市の施策

2.2.1　水質汚濁の発生防止

事業者等に対して、水質汚濁防止に関する法令等（水質汚濁防止法、下水道法、本市条例等）に基づく規制や指導を行います。

大雨時に、下水が増えて河川へ越流し水質悪化に至るのを防ぐため、雨水の貯留や地下浸透により洪水のピークを低減する効果のある雨水浸透施設（→施策 2.1.2 参照）及び雨水貯留施設（→施策 2.3.1 参照）の整備・普及を進めます。

2.2.2　水辺に親しめる機会の充実

「クリーン野川作戦」といった河川の保全活動や、自然体験の機会を増やすことで、水辺に親しむことのできる機会を充実させます。水辺の環境学習等のテーマで活動している教育機関や団体等と連携することで、効果的な情報発信や企画運営を図ります。

クリーン野川作戦

2.2.3　流域単位での他自治体等との連携

水の移動は市域で完結しているわけではなく、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査などの広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 野川や玉川上水などについて関心を持ち、学校の自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、その特徴や大切さを学びます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 水質汚濁防止に関する法令等を遵守するとともに、事業所や作業場において水質汚濁や地下水汚染等を発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。

2.3 水資源の有効利用

＜取組指標＞

指標	現状	目標
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2 件（令和元年度）	年間 10 件以上※1
市民 1 人当たり配水量	285 L/(人・日)（平成 30 年度）	現状より増えない
震災対策用井戸数※3	38 か所（令和元年度）	現状維持若しくは増加

※1　過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の実績（2～23 件）を踏まえ設定しました。

※2　「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸です。現状値は「小金井市地域防災計画」より。

①市の施策

2.3.1　日常生活における雨水利用や節水の推進

雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進するとともに、各主体や様々な団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルの発信を行います。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動を啓発し、行動を広めます。

雨水利用をテーマに活動する団体（例：雨水ネットワーク会議）や研究機関と連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。

2.3.2　災害時における水資源の活用

「小金井市地域防災計画」とも連携しつつ、震災や渇水時の水源の拠点となる震災対策用井戸の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）など、非常時に備えて水資源の活用体制を整えます。また、設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練などを行います。

雨水タンクの例

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、庭木散水、洗車などの利用に努めます。
- 井戸を持つ家庭では、そのメンテナンスや利用（散水など）に努めます。また、非常時の飲用などにも使えるよう、近所への日ごろからの周知なども行います。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、散水や中水などへの利用に努めます。
- 建物の設計・施工に係る事業者（ハウスメーカー、工務店等）は、雨水利用に関する商品開発や施主への提案を積極的に行います。

基本目標3　都市の生物多様性を守り親しむ

みどりや水で形成される多様な自然環境と、そこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保され、生態系からの様々な恵みを享受しつつ、自然と共生したまちとなっていることを目指します。

市民や事業者、市民団体、市が協働して生物多様性を保全するための取組が進められ、大人から子どもまで多くの市民が自然と親しめる機会が増えていることを目指します。

＜関連する SDGs＞

関連するゴール	
	目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ・国分寺崖線や野川などの自然環境、公園、農地、玉川上水などのみどりや水辺と、そこに生息・生育する動植物からなる生態系、貴重な動植物、それらがもたらす自然の恵みを保全・回復し、持続的に利用する ・生物多様性の大切さ・価値を理解し、地域で守る ・小金井において長い時間をかけて成立してきた本来の生態系を守るため、外来種による攪乱等を防止する

関連する計画▶▶▶小金井市みどりの基本計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

＜目指すべき環境の目標＞

環境指標	現状	目標
生物多様性の認知度	－	75%
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8%（令和元年度）※	55%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

＜施策の展開＞

基本目標	基本施策	施　策
3. 都市の生物多様性を守り親しむ	3.1 生物多様性の保全	3.1.1 生物多様性に関する実態の把握
		3.1.2 生き物の生息・生育環境の保全・創出
		3.1.3 外来種対策の推進
	3.2 自然とのふれあいの推進	3.2.1 自然について知る機会の創出
		3.2.2 自然と親しめる機会の創出

現状・課題

◆生物多様性とは

・地球上には約 3,000 万種の生き物が生息しており、これらはお互いにつながり合って存在しています。生物多様性とは、これら全ての生き物の間に違いがあることです※。

・生物多様性には、「生態系の多様性」（様々なタイプの自然があること）、「種の多様性」（様々な種の生き物がいること）、「遺伝子の多様性」（同じ種の中で異なる遺伝子を持つことで、多様な個性が存在すること）の 3 つのレベルがあります※。約 40 億年にわたる長い時間をかけて生き物が様々な環境に適応し、進化してきた結果生まれたものであり、非常に価値のあるかけがえのないものです。

・また、生物多様性は、私たちの暮らしを支える様々な恵み（生態系サービス）をもたらしてくれています（表 3 -4）。

・今、生物多様性には危機が迫っていると言われています（表 3 -5）。生き物の生息地の減少や、外来種による生態系の攪乱などは、本市の生物多様性にも影響を与え得る問題です。将来にわたって自然の恵みを享受し続けるためには、その重要性や迫っている危機を理解し、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。

表 3 -4 生態系サービスの例～人間が享受する自然の恵み

基盤サービス	酸素の供給、気温・湿度の調整、水や栄養塩の循環、豊かな土壌等
供給サービス	食べ物、木材、医薬品、品種改良、生物模倣（生き物の形や機能）
文化的サービス	地域豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統
調整サービス	安全な水の確保、土壌流出防止等

表 3 -5 生物多様性に迫る 4 つの危機

●第 1 の危機　開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 開発や乱獲などにより、生き物の生息・生育環境が失われたり、生物種が減少しています。
●第 2 の危機　里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下 里地里山など、人間との関わりにより維持されてきた環境の手入れ不足により、その環境に特有の生き物が減少しています。
●第 3 の危機　外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱 外来種や化学物質が外部から持ち込まれることにより、在来種によって成り立っている地域の生態系が攪乱されています。
●第 4 の危機　地球環境の変化による危機 地球温暖化に伴う地球環境の変化により、生き物の生息・生育環境が失われています。

注）生物多様性センターHP 内「日本の生物多様性の危機」「生物多様性に迫る危機」をもとに一部改変

※ 1992（平成 4 ）年に採択、1993（平成 5）年に発効した「生物多様性条約」において、『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む』と定義づけられています。

◆本市における生物多様性の現状

・本市の生物多様性は、野川や国分寺崖線、湧水などの自然環境が存在し、これらを基盤とする生態系が成立していることが特徴と言えます。また、農地や公園緑地などでは都市の生物多様性が存在していると考えられます。

・本市の代表的な環境である野川には、多様な動植物が生息・生育しています。例えば、小金井新橋周辺～やまべ橋までの間でも草本から木本まで 90 種を超える植物が確認されています。一方で、アレチウリやオオブタクサなど「外来生物法」の特定外来生物や、「生態系被害防止外来種リスト」の掲載種（アメリカザリガニ、ウシガエル等）も確認されています。ペット由来の外来種であるミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）も確認されています。

湧水生態系調査の様子

・また、野川流域連絡会が実施している生き物調査では、平成 30 年 1 月（冬季）は 15 種、同年 8 月（夏季）は 14 種の水生生物が確認されており※、東京都レッドデータブック掲載種のメダカ（絶滅危惧Ⅰ類）やスジエビ（留意種）も含まれていました。その他、野川流域連絡会が発行している「野川マップ」や「生き物ガイドブック」には、野川に生息・生育する多様な動植物が紹介されており、野川は生物多様性の観点から重要な環境であることが分かります。

※出典：「第 8 期野川流域連絡会活動記録」（平成 31 年 1 月、野川流域連絡会）

・市内 4 か所（貫井神社、滄浪泉園、美術の森緑地、中町四丁目公共緑地）では、毎年 2 回湧水生態系調査（水質、底生生物、付着藻類等）を実施しています。平成 30 年度の調査では、4 か所で合計 49 種の底生生物や合計 32 種の付着藻類が確認されました。付着藻類については、環境省レッドリスト 2020 で準絶滅危惧に指定されているタンスイベニマダラが確認されています。外来種は確認されず、在来種による生態系が維持されていました。

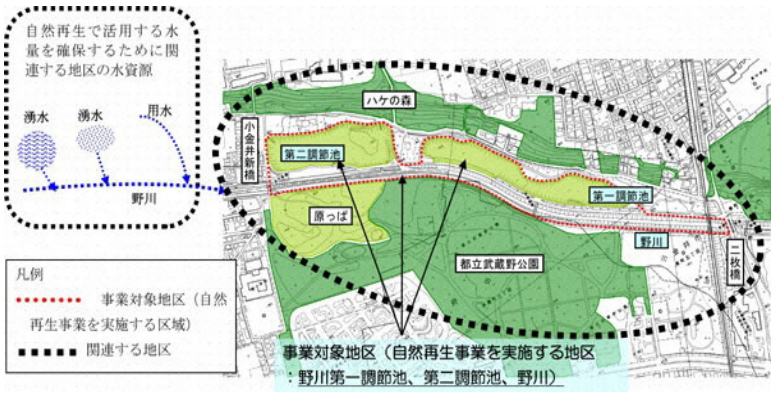

図 3 -12 野川自然再生事業対象地区
出典：東京都建設局 HP「野川の自然再生」

表 3 -6 自然再生整備前後における確認種数の変化

	平成14年度調査	平成19－22年度の総確認種数	平成14年度からの増減	平成14年度と比較して平成19－22年度に新たに	平成14年度に確認され、平成19年度以降確認さ
植物	212	344	＋132	168	36
魚類	9	12	＋3	4	1
昆虫	215	478	＋263	317	54
鳥類	49	45	-4	11	15
底生生物	20	80	+60	68	8

出典：「野川第一・第二調節池地区　自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（平成 25 年 1 月、東京都北多摩建設事務所）

・野川第一調整池・第二調整池では、平成 18 年度から自然再生法に基づく自然再生事業が実施されており、田んぼや湿地、ため池などが整備されました（図 3 -12）。これら湿性の環境は多様な生物の生息に適した環境であり、第一次実施計画による自然再生整備の前後では新たに出現した種が多く確認されています（表 3 -6）。生物多様性の回復がなされた好例です。

・上記のような水辺以外にも、崖線のみどり、まちなかのみどりなど多様な環境がありますが、市で実施している調査が少ないこと、市民団体主催の調査や観察会は実施されているものの、その情報が集約されていないことから、市域の生物多様性の全体像が把握しにくい状況です。

・まちなかでは、街路樹への在来種の導入などが進められており、開発時の緑化指導においては東京都の「植栽時における在来種選定ガイドライン」に基づく在来種の導入を促進しています。このような取組を、市内各所で展開していくことが必要です。

レッドデータブック掲載種

●スジエビ
（東京都レッドデータブック：留意種）

●ミナミメダカ
（東京都レッドデータブック：絶滅危惧Ⅰ類）

特定外来生物

●ウシガエル

●アレチウリ

野川で確認されているレッドデータブック掲載種及び特定外来生物の例
出典：野川マップ　生きもの観察のすすめ

◆各主体の取組や意識

・野川第一調整池・第二調整池の自然再生事業は、市民、市民団体、学識者、行政から構成される自然再生協議会が中心となり、生物の生息環境を整備するだけでなく、生き物とのふれあい、生き物を通した人々のふれあいの場を再生・整備してきました。現在は、市民からなる管理運営団体「野川自然の会」が都と協働でモニタリングや維持管理を実施しています。

・毎年実施している「クリーン野川作戦」では、水生生物や植物の自然観察会と、特定外来生物の駆除活動が行われており、市民が生物多様性を知る良い機会となっています。

・はけの森や野川流域、都立公園では、市民団体主催の調査や自然観察会など、自然とふれあえる機会が提供されています。市民団体等との連携を進め、市民の参加機会を増やしていくことが必要です。

・令和元年度実施の市民アンケートでは、「生き物（野鳥、昆虫、水生生物等）との親しみやすさ」についての満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）が 44.8%でした。また、「地域の自然（生き物・樹林等）の保全活動」について、「今後機会があれば参加したい」という回答が 57.7%であり、保全活動や観察会などに様々な人が参加しやすくなるよう、多様な機会の創出やきっかけづくりが必要です。

・また、同アンケートでは農地や土との親しみやすさについての満足度が 41.4%となっています。市民農園等は利用希望者の倍率が約 2 倍～5 倍にも上っており、利用機会の拡大も検討していく必要があります。

野川自然再生事業～水のある豊かな自然環境の再生～

野川自然再生事業は、「事業対象地区にかつてあった水のある豊かな自然環境を再生する」ことを理念として進められています。（「野川第一・第二調節池地区 自然再生全体構想」（平成 18 年 9月））

「自然再生事業実施計画」（平成 18 年 10月）に基づく平成 22 年度までの事業実施により、水域の環境が整備され、第一調整池内に水域の生態系が新たに成立したり、植生管理により湿性環境が出現し、湿った環境を好む昆虫類の生息やそれに伴う鳥類の確認種が増えるなどの成果がありました。現在は「自然再生事業第二次実施計画」（平成 25 年 1 月）に基づき、「水循環システム」の再生・整備の実現に向けて事業を実施するとともに、野川自然の会、東京都、自然再生協議会によるふれあい活動やモニタリング、維持管理が進められています。

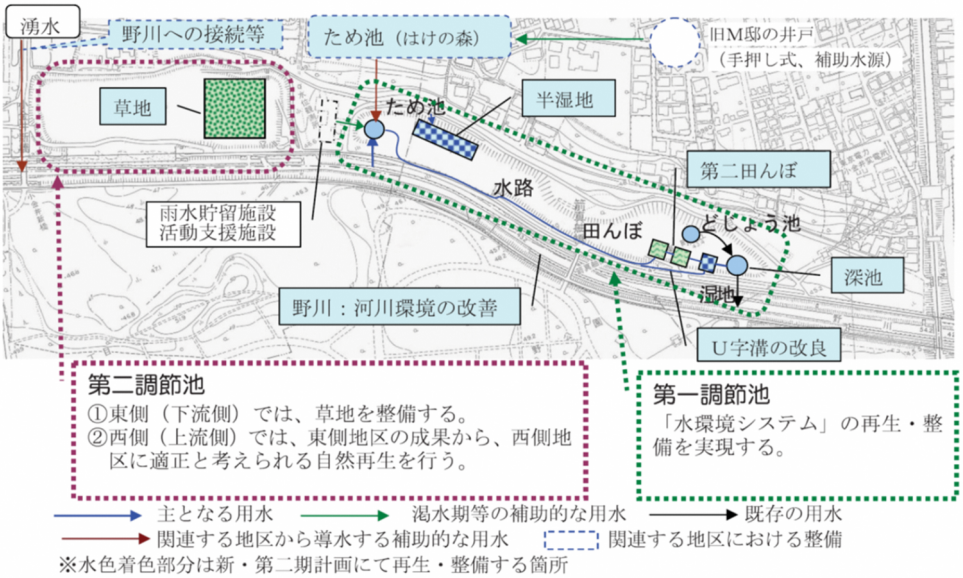

出典：「野川第一・第二調節池地区 自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（平成 25 年 1月）

施策の内容と各主体の取組

3.1 生物多様性の保全

＜取組指標＞

指標	現状	目標
小金井の生物リストの作成	－	作成（令和７年度）

①市の施策

3.1.1 生物多様性に関する実態の把握

本市の生物多様性保全の第一歩として、市内の自然環境に希少種や外来種を含め、どのような動植物が生息・生育しているのかという実態を把握します。

既に実施している湧水の生態系調査結果をはじめ、市内の代表的な環境における専門家による調査の実施や、自然観察会で確認された生き物の情報整理、市民団体等による調査の結果の集約、市民参加による指標生物調査などにより、市域全体の生態系の構造や機能を把握・整理し、共有します。

3.1.2 生き物の生息･生育環境の保全･創出

多様な生き物の生息空間であるみどりや水辺を保全・創出するとともに、生き物の移動経路としての機能も考慮し、みどりのネットワークの形成を進めます。

公園においては、在来種や実のなる樹木の植栽、多層構造の維持に努めます。また、学校ビオトープの適切な維持管理、新たなビオトープの整備などを検討します。

民有地においても、指定開発事業の緑化指導の際に引き続き在来種の導入を働きかけるとともに、「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した周辺の生き物に関する情報提供を行います。

また、野川第一・第二調整池地区の自然再生事業や、市民団体による自然環境再生の取組を引き続き支援します。

3.1.3 外来種対策の推進

市内で確認されている特定外来生物等の外来種の生態や、駆除の必要性を広く周知し、情報提供を募ることにより、分布範囲の拡大を防ぎます。また、市民参加による駆除活動を継続します。

ペット（外来種や他地域に生息していたもの）が自然環境下に放たれることは、在来種の生息環境が脅かされてしまったり、生物多様性が失われる原因となり得るため、ペットの飼育ついて普及啓発を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 市民参加による調査や自然再生の取組、外来種の駆除活動に参加します。
- 庭の植栽への在来種の導入、雨庭の設置など、生物多様性に配慮した空間づくりを検討します。
- ペットは責任を持って飼育し、自然環境下に放逐しないようにします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 敷地内の緑化に当たっては、生き物の生息・生育環境の確保に努め、植栽は在来種を優先的に導入します。また、緑を配置する際には、近隣とのネットワークの形成に努めます。
- 事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に努めます。

●従業員教育や地域貢献のため、市民参加の調査や自然再生の取組、外来種駆除活動に参加します。

3.2 自然とのふれあいの推進

＜取組指標＞

指標	現状	目標
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催：４回（令和元年度） ※公民館主催の講座１回、自然観察会２回 クリーン野川作戦における自然観察会等１回	市主催の普及啓発： ５回 / 年以上

①市の施策

3.2.1 自然について知る機会の創出

自然とのふれあいの第一歩として、本市の自然環境や生物多様性の実態、生態系サービス（表３-4）について関心を持ってもらうことが重要です。「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した情報などを活用し、市報やホームページ、マップや小冊子の作成・配布などにより、広く情報を提供します。

また、公園、公共緑地等において植物等の情報を掲載した看板等を設置するなど、身近な自然に関する情報に接する機会を創出します。

3.2.2 自然と親しめる機会の創出

みどりや水、生き物に親しめる機会を増やすため、市民の認知度も高い「クリーン野川作戦」における自然観察会などを引き続き実施します。また、市民団体主催の自然観察会や生き物調査などの開催情報を市のホームページや SNS で提供し、市民が活動を知ることができる機会を増やします。さらに、市民団体等との協働により、公園の管理活動に合わせた自然観察の実施や、市民農園における自然観察イベントなど、既存の取組を入口として、より多くの市民が様々な場所で自然に親しめる機会を創出します。

表３-7 市内で開催されている自然観察会

主催者	内容
環境政策課	クリーン野川作戦における自然観察会（植物、水生生物等）
公民館（緑分館）	子ども体験講座（いきもの観察）
環境市民会議	田んぼの時間（植物、水生生物、昆虫の観察会）
野川自然の会	とんぼたんぼ（生きもの観察会）
はけの森調査隊	ミニ観察会、定例調査会（昆虫など）
小金井自然観察会	野川公園観察会、早朝探鳥会など

※団体 HP にて確認可能なもののみ抽出

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 身近な生き物やその生息・生育環境に興味を持ち、生物多様性について学びます。
- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。
- 市民農園などを利用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。

基本目標 4　安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害が発生することなく、良好な状態で維持されていることを目指します。生活や経済活動を行う上で発生が避けられない騒音などについては、住民が互いの価値観を尊重しながら、必要に応じて環境保全のためのルールなどを話し合うことで解決し、安全・安心で健康に暮らせる環境が実現していることを目指します。

＜関連する SDGs＞

関連するゴール	
3 すべての人に健康と福祉を	**目標３：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する** ・大気汚染物質、有害化学物質、土壌等の汚染により健康に被害が発生しないよう、良好な生活環境を維持する
11 住み続けられるまちづくりを	**目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する** ・住民相互のコミュニケーションを進めることで、本市の苦情の多くを占める「生活型公害」を減らし、市民一人ひとりにとって生活環境が良好であり、住み続けたい環境となるようにする

目指すべき環境の目標と施策の展開

＜目指すべき環境の目標＞

環境指標	現状	目標
大気環境基準※1等の達成状況	①二酸化窒素※2：達成（0.016ppm） ②浮遊粒子状物質※2：達成（0.043mg/m^3） ③一酸化炭素※2：達成（0.2ppm） ④ダイオキシン類※3：達成（0.018pg-TEQ/m^3） （平成 30 年度）※4	左記項目について、下記環境基準等を達成 ①1 日平均値の 98%値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下 ②1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m^3 以下 ③1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下 ④1 日平均値の年間算術平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下
道路交通騒音に関する環境基準※1の達成状況	五日市街道：昼夜間ともに達成 小金井街道：昼夜間ともに達成 連雀通り：昼間のみ達成 新小金井街道：昼間のみ達成 東八道路：昼夜間ともに達成 （令和元年度）	全地点で昼夜間ともに環境基準を達成 （５地点とも昼間 70dB、夜間 65dB）

※１　大気環境基準及び道路交通騒音環境基準の詳細については資料編に記載予定です。
※２　二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、東京都測定局（局名：小金井市本町）での測定結果から、年 98%値又は2%除外値を用いた長期的評価とします。
※３　ダイオキシン類は、市による測定結果から期間平均値を算出し、評価します。
※４　平成 30 年 10 月 5 日までの値（以降欠測）です。

＜施策の展開＞

基本目標	基本施策	施　策
4. 安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る	4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策	4.1.1 事業活動等における公害の発生防止
		4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減
		4.1.3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策
	4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション	4.2.1 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信
		4.2.2 安全・安心のための話し合いやルールづくり

東京都及び市が実施している生活環境調査

東京都と市では、以下のような項目で生活環境調査を実施しています。

表３-8 生活環境調査項目と実施主体

項目		東京都	市
大気質	光化学オキシダント（Ox）	●	
	二酸化窒素（NO_2）	●	●
	浮遊粒子状物質（SPM）	●	●
	一酸化炭素（CO）	●	
	ダイオキシン類	●	●
水質	野川水質（pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、T-N、T-P、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）		●
	井戸水（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、硝酸性窒素、鉛）		●
	地下水位		●
	湧水水質（pH、電気伝導率、硝酸性窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン		●
騒音・振動	道路交通騒音		●
	道路交通振動		●
放射能	空間放射線量	●	●

＊環境報告書で毎年の調査結果を公表しています＊

市では、毎年環境報告書を作成し、環境に関する情報や本計画に基づき実施された施策の進捗状況を公表しています。大気質や水質、騒音・振動等の調査結果も掲載されているので、ぜひ確認してみてください。

環境報告書は、市ホームページの他、情報公開コーナー、図書館等で閲覧できます。

現状・課題

◆大気環境の現状

・市内には、東京都の一般環境大気測定局（一般局）が 1 箇所あり、代表的な大気汚染物質である二酸化窒素などの大気中濃度が測定されています。二酸化窒素の濃度※1は、近年は 0.029～0.036ppm の範囲でほぼ横ばい、長期的には減少傾向にあります（図 3-13）。

・本市には排気ガスの排出源となる工場などがほとんどないことから、本市における大気汚染物質の主要な排出源は、自動車による排気ガスであると考えられます。

・市内の自動車保有台数はほぼ横ばいです。ただし、日中の車の稼働率や市外からの通過交通、風環境も関係するため、大気汚染物質濃度との因果関係は複雑です。また、自動車自体の燃費も向上※2しており、大気汚染物質濃度の低減に寄与していると推測されます。

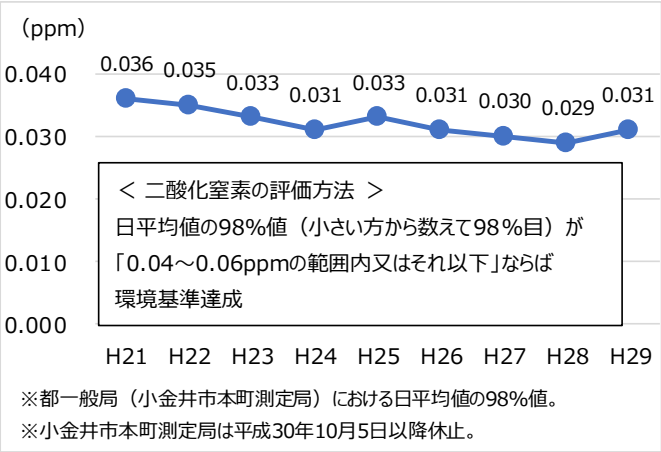

図 3-13　二酸化窒素濃度の推移

※1　市内 1 か所に設置された東京都測定局での値です。
※2　国土交通省資料によれば、ガソリン乗用車の燃費平均値（JC08 モード）は、平成 23 年度から平成 30 年度の 7 年間で 17.8km/L から 22.0km/L へ向上しています。

市では二酸化窒素の簡易測定を実施しています

東京都の一般局（小金井市本町）では年間を通して二酸化窒素の濃度を計測していますが、それとは別に、市で毎年 1 回、住宅地や交差点における簡易測定法による調査を行っています。

令和元年度には、住宅地 31 地点、交差点・沿道地域 19 地点で実施しました。その結果、全調査地点において、二酸化窒素濃度は環境基準値※を下回っていました。

二酸化窒素については、年間を通した長期的評価により環境基準の達成状況を評価するため、この調査結果が環境基準値以下であっても“環境基準を達成した”とは言えませんが、自動車排気ガスの影響を受けやすい交差点や沿道を含む市内 50 地点全てで環境基準値を下回っていることから、本市では二酸化窒素により健康被害が引き起こされる心配は少ないと考えられます。

※1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

◆騒音環境の現状

・市内５か所の幹線道路（五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路）を対象に、道路交通騒音・振動調査を行っています（図３-14）。調査地点のうち、五日市街道や東八道路では騒音レベルが微減傾向、新小金井街道では微増傾向にあるようにも見えますが、環境基準に近い値で推移している地点・時間帯が見られることから、今後もモニタリングを続けていくことが重要です。

・また、著しい騒音・振動を発生する可能性がある建設作業は、騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業として実施届出を義務付けるなど、建設作業等における騒音発生源対策を行っています。

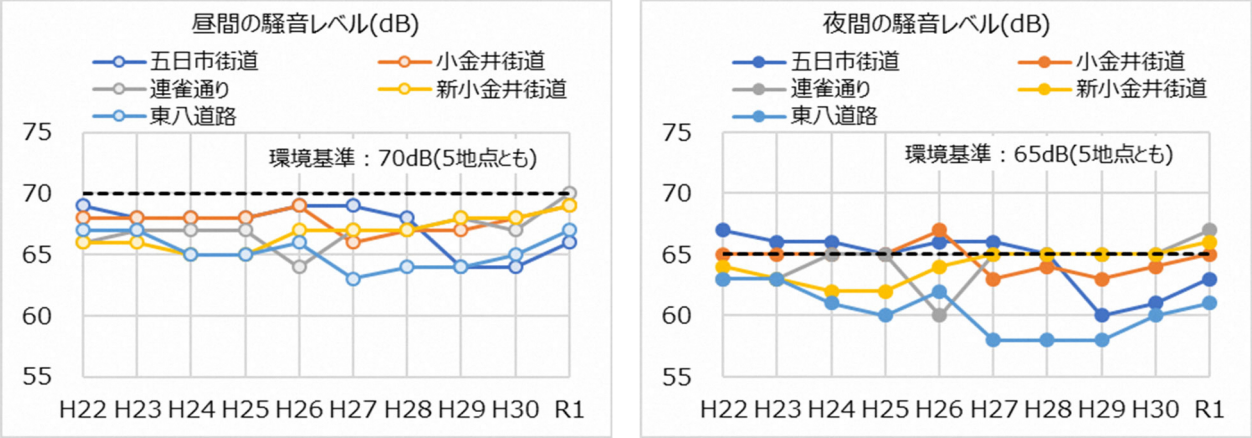

※測定値は昼間夜間ともにＡ特性等価騒音レベルです。路線としての評価であるため調査地点は毎年変わる可能性があります（環境報告書には当該年度の調査地点を記載）。

図３-14 道路交通騒音の調査結果（左：昼間、右：夜間）

◆公害苦情の発生状況や傾向

・公害苦情の内訳をみると、建設作業や工場以外から発生するものに対する苦情が多く、種類別では典型公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に該当しない「その他」が多いことが特徴であり、総じて「生活型公害」に起因する苦情が多い様子が見受けられます（図３-15）。なお、合計件数は、年による差が大きく、増加又は減少など一定の傾向はみられません。

・公害苦情の内容は、生活騒音（音響機器やペットの鳴き声）や空家等からの樹木の越境などが多くなっています。これら生活型公害については、何らかの基準に基づく公害規制というよりも、例えば環境や地域・まちづくりをテーマとして隣人同士や地域で話し合う機会を持つなど、コミュニケーションを進めていくことで低減・解決を図っていくアプローチが重要と考えられます。

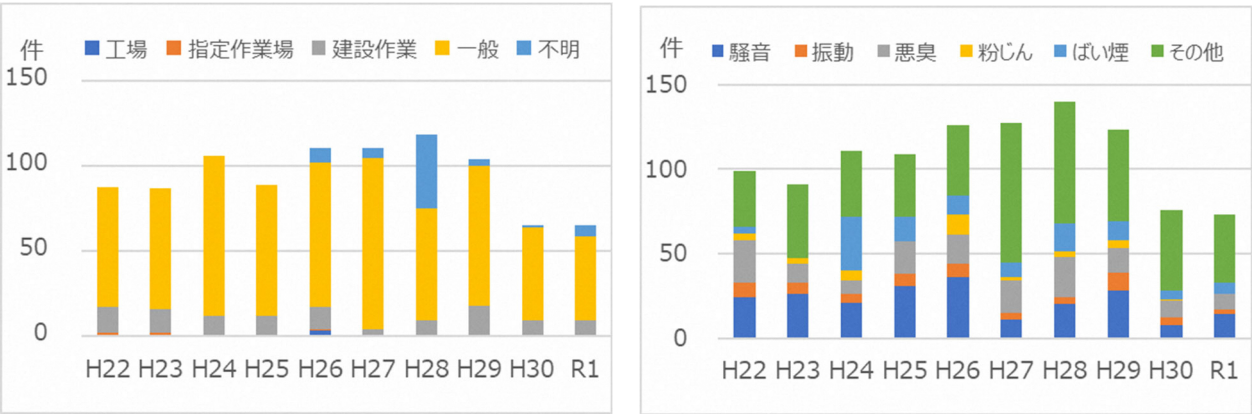

注）１つの発生源で複数種類が計上されることがあるため、発生源別と種類別の件数は一致していません。

図３-15 公害苦情件数（平成 30 年度、左：発生源別、右：種類別）

施策の内容と各主体の取組

4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策

＜取組指標＞

<table>
<tr><th>指標</th><th>現状</th><th>目標</th></tr>
<tr><td>低排出ガス認定車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車の割合</td><td>・低排出ガス認定車
<table>
<tr><td>小型四輪貨物</td><td>48.4%</td><td>普通貨物</td><td>35.2%</td></tr>
<tr><td>小型四輪乗用</td><td>79.3%</td><td>普通乗合(30 人以上)</td><td>33.3%</td></tr>
<tr><td>小型乗合(29 人以下)</td><td>36.7%</td><td>普通乗用</td><td>72.3%</td></tr>
<tr><td colspan="4">総計 73.8%</td></tr>
</table>
・電気自動車／普通乗用：0.2%
・燃料電池自動車／普通乗用：0.02%
・ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車含む）
<table>
<tr><td>小型四輪貨物</td><td>0.004%</td><td>普通乗用</td><td>11.0%</td></tr>
<tr><td>小型四輪乗用</td><td>8.7%</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">総計 19.7%</td></tr>
</table>
・天然ガス自動車(CNG 車)／該当なし</td><td>（設定しない）</td></tr>
</table>

※一般財団法人自動車検査登録情報協会データによる。登録車両のうち、「使用者住所」が小金井市のものを抽出し、普通乗用車、小型四輪乗用車、普通貨物車、小型四輪貨物車、トレーラ、普通乗合車、小型乗合車について集計した。

①市の施策

4.1.1 事業活動等における公害の発生防止

事業者等に対して、公害防止に関する法令等（大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例等）に基づく規制や指導を行います。

これらのほか、「小金井市アスベスト飛散防止条例」に基づく解体作業におけるアスベスト飛散防止対策、土壌・地下水汚染防止対策なども推進します。

4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減

大気汚染物質や騒音の主な発生源の１つと考えられる自動車については、買い替え時に環境負荷の少ない自動車（低公害車）や運転方法（エコドライブ）について情報提供を行うなどし、事業活動や日常生活における環境負荷を減らしていきます。また、自転車、公共交通機関などへの利用転換を促すため、自転車駐車場の整備など必要な環境整備を進めます。

4.1.3 農薬･化学物質･その他の環境汚染物質対策

農薬の使用低減を推奨します。また、国の PRTR（化学物質排出移動量届出制度）及び「東京都環境確保条例」に基づき市内事業所における化学物質の排出・使用量などの把握を継続し、市内の化学物質排出状況などの実態に関する情報提供を行います。

典型公害のほか、シックハウス原因物質、空間の放射線量など、市民の安全・安心を確保する上で必要なものについて、調査や対策を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 移動の際は、できるだけ低公害車、公共交通機関、自転車を使うなど、大気汚染物質や環境負荷の削減に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 公害防止に関する法令遵守はもちろん、事業所や作業場において大気汚染物質や騒音などを発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策や周辺住民に対する配慮を行います。
- 大気汚染や騒音の発生源となるガソリン車等はできるだけ使用せず、低公害車、公共交通機関、自転車などの使用に努めます。

4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション

①市の施策

4.2.1 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信

市内の大気汚染物質や騒音などの環境調査を継続して実施し、生活環境が良好な状態に保たれているかどうかをモニタリングします。

調査結果は、毎年の環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、状況の変化についての解説を交えるなどし、積極的に情報発信します。

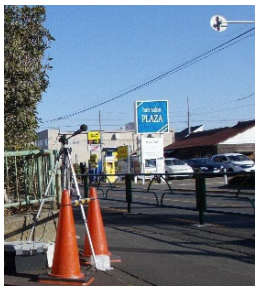

環境調査

4.2.2 安全･安心のための話し合いやルールづくり

近年の公害苦情は、その多くが生活騒音などの日常生活由来であり、価値観の多様化や環境問題に関する住民同士のコミュニケーション不足にも起因しています。逆に、身近な環境のことも含めて、コミュニケーションが普段からとれていれば、これらの問題は未然防止できる可能性があります。このような背景を認識しながら、公害苦情の現状分析や対応に努めます。

また、公害苦情の実態に関するホームページなどでの情報発信、自治会や不動産業者と協力した住民への周知など、客観的なデータを効果的に示しつつ、身の回りの生活環境の問題について住民自らが考えてもらう機会をできるだけ多くつくっていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 公害苦情の大半は日常生活上の騒音などがきっかけであるという実態や、地域住民の協力がよりよい環境づくりにつながることを理解し、隣近所への配慮を心がけ、日ごろからコミュニケーションを取るように努めます。
- 市や事業者から発信される大気質や騒音などの環境モニタリング結果に関心を持ち、積極的に調べたり学習したりします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 自社の環境対策などに関する情報の積極的公表などにより、地域住民や消費者などとの適切なコミュニケーションに努めます。

基本目標5　美しく住み心地のよいまちを守る

国分寺崖線（はけ）、玉川上水、名勝小金井（サクラ）に代表される小金井市民が慣れ親しんだ自然資源、歴史的・文化的資源を保全・活用し、市民と共に「小金井らしさ」の残るまちを守り続けていることを目指します。

また、駅や住宅地など、市民が日々目にする場所や市の玄関口となる場所については特に美化活動やマナー啓発を強化し、いつまでも市民に愛される美しいまちを維持していきます。

＜関連する SDGs＞

関連するゴール	
	目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する ・多くの市民が将来に残したいと考える、豊かなみどりや水辺、桜のある風景など自然資源、歴史的・文化的資源の保全・活用により、いつまでも「小金井らしさ」を感じられるまちを守り続ける ・ボランティア等とも協力しながら、マナーが守られ、まちなみが美しい、住み続けたくなるようなまちを維持する

関連する計画▶▶▶小金井市都市計画マスタープラン、小金井市みどりの基本計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

＜目指すべき環境の目標＞

環境指標	現状	目標
まちの美しさ（景観、調和等）に関する満足度	45.5%（令和元年度）※	55%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

＜施策の展開＞

基本目標	基本施策	施　策
5. 美しく住み心地のよいまちを守る	5.1 景観の保全・活用	5.1.1 景観保全・創出に係る取組の実施
		5.1.2 景観資源を活用する取組の充実
	5.2 美しいまちなみの維持	5.2.1 美しいまちなみの維持
		5.2.2 まちの魅力向上

現状・課題

◆本市の景観の特性

野川公園（自然観察園）

・本市には、国分寺崖線、都立公園、屋敷林等の緑地空間や野川、仙川等の水辺空間といった自然景観資源が多く存在し、市民の癒しや憩いの空間となっています。
・また、玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」等の国指定文化財、旧前川家住宅主屋等の都指定文化財、旧浴恩館（青年団講習所跡）等の市指定文化財といった歴史的・文化的資源も数多く残されています。
・令和元年度実施の市民アンケートでは、将来残したい環境や大切にしていきたい環境として、回答者の半数以上が「名勝小金井（サクラ）などの桜のある風景」、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」と回答し、特に「名勝小金井（サクラ）など桜のある風景」は全世代で上位を占めており、10 歳代では 8 割以上が大切にしたいと回答しています。（表 3 -9）
・一方で、本市は都市的土地利用（公園や公共用地等を除く）の約 8 割が住宅地である住宅都市でもあります。駅前を中心とした都市開発事業の実施により、建物の高層化も進んでいます。
・自然や文化が織りなす景観と、文化の発展や利便性の向上に伴い新たに形成される景観の両方が、本市の景観の特性であると言えます。

表 3 -9 「将来残したい環境や大切にしていきたい環境」回答結果（市民アンケートより）

順位／世代	1位	2位	3位
10歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景（84.6%）	ごみが目につかない清潔な街並み（53.8%）	静かで落ち着いたまち（46.2%）
20歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景（58.3%）	静かで落ち着いたまち（52.4%）	散策路や公園などの憩いの空間（50.0%）
30歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景（50.3%）	散策路や公園などの憩いの空間（47.0%）	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間（45.0%） きれいな河川や湧水（45.0%） 静かで落ち着いたまち（45.0%）
40歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間（64.3%）	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景（53.5%）	きれいな河川や湧水（52.9%）
50歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間（61.0%）	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景（60.4%）	きれいな河川や湧水（47.6%）
60歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間（60.8%）	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景（59.5%）	散策路や公園などの憩いの空間（48.1%）
70歳以上	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景（62.4%）	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間（62.0%）	散策路や公園などの憩いの空間（39.4%）

◆景観保全に係る本市の方針等

・「小金井市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月）では、次世代に誇れる景観づくりとして「小金井市の風土にあった風景の保全と形成」、「小金井市に相応しい市街地景観の質の向上」、「都市の拠点や軸における小金井らしいみどりの創造」の 3 つの方針を掲げています。
・本市には景観条例及び景観計画はありませんが、景観維持のため、「小金井市まちづくり条例」に基づき、事業者が同条例に規定する一定規模以上の開発を行う際の指針として、小金井市環境配慮指針を策定しています。
・小金井市環境配慮指針で配慮を求めている環境配慮基準では、「小金井らしい景観をつくる」ため、「東京都景観条例」の遵守と建築物建設時の形態・色彩等の配慮、及び、文化財保護に関する項目（開発事業における小金井市教育委員会との事前協議、各種法令の遵守等）を明記しています。

◆地区計画制度による地区景観づくり

・地区計画は、「地区計画の方針」と「地区整備計画」により構成されており、「地区計画の方針」では地区の目標・方針を定め、「地区整備計画」では建築物等の用途の制限、建ぺい率の最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限等のルールを定めています。このルールの中で、地区の特性を活かした良好な住環境や美しいまちなみ等の保全や誘導が可能となり、良好な環境の保全・創出のため、現存する樹林地の保全や土地の利用方法についても制限することができます。

・本市では、梶野町三丁目地区、武蔵小金井駅南口地区をはじめとして６つの地区で地区計画を策定しています。

◆景観資源の活用

・本市では、東京都水道局が策定した「史跡玉川上水保存管理計画」（平成 19 年３月）及び「史跡玉川上水整備活用計画」（平成 21 年８月）を受けて、「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成 22 年３月）と「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成 24 年３月）を策定しています。

・当実施計画の中では、玉川上水沿いのヤマザクラ並木の復活のため、ヤマザクラの調査及び補植、生育条件の改善、維持管理などを市民団体と協働で実施しています。また、散策時や通行時の眺望確保やさらなる活用のため、緑道の整備・改良や人道橋の架設、案内板の設置なども実施・検討しています。

・都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道が掲載されている「歴史と文化の散歩道　Tokyo Walking　全 23 コースガイドブック※」（東京都生活文化局発行）では、国分寺駅から小金井公園までの 5.8km が「府中国分寺コース（ハケの道・玉川上水散歩）」として紹介されています。

・本市ではこれらの景観資源を活用するため、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」を作成し、セルフガイドや案内時に利用できるよう、市ホームページでの公開、市役所や観光まちおこし協会での配布を行っています。

大正時代の玉川上水

令和２年現在の玉川上水

※ 都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道として、全 23 コースを昭和 58 年から平成７年にかけて都が整備しました。しかし、整備当時から 20 年以上が経過し、周辺環境の変化などもみられることから、本事業の維持及び広報を令和２年３月に終了しました。

◆美観維持の活動・取組

・本市では平成 20 年度から環境美化サポーター制度を導入しており、市内の公園、道路等で美化活動を行う団体等（おおむね５名以上、活動は原則年６回以上）に対して、市が清掃用具の支給、傷害保険の加入、活動により回収されたごみの収集等の支援を行っています。環境美化サポーター等登録者数は、令和元年度実績で 308 名となっています。

・また、「小金井市まちをきれいにする条例」に則り、空き缶や吸い殻などの投棄の防止、道路等における喫煙による危険及び迷惑防止のため、路面標示などによる普及啓発に取り組んでいます。

◆各主体の取組や意識

・令和元年度実施の市民アンケートによると、５~6 年前と比べて「まちの美しさ（景観、調和等）」が「良くなった」と回答した人は 21.6%で、38.2%は「変わらない」と回答しています。また、現在の「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 45.5%でした。

・本市の景観を構成する要素の中でも、市民アンケート結果で回答の多かった「サクラ」「緑」「水辺」のある風景は、市民が子どもの頃から親しみ、ふれあい、目にしてきた「小金井らしさ」を感じる景観資源と考えられます。市民が「小金井らしい」と感じる景観を未来へと引き継いでいくため、景観を保全する取組と活用する取組を並行して行っていく必要があります。

・景観資源の活用の取組として、ボランティアガイドによるまちなか観光案内が実施されています。市報で募集するツアーと参加者からのリクエストツアーがあり、令和元年は年間 10 件以上の活動のうち７件をリクエストツアーが占め、市民からのリクエストも年々増加しています。

・玉川上水においては、市民団体が桜並木の品種を守るため、接ぎ木による苗の育成や清掃活動を主導しており、都や市と協働の保全活動が行われています。

・まちなかの美化活動については、環境美化サポーター制度の活用により、ボランティア団体による清掃活動が実施されており、まちの美しさを維持しています。

本市の特徴的な景観（水辺、サクラ、みどり（公園）、駅前（JR 武蔵小金井駅））

施策の内容と各主体の取組

5.1 景観の保全･活用

＜取組指標＞

指標	現状	目標
玉川上水・小金井桜整備状況	「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に沿って整備を推進	・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること

①市の施策

5.1.1　景観保全･創出に係る取組の実施

小金井らしさを構成する国分寺崖線や玉川上水などは、東京の原風景としての一面も担っていることから、事業者には小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準遵守の指導を行います。

また、地区計画制度を活用し、地区の特性を活かしたまちなみを創出していきます。

玉川上水（小金井橋周辺・景観整備後）

5.1.2　景観資源を活用する取組の充実

自然資源や歴史的・文化的資源は、その価値を周知し、活用することで後世に引き継いでいくことができます。ボランティアと連携したまちあるきツアーなどの支援を継続し、市内外の人々に本市の魅力を感じてもらうことで観光資源としての価値も高めていきます。

また、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」などの配布・活用を行い、市内の景観資源の価値・魅力について情報発信します。

図３-16　まち歩きマップ

玉川上水については国や東京都、関係他市とも連携しながら、市民団体と共に「玉川上水・小金井桜整備活用計画」や「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」に基づくサクラ並木の再生事業、その他市内の文化財の活用事業を進めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- まちを歩く際や案内する際に、既存のマップ（坂と遊歩道マップ、まち歩きマップ等）を活用します。
- まちあるきツアーなどに参加し、まだ知らないまちの魅力を知り、周りの人へ伝えます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準を遵守し、景観保全に配慮した開発事業を行います。
- 市の一員として、まちの魅力や景観資源の価値などについて情報提供を行います。

5.2 美しいまちなみの維持

＜取組指標＞

指標	現状	目標
環境美化サポーター等登録者数	308 名（令和元年度）	410 名

①市の施策

5.2.1 美しいまちなみの維持

市内の公園、道路等においては環境美化サポーター制度を活用し、市民と共に美しいまちなみを維持するための美化活動を推進します。

市の玄関口である駅前広場及びその周辺では、「小金井市まちをきれいにする条例」に基づく指導及び定期的なパトロール、自転車等放置禁止区域の設定などを行い、ポイ捨てや放置自転車などをなくします。

また、「東京都屋外広告物条例」に基づいて、違反屋外広告物の除却やマナー向上の啓発に努め、周囲の景観と調和のとれた良好なまちなみを維持していきます。

図３-17 環境美化サポーター制度サインボード

5.2.2 まちの魅力向上

街路樹や公園など、市民にとって身近な景観資源については、引き続き、適正に維持管理を行います。

まちを構成する景観資源には民有地も多く含まれ、生け垣などについては生活の安全・安心にも関わる景観資源であることから、所有者にも適正な維持管理を促し、安全で良好な景観が維持できるよう働きかけます。

併せて、庭や店舗軒先などの緑化を推進するための技術支援を行い、日々目にするまちなみを更に魅力的に彩る施策を展開します。

まちなかの緑化の様子

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 美しいまちなみを維持するため、ポイ捨てをしない、路上禁煙地区で喫煙しないなど、マナーを守って生活します。
- 道路に面した庭や生け垣、植木などはまちの魅力の一つであることを意識し、維持管理を行います。
- 美化活動に参加し、まちなみの美観維持に協力します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 屋外広告物を設置する場合は、東京都屋外広告物条例を遵守します。
- 店舗軒先の緑化や植栽などを行い、まちの魅力向上に貢献します。

基本目標6　3R 推進で循環型のまちをつくる

将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制に努め、限りある資源の循環利用・有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて 3R を推進する循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指します。

＜関連する SDGs＞

関連するゴール	
11 住み続けられるまちづくりを	**目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する** ・これまでも市民の努力により進められてきたごみ減量や適切な分別、資源の循環利用・有効利用がさらに進み、廃棄物が適切に処理されることで、持続可能な循環型社会を実現する
12 つくる責任 つかう責任	**目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する** ・3R を推進し、資源の循環利用や有効利用を進めることで、資源の枯渇を防ぎ、廃棄物を削減する ・収穫、出荷、貯蔵、加工、包装、輸送、販売の全ての時点で食品ロス、食料の廃棄を減らす ・一人ひとりのライフスタイルの見直しが持続可能な循環型社会の形成に寄与するという意識を持つ

関連する計画▶▶▶小金井市一般廃棄物処理基本計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

＜目指すべき環境の目標＞

環境指標	現状	目標
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ※排出量	369g/（人・日）（令和元年度）	355g/（人・日）以下

※家庭系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみのことです。

＜施策の展開＞

基本目標	基本施策	施　策
6.　3R 推進で循環型のまちをつくる	6.1 発生抑制を最優先とした 3R の推進	6.1.1 日常生活における 3R の徹底
		6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化
		6.1.3 事業活動における 3R の推進
	6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進	6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進
		6.2.2 適切な処理・処分の推進
		6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

現状・課題

◆本市におけるごみ処理の変遷

・本市では、二枚橋焼却場の老朽化に伴う焼却炉の停止のため、平成 18 年 10 月にごみ非常事態を宣言しました。平成 19 年 4 月以降、燃やすごみの処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合に依頼してきましたが、令和 2 年 4 月 1 日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の 3 市で共同処理を行うために設立した浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。施設の周辺住民をはじめとした日野市民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、さらなるごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。

・施設の老朽化などの影響から、再配置を進め適正処理の維持を図るため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）に基づき整備事業が進められており、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設と資源物処理施設については、それぞれ令和 3 年度、令和 6 年度中の稼働開始を目指しています。

・収集されたごみは最終的に東京たま広域資源循環組合（本市を含む 25 市 1 町で構成）が管理する最終処分場である、二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設（焼却灰のセメント化を実施）で処理されています。

・不燃系ごみ（燃やさないごみ、プラスチックごみ、有害ごみ、粗大ごみ）については、民間処理施設において資源化又は適正な処分を行っています。なお、二ツ塚廃棄物広域処分場では、平成 28 年度からは埋め立て処分量ゼロを継続しています。

◆ごみの分別区分、収集の状況

・本市では、家庭系ごみ及び資源について、燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみの分別を基本として収集・処理しています。

・燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみについては小金井市家庭用指定収集袋による有料収集、粗大ごみを除く有害ごみ、資源物は無料収集及び回収を行っています。

・事業系ごみについては、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっており、市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することとなっています。ただし、1 日平均 10kg 未満の事業者は、事業用指定収集袋を使ってごみを出すことができます。

・資源となるプラスチックごみ及び古紙・布は週 1 回の収集とし、これまで燃やさないごみとして収集していた「くつ・かばん類」や、燃やすごみとして収集していた「難再生古紙」は拠点回収を実施して、資源化の取組を進めています。

・生ごみは燃やすごみとして収集していますが、家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）の利用者には、生ごみ乾燥物の戸別回収（無料）も実施しています。

注）右記の他に、地域の実情に合わせて地域住民等の管理のもと、拠点回収を実施している場合があります。

表 3-10 ごみ収集区分と収集回数

収集区分			収集回数
燃やすごみ			週 2 回
燃やさないごみ			2 週に 1 回
プラスチックごみ			週 1 回
有害ごみ			2 週に 1 回
粗大ごみ			随時
資源物	戸別回収	古紙・布	週 1 回
		びん	2 週に 1 回
		スプレー缶	2 週に 1 回
		空き缶、金属	2 週に 1 回
		ペットボトル	2 週に 1 回
		乾燥生ごみ	週 1 回
		剪定枝	2 週に 1 回
	拠点回収	ペットボトル	週 3 回
		トレイ	週 3 回
		紙パック	週 1 回
		乾燥生ごみ	週 2 回
		ペットボトルキャップ	週 2 回
		くつ・かばん類	月 1 回
		難再生古紙	週 3 回

◆本市のごみ排出量

・本市では、ごみ量の増加に伴う二枚橋焼却場や最終処分場などの問題から、戸別収集、家庭系ごみの一部有料化を開始し、早くからごみの減量に努めてきました。平成 18 年 10 月のごみ非常事態宣言後は、市民により構成される「ごみゼロ化推進会議」を発足させ、ごみゼロ化推進員を通して市民への分別徹底の意識啓発を行いました。また、平成 18 年度から生ごみ乾燥物堆肥化実験施設の設置（平成 27 年度閉鎖）、平成 19 年度から剪定枝等の資源化、平成 20 年度から家庭用乾燥型生ごみ処理機の生成物の回収などを進め、ごみの減量及び資源化の取組を実施してきました。

・これらの取組により、ごみ非常事態宣言後のごみ排出量は平成 24 年度まで順調に減少を続けていましたが、それ以降は横ばいの状態が続いています。（図３-18）

・本市の人口は令和５年頃まで微増傾向ということもあり、今後も行政としてごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、市民一人ひとりが意識的に３R 行動を行うことが重要です。

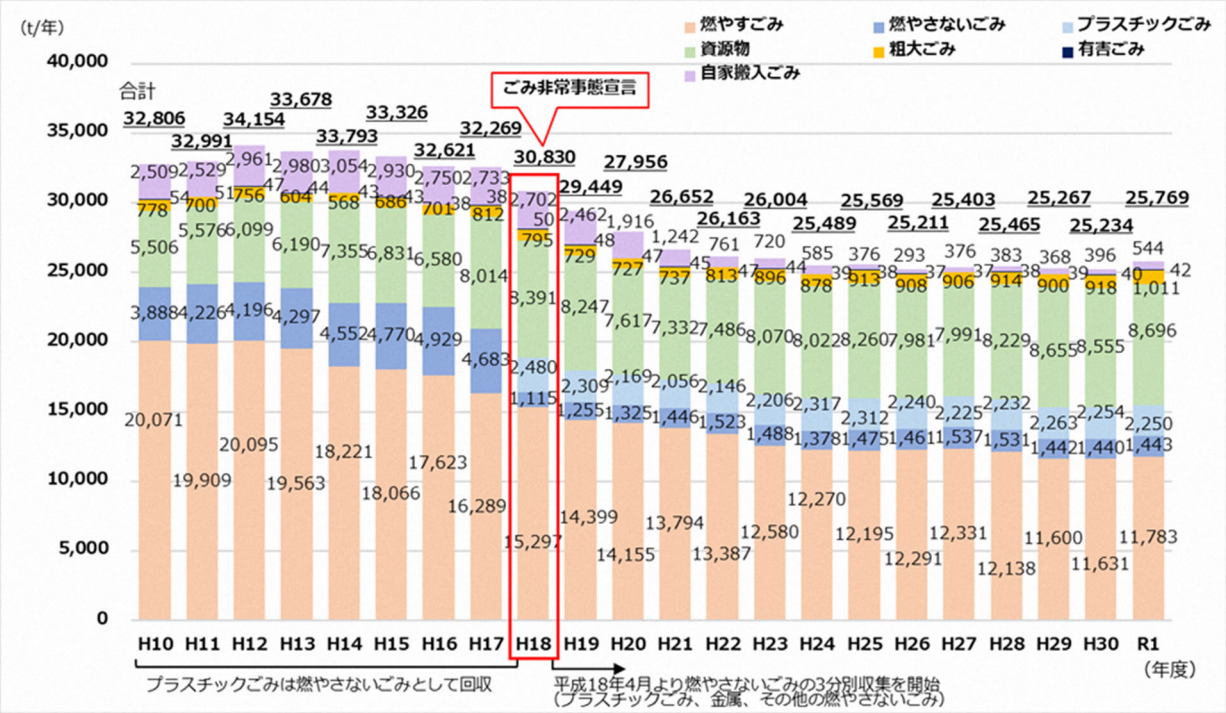

図３-18 ごみ排出量（項目別）の推移

◆市民１人１日当たりのごみ排出量

・令和元年度の市民１人１日当たりのごみ排出量は、全体で 609ｇ/（人・日）ですが、その半分以上を家庭系ごみが占めています。（図３-19）

・本市では令和２年３月に小金井市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出量の目標として「令和 12 年度までに市民１人１日当たりの家庭系ごみ排出量が 355ｇ/（人・日）以下」を定めています。

・令和 12 年度の目標値達成に向け、さらなるごみ排出量削減のため、発生抑制を最優先とした 3R の推進に向けた施策を展開する必要があります。

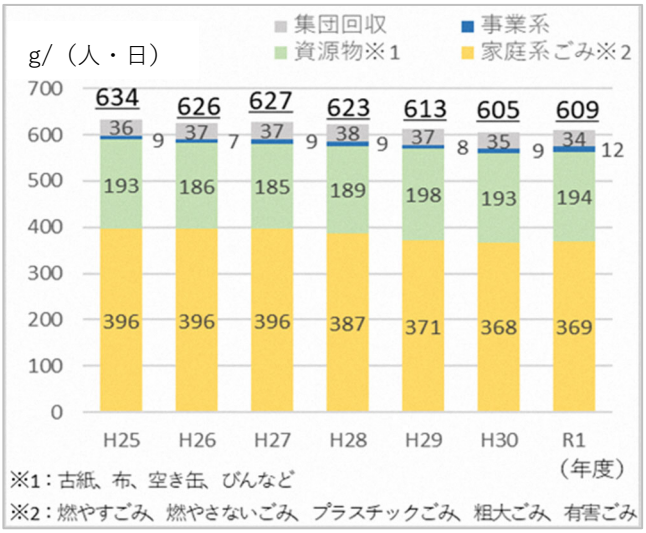

※小数点以下は四捨五入

図３-19 市民１人１日当たりのごみ排出量

◆本市のごみの組成

・令和元年度に実施された家庭系及び事業系ごみの組成分析※の結果（図３-20）を見ると、燃やすごみよりも燃やさないごみへの混入物の割合が高いことが分かります。

・燃やすごみについては、単身集合住宅で混入物が多く、資源物（図中の緑色）の中でも特に資源となる紙類が多く排出されていました。

・燃やさないごみについては、戸建て住宅よりも集合住宅でプラスチック類などの混入物が多く排出されているのが目立ちます。

・ごみ組成分析結果を踏まえ、転入者の多い集合住宅へのごみの分別、資源化による減量の意識啓発を強化していくことが重要です。

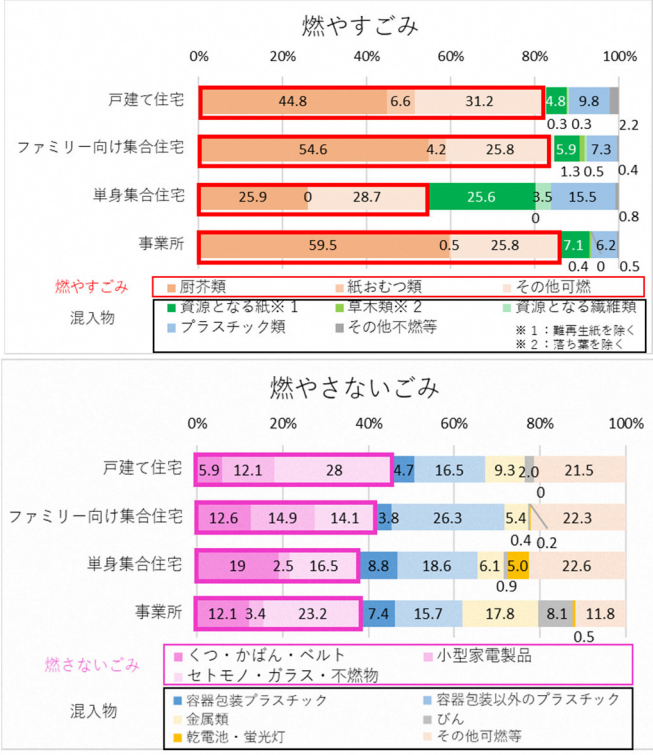

図３-20 居住形態別のごみの組成及び混入物の状況

※ ４つの居住形態から、それぞれ２地域ずつ選択し、各地域から燃やすごみの場合は 200kg 以上(袋数で約 40～50 袋)、燃やさないごみの場合は 100kg 以上(袋数で約 40～50 袋を目安に試料を調達しました。収集した試料の分類(65 分類)を行い、組成別に重量割合（組成比）を算出しています(湿ベース)。

◆各主体の取組や意識

・小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に係る市民アンケート調査（令和元年度実施）において、約 89%の市民がごみの分別を実施していると回答しています。しかし、実際にごみの組成分析結果（図 3-20）を見ると、リサイクル可能な資源物の混入も多く見られるため、改めて、分別徹底の意識づけが必要です。

・世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染対策の一環として、2020（令和２）年７月より全国でレジ袋が有料化されていますが、本市ではレジ袋削減をはじめとしたごみ減量・リサイクルを推進する店舗・事業所をリサイクル推進協力店として認定する制度を先駆けて導入しています。小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に係る事業所意識調査（令和元年度実施）において、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由として社会的責任を果たすためという回答が２番目に多いように市内事業所の意識は高く、本市のごみの減量・リサイクルに寄与する認定店舗も着実に増えています。

・食品ロス削減は世界的にも話題となっていますが、本市においても燃やすごみで最も多い厨芥類に未利用食品や未開封食品などが含まれており、対策が必要であることから、令和２年２月より食品ロス削減推進協力店・事業所の認定制度も開始しました。無駄なものは買わない、もらわないという意識を徹底するために、市民が普段の生活の中で簡易包装を選択したり、不要なものをリユース・リサイクルに回す手段や機会を提供するなど、市民の３Ｒが当たり前となる環境づくりには事業活動における取組が必要不可欠といえます。

・生ごみについては、毎週土曜日に市民団体とボランティアによる生ごみリサイクル事業も実施されています。市では生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を設けたり、食品リサイクル堆肥の配布を行っていますが、今後の生ごみ乾燥物の増加を見据え、飼料化等新たな生ごみ資源循環施策の実施など、生ごみ資源化施策の強化が必要です。

施策の内容と各主体の取組

6.1 発生抑制を最優先とした３Ｒの推進

＜取組指標＞

指標	現状	目標
食品ロス削減推進協力店･事業所認定店舗数	11 店舗（令和２年度）	20 店舗

①市の施策

6.1.1　日常生活における３Ｒの徹底

市民１人ひとりが無駄なものを買わない、もらわないを前提として、日常生活の中で 3R 行動が定着するよう、食品ロスの削減、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進及び資源の有効活用につながる事業の推進や、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進を図ります。

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ資源化施策を推進します。また、生ごみの堆肥化を実施している市民団体との連携や集団回収事業実施団体への奨励金交付などの支援を行い、市民及び市民団体の活動を促進していきます。

リユースルート・リサイクルルートの構築や円滑な運用を推進し、社会情勢の変化などに応じた資源化ルートの有用性の見直しも検討します。

6.1.2　分別･減量を徹底する啓発活動の強化

４か国語対応のごみ・リサイクルカレンダーの配布やごみ分別アプリの紹介・活用、不動産業者への働きかけなど、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行い、ごみゼロ化推進員と協働しながら今後も３Ｒの取組や分別が進むように意識の向上、意識改革を行います。

また、小・中学生や自治会などの団体に対し、さらなるごみの減量と混入物のない適正なごみ排出につなげるため、市のごみの分別・ごみ処理の行方などを分かりやすく解説する「くるカメ出張講座」やごみ処理施設見学会などの環境教育・学習機会があることを積極的に PR し、有効に活用いただけるよう普及啓発を行います。

効果的な３Ｒを推進するため、市内から排出されるごみの組成分析や調査・研究の実施などに取り組み、市民へ情報提供を行います。

図３-21 外国人向けにイラストや英語を用いた分別方法の表記例
（英語版ごみ・リサイクルカレンダー）

6.1.3 事業活動における３Ｒの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は事業者自らの責任で適切に処理することが原則ですが、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に事業系ごみが搬入されることを踏まえ、各事業所に対して発生抑制の推進、分別指導を実施していきます。

また、市民が日常生活において３Ｒに取り組む機会を増やすため、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 分別を徹底し、混入物のない適正なごみ排出を目指します。
- 生ごみは水切りを行い、食べ残しや汚れのある廃棄物はきちんと洗浄してから排出します。
- リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗での購買を心がけ、ごみ減量に努めます。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- ごみとして処理する前に、リサイクルバザー、おもちゃの病院、不用品交換コーナーなどを活用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 事業活動に伴い発生した一般廃棄物は、自らの責任において適切に処理を行います。
- 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理し、マニフェストにより管理します。また、業者選定に当たっては、東京都の優良産廃処理業者に認定された業者を優先的に検討します。
- ごみの排出時には、発生抑制を心がけ、分別を徹底します。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定取得を検討します。
- 資源物の店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。

小学生の取組アイディア　～小学生ワークショップ結果より～

- いらないものは買わない
- スーパーやお店にエコバッグを持って行く
- 個包装になっていないもの（お菓子など）を買うようにする
- すぐに物を捨てたりせず、なるべく長い時間使う。物を大切に使う
- お菓子などの空き箱を活用する
- ごみを出す量をルールで決める
- ごみを分別する
- 資源をリサイクルに回す
- 使い終わった物はリサイクルショップなどに売る

6.2 安全･安心･安定的な適正処理の推進

①市の施策

6.2.1　地域と連携した収集･運搬の推進

ごみの排出場所や日時、分別区分などのごみ出しルールを周知し、スムーズな収集・運搬ができるよう引き続き協力をもとめます。収集車については、収集・運搬の委託事業者へ低公害車の導入の協力を要請し、環境負荷の低減を進めるとともに、騒音・渋滞の対策を図り、周辺住民への負担の軽減に努めます。

また、地域の関係機関や事業者との連携を強化し、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する住宅を戸別訪問してごみ収集を行い、同時に安否確認を行うふれあい収集を推進していきます。

6.2.2　適正な処理･処分の推進

燃やすごみは、日野市内の浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理します。燃やさないごみや粗大ごみ、資源物は、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設や資源物処理施設で適正な処理を行います。これらの施設の長期的で安定・適正な運営のために、中間処理量・最終処分量の削減に取り組みます。

また、市が収集･処理していない廃棄物については市民自らで適正処理を実施する必要があるため、関係機関や事業者と連携して情報交換を行い、受入れ体制の整備を進めるとともに、回収・処理方法について市民へ情報提供を行います。

6.2.3　廃棄物処理を支える体制の確立

令和２年度から本格稼働している浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設は日野市、国分寺市との共同処理施設であり、日野市内に立地しています。施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するために、関係機関や事業者と情報共有を図ります。

また、今後も長期的に事業を続けられるよう、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理や環境基金※の有効活用など、資金面においても検討を重ねていきます。

※ 環境基金：本市では小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てています。

小金井市環境行動指針　●ページ参照

②市民の取組

- 使用済み家電製品やパソコン等、市で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼し、適正処理を行います。
- 廃棄物のスムーズな収集・回収のため、ごみの分別を徹底し、ごみの排出場所・日時を守ります。

小金井市環境行動指針　●ページ参照

③事業者の取組

- 資源物の店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。
- 市が収集・処理しない家電等のうち、店舗回収可能な廃棄物については市民に情報提供を行い、回収した廃棄物は適正処理を行います。

事業者としての市役所の取組

「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」及び「市施設ごみゼロ化行動実施計画」

本市役所は市内最大の事業所であり、市施設から排出される廃棄物量を限りなくゼロにするため、「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」を策定し廃棄物の減量目標を定めています。

また、基本計画の目標を達成するため庁内に 6 つのごみゼロ化推進部会（本庁舎ごみゼロ化行動推進部会、第二庁舎ごみゼロ化行動推進部会、その他施設ごみゼロ化行動推進部会、市立学校ごみゼロ化行動推進部会、学童保育所・児童館ごみゼロ化行動推進部会、保育園等ごみゼロ化行動推進部会）を設置しています。具体的な取組として、各部会では小金井市施設ごみゼロ化行動計画を策定し、職員一人ひとりが積極的にごみの発生抑制、再使用及び再利用への取組を進めています。

なお、この取組の進捗状況は市のホームページ等で随時公表します。

基本目標7　エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。

また、一人ひとりが気候変動による影響について理解し、その影響に上手に適応することで、変わらず快適な生活をおくることができるまちを目指します。

＜関連する SDGs＞

関連するゴール	
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	**目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する** ・再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーに占める割合を拡大する ・省エネルギーを推進し、エネルギーを大切に使う
11 住み続けられる まちづくりを	**目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する** ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギーにより、持続可能なエネルギー利用を進める ・気候変動適応策を進めることにより、災害に強い、住み続けられるまちをつくる
13 気候変動に 具体的な対策を	**目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる** ・気候変動の緩和、適応に関する情報を広く普及啓発し、一人ひとりがそのリスクを認識する ・ライフスタイル・ワークスタイルの低炭素化により、温室効果ガスの排出量を減らす ・気候変動に伴う自然災害などの影響を想定し、適応策を講じる

関連する計画 ▶▶▶第 2 次小金井市地球温暖化対策地域推進計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

＜目指すべき環境の目標＞

環境指標	現状	目標
市内の温室効果ガス排出量	341.0 千 t-CO_2 （2017（平成 29）年度）	2013（平成 25）年度比 26.0%削減(260.6 千 t-CO_2)
市内のエネルギー消費量	3,437TJ （2017（平成 29）年度）	2013（平成 25）年度比 17.0%削減（2,829TJ）
意識調査における「適応」の認知度	市民 25.3%、事業者 25.6%※ （令和元年度）	市民、事業者ともに 50%以上

※地域推進計画改訂に係るアンケート調査（令和元年度）において「意味を含めて知っていた」と回答した割合です。

＜施策の展開＞

基本目標	基本施策	施　策
7. エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進	7.1.1 建物の低炭素化の促進
		7.1.2 機器・設備の低炭素化の促進
		7.1.3 低炭素化につながる行動・活動の普及促進
	7.2 移動における低炭素化の推進	7.2.1 交通手段の転換の促進
		7.2.2 自動車の低炭素化の促進
	7.3 気候変動適応策の推進	7.3.1 気候変動適応に関する普及啓発
		7.3.2 気候変動による影響の把握
		7.3.3 暑熱対策の推進
		7.3.4 災害対策の推進

現状・課題

◆地球温暖化による気候変動の現状と将来予測

・「気候変動の観測・予測及び環境評価統合レポート2018」では、21 世紀末までに地球温暖化に伴う気候変動により、日本の平均気温が現在と比較して4.4℃上昇、1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨発生回数の増加などの影響が予想されています。

・本市周辺の年平均気温は上昇傾向にあり（図 3 -22）、真夏日も増加傾向です（図 3 -23）。近年は台風の大型化、集中豪雨に伴う都市水害の発生など、気候の変化とそれに伴う影響が既に現れています。

・IPCC 第 5 次評価報告書では、二酸化炭素（CO_2）の累積総排出量と世界平均地上気温はほぼ比例関係にあり、気候変動の抑制には、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であるとされています。気候変動のリスクをできるだけ抑えるためには、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を推進することが必要です。

・同報告書では、将来、どのような温室効果ガスの濃度のシナリオ（仮定）を当てはめても、21 世紀末の気温は上昇するという予測がなされています。ま

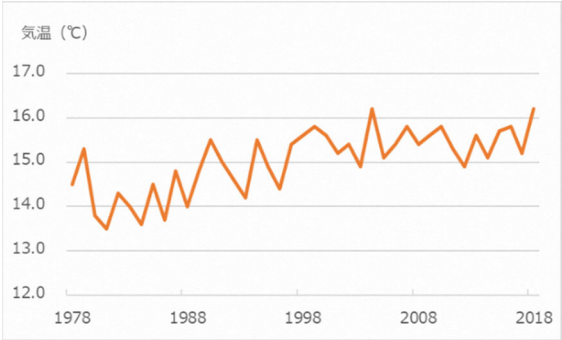

図 3 -22 年平均気温の経年変化
資料：気象庁ホームページ（府中気象観測所）

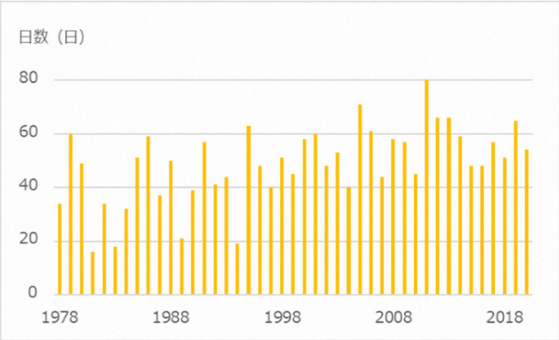

図 3 -23 真夏日の日数の経年変化
資料：気象庁ホームページ（府中気象観測所）

た、「気候変動適応情報プラットフォーム」の気候変動による影響予測結果では、厳しい温暖化対策を実施した場合でも、年間降水量の上昇、コメ収量の低下（品質重視）、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死亡者数の増加などの影響があるとされています。そのため、上記「緩和策」と両輪で、気候変動による影響から生活や事業活動を守る「適応策」も進めていくことが重要です。

◆温室効果ガス排出量の削減に向けた動き

- 第 2 章で述べたように 2015（平成 27）年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）でパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力をすることが合意されました。
- その後、IPCC「1.5℃特別報告書」（2018（平成 30）年）において、気温上昇が 1.5℃の場合の気候変動リスクは 2℃の場合よりも低いことが示されました。そして、平均気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、CO_2（二酸化炭素）排出量を 2050（令和 32）年頃には正味ゼロに達する必要があるとされています。
- 国も、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減、2050（令和 32）年までに 80%削減を目標としていましたが、2020（令和 2）年に、2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。これを受けて、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、パリ協定に基づく長期戦略の見直しなどが加速しています。また、2020（令和 2）年 12 月には「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、その中で分野ごとの実行計画（目標値や工程を含む）を示しています。
- 東京都では 2019（令和元）年に、2050（令和 32）年 CO_2 実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向けて「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。この中では、政策ごとに 2050（令和 2）年の目指すべき姿や 2030（令和 12）年に向けた具体的な目標とそのためのアクションを示し、併せて重点的対策が必要な分野について「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定しています。
- 本市においても、気温上昇を 1.5℃に抑えることを目指し、世界や国、都の中長期的な目標をも見据えた取組が必要です。

◆本市における温室効果ガス排出量と将来推計

- 市域から排出される温室効果ガスは、そのほとんどが CO_2 です。2017（平成 29）年度の温室効果ガス排出量 341.0 千 t-CO_2 のうち CO_2 排出量は 311.5 千 t-CO_2 でした。CO_2 排の排出量は、2012（平成 24）年度をピークに減少傾向にあります（図 3 -24）。
- 2017（平成 29）年度の部門別 CO_2 排出量は、家庭部門が最も多く（約 53%）、次いで業務その他部門（約 29%）、運輸部門(約 11%)、産業部門（約 6%）、廃棄物部門（約 2%）となっています。
- 市域の温室効果ガス排出量の将来推計によると、特に対策を行わない場合（現状維持ケース）、CO_2 排出量は 2017（平成 29）年度以降ゆるやかに減少し、2030（令和 12）年度には 2013

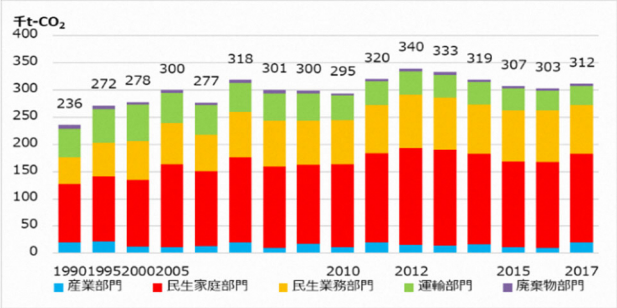

図 3 -24　部門別 CO_2 排出量の推移
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

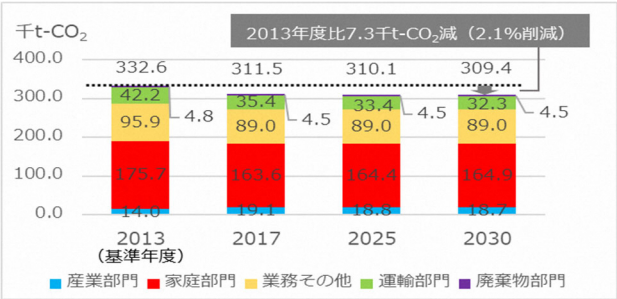

図 3 -25　市域の CO_2 排出量の推移と将来推計
（現状維持ケース）

（平成 25）年度比で 2.1%削減となる見込みです（図 3 -25）。

・気候変動によるリスクを極力抑えるためには、2050（令和 32）年に二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、更に意欲的に排出量削減を進めることが必要です。特に、将来的にも家庭部門と業務その他部門が排出量の多くを占める傾向は変わらない推計となっていることから、日常生活や事業活動における排出量削減が引き続き重要な課題です。

・また、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のほとんどを占める HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）は、オゾン層破壊効果がないため特定フロンの代替として使用されていますが、温室効果が高い物質です。HFCs の排出量は今後も増加が見込まれており、削減を進めていく必要があります。

◆各主体の取組や意識

・平成 27 年 3 月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画－改訂版－」（以下、「地域推進計画」という）を策定し、市民、事業者、教育研究機関・及び市が一体となって施策を推進してきました。市は、同計画に基づき、表 3 -11 に示すような施策を推進しました。

表 3 -11 これまでに実施した地球温暖化対策

カテゴリー	内容	対象
全般	環境行動指針の配布	市民 事業者
再生可能エネルギー等	再生可能エネルギー等利用設備の導入補助（太陽光発電等）	市民
省エネルギー	省エネ改修に伴う固定資産税減税	市民
交通	CoCo バスをはじめとしたバス利便性の向上	市民 事業者
交通	エコドライブ講習会の実施	市民 事業者
フロン類	フロン類の回収に関する情報提供、回収事業者への指導	市民 事業者

・令和元年度実施の市民アンケート結果では、節電行動や省エネ性能の高い製品の選択などが浸透している様子が伺えますが、環境配慮型機器を導入している・考えている市民は 2 割程度でした。市が実施している住宅向けの再生可能エネルギー等利用設備の導入補助は、年間で平均して 150 件程度の利用がありますが、今後は新技術の進展を見据えつつ、市民等の導入に関する意向などを把握し、対象機器を見直しながら支援を継続していくことが必要です。

・省エネ改修工事に伴う固定資産減税制度は、令和元年度の利用は 1 件です。省エネ改修は頻繁に行われるものではありませんが、より多くの市民に利用してもらうために制度の周知が必要です。

・地域推進計画改訂に向けた事業者アンケート結果（令和元年度実施）によると、8 割の事業者が節電や節水、再生紙利用、資源ごみの分別収集などの配慮行動を実施していました。設備については、LED 照明等高効率照明(90.8%)、省エネ型業務用機器（75.6%）などの導入意向※が高い一方、太陽光発電システム等再生可能エネルギー利用に関しては、費用がかかることを理由に導入意向が低くなっており、事業者が再生可能エネルギーを利用しやすいような支援が必要です。

※ すでに導入している＋今後、導入する予定がある＋今後、導入してみたい

・自動車からの CO_2 排出削減に向けた取組として、市民及び市内事業者対象の「エコドライブ教習会」、コミュニティバス再編事業、自転車駐車場整備などが進められてきました。令和元年度実施の市民アンケートでも「徒歩自転車・公共交通を利用する」の実施率（「いつもしている」又は「ときどきしている」と回答）が 8 割を超えており、着実に浸透しつつあることが伺えます。

・地域推進計画改訂に向けたアンケート調査（令和元年度実施）においては、市民の 47.4%、事業者の 47.7%が「適応」という「言葉自体を知らなかった」と回答しているため、気候変動のリスクやそれに対する適応の重要性に関する普及啓発が必要です。

・令和元年度末頃からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止を契機として、一部の業種ではテレワークや Web 会議、時差出勤などの導入が進んでいます。これらの生活様式は、移動に伴う自動車利用の削減などの効果も期待され、今後も積極的な導入が望まれます。

施策の内容と各主体の取組

7.1 家庭･事業所における低炭素化の推進

＜取組指標＞

指標	現状	目標
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件（令和元年度）	補助額相当の件数を達成
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1 件（令和元年度）	累積件数が増加
（仮称）省エネチャレンジ事業参加数	–	市民（事業者含む）750 件

①市の施策

7.1.1　建物の低炭素化の促進

建物の新築や改修の際に低炭素化を検討してもらえるように、不動産業者やハウスメーカー、工務店とも連携を図りながら、省エネルギー診断をはじめとする建物の省エネ化の検討に当たり利用できる制度、ZEH や東京ゼロエミ住宅といった省エネ型建築物に関する情報提供を行います。また、導入のハードルを下げるために、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する省エネ改修に係る固定資産税の減額制度の継続・拡充を図ります。

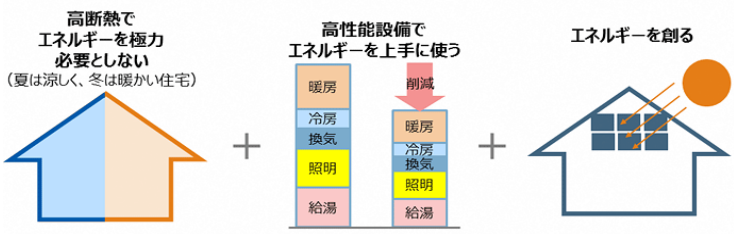

図 3 -26 省エネ型建築物の例～ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）のイメージ～

出典：経済産業省 省エネルギー庁 省エネ住宅ポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

公共施設の新築・改修においても省エネ化を推進していきます。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物 **ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）**もある。

7.1.2　機器･設備の低炭素化の促進

効率の良いエネルギー利用や再生可能エネルギーの導入や転換を促進するため、家電販売店等とも連携を図りながら、省エネ機器・再エネ利用設備やエネルギー管理システム、コージェネレーションシステムなどに関する情報提供を行います。また、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する補助金制度の継続・拡充、新規制度の検討を行います。

フロンラベル

エアコンや冷凍冷蔵機器、断熱材などに表示

個々の家庭や事業所での導入が難しい集合住宅やテナントビルへの省エネ機器・再エネ利用設備の導入、大型商業施設への災害時対策も考慮した再生可能エネルギー設備等の導入など、様々な主体や事業体を

対象に呼びかけを行います。

CO_2 よりも地球温暖化係数が高いフロン類（HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：パーフルオロカーボン類等）については、適正な回収・処理を指導するとともに、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品（「低 GWP※冷媒」を使用した機器やノンフロンの機器）に関する普及啓発を行います。

※GWP：地球温暖化係数（CO_2 を 1 とした場合の温暖化影響の強さを表す値）。この値が小さく温室効果が小さい冷媒のこと。

7.1.3 低炭素化につながる行動・活動の普及促進

脱炭素社会づくりに貢献し、地球温暖化対策に資する「賢い選択」＝COOL CHOICE の考え方や具体的な取組内容及び効果について、普及啓発を行います。節電・節水などの省エネ行動をはじめ、再生可能エネルギー由来の電力の調達、日常生活における、宅配サービスの受取、食料品の購入や、事業活動におけるグリーン購入、物流の効率化など、様々な場面の COOL CHOICE の選択肢を紹介していきます。

これらの情報は、市のホームページや、市報、パンフレット、環境行動指針等様々な媒体やイベントなどを利用して、より多くの場や機会において市民や事業者に伝えていきます。

日常生活における COOL CHOICE の例
- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 再配達が不要な宅配サービスを選択
- 輸送エネルギーが少ない地場野菜を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

事業活動における COOL CHOICE の例
- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 事務用品などは環境負荷が小さい製品を選択
- 効率の良い輸送ルートを選択
- より低炭素な輸送方法を選択
- 燃費のよい運転方法を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

また、市民や事業者の省エネ行動のインセンティブとして、エネルギー消費の削減量に応じて商品券や商品との交換が可能なポイント制度（（仮称）省エネチャレンジ事業）の創設を検討します。

事業者に対しては、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）導入事業所の優遇措置の対象拡大など、事業所の低炭素化に向けた取組に対するさらなるインセンティブを検討します。

COOL CHOICE！エコな電力の調達方法

できるだけ環境負荷が少ない電力を使いたい、でも自宅に太陽光発電設備などを導入することが難しい…そんなときには、「できるだけ環境負荷が少ない電力を調達する」という選択肢があります。

＊調達方法①グリーン電力証書を購入する＊

普段使う電力以外に、再生可能「グリーン電力証書」（電気が持つ環境付加価値）を購入することで、購入分の電力量は再生可能エネルギーを利用したとみなされます。

個人や団体、事業者に限らず購入でき、特定のイベントでの使用分を購入することも可能です。

＊調達方法②再生可能エネルギーによる電力を供給する電力事業者から調達する＊

電力事業者によっては、再生可能エネルギー比率が高い電力プランを提供しているところがあります。※1

また、再生可能エネルギーによる発電を行っている特定の発電所を応援したり、法人向けには特定の発電源の電力を調達できる仕組みを取り入れている事業者もあります。※2

参考：※1 グリーン購入ネットワーク エコ電力特集（https://www.gpn.jp/project/eco_denryoku/）
※2 みんな電力株式会社（https://minden.co.jp/）

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 住宅の新築・改築、マンションの購入の際には、環境性能表示などを活用して環境性能を考慮し、ZEH を検討します。既存住宅においては断熱改修などの省エネ化を検討します。
- 家電等の買い替えの際には、省エネラベルなどを確認し、省エネルギー性能が高いものを選択します。また、冷蔵・冷凍設備や空調設備は、代替フロンを使わない製品を選択します。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力を選択するなど、COOL CHOICE を実践します。
- 省エネポイント事業など、市が実施する参加型事業へ積極的に参加を検討します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- （ハウスメーカー、工務店、家電販売店等）省エネ機器・再生可能エネルギー利用設備の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。
- （集合住宅管理会社）集合住宅などへの再生可能エネルギー利用設備や HEMS 等エネルギー管理システムの導入を検討します。
- （ハウスメーカー、工務店等）取扱い商品のラインナップとして、省エネ住宅や東京ゼロエミ住宅、ZEH を検討します。また、省エネ住宅の機能や各種補助制度などについて購入者に情報提供を行い、積極的に供給します。
- 消費者や従業員に COOL CHOICE に関する情報提供を行います。
- 設備更新時には、省エネ機器や再生可能エネルギー設備を導入します。
- ESCO 事業や省エネ診断を活用して省エネ改修について情報を収集し、実施を検討します。建築物の新設に当たっては、ZEB を検討します。
- 冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を検討し、廃棄の際にはフロン類を適正に処理します。
- （家電販売店等）購入者にフロンの適正処理の重要性や代替フロンを使わない製品について情報提供します。
- 環境マネジメントシステムの導入・活用を進めます。
- 省エネポイント事業など、市が実施する参加型事業へ積極的に参加を検討します。

小学生の取組アイディア　～小学生ワークショップ結果より～

- 使っていない部屋は電気を消す、水を出しっぱなしにしないなど、小さいことにも気を付ける
- 無駄遣いをしない
- できるだけ家族と一緒にいる
- 公園の水をあまり使わない
- なるべく自転車を使う
- 電気自動車を使用する
- 水素をもっと利用する
- 風力発電を活発にする

7.2 移動における低炭素化の推進

①市の施策

7.2.1 交通手段の転換の促進

公共交通機関をより利用しやすくするため、市内の交通の状況や市民ニーズを踏まえたコミュニティバスの既設路線の見直しを行います。

自転車や徒歩による移動を選択しやすいよう、幹線道路における歩行者道・自転車走行空間確保や自転車駐車場の整備に努めます。

7.2.2 自動車の低炭素化の促進

自動車を利用する際の低炭素化（低燃費化）を促進するため、エコドライブに関する普及啓発を行います。また、自動車自体の低炭素化を図るため、次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度などの情報提供を行います。

次世代自動車の種類
- 天然ガス自動車
- クリーンディーゼル車
- ハイブリッド車
- プラグイン・ハイブリッド車
- 電気自動車
- 燃料電池自動車

公共施設への急速充電設備や水素ステーションの整備、主要な商業施設等と連携した整備など、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。

市で導入している電気自動車

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 移動手段として、自転車や徒歩、公共交通機関を優先的に利用します。
- 自動車を買い替える際には、環境負荷等の情報も比較し、積極的に次世代自動車を購入します。
- 自動車利用が少ない家庭では、カーシェアリングを検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 通勤手段として、自転車や徒歩、公共交通機関の優先利用を推奨します。
- リモートワークやオンライン会議の活用などにより、自動車による移動を減らします。
- 社用車の買い替えの際には、積極的に次世代自動車の購入や、カーシェアリングの導入を検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。
- 急速充電設備の敷地内への設置などに協力します。

7.3 気候変動適応策の推進

＜取組指標＞

指標	現状	目標
クールスポット創出状況	3 箇所（令和 2 年度）	現状の箇所数以上

①市の施策

7.3.1　気候変動適応に関する普及啓発

本市においては、気候変動により農業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、国民生活・都市生活の各分野に影響が出ることが想定されます（表 3-12）。今後、市民や事業者と共に適応策を進めていくに当たり、まずは気候変動適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。

そのため、市のホームページや、広報紙、パンフレットなど様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国及び都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を定期的・集中的に発信します。

表 3-12　気候変動により想定される影響

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	野菜等	◇	△	△
		果樹	○	○	○
		病害虫・雑草等	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○
		食糧需給	◇	△	○
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○
		水供給（地下水）	○	△	△
自然生態系	陸域生態系	人工林	○	○	△
	淡水生態系	河川	○	△	□
	その他	生物季節	◇	○	○
		分布・個体群の変動（在来生物）	○	○	○
		分布・個体群の変動（外来生物）	○	○	△
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○	○	○
		内水	○	○	○
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○
		熱中症等	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△
産業・経済活動	産業・経済活動	製造業	◇	□	□
		エネルギー需給	◇	□	△
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	○	○
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

※凡例は次のとおりです　【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない
【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

7.3.2　気候変動による影響の把握

自然環境分野の活動団体、事業者団体、農業従事者等と連携し、市域で現在既に起こっている気候変動による影響の現状について把握します。水環境や自然生態系については、水質や水量、動植物のモニタリング調査により変化の程度や内容を把握します。これらに関する情報は、適宜提供し、市民や事業者の備えを促します。

7.3.3　暑熱対策の推進

既に起こっている影響である気温上昇による熱ストレスの低減や、まちなかの快適性確保のために、みどりの保全や創出（→基本目標 1 参照）等、地表面の温度上昇を抑制するための対策を実施します。まちなかや公共施設には、日よけやミストの設置などによりクールスポットを創出し、その効果を測定して広く情報提供するとともに、商業施設などと協力して市内のクールスポットの増設を検討します。

また、屋上緑化、壁面緑化など建物の温度上昇を抑える取組や、打ち水などの手軽にできる暑さ対策、個人でできる熱中症対策などについても、引き続き情報提供を行います。

気温上昇に伴い懸念される感染症の予防策についても情報提供を行います。

7.3.4 災害対策の推進

近年増加している自然災害対策として、雨水浸透施設の整備（→基本目標 2 参照）や道路・下水道等インフラの点検及び計画的な修繕、上下水道、電力、ガス等ライフラインの強化と確保、災害協定等非常時の体制強化を進めます。

気候変動に伴い災害の激甚化も想定されるため、市民や事業者がそれぞれ災害に備えられるよう、引き続き災害ハザードマップの周知や、再生可能エネルギー利用設備や蓄電池等の災害時の活用の視点からの導入促進を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針　●ページ参照

- 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。
- 緑のカーテン、打ち水など、住まいを涼しくする工夫をします。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。
- 熱中症の予防に努めます。

③事業者の取組

- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなどを進めます。
- （商業施設等）まちなかのクールスポット創出に協力します。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。また、自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木等が起こらないよう、日ごろから点検などを行います。
- 事業活動中の熱中症の予防に努めます。

市の取組紹介

新庁舎・（仮称）新福祉会館における取組

市では、現在新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設を進めています。

平成 23 年 3 月に策定された「小金井市新庁舎建設基本構想」では、3 つの基本理念のひとつとして『人や地域に「やさしい庁舎」』を掲げており、「環境の拠点」という役割を示しました。具体的には、「太陽光や太陽熱、風、みどりなどの自然をいかし、省エネルギーに配慮した施設」、「木材の使用を検討するなど CO_2 削減に配慮した」施設を目指しています。

また、「小金井市新庁舎建設基本計画」（平成 25 年 3 月）では、新庁舎の機能と整備方針として、「自然エネルギーの利用」、「省エネルギーの推進」、「エネルギー使用の見える化」を示しました。

令和 2 年 10 月現在、事業は実施設計段階です。新庁舎等建設に向けて、環境配慮に取り組んでいます。

■市ホームページ　新庁舎建設関連
https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/sintyosyakanren/index.html
※URL は変更になる可能性があります。

第４章　計画の推進体制・進行管理

１．計画の推進体制

市を含む各推進主体が個別に、又は連携して施策や取組を実施し、「小金井市環境審議会」、「環境基本計画推進本部（市）」において計画の進捗状況を点検･評価しながら、計画の着実な推進を図ります。点検・評価の結果は環境報告書によって公表し、次年度以降の展開につなげます。

また、市が環境保全に向けた取組を進める上で、市民、事業者、市民団体及び教育機関等全ての主体との連携・協働は不可欠です。適宜情報共有を図り、目的を共有し、その内容に応じて、お互いの強みを活かした連携体制を構築します。

市民協働の主要な主体である「小金井市環境市民会議」は、これまで培ってきた各主体との独自のつながりを活かし、市との協働で連携・協力体制を強化します。

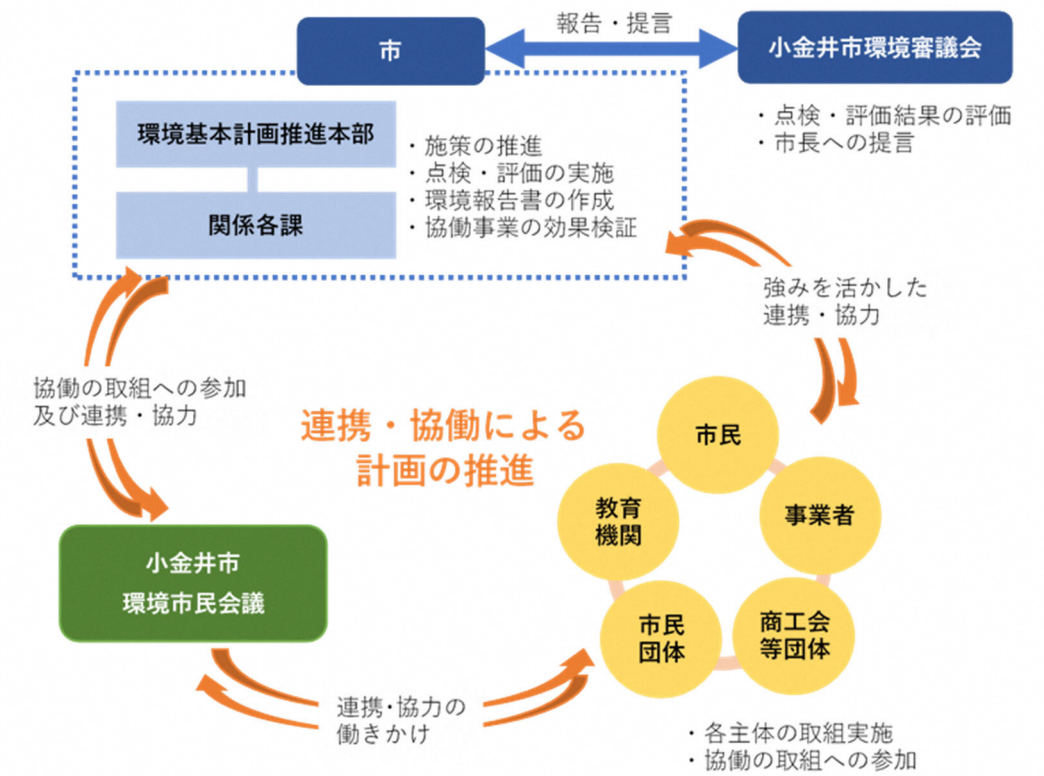

●環境基本計画推進本部（市）

環境基本計画推進本部は、環境基本条例第 24 条に基づき設置された、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織です。本計画を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

●小金井市環境審議会

環境審議会は、環境基本条例第 26 条に基づき設置された市長の附属機関です。市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項等を調査審議します。また、推進本部が実施した本計画の点検評価結果について報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

●小金井市環境市民会議

環境市民会議は、環境基本条例第 27 条に位置付けられた組織です。協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うとともに、市長に対して環境に関する提言を申し述べることができます。環境保全に向けた施策・事業について市民や市民団体等と共に市と協働して取り組み、計画の推進に協力します。

2．計画の進行管理

本計画は、「小金井市環境マネジメントシステム」を活用し、PDCA サイクルにより進行管理を行います。

目標の達成状況は、「環境指標」と「取組指標」のモニタリングにより把握します。また、施策の進捗状況は、本計画をもとに作成される年次別実施計画「小金井市環境保全実施計画」の個別事業の実施状況により把握します。

- **環境指標…計画を推進することにより達成を目指す事項の状況を測る指標。**
  （例）みどりの量、大気質や水質の状況、市民及び事業者の意識や問題の認知度など
- **取組指標…市が施策をきちんと実施できているかどうかを測る指標。**
  （例）環境保全活動の実施回数、助成や認定の件数など

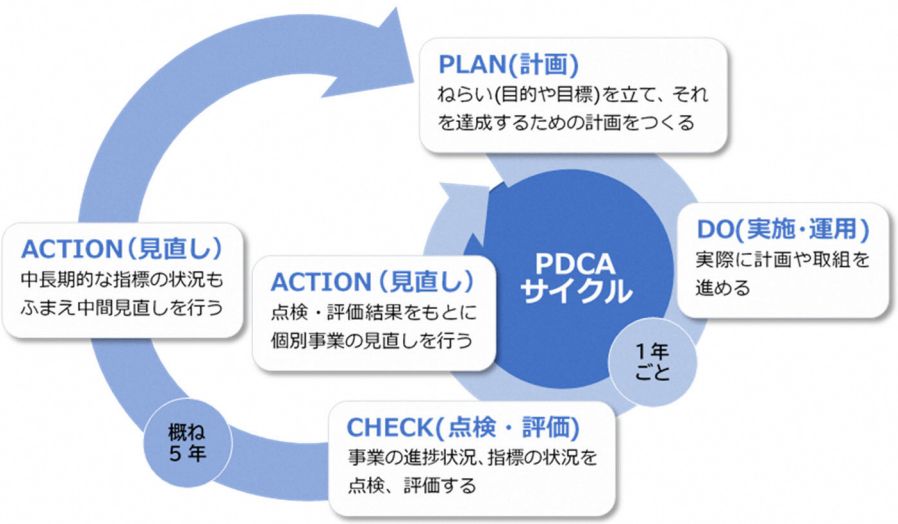

●PLAN（計画）

本計画で、基本目標ごとに環境の状態や取組の推進の効果を測る「環境指標」と、取組の進捗状況を測る「取組指標」を設定します。

また、本計画の施策の内容を各課で実施する個別事業として再整理し、年次別実施計画である「小金井市環境保全実施計画」を作成します。

●DO（実施・運用）

「小金井市環境保全実施計画」に基づき、各課が事業を推進します。

●CHECK（点検・評価）

「小金井市環境保全実施計画」の各事業の進捗状況を年 1 回把握します。また、「環境指標」及び「取組指標」の状況を目標期間に応じて把握します。（点検）

点検結果は「環境基本計画推進本部」でとりまとめ、評価します。見直し結果を反映して「環境報告書案」を作成し、環境審議会による外部評価を行います。（評価）

●ACTION（見直し）

点検・評価結果に基づき、「小金井市環境保全実施計画」の事業内容を庁内で見直し、「環境報告書」を確定します。

また、本計画の運用開始から 5 年を目途に、各事業の進捗状況や、中長期的な目標期間を設定している指標の状況等を踏まえ、「小金井市環境保全実施計画」の中間見直しを行います。必要に応じて、本計画の内容についても見直しを行います。

3．指標・目標一覧

本計画で設定している指標及び目標は以下のとおりです。
これらの指標の状況や目標達成状況を適宜把握し、見直しに当たっての参考とします。
取組指標は基本的に毎年の状況を把握し、次期環境基本計画策定時に目標の達成状況を評価します。
なお、特に目標年度や単年度の目標回数（回/年）等が記載されていないものは、令和 12 年度が目標期間となります。

○分野横断：計画推進の基盤づくり

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／基盤１　環境教育・環境学習			
環境に関する体験･啓発イベント	現状（3 回/年）以上	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計
環境に関する講座実施回数	現状（27 回/年）以上	年 1 回	
環境関連施設見学会	現状（10 回/年）以上	年 1 回	
取組指標／基盤２　環境活動			
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	現状（14 団体）以上	年 1 回	「こがねい市民活動団体リスト」更新時に把握
取組指標／基盤３　情報発信・共有			
市報（月 2 回、計 24 回）等を用いた環境に関する情報提供の強化	ごみ特集号（4 回/年）に加え、他分野を含む特集号の実施　1 回/年	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標１：みどりを守り、つくり、育てる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
緑被率	28%	次期みどりの基本計画策定時	緑の実態調査の 1 項目として把握
みどりの豊かさ（樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	80%	5 年に 1 回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の 1 項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標／1.1 みどりの保全			
環境保全緑地制度による指定面積	現状維持 ※環境緑地：4.78ha	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
保存樹木の指定状況	現状（842 本）より増加	年 1 回	
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	現状より増加 ※市民農園：5 農園、4,060.37 ㎡ 体験型市民農園：2 農園、4,489.46 ㎡	年 1 回	

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／1.2 みどりの創出			
公園・緑地面積	現状（86.86ha）より増加	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
取組指標／1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進			
都市公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標 2 ：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市内の地下水位	現状から低下しない	5 年に 1 回	毎年同時期の調査結果をもとに長期的な傾向を把握
湧水の水量	現状から減少しない 全地点※の合計：870 L/分 ※測定地点数： 5 地点	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
野川の水質	全ての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）※を達成 ※DO…7.5mg/L 以上 ※BOD…2mg/L 以下	年 1 回	
湧水の水質	全ての地点・回で地下水環境基準※を達成 ※硝酸性窒素：10mg/L ※トリクロロエチレン：0.01mg/L 以下 ※テトラクロロエチレン：0.01mg/L 以下 ※1-1-1-トリクロロエタン：1mg/L 以下	年 1 回	
取組指標／2.1 地下水・湧水の保全			
地下水・湧水等の調査回数	以下の調査頻度、地点数を維持又は拡充 地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
雨水浸透ますの設置数	毎年 2,000 基以上	年 1 回	
透水性舗装の新規導入量	（設定しない）	年 1 回	

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／2.2 河川環境の保全			
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	現状※維持以上 ※クリーン野川作戦等イベント：1 回/年 ※公民館講座：1 回/年	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計
取組指標／2.3 水資源の有効利用			
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数	10 件/年以上	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
市民 1 人当たり配水量	現状（285L/(人・日)）より増えない	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握。 地下水保全会議に報告
震災対策用井戸数	現状（38 か所）維持若しくは増加	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標３：都市の生物多様性を守り親しむ

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
生物多様性の認知度	75%	5 年に 1 回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の 1 項目として把握
生き物との親しみやすさに関する満足度	55%	5 年に 1 回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の 1 項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標／3.1 生物多様性の保全			
小金井の生物リストの作成	作成（令和 7 年度）	目標期間に 1 回	令和 7 年度までは、リスト完成に向けた進捗状況を「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に把握。
取組指標／3.2 自然とのふれあいの推進			
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催の普及啓発:5 回/年以上	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標４：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
大気環境基準等の達成状況	全調査において各項目の環境基準等を達成 ※二酸化窒素： 1 日平均値の 98%値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下 ※浮遊粒子状物質： 1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m^3 以下 ※一酸化炭素： 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下 ※ダイオキシン類： 1 日平均値の年間算術平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
道路交通騒音に関する環境基準の達成状況	全調査、全地点で昼夜間ともに環境基準を達成（5 地点とも昼間 70dB、夜間 65dB） 調査地点：五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路	年 1 回	
取組指標／4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策			
低排出ガス認定車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車の割合	（設定しない）	5 年に 1 回を目途に把握	「環境保全実施計画」又は本計画の見直し時に把握

○基本目標５：美しく住み心地のよいまちを守る

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
まちの美しさ（景観、調和等）に関する市民満足度	55%	5 年に 1 回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の 1 項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標／5.1 景観の保全・活用			
玉川上水･小金井桜整備状況	・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／5.2 美しいまちなみの維持			
環境美化サポーター等登録者数	410 名	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標６：３Ｒ推進で循環型のまちをつくる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	355g/（人・日）以下	5 年に 1 回	時点の「一般廃棄物処理計画」から把握
取組指標／6.1 発生抑制を最優先とした３Ｒの推進			
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	20 店舗	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標７：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市内の温室効果ガス排出量	2013（平成 25）年度比 26.0%削減（260.6 千 t-CO_2）	5 年に 1 回を目途に把握	地球温暖化対策地域推進計画における時点の算定状況をもとに把握（同計画の改訂時を想定）
市内のエネルギー消費量	2013(平成 25)年度比 17.0%削減（2,829TJ）	5 年に 1 回を目途に把握	
意識調査における「適応」の認知度	市民、事業者ともに 50%以上	5 年に 1 回を目途に把握	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）で把握
取組指標／7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進			
住宅用新エネルギー機器等補助件数	補助額相当の件数を達成（毎年度）	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
省エネ改修に係る減税制度の利用件数（累計）	現状（1 件）より増加	年 1 回	
（仮称）省エネチャレンジ事業参加数（累計）	市民（事業者含む）750 件	年 1 回	
取組指標／7.3 気候変動適応策の推進			
クールスポット創出状況	現状の箇所数以上	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

第３次 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

（案）

目　次

第１章　計画の基本的事項……91
　1）はじめに……91
　2）本計画の位置づけについて……92
第２章　小金井市の地下水及び湧水をめぐる現状……93
　1）地形や川の状況……93
　2）土地利用の状況……94
　3）降雨・地下水・湧水など水循環に関する主要データ……97
　4）水利用等の状況……101
　5）地下水・湧水の保全に関する主な取組……102
第３章　地下水・湧水の保全の取組に関する評価と課題……105
　1）これまでの取組に対する評価と今後の課題……105
　2）水収支の推計……106
第４章　地下水及び湧水の保全・利用に係る取組……109
第５章　推進体制及び進行管理……114
　1）推進体制……114
　2）進行管理……115

第１章　計画の基本的事項

1）はじめに

小金井らしさとして多くの市民があげるのは「水」です。野川、国分寺崖線（通称：はけ）沿いの湧水、玉川上水は、小金井市民にとって大切な資源です。そもそも小金井という地名の由来は、黄金に値する豊富な水が出ることから「黄金の井戸」にあると言われています※。

玉川上水をはじめとする用水路網はもとより、野川も、暮らしの営みに合わせて、先人が手をかけつくり上げてきたものですが、現代の急速な都市化は、水の循環に大きな障害を生じさせ、その姿が大きく変容しています。湧水量の減少と下水道の普及があいまって、河川の水量が減少しています。また、かつて市内にはりめぐらされた用水路は、都市化のもとでその機能が低下し、通水が停止されています。野川は、高度成長期に雑排水路化しましたが、下水道の整備などによって水質はきれいになりました。しかし、一定量以上の降雨時に下水（汚水が混ざった雨水）の越流水が排出され、河川を汚すという問題が残されています。

良好な水環境をもつ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透ますの普及をはじめ、地下水・湧水を含む水循環の健全化に取り組んできました。また、国の「水循環基本計画」（令和２年６月）では、多様な主体（行政・市民・事業者・有識者等）が連携して流域全体の視点で考える「流域マネジメントの更なる展開」、国土の貯留・涵養機能の維持・向上や防災・減災対策を通じた「災害に強くしなやかな国土づくり」、水循環について触れる・学ぶ機会をつくることによる「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」などを一層進めるとしています。

このように、本市の水循環の歴史や現状、さらには流域水循環の視点から求められることを理解し、小金井の水辺のあり方や、水利用のあるべき姿を考えながら、市民・事業者・行政が連携・協力して水循環の回復・実現に向けて取り組んでまいります。

※ 小金井の地名の由来は諸説あり、ここではその１つとして紹介しています。

コラム：国の水循環基本計画

◆水循環基本計画は、水循環基本法に基づき国が定める計画です。令和 2 年に改定された計画では、以下の 3 本柱を重点的進めるものとしています。

（1）流域マネジメントによる水循環イノベーション

～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

（2）健全な水循環への取組を通じた安全･安心な社会の実現

～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

（3）次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承

～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

◆本市の「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」でも、国がめざす水循環のあり方をふまえつつ、多摩川流域や野川流域といった市域を越える流域の視点にも立ちながら、本市の地下水・湧水の保全を含む水循環の健全化を図っていきます。

資料：「水循環基本計画」（令和２年６月）

2）本計画の位置づけについて

本計画は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づく、小金井市における健全な水循環を取り戻し、市民共有の貴重な財産である地下水及び湧水を保全するための計画であり、小金井市環境基本計画の中に定めるものです。

環境保全に関する事項は、「小金井市環境基本条例」（第 26 条）に基づき「小金井市環境審議会」において調査・審議されますが、地下水や湧水の保全に関する事項については、別途「小金井市地下水保全会議」による分析等を経ることとなっています。

参考：小金井市の地下水及び湧水を保全する条例（一部抜粋）

（地下水保全会議）

第８条　市長は、地下水に関する情報分析等のために、学識経験者等で組織する小金井市地下水保全会議を設置するものとする。

（地下水及び湧水の保全・利用に係る計画）

第 17 条　市長は、地下水及び湧水の保全・利用に係る計画を小金井市環境基本条例（平成 15 年条例第４号）第９条に規定する環境基本計画の中に定めるものとする。

以上のような、地下水及び湧水の保全を重視する本市独自のプロセスを踏まえ、「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」に関する内容は、前計画と同様、環境基本計画の施策群と十分に連携・整合を図りつつ、環境基本計画の施策体系とは別に独立して収録するかたちとしています。

なお、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の制定以降、本計画は第３期目にあたります。本計画の期間は、「第３次小金井市環境基本計画」と同じ、令和３年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）です。

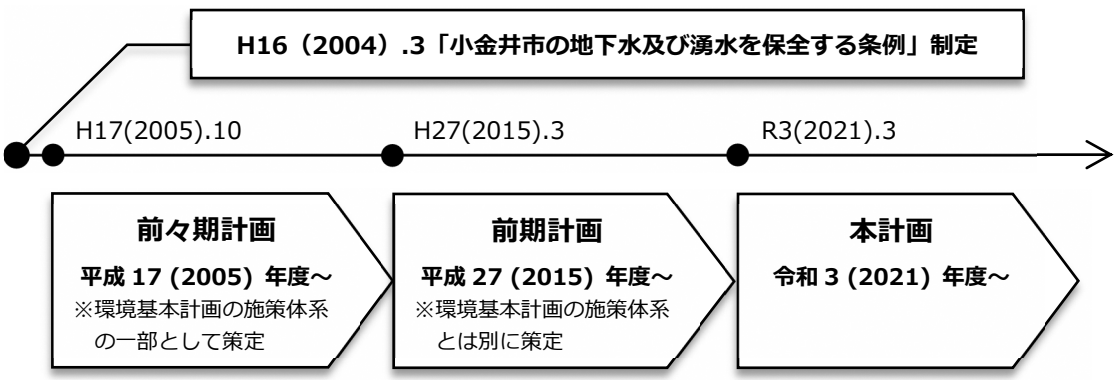

第２章　小金井市の地下水及び湧水をめぐる現状

1）地形や川の状況

本市は、武蔵野台地の上に位置しています。土地の大部分は平坦ですが、市域の中央に武蔵野台地の２つの段丘（武蔵野段丘と立川段丘）の境目である、国分寺崖線（通称：はけ）が東西に走っており、その付近は、南北方向に高低差があります。

本市には、はけに並行して南部（立川段丘面）を流れる野川のほか、北部（武蔵野段丘面）を流れる玉川上水及び仙川があります。武蔵野台地に降った雨は地下水を涵養し、その一部がはけの湧水として流出し、野川に注いでいます（図- 1）。

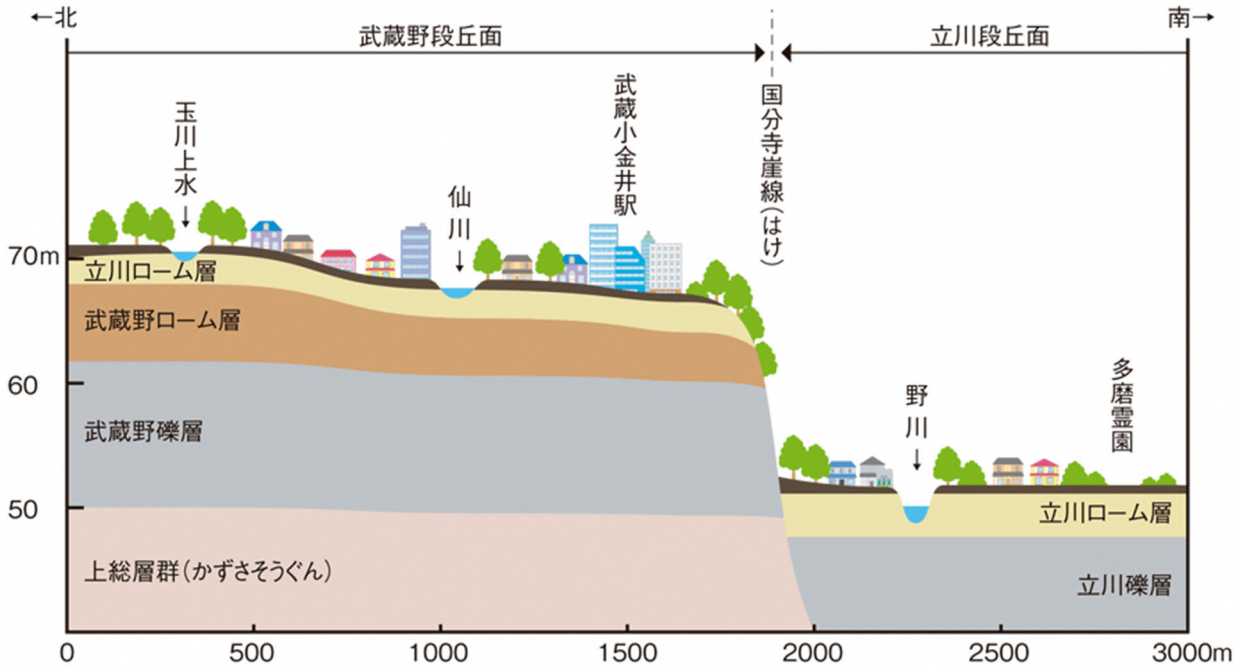

出典：ミツカン水の文化センターHP　第 11 回里川文化塾 野川を歩く～都市河川の再生を考える～
http://www.mizu.gr.jp/bunkajuku/houkoku/011_20130405_nogawa.html

図- 1　小金井市付近の地層断面模式図

昭和 30 年代までは玉川上水からの分水や、湧水、野川の分水を源とする農業用水路が市内にはりめぐらされていましたが、高度経済成長期になると水田が減少・消失し、砂川用水への通水もなくなりました。野川は、都市化の影響で生活排水の流れ込みが増加して水質悪化が進みました。

その後、下水道の整備により水質は改善されましたが、今では湧水を源とする流れが残るだけとなっており、雨が少ない期間が続くと、流れが涸れてしまうこともあります。

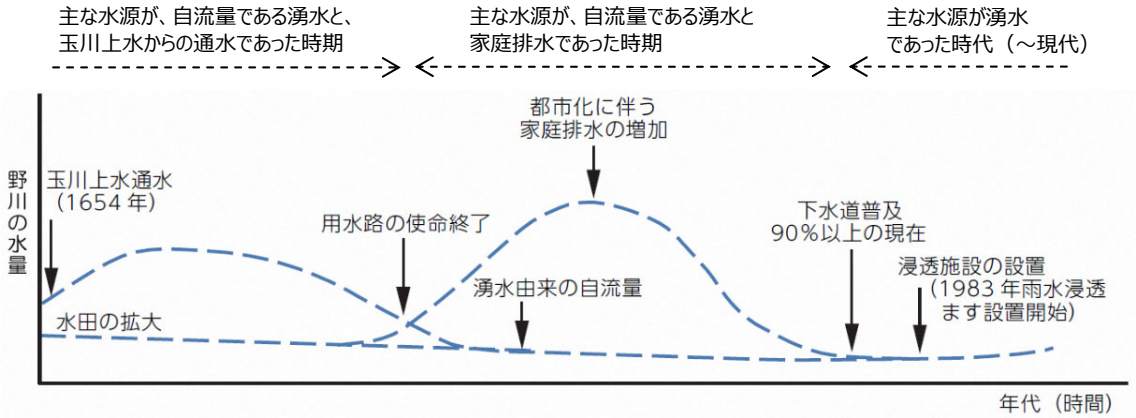

出典：土屋十圀「都市中小河川の水文環境（その 1）」（「水利科学」No.235、1997 年 6 月）を基に、地下水・湧水専門家会議（平成 16～17 年度）で作成したものに一部加筆。

図- 2　野川の水量の歴史的な変遷

2）土地利用の状況

本市の土地利用は、宅地と道路が約 8 割を占めており、農用地や公園などの自然被覆が多い土地利用が 2 割弱となっています（表- 1）。大きな緑地としては、小金井公園、国分寺崖線、野川公園などがあります。

平成 24 年から平成 29 年までの 5 年間の変化をみると、雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。宅地が 11ha 増加する一方で、農用地が 7ha 減少し、大まかにいえば農用地から宅地への転用が進んでいます。

令和元年度における本市の緑被地（樹林・樹林地、農地、草地）の分布（図- 4）をみると、都立公園や国分寺崖線など大きな自然被覆地が多いことが本市の特徴です。緑被地の変化（図- 5）をみると、湧水源に近い崖線周辺のみどりは、国・東京都・本市の各種制度による保全がなされていることもあって比較的安定しています。

表- 1　本市の土地利用の変化（平成 24 年と平成 29 年の比較）

	平成 24 年	平成 29 年		増減	
	実績 [ha] ①	実績 [ha] ②	内訳	差 [ha] ②－①	変化率 ②÷①
宅地等	718.1	729.3	64%	+11.2	1.02
道路	182.1	180.6	16%	-1.5	0.99
公園等	98.7	99.4	9%	+0.7	1.01
農用地	76.2	69.2	6%	-7.0	0.91
水面・森林・原野等	25.9	25.0	2%	-0.9	0.97
その他	31.3	28.9	3%	-2.4	0.92
計	1,132.3	1,132.3			

資料：「東京の土地利用　平成 29 年多摩・島しょ地域　」及び同平成 24 年版より。
※ 端数処理の都合上、合計値とその内訳の合計が一致しない場合があります。

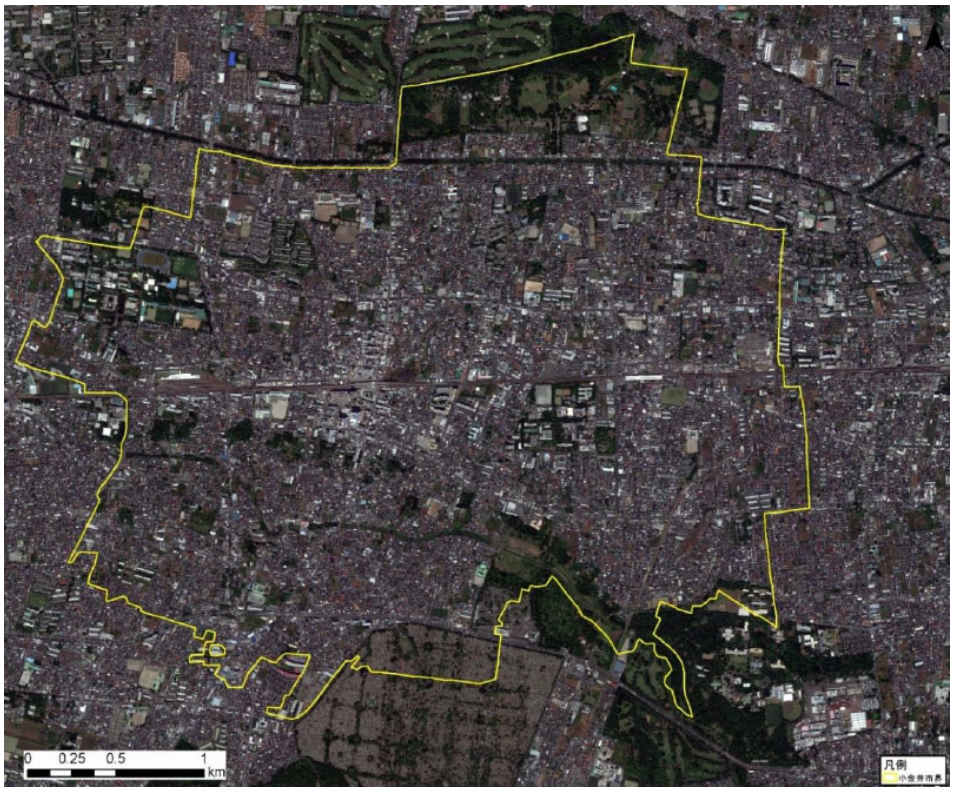

出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和２年３月）に加筆。

図- 3　衛星写真（令和元年５月）

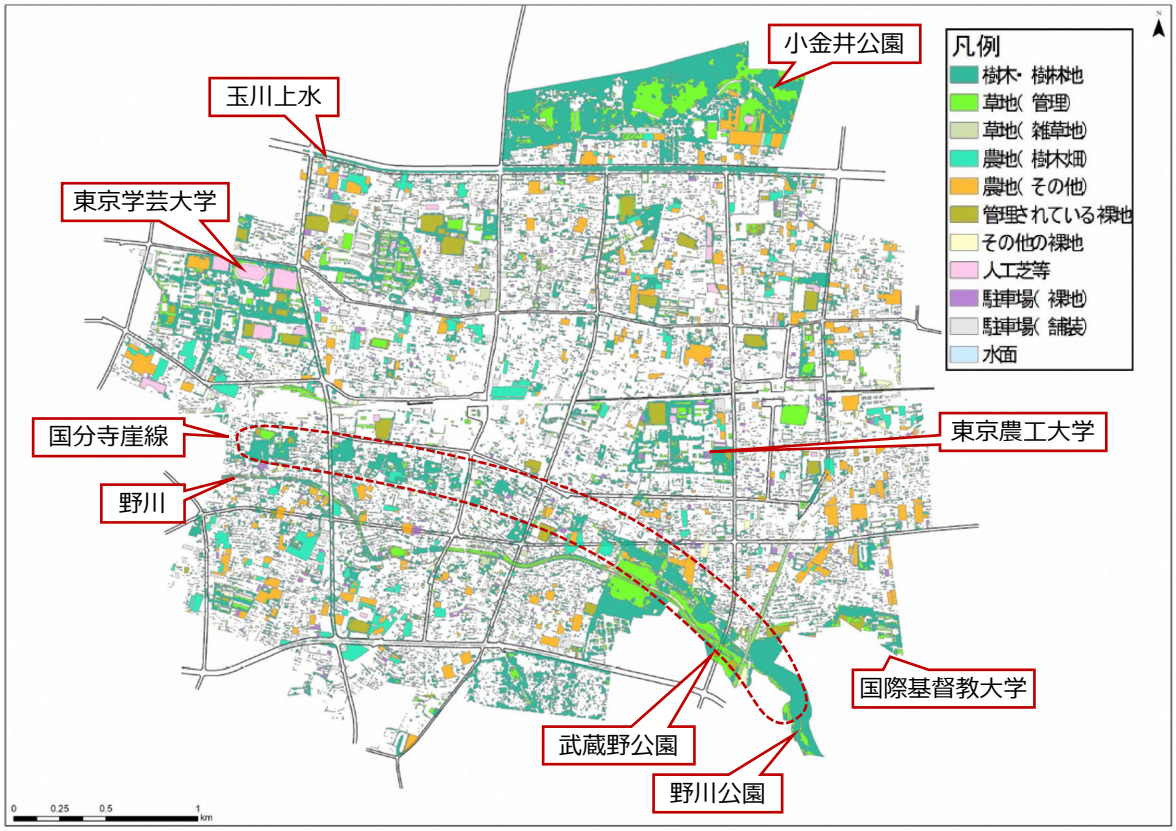

出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和２年３月）を一部加工。

図- 4　本市の緑被地（令和元年５月）

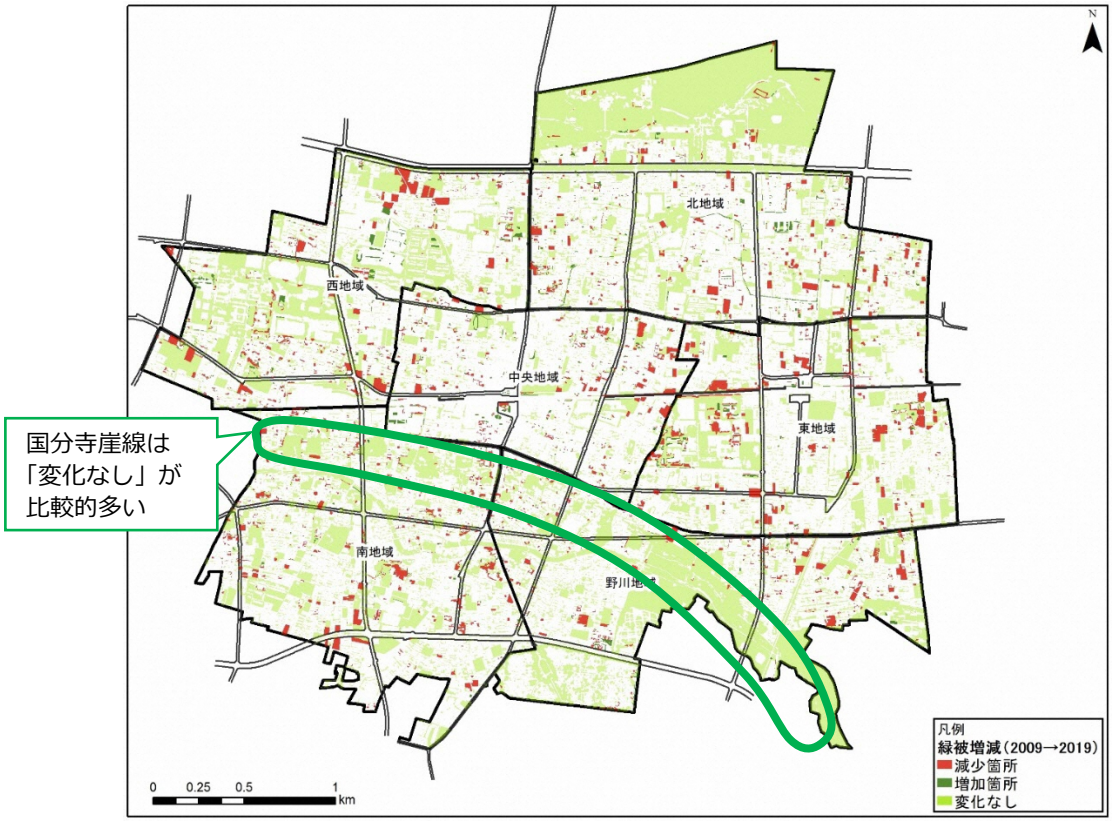

出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和２年３月）を一部加工。

図- 5　緑被地（樹林地、草地、農地）の経年変化（平成 21 年～令和元年）

3）降雨・地下水・湧水など水循環に関する主要データ

※ 本計画の策定にあたり、水収支の算定結果を更新しました。前計画で示された水収支では平成 15 年のデータが用いられていたことから、本計画ではそれ以降のデータを収集することとし、推計に必要なすべての要素が揃っていること等の条件を踏まえ、推計期間を平成 15 年度～平成 29 年度としました。

※ ただし、降雨量や湧水調査等の実測データについては、平成 29 年度以降のデータがあれば最新値まで示しています。

年間降水量

年間降雨量は、年によって差がありますが、約 1,300～2,100mm で推移しています（図- 6）。

近年の雨の降り方について、気象庁によれば、1 時間降水量 50mm 以上の年間発生数が全国的に増加しており、いわゆる「ゲリラ豪雨」とよばれる、短時間で大雨が降る現象が増えています。

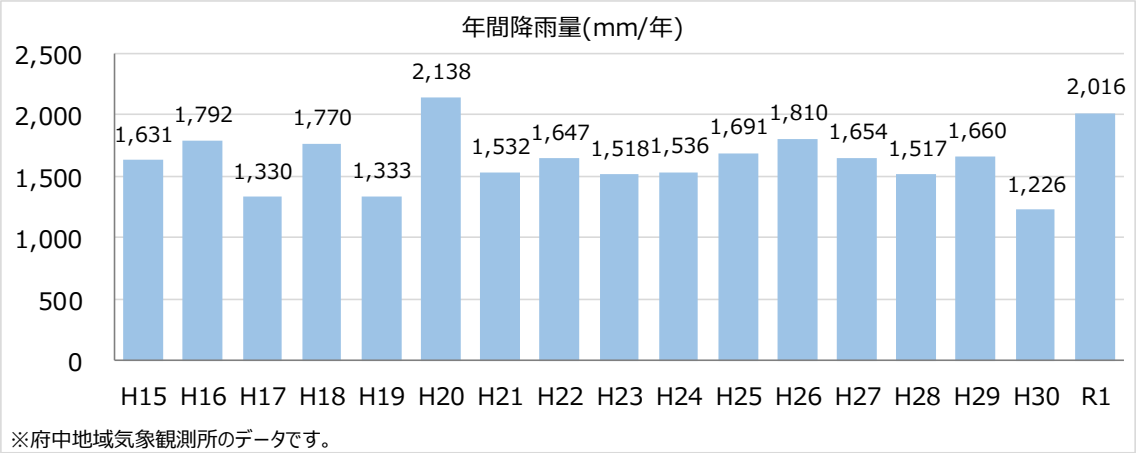

図- 6　年間降雨量（府中地域気象観測所）

地下水の状況

武蔵野台地上における本市周辺の地下水は、大まかには北西から南東の方角へ流れていると考えられています（→次ページのコラム参照）。地下水面の位置は、年や時期、直前までの雨の状況によって変動しますが、これまでの観測データを踏まえると、平均的には地表面から約 10m 前後にあると考えられています。

「小金井市環境市民会議」※が長年にわたり測定してきた地下水位データ（毎月 1 回）を用いて、地下水位の長期的な傾向を分析したところ、地下水位の上昇や下降の傾向は見られません。地下水位は比較的安定していると考えられます（図- 7）。

※ 環境基本条例第 27 条に位置づけられる市民協働の理念にもとづき構成される組織で、地下水測定を行う地下水測定部会など、テーマごとの市民活動が行われています。詳細は「5 章 1）推進体制」（114 ページ参照）。

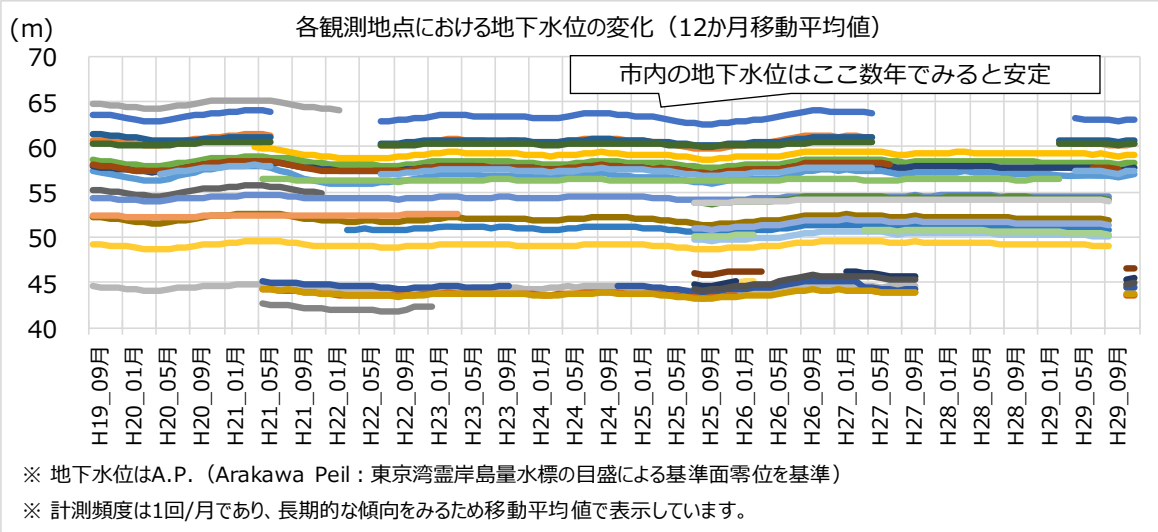

図- 7　市内地下水位の変化

コラム：本市の地下水の特性

◆地面の中の地下水の様子を知るのは簡単ではありませんが、本市や東京都では、長年にわたり地下水の観測を行っています。

◆東京都土木技術支援・人材育成センターの報告（右図）※によれば、市内の浅層地下水面は、尾根筋や谷筋などの細かな凹凸はありますが、全体的に北西が高く、南東が低くなっています。地下水の流動方向も全体的には南東の方向です。

◆国分寺崖線（はけ）及び野川に近いところでは、地下水の等高線が密になるとともに、その向きも野川と並行になります。このため、全体的に南東の方向へ流れる地下水の一部が、南～南西へと向きを変え、崖下の湧水として湧出し、野川に流れこみます。

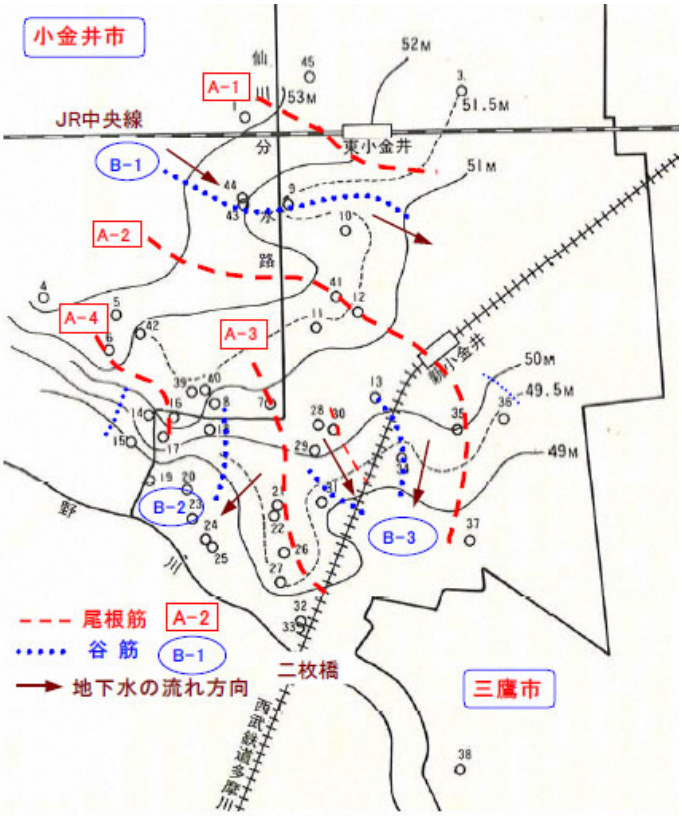

※「野川上流域における河川水量確保に関する検討」（土木技術支援・人材育成センター平成 20 年度年報）他

湧水の状況

市内４地点※1 で実施されている湧水調査結果（6 月と 12 月の年 2 回）によれば、湧水量に長期的な変化は見られません（図- 8）。湧水の水温は、各地点とも 6 月が 19℃前後、12 月が 16℃前後であり、年間変動が小さく安定しています。

また、水質項目（臭気、有機塩素化合物、窒素化合物など）や、生き物（底生生物、藻類）の調査※2 も行われていますが、水質項目濃度や確認種等の結果から、湧水の水質は概ね良好な状態に保たれていると考えられます。

※1 あくまでも湧水量が観測可能な代表的地点での調査結果であり、市内には、規模がより小さい湧水が多数存在していると考えられます。

※2 湧水水質調査結果は環境報告書で公表されています。

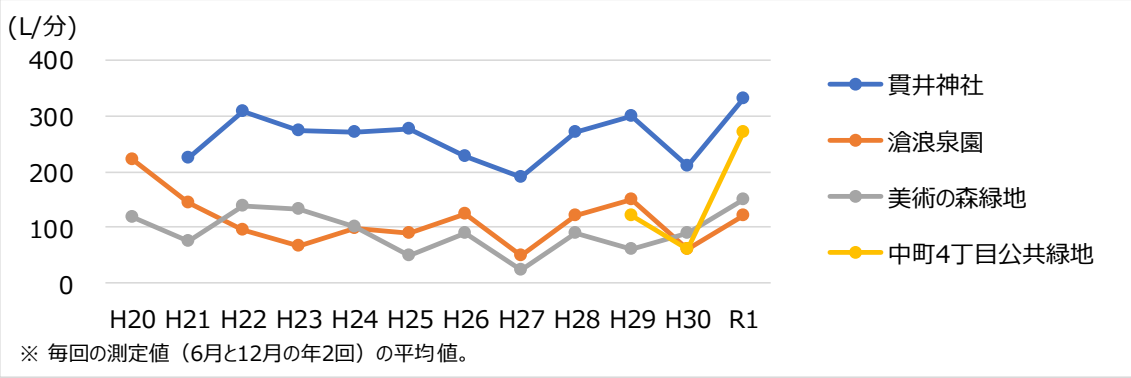

図- 8　湧水量の推計値

野川の状況

多摩川流域の複数自治体が連携した合同調査として、本市では、野川の本市最下流部（柳橋下）で流量と水質の調査（6 月と 11 月の年 2 回）を行っています。水量は、年による変動がありますが、平成 22 年～令和元年の 10 年間平均で、6 月が 0.07m^3/s、11 月が 0.27m^3/s です。水質は、水の有機汚濁指標である BOD（生物化学的酸素要求量）が 2mg/L 程度、DO（溶存酸素量）が 10mg/L 程度であるなど、水質は良好な状態といえます。

写真- 1　野川の水質調査

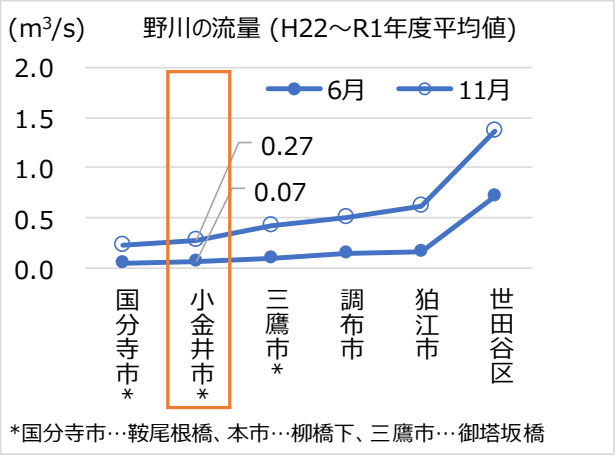

図- 9　野川の流量

本市の南東部（小金井新橋～二枚橋の区間）にある、野川第一・第二調整池では、平成 18 年度から自然再生法に基づく自然再生事業が行われています。洪水調節目的に設置された調整池を中心に、田んぼ、湿地、ため池などの整備と活用がなされ、水生生物や野鳥などが確認されています。

このように、国分寺崖線（はけ）や野川の水辺は、都会では貴重な、水遊びや生き物との触れ合い活動の場となっています。

出典：東京都 HP（野川の自然再生）

写真- 2　第二調節池

コラム：野川の水涸れ

◆野川は、過去に度々水涸れ（瀬切れ）が生じています。平成 16 年 7 月に野川の水涸れは全区間の 30%近くとなり[※1]、野川流域連絡会が異常事態宣言を出すに至りました。

◆水涸れが起きやすい要因としては、かつての玉川上水の分水路群からの通水や家庭排水の流入がなくなり、はけの湧水が主な水源となっていることが挙げられるほか、大雨に対応するための河床掘削工事により透水性の高い礫層が河床に露出し、そこからの漏水が生じたことも原因といわれています[※1]。

◆局所的集中豪雨へ対応として洪水対策の一層の強化が求められるなか、安全な流下能力の確保、生物の生息環境への配慮としての水涸れ防止対策（水を通しにくい粘土層）、親水空間の創出（階段施設の整備）など、治水・環境の両立に向けた河川整備が進められています[※2]。

※1　「野川上流域における河川水量確保に関する検討」（土木技術支援・人材育成センター平成 20 年度年報）、野川流域連絡会 HP ほか

※2　「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成 29 年、東京都）

玉川上水の状況

玉川上水は、江戸の人口増加によって不足した水を供給するために掘削された水路であり、武蔵野台地の尾根筋に当たる部分を通っています。

現在は、多摩川上流水再生センター（昭島市）の処理水を環境用水として利用する「清流復活事業」により通水されています。東京都によれば、基本的には地下へ浸透しない構造となっており、本市の水循環へ与える影響としては比較的小さいものと考えられます。

写真- 3　玉川上水

4）水利用等の状況

水利用の状況

本市の水利用量は、ここ数年では横ばいが続いています（図- 10）。主な水源としては、市内での地下水揚水のほか、多摩川水系・利根川水系など市外からの受水があります。近年は市外からの受水量の占める割合が増えています。

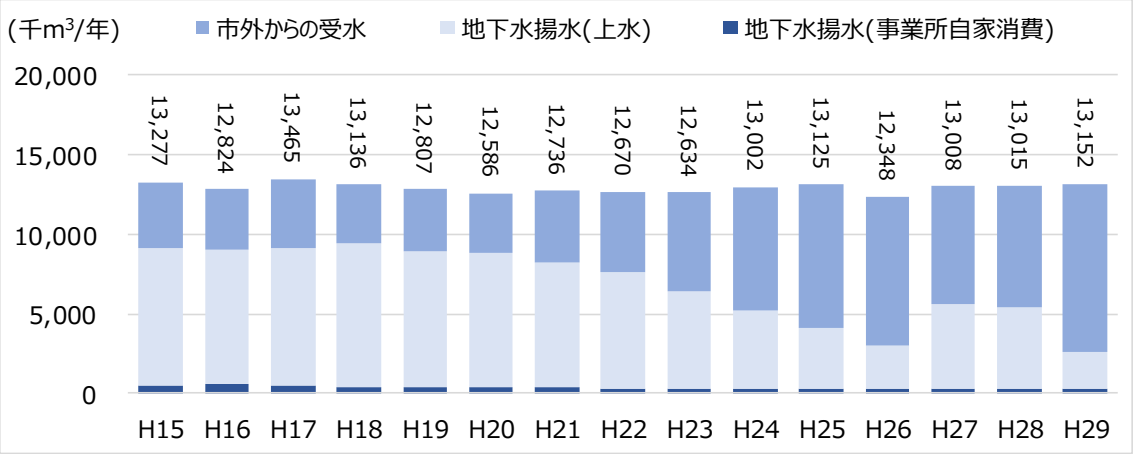

資料：東京都及び市内事業者から報告される揚水・受水量を基に算定したものです。

図- 10　本市の水利用量

本市の１人当たりの年間水利用量（配水量）は、ここ数年で横ばいです。全国平均値と比較するとやや少ない水準にあります（図- 11）。

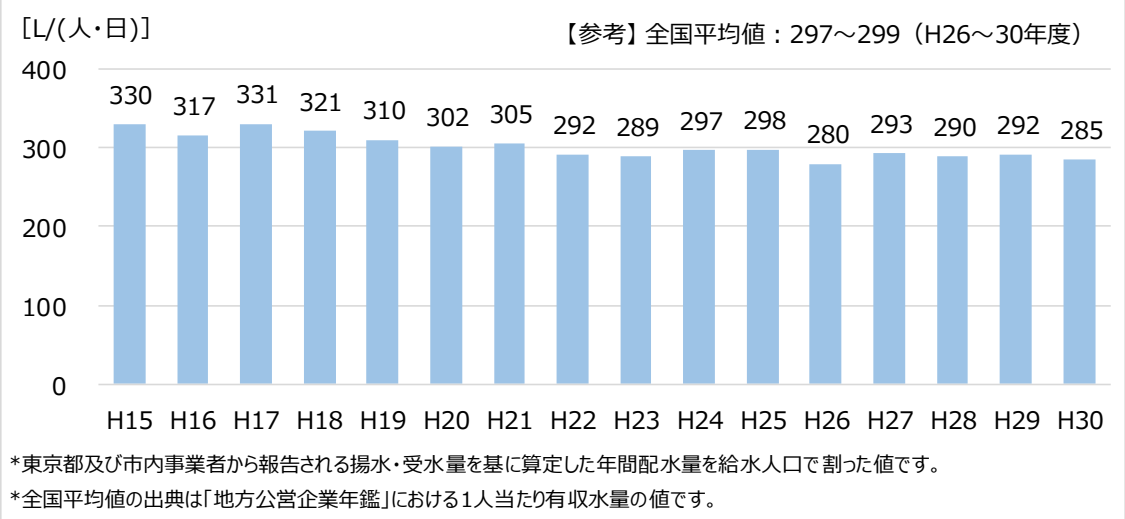

*東京都及び市内事業者から報告される揚水･受水量を基に算定した年間配水量を給水人口で割った値です。
*全国平均値の出典は｢地方公営企業年鑑｣における1人当たり有収水量の値です。

図- 11　市民１人当たり年間配水量

下水道の状況

本市を含む多摩地域では、複数の自治体で広域的な処理を行う「流域下水道」が設置されており、本市は３つの下水処理区にまたがっています(表- 2)。流入水量が最大である野川処理区では、家庭や事業所から排水された下水は、最終的には下流の森ヶ崎水再生センター（大田区）で処理されます。

表- 2　本市の処理区と流入水量

処理区	流入水量（千 m^3/年）	割合
野川処理区	14,488	83%
北多摩一号処理区	2,864	16%
荒川右岸処理区	176	1%
計	17,527	

資料：平成 30 年度東京都下水道事業年報

多摩地域の下水道は「合流式※」が多く、本市の下水道も大半が合流式です。そのため、強い雨が降ると、野川などの河川沿いの吐き口から汚水やゴミが混ざった雨水が放流されることがあり、水質汚濁を引き起こす要因の１つとなっています。

※　「合流式」とは汚水と雨水を同じ管で流すタイプの下水道です。１本の下水管で済むため整備費が安いことがメリットですが、強い雨が降ると、市街地の浸水を回避するため、河川沿いの吐き口から汚水が混ざった雨水を放流します。

5）地下水・湧水の保全に関する主な取組

雨水浸透施設の普及

住宅地や道路等に降った雨は下水道に流れ込みますが、豪雨の場合、下水道へ大量の水が一気に流れ込むのを防ぐために、その一部が河川沿いの吐き口から河川へ放流されます。そのため、雨水浸透を進めることは、湧水の水源である地下水の涵養を促進するのと同時に、降った雨が一度に河川へ流出するのを防ぐことによる、洪水被害の軽減や水質改善にも効果があります。そのため、新築や増改築の際における雨水浸透ます設置（図- 12）について、排水設備指定工事店等と連携した PR や助成を行っています。

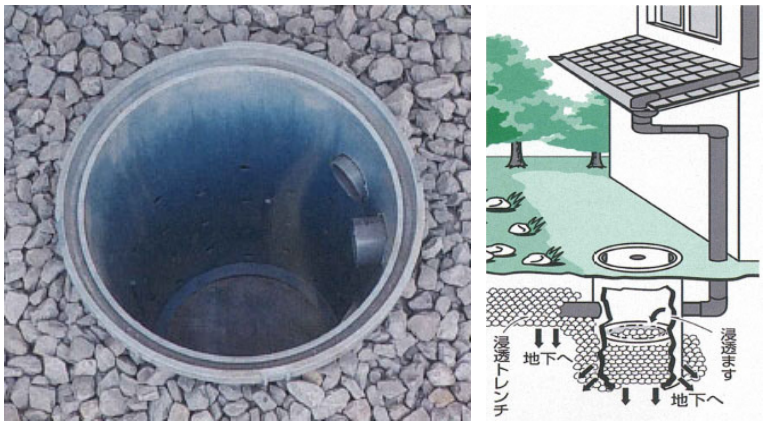

図- 12　雨水浸透ますの設置例（左）と概念図（右）

雨水浸透ますの整備数は、毎年約 2,000 基程度となっています（図- 13）。雨水浸透の取組は、市民・事業者・行政による市民協働の成功例として、日本河川協会の「第３回日本水大賞※1」や土木学会の「環境賞※2」など、これまで数々の賞を受けています。

雨水浸透ます以外でも、地下浸透管（浸透トレンチ）、集水浸透人孔（浸透マンホール）、道路における雨水浸透ます、歩道における透水性舗装の整備等を行っています。

※1　「雨水浸透事業を通じて推進する市民・企業・行政のパートナーシップ」（平成 13 年度）

※2　「自然を守る心で行動を示した市民「水辺の拡大」雨水浸透事業」（平成 11 年度）

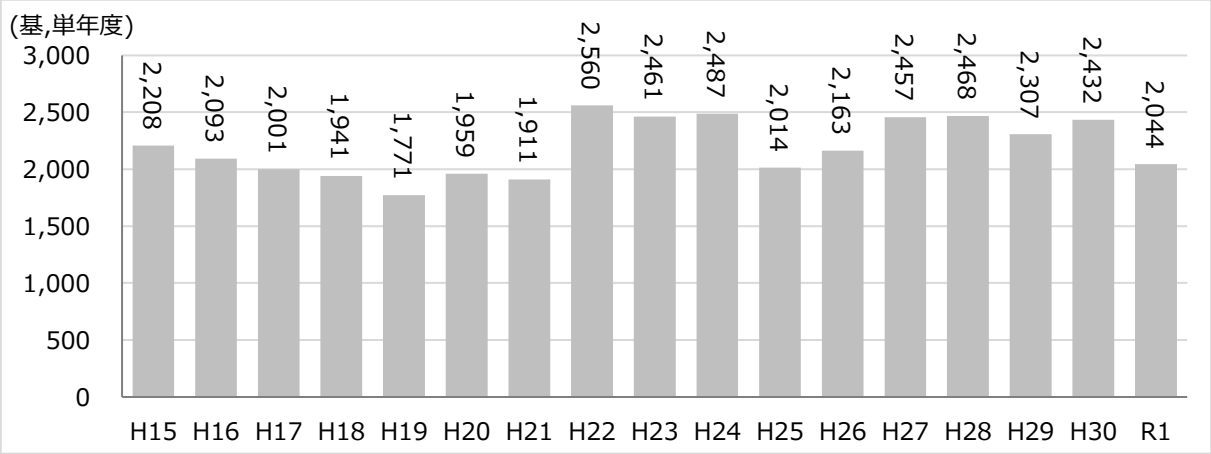

図- 13　雨水浸透ますの設置基数

雨水貯留施設（雨水タンク）の普及

雨水の有効利用を促進するため、雨水貯留施設（雨水タンク）の設置費の一部補助（雨水貯留施設設置費補助金）や、市ホームページ及び市広報による周知を行っています。雨水タンクの設置補助件数は毎年の変動がありますが、近年はやや少なくなっている傾向にあります（図- 14）。

図- 14　雨水貯留施設（雨水タンク）補助件数

地下水保全会議での開発行為等の際の地下水への影響検討

市内で行われる開発行為においては、開発事業者に対し「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の遵守を求めるとともに、特に地下水への影響が懸念される事業については、同条例第 13 条に基づき、事業者へボーリング調査等とその結果の提出を求めています。

また、これらの情報を、有識者で構成される「地下水保全会議」で報告・審議し、事業者に地下水及び湧水の保全に関する適切なアドバイスを提供することで、市の施策への協力を求めています。

コラム：「雨水の利用の推進に関する法律」について

◆気候変動により変化する水循環の適正化が課題となっていることを背景に、水資源の有効利用、雨水の集中的な流出の抑制への寄与を目的とする「雨水の利用の推進に関する法律」が平成 26 年に施行されました。同法に基づく「雨水の利用の推進に関する基本方針」では、雨水利用の推進の意義が 5 点にまとめられています。

1）平常時における水資源の有効利用のみならず、緊急時の代替水源
2）貯水施設（ダム等）で水不足が生じる場合でも、下流域である当地に部分的な降雨があれば、自立分散型の水資源となること
3）下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制への寄与
4）散水等に利用することにより、夏季の暑さ対策への寄与
5）雨水利用施設に浸透機能を併用することで、地下水の涵養を図るなど、健全な水循環の維持・回復への寄与

◆上記基本方針では、国等が自らもつ施設での雨水利用施設の設置推進のほか、地方公共団体や市民の取組に資するよう、ガイドライン策定、先導的取組の調査研究等を進めるとしています。また、地方公共団体の取組について、複数の関係部局の所掌にまたがることから、連携して取り組む必要性が述べられています。

資料「雨水の利用の推進に関する基本方針」（平成 27 年、国土交通省）

地下水・湧水や水環境保全のための啓発

清掃を通じて野川流域の環境保全に関心をもってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っており、近年では約 200～300 名程度の参加があります。

写真- 4　クリーン野川作戦

他の自治体との連携による取組

野川流域連絡会※1、野川流域環境保全協議会※2、多摩川流域協議会※3 等の組織と連携し、情報交換等を進めています。

※1　野川流域連絡会……　野川流域の住民・団体・行政による情報や意見交換を行うための連絡会（事務局：東京都建設局）で、住民委員、団体委員、行政委員から構成されます。
※2　野川流域環境保全協議会……　野川の河川環境改善を目的とし、6 市区（本市、国分寺市、三鷹市、調布市、狛江市、世田谷区）で構成され、協議などを行っています。
※3　多摩川流域協議会……　「多摩川サミット」（昭和 61 年）をきっかけに、3 都県 30 市区町村で構成される協議会で、多摩川の環境改善を目的として意見交換や連絡を行います。

第３章　地下水・湧水の保全の取組に関する評価と課題

計画策定にあたり、令和元年度と令和２年度に開催された地下水保全会議において、本市の水循環・水利用に関する各データやこれまでの地下水・湧水保全の取組状況を踏まえ、地下水・湧水に関する現状の評価と課題を整理しました。

1）これまでの取組に対する評価と今後の課題

地下水・湧水のモニタリングを継続的に行っていくことが重要です

- 地下水・湧水等の定期的なモニタリングが行われており、その結果から、地下水や湧水の水量・水質は安定していると考えられます。
- 近年、全国各地で渇水や豪雨が毎年のように発生しています。将来において、本市を含む野川流域の水循環へ影響を与える可能性があることから、地下水・湧水のモニタリングを続けていくことが重要です。

雨水の浸透の取組は効果を上げており、これを一層進めていくことが重要です

- 農地等が減少し、雨水が地下浸透しやすい自然的土地利用が減少しています。都市部への人口流入や相続等が要因であるこの流れを止めることは難しいですが、法制度による担保や土地所有者の理解により「みどり」を守っていくことが重要です。
- 一方で、雨水浸透ますをはじめとする各取組により、市域面積の 8 割を占める人工的土地利用（住宅地、道路等）からの雨水浸透が増えてきています（→次項の水収支推計参照）。市民協働による取組の成果であるとともに、市街化が進んだエリアにおける水循環健全化の好事例として、一層の推進・PR を図っていくことが重要です。
- 雨水浸透の取組は、地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や洪水抑制の防止（下水道に直接流れ込む水量の低減）など多方面に寄与することから、これまで同様、庁内各部署が横断的に連携していくことが重要です。

市民協働は、多くの市民が関心をもち参加しやすくなるための工夫や支援が求められます

- 各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されていますが、市民に広く認知・活用されているとまではいえません。本市の雨水浸透の取組やその効果について多くの市民に PR していくためにも、一般向けの分かりやすい解説の充実、イベントや講座等へ展開・活用など「知ってもらうこと」が重要と考えられます。
- 「小金井市環境市民会議（地下水測定部会）」による地下水位測定ですが、当初予定していた約 10 年間の活動期間が過ぎ、一定の区切りを迎えました。次のステップに向け、これまでの活動成果の共有を進めるなどし、市民の参加をさらに促し、地下水・湧水に対する関心を高める上で効果的な方策や連携体制を構築していくことが必要です。

水循環のスケールを意識し、流域自治体間の連携を進めていくことが重要です

- 地下水や河川水の移動は市域で閉じているものではないため、流域単位での水循環のスケールを意識し、上下流の近隣自治体における取組も不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じた流域間連携を引き続き進めていくことが重要です。

2）水収支の推計

地下水・湧水に関する現状の把握や評価を行うにあたり、水循環・水利用に関する統計データや実測データから、「市域に降った雨がどれくらい地下へ浸透するか」を明らかにするため、本市における水収支を推計しました（図- 15）。

推計結果から分かること

- 市域に降った雨の行先は、その約４割が不浸透面を介した河川や下水道への直接流出（記号：D）、約３割弱が地表面（自然被覆地）からの浸透（E）、約２割が雨水浸透施設からの浸透（C）、残りの約１割強が、大気中への蒸発散（B2）であると推計されました（図- 16）。推計対象期間において、本市に降る年間の雨量（約 1,300～2,100mm）のうち約４～5 割が、地表面（E）や雨水浸透施設（C）を介して地下水系へ涵養されていると考えられます。
- 涵養量が取水量を上回るため、地下水系からみた正味の水収支（I）としてはプラスとなっています。本市の地下水位は長期的にほぼ一定であることから、このプラス分は、下流域へ流れる地下水等に加わっていると解釈できます。すなわち、自然被覆地（樹林地、農地等）の保全や、雨水浸透ますの普及等をはじめとする、地下水及び湧水の保全に係る取組が、本市の雨水浸透能力を維持・向上させ、隣接自治体も含めた野川流域全体における水循環の健全化に貢献しているといえます。
- また、地下浸透量（E・C）の多寡は毎年の降雨量（B1）に依存しますが、自然被覆地の減少が今後も見込まれること、極端な集中豪雨に対する洪水対策の重要性が高まっている情勢を踏まえると、市街地における雨水浸透能力の維持・向上は今後とも重要課題であり、雨水浸透施設からの浸透（C）が果たす役割は大きいといえます（→後述コラム「水収支の試算から見えた雨水浸透施設の効果」参照）。

（参考）推計方法の概要

- 実際の水循環プロセスでは、地下水層における市域境界面や河川を通じた水の出入りがありますが、その推計が難しいため、地下水層内の市域境界面や河川を通じた水のやり取りは対象外としています。
- 蒸発散は主に自然被覆地や水域から生じますが、都市部では、降った雨が速やかに河川や下水道へ流れ込んでしまうことから、蒸発散量（B2）は土地利用を考慮しました。市域の７割程度※が降った雨が溜まりにくい土地利用であることから、その割合で蒸発散量を小さく見積りました。
- 蒸発散を除いた有効降雨量（B3）から、地下浸透分（雨水浸透施設：C、地表面：E）を除いた残りは、河川や下水管への流入量（D）としました。
- 下水量及びそれに含まれる汚水と雨水の割合（G 群）、受水量や揚水量（A 群）は、東京都の統計値や市内事業所から報告値を使用しました。
- 湧水の湧出量（H）は実測に基づく値であり、上記 A～G の計算とは直接連動していません。

※　道路と宅地で土地利用面積の８割を占めますが、宅地のうち自然被覆を除くと約７割と推計されます。

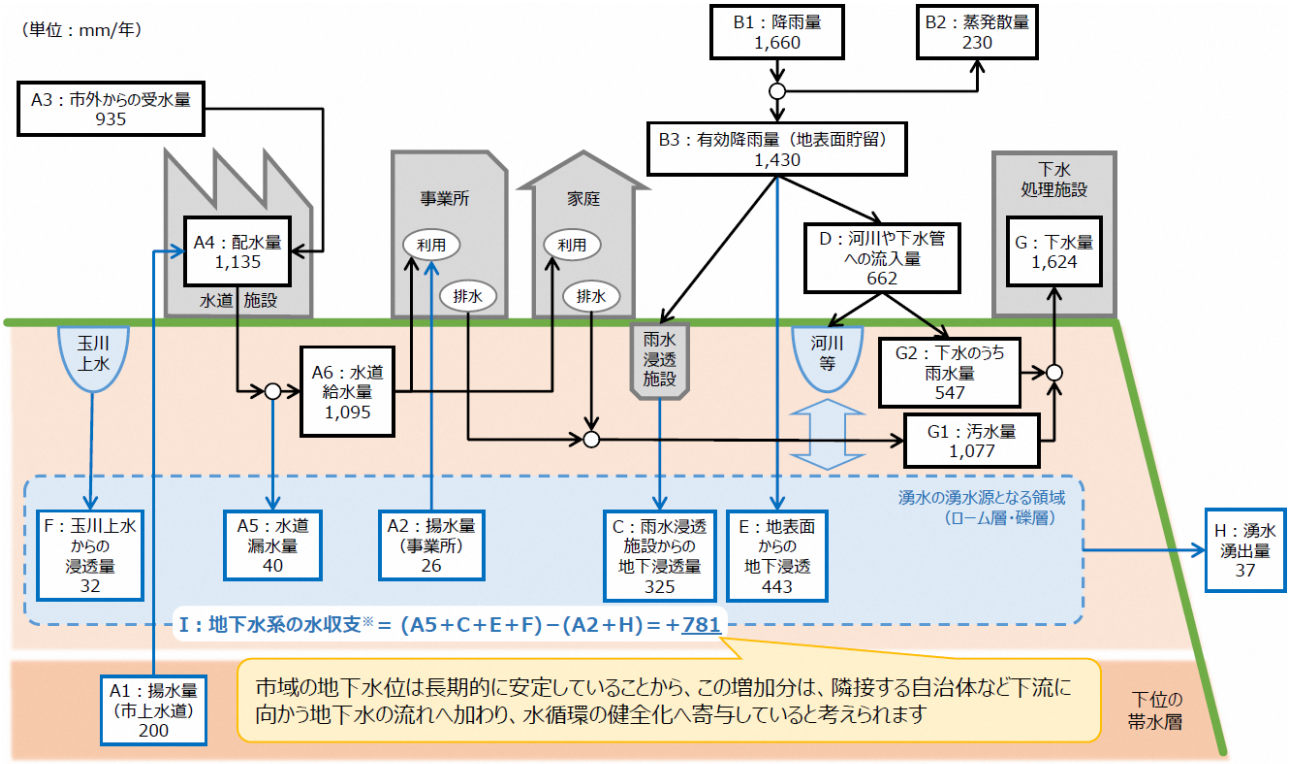

※ 地下水層における市域外との水移動、河川や不透水層との水移動は、推計対象外としています。
なお、地下水位が経年的に安定していることから、今回推計対象外とした要素を含めた、地下水系の水収支は釣り合っているものと推測されます。
※〈A1：揚水量（市上水道）〉は、汲み上げ位置が150m以深であり、今回推計対象とした「湧水の水源としての地下水系」には含まれないことと仮定しました。
※ 端数処理（四捨五入）の関係で、数値の合計が一致しないものがあります。

図- 15　本市の水収支の概念図

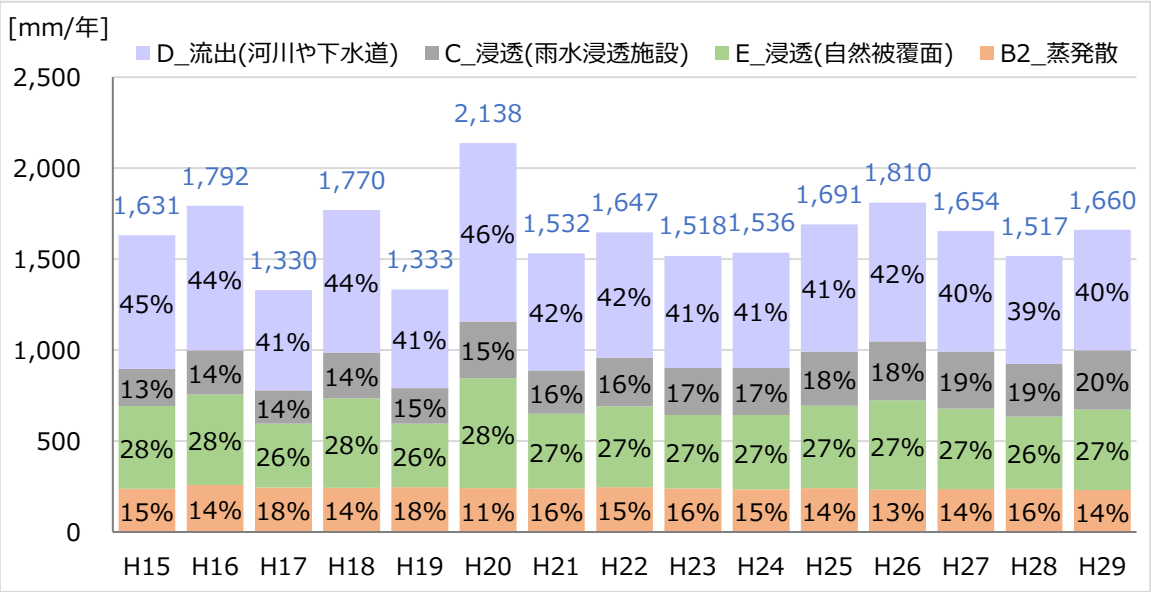

※ 端数処理（四捨五入）の関係で、数値の合計が一致しないものがあります。

図- 16　降った雨の行先（水収支推計結果からの整理）

コラム：水収支の試算から見えた雨水浸透施設の効果

◆自然被覆地における〈地表面からの浸透量：E〉や〈雨水浸透施設からの地下浸透量：C〉は、その年の〈降雨量：B〉に応じて変動しますが、降雨が雨水浸透施設を介して地下浸透する割合は、少しずつですが増加しています（上図）。また、〈雨水浸透施設からの地下浸透量：C〉のうち、最も大きい割合を占めるものは「雨水浸透ます」です。

◆樹林や農地などの減少が長期的に予想されるなか、市域の雨水浸透能力を補完・強化するものとして、雨水浸透ますをはじめとする雨水浸透・貯留施設の普及が重要といえます。

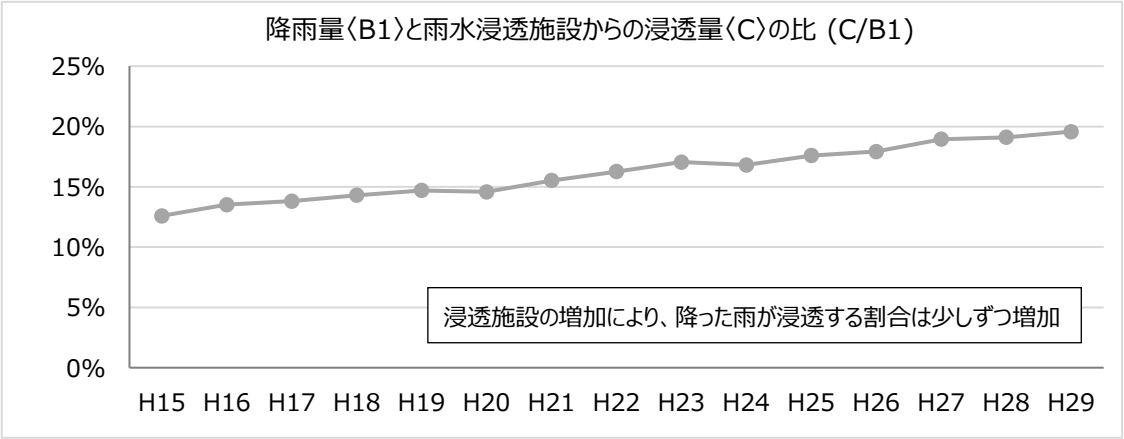

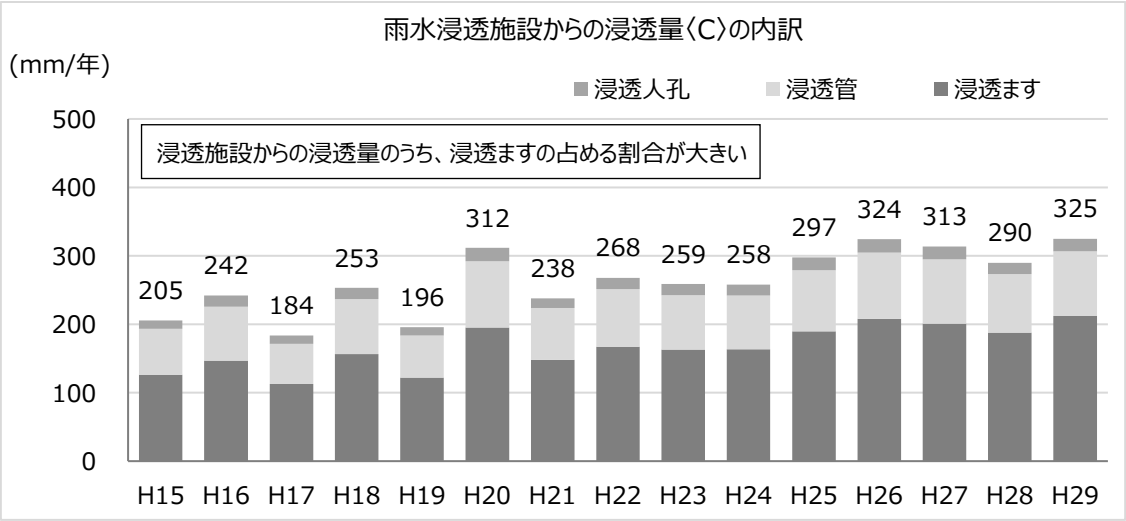

第４章　地下水及び湧水の保全・利用に係る取組

前章で整理したこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、本計画では、地下水及び湧水について**「知る・調べる」「守る・育てる」「上手に利用する」「伝える・広げる」**という 4 つの視点をもち、その保全・利用に係る各取組を進めます。

＜視　点＞	＜取　組＞
1 知る・調べる	1. 地下水・湧水等のモニタリング
	2. 水循環や水環境を知るための情報整理
2 守る・育てる	3. 住宅地等における雨水浸透の促進
	4. 地下水への影響の未然防止
	5. みどりの保全
	6. 湧水や河川の生態系の保全
3 上手に利用する	7. 水資源の有効利用
	8. 災害時における水資源の活用
4 伝える・広げる	9. 啓発イベントや広報活動の積極展開
	10. 多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進

視点 1…知る・調べる

取組 1：地下水・湧水等のモニタリング

- 市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水循環・水環境をトータルに把握していきます。各調査は、最新の計測技術を使って効率化するもの、市民の関心を高めるために参加型で実施するもの、特定の課題に着目して不定期に行うもの等、メリハリをつけながら継続性を担保していきます。
- 調査結果は、毎年の「環境報告書」で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、積極的に発信していきます。

写真- 5　湧水調査

視点 1…知る・調べる

取組２：水循環や水環境を知るための情報整理

●本計画で行った水収支の推計など、水循環・水環境に関する情報の整理・分析は極めて重要ですが、専門的な知識・能力、アイディア・探求心が必要な作業でもあり、行政のみでの実行は困難です。そのため、大学等の教育・研究機関、小金井市環境市民会議をはじめとする市民団体、民間企業（調査会社、コンサルタント等）、国・都・他自治体等との協力関係をつくりながら、水循環・水環境についての有用な知見の蓄積を進めます。

情報整理のために望まれる事項（例）	・蓄積したモニタリング結果を活用した長期的傾向や要因の分析、ポスター等での解説展示 ・水収支推計の更新、研究成果を踏まえた改良 ・各主体による調査成果の共有やフィードバック　…など

視点 2…守る・育てる

取組３：住宅地等における雨水浸透の促進

●崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水浸透を促進するため、新築や増改築において、雨水浸透ますをはじめとする雨水浸透施設の設置・普及を引き続き進めます。実施にあたり、排水設備指定工事店等との連携等による効果的周知や、設置助成を行います。また、設置後のメンテナンスの重要性についても周知啓発を進めていきます。

●道路・公共建築物・河川などの公共施設においても、必要に応じて都と連携しながら、雨水の地下浸透促進や貯留施設など、流域対策を進めていきます。

●雨水浸透対策は、地下水涵養という環境保全の観点だけでなく、河川の急激な流出や冠水の防止・軽減という防災の観点からも重要です。また、河川や下水道だけで治水対策を行うのはなくはなく、住宅地等の雨水浸透なども含めた、あらゆる関係者が連携し社会全体で進める「流域治水」へ転換していく大切さも近年指摘されています。これらの多面的な効果や重要性について、市民・事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

コラム：雨水浸透ますの能力低下とメンテナンス

◆雨水浸透施設は、屋根や地表面の土砂・埃などの濁りの粒子が雨水に混ざって流入し、目詰まりにより能力が徐々に低下します。住宅等の屋根に降った雨水を補足するタイプの雨水浸透ますは、道路に設置されるタイプと比べれば濁りの粒子が少なく目詰まりはしにくいですが、設置時＝100%とした時の終局的な能力残存率は70%程度※と言われています。

◆そのため所有者は、ます内部の定期的な点検や清掃（大きなゴミの除去）など、メンテナンスを続けていくことが大切です。

浸透ますの底部が土砂で覆われた状態※

※「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」（平成 22 年、国土交通省）より。

視点 2…守る・育てる

取組４：地下水への影響の未然防止

- 地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者に「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」を周知し、ボーリング調査など必要な調査を求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議※」による分析や審議を踏まえながら、影響の把握や対策のフィードバックを行います。

※ 地下水保全会議については「5 章　推進体制・進行管理」（114 ページ）を参照。

視点 2…守る・育てる

取組５：みどりの保全

- 市域面積の約 2 割を占める公園緑地や農地などの自然的な土地利用から構成される「みどり※」は、地下水の涵養（図- 17）や湧水の湧出において重要な役割を担っています。
- これらの「みどり」について、「小金井市みどりの基本計画」とも施策連携しながら、緑地保全地域（都指定）、環境保全緑地（市指定）等、法制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。
- 法制度による担保が難しい場合も、開発地における新たな「みどり」の積極的な創出、農地面積の減少を緩和するための利活用策なども同時に進めていきます。

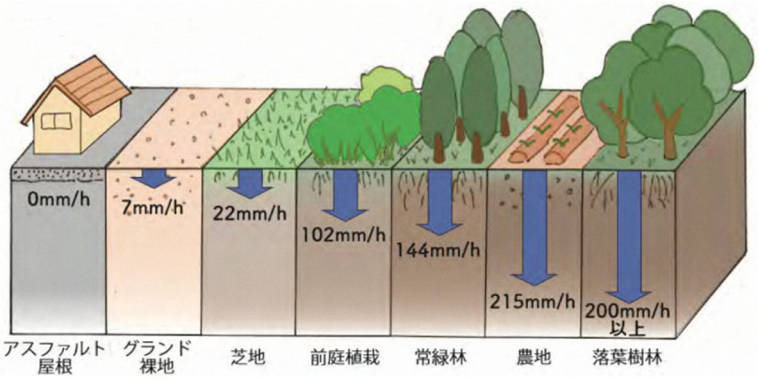

出典：島谷幸宏・飯田昌子ら「分散型水管理を通した、風かおり、緑かがやく、あまみず社会の構築」（多世代・多様な人々で創るサステイナブルな社会～自然・文化・こころを未来へつなぐ～シンポジウム発表資料）より。

図- 17　土地利用と浸透能の関係

※「小金井市みどりの基本計画」（令和 3 年 3 月）では、緑や水のことを「みどり」と称しており、本計画もこれに合わせています。

視点 2…守る・育てる

取組６：湧水や河川の生態系の保全

- はけの湧水やそれが注ぎ込む野川には、比較的きれいな水質を好むといわれる水生の生き物（カワモヅク等の藻類、ムナグロナガレトビケラ、サワガニなど）が生息しています。河川や湧水の調査や、市民協働による保全活動を通じて、これらの生き物が生息できる環境を引き続き保全していきます。
- 湧水やそこに生息する生き物について、地域全体で守り育てていく機運を高めるため、きっかけづくりとなるイベント等を市民団体や教育機関と連携して検討・実施します。

視点 3…上手に利用する

取組 7：水資源の有効利用

- 雨水を家庭等における分散型水資源として有効活用するとともに、大雨時の雨水流出抑制にも効果のある、雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進します。
- あわせて、雨水貯留・浸透に関する取組の普及等を進めている市民団体・事業者・関係団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルを発信します。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動の啓発により、節水行動を広めます。
- 雨水利用をテーマに活動する団体（→下コラム参照）や研究機関などと連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。

写真- 6　雨水タンクの例

コラム：雨水を利用するライフスタイル

◆雨水を活かす知恵は、古代インダス文明のドーラビーラ遺跡の貯水池など、5,000 年以上前に遡ることができるといわれています[1]。日本では、奈良時代に建立された東大寺の雨樋が、現存する最古の雨樋とされています。

◆いつもの生活の中でいざというときに備えるという視点が大切です。雨水活用の方法には、①貯めて資源、②かえして涵養、③雨の庭づくり[1]など、様々なものがあり、取組の支援を行う NPO もあります。

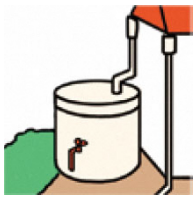

①貯めて資源

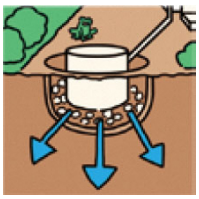

②かえして涵養

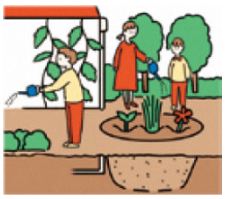

③雨の庭づくり

〈雨水利用に役立つ資料など〉

取組の参考にしてください！

1：「雨水活用のススメ～あなたのくらしに雨水を～」（平成 31 年 3 月）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000053.html

2：「雨水・再生水利用施設実態調査 事例集」（平成 27 年 2 月、国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000056.html

3：雨水ネットワーク　https://www.rain-net.jp/
→ 雨水活用や雨を主とした水循環系の健全化等に関わる市民・企業・行政・学会等が形成する「緩やかな情報のプラットフォーム」で、インターネットでの情報発信のほか、全国大会などを展開。

4：NPO 法人雨水市民の会　http://www.skywater.jp/
→ 雨に学び、感謝し、雨を活かすことが当たり前になる社会を目指し、雨活学習プログラム、雨の絵本ひろばの事業を展開している。雨水活用施設の視察や、出前事業

5：NPO 法人雨水まちづくりサポート　https://amemachi.org/
→ 日本建築学会の「雨水活用技術規準」作成に関わった専門家が主体となり設立された団体。「雨いえ」「雨にわ」「雨まち」づくりの技術的支援や、技術者の養成等を行っている。

視点 3…上手に利用する

取組 8：災害時における水資源の活用

- 「小金井市地域防災計画」とも施策連携しながら、震災や渇水時の水源としての震災対策用井戸※の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）等、非常時に備えた水資源の活用体制を整えます。

  ※　「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸です。

- 防災や環境イベント等において、環境と防災の両面からの効果を PR し、設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練等を行い、非常時に水資源を活用できる体制をつくります。

写真- 7　震災対策用井戸の例

※掲載許可は撮影時に口頭で許可頂いたが、印刷入稿前までに計画案の形で確認する

視点 4…伝える・広げる

取組 9：啓発イベントや広報活動の積極展開

- 実際に自然に触れ・学んでもらうことで、地下水や湧水の保全・利用に対する市民の関心を高めるため、地下水や湧水の測定を市民参加型で行うなど、体験型イベント等を検討・実施します。実施にあたり、大学等の教育・研究機関、小金井市環境市民会議をはじめとする市民団体、環境事業や CSR 活動を展開する民間企業等との連携を強め、連携のネットワークを広げることで、イベントの量・質面での充実を図ります。
- また、活動の広報や周知においては、市がもつ広報媒体（広報、ホームページ、SNS 他）だけではなく、連携のネットワークを通じて広めることも含めて、効果的な周知を図ります。

視点 4…伝える・広げる

取組 10：多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進

- 地下水及び湧水の保全・利用の取組は、行政（市）のみの力で実現されるものではないことから、あらゆる取組について、市民・市民団体・事業者・教育機関等、多様な主体との協働の可能性を追求し、取組を実施します。
- また、地下水や河川水の移動は市域で閉じているものではなく、流域単位で取組を進めることが重要であるため、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査等の広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

第５章　推進体制及び進行管理

1）推進体制

本計画に記載する各取組を進めるうえでは、市（行政）・市民・市民団体・事業者・教育機関等の各主体が連携・協働することが不可欠です。各主体は、本計画の４つの視点「知る・調べる」、「守る・育てる」、「上手に利用する」、「伝える・広げる」を共有し、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」で示される責務や連携の考え方（下表）を踏まえ、お互いの強みを活かして積極的に連携・協働しながら進めるものとします。

表- 3　「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」で示される各主体の責務等

市 の責務	第３条　市は、次に掲げるところにより、貴重な飲料水源及び自然環境資源である地下水及び湧水の保全に係る必要な措置を講じなければならない。 （1）地下水及び湧水を将来にわたって保全するために、総合的かつ計画的な施策を実施すること。 （2）市民及び事業者に地下水及び湧水の保全に関する情報を適切に提供し、意識の啓発を図るとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力を求めること。 第７条　市長は、地下水の水位、水質、流れ及び湧水の現況把握に努めるとともに、地下水影響工事に対する措置等について情報収集に努めるものとする。
市民 の責務	第６条　市民は、節水、緑地の保全等により自ら地下水及び湧水の保全に努めるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力するものとする。
事業者 の責務	第４条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地下水及び湧水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力し、第 21 条に基づく指導※に従う責務を有する。 ※ 地下水影響工事に係る書類の提出、適正管理化学物質の使用実績の報告に応じない場合等における指導 第５条　大口地下水利用者は、雨水の利用、地下水の涵養及び節水に必要な措置を講ずる責務を有する。
連携 の考え方	（市民団体等との連携） 第 18 条　市、市民団体、公共的団体及び事業者は、地下水及び湧水の保全並びに現況把握、情報の収集等について連携し、相互に協力するものとする。 （東京都及び関係地方公共団体との広域連携） 第 19 条　市は、地下水の広域性、流動性等の自然要因にかんがみ、東京都及び関係地方公共団体との広域連携を緊密にするとともに、地下水涵養のために相互に働きかけるよう努めなければならない。

2）進行管理

ア）進行管理の手法

本計画の全ての取組は「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の規定（第 17 条）に基づき「第 3 次小金井市環境基本計画」の中に定められることから、庁内での効率的な進行管理の視点も考慮し、環境基本計画の進行管理のしくみを一部活用しながら、進行管理を行います（図- 18）。

具体的には、「環境基本計画推進本部」（事務局：環境政策課）による「小金井市環境保全実施計画」に基づく庁内施策の進捗状況の把握、「小金井市環境審議会」における地下水及び湧水の保全・利用に係る施策に対する外部評価などが該当します。

また、本計画独自に適用されるしくみとして、有識者等から構成される「小金井市地下水保全会議」による情報分析やアドバイス等を行います。

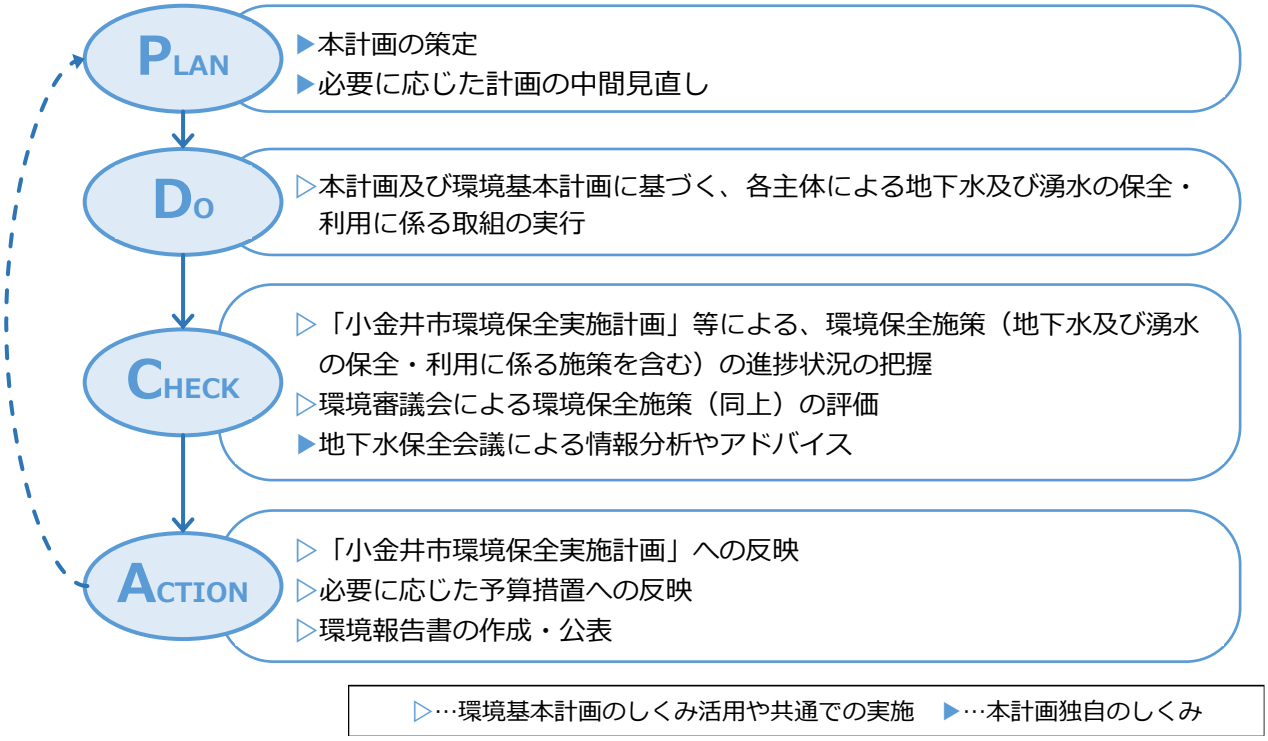

図- 18　本計画の進行管理

○環境基本計画推進本部

小金井市環境基本条例（第 24 条）に基づき設置される、庁内各部署を横断的につなぐ組織です。環境保全に関する施策※を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

※　「環境保全に関する施策」は、本計画対象である地下水及び湧水の保全・利用に係るものも含みます。

○小金井市環境審議会

小金井市環境基本条例（第 26 条）に基づき、環境保全に関する重要な事項等を調査・審議する機関です。環境保全に関する施策※の点検評価に関しては、環境基本計画推進本部が実施した庁内の点検評価の報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

※　「環境保全に関する施策」は、本計画対象である地下水及び湧水の保全・利用に係るものも含みます。

○地下水保全会議

「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」（第８条）に基づき設置される、有識者等から構成される機関です。地下水・湧水・水循環に関する専門的見地から、地下水等に関する情報分析や、地下水への影響が懸念される個別事業の審議、本計画の各取組に対するアドバイス等を行います。

イ）進行管理の指標

計画に記載される各取組が着実に進んでいるかどうかを把握する指標として、進行管理の指標を設定します。各取組の実績などに関するデータであり、継続的に取得が可能であるものを中心に設定しました。

本計画は、環境基本計画の進行管理のしくみを活用することから、進行管理の指標も環境基本計画と共通のものを設定しています。

進行管理の指標（取組１：地下水・湧水等のモニタリング）

指標名	現状	目標	把握頻度
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定	現状から低下しない※1	毎年１回
湧水の水量	全地点（5 地点）の合計 ：960 L/分（令和元年度）	現状から減少しない※1	毎年１回※2
湧水の水質	①硝酸性窒素 ：5.27～7.72mg/L※3 ②トリクロロエチレン ：定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン ：定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン ：定量下限値未満	左記項目につき全ての地点・回で地下水環境基準※4を達成 ①10mg/L 以下 ②0.01mg/L 以下 ③0.01mg/L 以下 ④1mg/L 以下	毎年１回※5
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L（令和元年度）※3 ②BOD：0.5mg/L（令和元年度）※3	左記項目につき全ての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）を達成※6 ①7.5mg/L 以上、 ②2mg/L 以下	毎年１回※5

※1　地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定。
※2　湧水の水量は、年２回（６月・12 月）の平均値で算出。
※3　現況値は、当該年度の全ての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅である。
※4　湧水に対する環境基準はないため地下水環境基準を適用する。基準値は次のとおり＜硝酸性窒素…10mg/L、トリクロロエチレン…0.01mg/L 以下、テトラクロロエチレン…0.01mg/L 以下、1-1-1-トリクロロエタン…1 mg/L 以下＞
※5　評価は年１回だが調査結果は適宜報告を予定。
※6　野川の水質調査項目は、①②以外も実施しているが、有機汚濁に着目して指標選定。また、本地点に適用される水質環境基準はＤ類型であるが、現状値は、Ｄ類型基準値よりも良好であるＡ類型相当であることから、Ａ類型相当を目標に設定。その基準値は次のとおり＜DO…7.5mg/L 以上、BOD…2mg/L 以下＞

進行管理の指標（取組 2：水循環や水環境を知るための情報整理）

※本取組については指標の設定はないが、地下水・湧水等の調査結果や、教育・研究機関、市民・市民団体・事業者などがもつ情報を共有・整理し知見の集積を進めることとする。

※なお、第 3 章で示した市域の水収支は、毎年の降雨量に大きく影響されることから、数年間の傾向を見る必要があります。そのため、毎年の進捗管理指標とはせず、計画の見直し時、水循環の現状に変化が生じた時など、必要なタイミングで推計することとする。

進行管理の指標（取組 3：住宅地等における雨水浸透の促進）

指標名	現状	目標	把握頻度
雨水浸透ますの設置数	80,583 基（累計値） 2,044 基（単年度値） （いずれも令和元年度）	毎年 2,000 基以上※1	年 1 回
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト 31m^2 透水性インターロッキングブロック 1,884m^2 （いずれも令和元年度）	（設定しない※2）	年 1 回

※1　過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の実績（2,014～2,560 基）を踏まえ設定。
※2　単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

進行管理の考え方（取組 4：地下水への影響の未然防止）

※本取組については指標の設定はないが、地下水保全会議等の検討・審議を通じて、地下水及び湧水についての影響の未然防止の取組進捗を把握していく。

進行管理の指標（取組 5：みどりの保全）

指標名	現状	目標	把握頻度
緑被率※1	30.2%（令和元年度）	28%	次期みどりの基本計画策定時
公園・緑地面積※2	85.7ha（平成 30 年度）	現状維持	年 1 回
畑・田・山林面積	71.6ha（令和元年度）	（設定しない※3）	年 1 回

※1　「緑被率」の定義は「小金井市みどりの基本計画」によるもので、樹木・樹林地、草地、農地の割合である。
※2　「公園・緑地」の定義は「小金井市みどりの基本計画」によるもので、都市公園、特別緑地保全地区、公共緑地などが含まれ、緑被面積の約 25%を占める。
※3　単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

進行管理の指標（取組６：湧水や河川の生態系の保全）

※本取組については指標の設定はないが、取組９「啓発イベントや広報活動の積極展開」で指標としている「河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座」等の展開を通じて、市民の湧水や河川への関心増加や行動を促していく。

進行管理の指標（取組７：水資源の有効利用）

指標名	現状	目標	把握頻度
市民１人あたり配水量	285 L/(人・日) （平成 30 年度）	現状より増えない	年１回

進行管理の指標（取組８：災害時における水資源の活用）

指標名	現状	目標	把握頻度
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	２件（令和元年度）	年間 10 件以上※	年１回
震災対策用井戸数	38 か所（令和元年度）	現状維持もしくは増加	年１回

※　過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（5～23 件）を踏まえ設定。

進行管理指標（取組９：啓発イベントや広報活動の積極展開）

指標名	現状	目標	把握頻度
河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント：１回 公民館講座：１回 （いずれも令和元年度）	現状維持以上	年１回

進行管理の指標（取組 10：多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進）

※本取組については指標の設定はないが、市民、市民団体、事業者、教育機関、行政（周辺自治体・東京都・国など）の連携を進めていく。

資　料　編

1．小金井市環境基本条例

平成 15 年 3 月 25 日条例第４号

目　次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　基本的な取組（第８条）
第３章　環境基本計画等（第９条―第 12 条）
第４章　施策の推進（第 13 条―第 24 条）
第５章　環境学習（第 25 条）
第６章　環境審議会（第 26 条）
第７章　環境市民会議（第 27 条）
第８章　雑則（第 28 条・第 29 条）
付則

前　文

私たちのまち小金井市は、武蔵野台地の南西部に位置し、古多摩川が形成した高低二つの段丘に広がっている。これらの段丘を分ける国分寺崖線（はけ）の緑や湧水、野川の水辺空間、先人が築いてきた玉川上水や屋敷林、広大な小金井公園などの恵まれた自然環境の中で、文教住宅都市として発展を続けてきた。

しかし、今日の豊かな生活とそれを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、身近な自然の減少や都市・生活型公害など、様々な環境問題を発生させ、さらには人と生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、このような事態を招いた社会経済システムを今こそ見直し、自然と共生する循環社会を早急に築いていく必要がある。そのためには、環境問題を自らの問題としてとらえ、日常生活や事業活動においても率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

もとより私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を確保し、次の世代に継承していく責務を有している。

小金井市では、すべての市民が環境について積極的に学習し、人と人とのつながりを深め、人と生物と地球に等しく価値を認める環境倫理を共有しながら、持続可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民、事業者及び教育機関の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を協働して総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　循環社会　有限な地球の中で行う人間のあらゆる活動に伴い消費する物やエネルギーに係る資源を繰り返し、又は様々な形で利用するとともに、廃棄するものを最小限とする意思及び能力を有する社会をいう。

（２）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（３）　生物多様性の保全　様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

（４）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命もしくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（５）　内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質をいう。

（６）　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

２　環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。

３　環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。

２　市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

３　市は、環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2　市民は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2　事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。

4　事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

（教育機関の責務）

第７条　教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。

2　大学は、環境の保全等に関する科学知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

第２章　基本的な取組

（基本的な取組）

第８条　市、市民及び事業者は、基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる取組を協働して推進するものとする。

（１）　緑

ア　樹林その他の緑の保全、回復及び創造に関すること。

イ　農地の保全及び食糧生産に関すること。

（２）　水

ア　河川、湧水及び地下水の保全、水循環の回復並びに雨水利用に関すること。

イ　水質の保全に関すること。

（３）　自然環境

ア　大気、水、土壌、生物等からなる自然環境の保全に関すること。

イ　生物多様性の保全に関すること。

ウ　人と自然との触れ合いの確保に関すること。

（４）　公害の防止

ア　公害の防止に関すること。

イ　ダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の有害化学物質による影響の防止に関すること。

（５）　景観・歴史的文化的遺産

ア　良好な景観の確保に関すること。

イ　歴史的文化的遺産の保全に関すること。

（６）　資源・エネルギー

ア　資源の循環的な利用に関すること。

イ　廃棄物の発生の抑制に関すること。

ウ　エネルギーの使用総量の削減、有効利用及び創出に関すること。

（７）　地球環境

地球温暖化の防止及びオゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。

（８）　前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

第３章　環境基本計画等

（環境基本計画）

第９条　市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　目標

（２）　施策の方向

（３）　環境基本計画の推進に必要な事項

（４）　前３号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3　市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（環境基本計画との整合）

第 10 条　市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境保全実施計画）

第 11 条　市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

（環境行動指針）

第 12 条　市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

第４章　施策の推進

（環境影響評価）

第 13 条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事業者において事前に評価し環境保全の対策をとるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（規制的措置）

第 14 条　市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制的措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第 15 条　市は、市民及び事業者が率先して環境への負荷の低減その他の環境の保全等に資する活動を促進するよう優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2　市は、事前に十分な調査や研究を行った上で、市民及び事業者が自らの活動や事業による環境への負荷を低減させるよう経済的負担を課すなどの誘導的措置を講ずることができる。

（公害に係る紛争の処理等）

第 16 条　市は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害の原因と

なる行為に関し必要な措置を講ずるものとする。

（環境に配慮した物品等の購入の推進）

第 17 条　市、市民及び事業者は、物品又は役務を調達する際は、環境に配慮した物品等の購入に努めなければならない。

（情報の収集及び提供）

第 18 条　市は、環境に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

（活動等の支援）

第 19 条　市は、市民及び事業者による環境の保全等に資する活動及び事業を支援するとともに、連携して積極的に推進するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 20 条　市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体に積極的に提言するとともに、協力して推進するものとする。

（点検評価の実施）

第 21 条　市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2　事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

（環境報告書）

第 22 条　市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

（財政措置）

第 23 条　市長は、環境の保全等の施策を実現するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制）

第 24 条　市長は、環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制を庁内に整備するものとする。

第５章　環境学習

（環境学習）

第 25 条　市、市民及び事業者は、環境の保全等について理解を深め、環境の保全等に資する活動を推進するため、自ら環境学習に努めるものとする。

2　市及び教育機関は、環境学習の機会の提供及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全等に率先して取り組む人材の育成に努めるものとする。

第６章　環境審議会

（環境審議会）

第 26 条　市の環境の保全等に関する重要な事項を調査審議するため、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（１）　環境基本計画に関すること。

（２）　環境の保全等の施策に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要な事項

3　審議会は、環境の保全等に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4　審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

（１）　公募による市民　４人以内

（２）　事業者　２人以内

（３）　学識経験者　３人以内

（４）　関係行政機関の職員　１人以内

5　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6　審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第７章　環境市民会議

（環境市民会議）

第 27 条　市民、事業者等は、積極的に環境の保全等の活動をするための組織として、小金井市環境市民会議（以下「環境市民会議」という。）を置くことができる。

2　環境市民会議は、環境の保全等に関する施策等について、市長に意見を述べることができる。

3　環境市民会議は、市民、事業者、教育機関に属する者、市職員等で構成する。

4　市は、環境市民会議の活動を支援するものとする。

第８章　雑則

（指導、勧告等）

第 28 条　市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、関係者に対し説明もしくは報告を求め、又は必要な指導もしくは勧告を行うことができる。

（委任）

第 29 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

2　特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第３中

「

市民健康づくり審議会	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円

」

を

「

市民健康づくり審議会	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円
環境審議会	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円

」

に改める。

2．検討体制

（1）第３次環境基本計画

①小金井市環境審議会

＜令和元年度＞【第８期：～令和２年３月３１日】

区　分	氏　名	所属など
学識経験者	◎福士　正博	東京経済大学　教授
学識経験者	○池上　貴志	東京農工大学大学院　准教授
学識経験者	小柳　知代	東京学芸大学　准教授
公募による市民	羽田野　勉	
公募による市民	原田　隆司	
公募による市民	石田　潤	
公募による市民	小野　郁夫	
市内事業者	鈴木　由美子	東京むさし農業協同組合 小金井地区支部員
市内事業者	鴨下　敏明	小金井市商工会　理事
関係行政機関の職員	宗野　喜志	東京都多摩環境事務所　所長

（順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長）

＜令和２年度＞【第９期：令和２年４月１日～】

区　分	氏　名	所属など
学識経験者	◎池上　貴志	東京農工大学大学院　准教授
学識経験者	○小柳　知代	東京学芸大学　准教授
学識経験者	高橋　賢一	法政大学　名誉教授
公募による市民	羽田野　勉	
公募による市民	中里　成子	
公募による市民	石田　潤	
公募による市民	長森　眞	
市内事業者	鈴木　由美子	東京むさし農業協同組合 小金井地区支部員
市内事業者	高木　聡	小金井市商工会　理事
関係行政機関の職員	木村　真弘	東京都多摩環境事務所　所長

（順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長）

②小金井市環境基本計画推進本部

部・局	職　名	部・局	職　名
環境部	◎環境部長	都市整備部	都市計画課長
	○環境政策課長		まちづくり推進課長
企画財政部	企画政策課長		道路管理課長
	財政課長		建築営繕課長
	広報秘書課長		交通対策課長
総務部	地域安全課長		区画整理課長
	管財課長	学校教育部	庶務課長
市民部	コミュニティ文化課長		学務課長
	経済課長		指導室長
環境部	ごみ対策課長	生涯学習部	生涯学習課長
	中間処理場課長		図書館長
	下水道課長		公民館長
福祉保健部	地域福祉課長		
	健康課長		
子ども家庭部	子育て支援課長		
	保育課長		
	児童青少年課長		

（◎：本部長、○：副本部長）

（２）第３次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

①小金井市地下水保全会議

＜令和元年度＞

区　分	氏　名	所属など
学識経験者	◎楊　宗興	東京農工大学大学院　教授
学識経験者	○徳永　朋祥	東京大学大学院　教授
学識経験者	石原　成幸	東京都立大学　客員教授
学識経験者	山中　勝	日本大学　教授
関係行政機関の職員	名取　雄太	東京都多摩環境事務所 環境改善課長

（順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長）

＜令和２年度＞

区　分	氏　名	所属など
学識経験者	◎楊　宗興	東京農工大学大学院　教授
学識経験者	○山中　勝	日本大学　教授
学識経験者	徳永　朋祥	東京大学大学院　教授
学識経験者	石原　成幸	東京都立大学　客員教授
関係行政機関の職員	名取　雄太	東京都多摩環境事務所 環境改善課長

（順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長）

3．計画策定の経過

（1）第３次環境基本計画

年月日			会議など	主な検討内容
令和元年	令和元年度	8月1日	令和元年度第１回 環境基本計画推進本部	・第３次小金井市環境基本計画の策定について（策定体制、検討の進め方等の確認） ・市民アンケート調査の実施概要の確認
		8月8日	令和元年度第２回 環境審議会	・第３次小金井市環境基本計画の策定について（策定体制、検討の進め方等の確認） ・市民アンケート調査の実施概要の確認
		9月18日 ～11月6日	市民アンケート調査	※実施概要は資料５（１）参照
		11月23日	第１回市民ワークショップ	※開催概要は資料５（３）①参照
		12月11日	令和元年度第２回 環境基本計画推進本部	・市民アンケート調査結果の確認 ・第２次計画の点検・評価の確認 ・第１回市民ワークショップ実施結果の確認
		10月21日 （～令和２年３月）	関係団体等ヒアリング	※実施概要は資料５（２）参照
		12月17日	令和元年度第３回 環境審議会	・市民アンケート調査結果の確認 ・第２次計画の点検・評価の確認 ・第１回市民ワークショップ実施結果の確認
令和2年		3月27日	令和元年度第３回 環境基本計画推進本部	・関係団体ヒアリング結果の確認 ・第３次小金井市環境基本計画素案（骨子案）について
		3月30日	環境審議会 （書面による意見聴取等）	・関係団体ヒアリング結果の確認 ・第３次小金井市環境基本計画素案（骨子案）について
	令和2年度	7月7日	令和２年度第１回 環境審議会	・具体的施策の検討
		8月31日	令和２年度第２回 環境審議会	・具体的施策の検討
		9月27日	小学生ワークショップ	※開催概要は資料５（４）参照
		10月12日	令和２年度第３回 環境審議会	・計画推進に係る基盤づくりについて ・指標・目標について
		10月24日	第２回市民ワークショップ	※開催概要は資料５（３）②参照
		11月11日	令和２年度第４回 環境審議会	・市民ワークショップの開催結果の確認 ・計画の推進体制・進行管理について ・計画原案について
		11月27日	令和２年度第２回 環境基本計画推進本部	・計画原案について （パブリックコメントの実施等について）
		12月4日 ～1月4日	パブリックコメント	※開催概要は資料７参照
令和3年		1月29日	令和２年度第３回 環境基本計画推進本部	・計画最終案、概要版（案）の確認 ・パブリックコメント意見対応案の確認
		2月8日	令和２年度第５回 環境審議会	・計画最終案、概要版（案）の確認 ・パブリックコメント意見対応案の確認
		2月26日	第３次環境基本計画（案）に対する諮問	
		3月9日	令和２年度第６回 環境審議会	・第３次環境基本計画（案）に関する答申 ・環境行動指針案の確認 ・環境保全実施計画案について
		3月●日	令和２年度第４回 環境基本計画推進本部	・環境行動指針案の確認 ・環境保全実施計画について
		3月	第３次小金井市環境基本計画　策定	

（２）第３次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

年月日			会議など	主な検討内容
令和元年	令和元年度	10 月 18 日	令和元年度第１回 地下水保全会議	・地下水及び湧水の保全・利用に係る計画改訂に係る水収支推計見直し結果について ・水収支推計結果の活用等について
		12 月 24 日	令和元年度第２回 地下水保全会議	・水収支推計の改善に向けた検討状況 ・地下水及び湧水の保全・利用に係る施策の点検評価の確認
令和２年		２月 14 日	令和元年度第３回 地下水保全会議	・次期計画における施策体系について ・次期計画の目次構成について
	令和２年度	7 月 31 日	令和２年度第１回 地下水保全会議	・具体的取組の検討
		11 月 17 日	令和２年度第２回 地下水保全会議	・計画原案について
		11 月 27 日	令和２年度第２回 環境基本計画推進本部	・計画原案について （パブリックコメントの実施等について）
		12 月４日 ～1 月４日	パブリックコメント	※開催概要は資料７参照
令和３年		1 月 29 日	令和２年度第３回 環境基本計画推進本部	・計画最終案の確認
		３月８日	令和２年度第３回 地下水保全会議	・計画最終案の確認
		３月	第３次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画　策定	

４．小金井市環境審議会　答申

5．計画策定に係る諸調査の概要

（1）市民アンケート調査

①調査の概要

＜調査の目的＞

小金井市環境基本計画の改定に向けて、市民が感じていることを広く把握する。

＜調査の方法＞

対　　象：18 歳以上の市民 3,000 人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
上記のうち、外国人 80 名には英語、中国語、韓国語の調査票を送付
調査期間：令和元年 9 月 18 日～11 月 6 日
配布方法：郵送による配布・回収（送付封筒に QR コードを印刷し、ウェブによる回答にも対応）

＜回収数・回収率＞

調査票郵送数：3,000 件
調査票回収数：944 件（郵送：891 件、ウェブ 53 件）
上記のうち、外国人の回答数は 12 件（内訳　英：3 件、中：9 件、韓：0 件）
回収率：31.5%

②調査項目（設問内容）

Ⅰ　身近な環境の満足度について　※結果は本編 P15 で紹介
・身近な環境の指標の満足度（「いま現在」及び「5～6 年前と比べて」）

Ⅱ　日常生活における環境に関する取組状況　※結果は本編 P10 で紹介
・家庭で日頃行っている環境に関する取組の実施状況
・環境配慮型の機器の利用・導入状況

Ⅲ　環境関連活動への参加状況及び小金井市の取組の認知度について　※結果は本編 P11 で紹介
・環境関連活動への参加状況及び今後の参加意向
・市が実施している環境に関する取組への認知及び参加状況
・上記について参加したことはないと回答した理由

Ⅳ　環境に関する情報提供について　※結果は本編 P30 で紹介
・環境に関する情報を市から発信する場合に、利用しやすい（情報を得やすい）情報媒体

Ⅴ　今後、重視すべき取組について　※結果は本編 P16 で紹介
・本市の環境に関する取組を進めていく上で、今後、特に重要だと思う取組

Ⅵ　小金井市の「みらい」の環境について　※結果は本編 P16 で紹介
・居住地域やその近くで、将来の小金井市に残したい環境や大切にしていきたい環境
・「小金井市のあるべき姿」や「こんなまちにしてほしい」といった考え

（２）関係団体ヒアリング

①調査の概要

＜調査の目的＞

・「第３次小金井市環境基本計画」の策定に向けて、関係団体等のこれまでの活動状況や今後の取組予定などを把握し、現行計画の点検評価及び第３次計画の方向性の検討に活用する。

＜調査期間＞

令和元年 10 月 21 日～令和２年３月

＜調査の方法＞

・調査は対面によるヒアリング調査（以下、「対面調査」という）を基本とし、電話でアポイントを取った上で、事前に調査依頼文及び調査票を送付して実施した。
・調査対象者の意向により、対面調査が難しい場合は、郵送又は電子メールにて、個別に調査票を送付し、書面調査への協力を依頼した。

＜調査対象＞

・各産業の業界団体、市内事業者及び市民活動団体等を対象に実施した。
・小金井市環境市民会議については、別途各部会へのヒアリングを実施するため、本調査の対象外とした。

対象	対象者数	回答者数
業界団体等 （商業、工業、農業、観光）	５者	２者
事業者* （不動産、小売業、製造業、建設業、運輸業、通信業、エネルギー、造園業、サービス業）	19 者	５者
市民活動団体** （環境全般、水環境、みどり、環境教育、ごみ、その他）	15 者	10 者
計	39 者	17 者

* 事業者：第２次計画策定後、市内の主要事業者に大きな変化はないため、前回調査対象を基本として選定し、加えて大規模開発事業者を追加。

**市民活動団体：前回調査対象の団体に加え、こがねい市民活動団体リスト掲載団体（2019 年４月１日時点）において、活動分野が「環境」の団体から選定。

②調査項目（設問内容）　※結果は本編 P13 で紹介

・小金井市環境基本計画やその取組内容に関する認知度
・第２次小金井市環境基本計画策定時（平成 27 年度）以降の取組
・おおむね数年～10 年後までに検討している環境保全の取組
・環境保全の取組を実践していく上で、現在、不足していると感じていること
・市の環境行政に対する意見・要望など

（３）市民ワークショップ

①第１回「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」（令和元年度開催）

＜目的＞

・第３次環境基本計画の将来像にできる限り市民の「思い」や「願い」を反映させるため、市民自身による環境像の検討の場を設定した。

・市民同士の対話を通じて、小金井市の環境の良いところ・悪いところ、過去からの変化などから、将来、小金井市がどのような環境を実現していたいか、また、どのような環境で暮らしていたいかなど、「目指すべき環境像」を明らかにすることを目的とした。

＜開催概要＞

日　時：令和元年 11 月 23 日（土）13：30～16：00
場　所：小金井市役所第二庁舎 8 階 801 会議室
参加者：公募による市民 15 名（男性 10 名、女性 5 名）

＜当日のタイムスケジュール＞

○開会・挨拶（5 分）
①話題提供、進め方の説明（10 分）
②グループ討議①「小金井市の環境の良いところ・悪いところ」（65 分）
○休憩（15 分）　グループ討議①の結果を掲示、休憩中に閲覧・共有
④グループ討議②「将来に引き継いでいきたい小金井市の環境」（40 分）
⑤討議結果発表、共有（15 分）
○閉会（5 分）

当日の様子

＜グループ討議の進め方～ワールドカフェ方式を採用～＞

・アニータ・ブラウン氏らによって 1995 年に開発・提唱された対話手法。カフェのようなリラックスした空間こそ、本音を出し、アイディアを産み、関係性を築くことにつながるという考え方をもとに、少人数でリラックスした空間での話し合いを複数回繰り返していく手法。

・今回の市民ワークショップでは、話し合いを通じて「目指すべき環境像」の結論を得るのではなく、これに盛り込むべきイメージや要素を広く市民から拾い上げることを目的とした。そのため、自由な雰囲気で広い意見、新たなアイディアなどが出やすいワールドカフェ方式を採用した。

※ご意見の概要は、本編 P16、17 に掲載しました。

②第２回「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」（令和２年度開催）

＜目的＞

・市民目線で「これなら行動できる」と思えるような行動を検討してもらうとともに、参加者にやってみよう、広めてみよう、という今後の行動・活動への意欲を高めてもらう。

・ワークショップで得られた結果は、環境行動指針及び環境基本計画の「市民の行動」「事業者の行動」に反映する。なお、得られた結果は、環境基本計画の中に「市民ができる取組アイディア～市民ワークショップ結果より」というミニコラムを掲載して紹介した。

＜開催概要＞

日　時：令和２年 10 月 24 日（土）10：00～12：00
場　所：萌え木ホール
参加者：公募による市民６名（男性２名、女性４名）

＜当日のタイムスケジュール＞

○開会・挨拶（2 分）
①話題提供、ルール説明（13 分）
②グループ討議①「小金井市の未来の環境のためにできること」（30 分）
③全体発表　（10 分）
○休憩（5 分）
④グループ討議②（20 分）
⑤全体発表（5 分）
○閉会（5 分）

＜グループ意見交換～全体発表の進め方＞

・３名ずつ２班に分かれて着席し、グループで討議を行った。

・グループ討議の後には全体発表の時間を設け、各班でどのような意見があったのかを共有した。

・グループ討議①では、話題提供で紹介した小金井市の環境を表す７つ分野（みどり、地下水・湧水・河川、生物多様性、生活環境、景観、循環型社会、低炭素・気候変動・適応）について、個人及び家族などの身近な人と既に実行していること、これからやってみたいことを考えて付箋に記入してもらい、発表した。

・グループ討議②では、グループ討議①でリストアップされた行動について、「学生・若者」「子育て世代・働く世代」「シニア」「全世代」に分類してもらい、書き出した行動が全世代で実行できるか確認してもらった。次に、行動の付箋が少ない世代について、どのような活動・取組であれば参加してくれるのか、どのような行動であれば全世代に実行してもらえるのか、PR 方法は何か、について班内で意見交換を行い、発表した。

グループ討議の様子（A 班）

グループ討議の様子（B 班）

＜結果概要（主な意見）＞

・主な意見を抜粋して紹介する。

グループ討議①

・両班とも「みどり」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」の分野の意見が多くあげられ、「みどり」では各家庭における緑化活動、「循環型社会」ではマイバックの持参や分別、「低炭素・気候変動・適応」では節電の実行や太陽光発電の利用、といった取組が見られた。

既に実行している取組

「みどり」：農園ボランティア、庭木の植栽、農地を活用したイベント、ベランダ菜園等

「循環型社会」：食器リサイクル、生ごみのコンポスト、容器を減らすために自宅で料理する、買いだめをしない等

「低炭素・気候変動・適応」：エアコンの利用抑制、太陽光発電の利用、LED の使用、移動は徒歩で車はハイブリッドを使用等

これから実行したい取組

「みどり」：屋敷林を活用した取組に参加したい、未活用の農地や公園内で市民農園をやる等

「生物多様性」：子ども（小学生 WS で認定した環境リーダー）が企画したイベントの実施、多世代を通した教育イベントの実施等

「循環型社会」：ごみ拾いのイベントをゲーム化し、楽しんで参加できるようする等

（その他）：焚火のイベントを通した、近隣のコミュニケーションを円滑にする取組等

グループ討議②

全世代に行動してもらうための取組アイディア

・市民になじみのある野川や玉川上水をもっと知る取組

・公園を自分の庭のように感じてみどりで遊べる空間にする

・誰もが一度は行く新庁舎に屋上緑化や農園、農園カフェができないか…等

興味の薄い学生・若者や時間のない働く世代を巻き込むためのアイディア

・学生には子ども向けイベントでサポーター役を担ってもらう

・子育て世代には子どもに環境意識を持たせることで親世代へ啓発する

・在宅勤務が増えた働く世代には通勤時間を市のための活動にあててもらう

・時間があるシニア層には環境活動の普及啓発のためのサポーター役に回ってもらう

取組の PR 方法

全世代向け：市庁舎を活用して情報発信をする、マイボトルを携帯していれば気軽に給水できるような給水スポットの設置など、インフラ整備を進める

学生・若者向け：YouTube や SNS といったコンテンツを用いて注目を集める
情報収集しやすいような Wi-Fi スポットの導入促進

シニア層：市報から環境情報を伝える

（４）小学生ワークショップ

●「こがねいの未来を守るのは君だ！！～こがねい環境リーダーになろう～」
（環境基本計画、みどりの基本計画で合同開催）

＜目的＞

・環境クイズへの参加や環境行動チェックリストの作成などを通じて、小金井市の将来を担う小学生に環境やみどりへの理解を深めてもらう。

・作成した環境行動チェックリストや収集した意見を環境基本計画及びみどりの基本計画に反映する。なお、得られた結果は、環境基本計画の中に「小学生の取組アイディア～小学生ワークショップ結果より」というミニコラムを掲載して紹介した。

＜開催概要＞

日　時：令和２年９月２７日（日）14：00～16：00
場　所：萌え木ホールＡ会議室
参加者：親子１４組（子ども：18 名、保護者：14 名、計：32 名）

＜当日のタイムスケジュール（当初予定）＞

○開会・挨拶（5 分）
①アイスブレイク・導入 ～環境クイズに挑戦しよう！～（15 分）
②グループ意見交換～環境のためにできることを考えてみよう！～（30 分）
③全体発表 ～みんなで環境行動チェックリストを作ろう！～（20 分）
○休憩（チェックリストの記入（取組状況のチェック））（15 分）
④親子ワーク ～こがねい環境リーダーとして活動計画を考えよう！～（10 分）
⑤まとめ ～市役所ではこんな計画を考えているよ～（8 分）
○閉会（2 分）
○こがねい環境リーダー認定証の授与
※当日、予定よりも①アイスブレイク・導入に時間を要したことから、④親子ワークは自宅学習とし、時間を省略した。

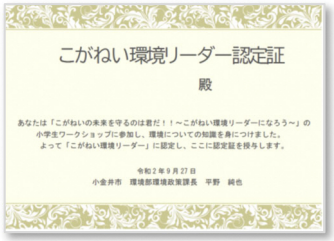
こがねい環境リーダー認定証
殿
あなたは「こがねいの未来を守るのは君だ！！～こがねい環境リーダーになろう～」の
小学生ワークショップに参加し、環境についての知識を身につけました。
よって「こがねい環境リーダー」に認定し、ここに認定証を授与します。
令和２年９月27日
小金井市　環境部環境政策課長　平野　純也

＜意見交換～全体発表の進め方＞

・子ども５名ずつ４班に分かれて着席した（保護者も近くに着席）。
・各班長（班内年長者）が、グループ意見交換時の進行役や全体発表時の発表者を務めた。
・グループ意見交換では、アイスブレイクで話題とした「みどり」「ごみ」「エネルギー」をテーマに、自分たちでできる環境に良い行動を考えてもらい、班内で発表した。
・全体発表では「みどり」「ごみ」「エネルギー」のテーマ別に、各班で出た意見を発表・集約し、環境行動チェックリストを作成した。
・休憩時間には、取組状況チェックとして、全体発表で作成した「環境行動チェックリスト」に対して参加者自身でシールを貼ってもらった。

<結果概要>

グループ意見交換

・各班とも、１つのテーマに偏ることなく満遍なく意見が出された。
・１班、２班、４班では「ごみ」に対する意見が最も多く、３班では「エネルギー」に対する意見が最も多かった。
・「みどり」については、木を植える、木を大切にする、生き物を育てる等の意見があった。
・「ごみ」については、捨てないでもう一度使う、マイバックを持っていく、ごみを分別する、リサイクルする等の意見があった。
・「エネルギー」については、電気をつけっぱなしにしない（必ず消す）、車の使用を減らす（自転車を使う）、外が明るい時間は電気を使わない、地球にやさしい電気を使う等の意見があった。

全体発表・取組状況のチェック

・「ごみ」については最も意見が多く 13 の行動、次いで「エネルギー」は 11 の行動、最後に「みどり」は 10 の行動をリストアップすることができた。
・４班全てで共通した意見もあったが、１ つの班でしか出されなかった意見もあり、各班の特徴が反映された環境行動チェックリストが完成した。
・取組状況のチェック結果を見ると、日頃の心がけの範囲で取り組める内容については、親子ともに良く取り組めている。
・しかし、「エネルギー」は、他のテーマに比べて特別な施設や設備が必要であったり、光熱水費に直結したりするなど、経済面での負担が発生する内容も多いため、「できていない」に回答が偏る取組が多くみられた。

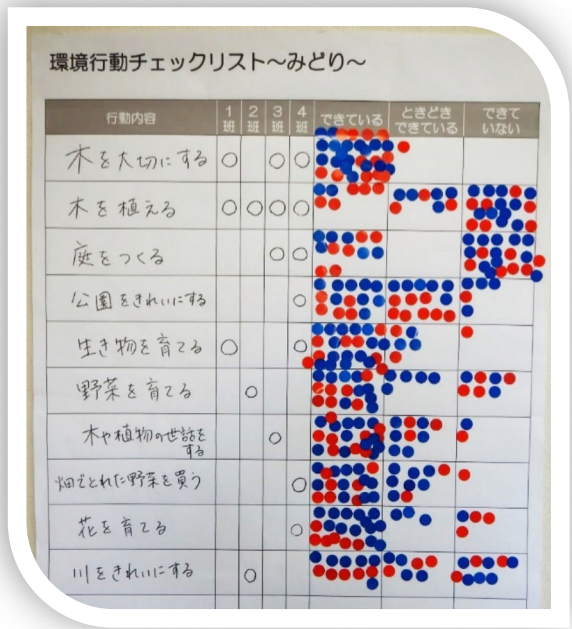

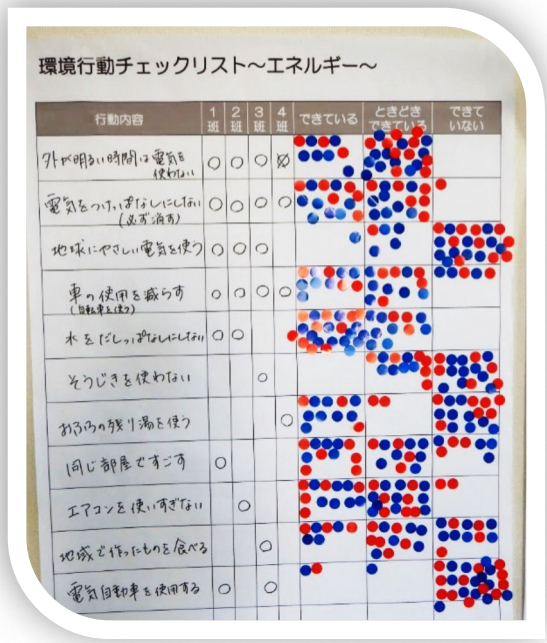

6．環境指標・取組指標及び目標設定の考え方

○計画推進の基盤づくり

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
取組指標/環境教育・環境学習			
環境に関する体験・啓発イベント	３回/年（R１年度） ※公民館主催の自然観察会２回、クリーン野川作戦１回	現状以上	各分野における自然観察会や普及啓発イベントの合算値を現状値とし、各分野における目標値の合算を本指標の目標値とした。
環境に関する講座実施回数	27 回/年（R１年度） ※出張講座 24 回、公民館講座１回、環境楽習館講座２回	現状以上	廃棄物分野については市内の全小学校で実施しており、子どもへの学習機会は確保されているが、事業系ごみが新可燃ごみ処理施設に搬入されていることを踏まえ、事業者等への講座実施増を目標とした。また、みどりや生物多様性の分野については公民館講座が実施されている。これらの各分野の講座実施回数の合算値を現状の数字とし、更に小学生向けの環境教育の機会を創出することも目指すが、具体的な目標回数については、現状以上とした。
環境関連施設見学会	10 件/年（R1 年度）	現状以上	環境政策課の委託事業として環境施設見学会（１回）を実施しており、ごみ処理施設の見学会を小学校で実施（全小学校９校）しているため、合算値を現状値としている。可燃ごみ処理施設が新設されたことも踏まえ、教育機関等とも連携し、環境関連施設見学会の件数増加を目標値とした。
取組指標/環境活動			
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	14 団体（R2 年度）	現状以上	登録団体において高齢化などの問題が発生しているため、各主体への支援（集会施設、保険、助成金等や市民活動を支援しているボランティア・市民活動センター及び市民協働支援センター準備室についての情報提供等）を継続実施することで活動を維持・活発化させることを目標とし、現状以上とした。
取組指標/情報発信・共有			
市報（月２回、計 24 回）等を用いた環境に関する情報の提供の強化	ごみ特集号 ４回/年（R2 年度）	左記に加え、他分野を含む特集号の実施　１回/年	市報などを用いた環境情報の発信を強化するため、特集号などにより環境情報に特化した記事の発刊を目標とした。

○基本目標１：みどりを守り、つくり、育てる

<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標</th><th>目標設定の考え方</th></tr>
<tr><td colspan="4">環境指標</td></tr>
<tr><td>緑被率</td><td>30.2%
（R１年度）</td><td>28%</td><td>
生産緑地の減少等想定される各種要因を考慮の上、調査を開始した平成 10 年度以降の傾向から回帰モデルを作成し、10 年後（令和 12 年度）の緑被面積及び緑被率を予測。予測結果に緑被面積の創出・保全により確保可能な面積を検討し、減少を抑制する方向で目標値を設定した。

●緑被面積及び緑被率の予測

<table>
<tr><th>凡　例</th><th>令和元（2019）年度緑被面積（実績値）(ha)</th><th>令和 12（2030）年度緑被面積（予測値）(ha)</th></tr>
<tr><td>樹木・樹林地</td><td>２０７.０５</td><td>１９２.３０（▲１４.７５）</td></tr>
<tr><td>草地</td><td>６５.６６</td><td>６２.７６　（▲２.９０）</td></tr>
<tr><td>農地</td><td>６８.０７</td><td>４１.５２（▲２６.５５）</td></tr>
<tr><td>総計</td><td>３４０.７９</td><td>２９６.５９（▲４４.２０）</td></tr>
</table>

●緑被面積の創出・保全により確保可能な面積の試算結果

<table>
<tr><th>取組</th><th>確保可能面積（ha）</th><th>備考（試算条件など）</th></tr>
<tr><td>【創出】
宅地開発等指導要綱における中高層建築建設に伴う公園・緑地設置条項の強化（設置面積増加）</td><td>0.13</td><td>・過去 10 年間（平成 19（2007）-29（2017）年）における中高層建築物の増加量より試算</td></tr>
<tr><td>【創出】
都市計画公園の整備</td><td>2.80</td><td>・今後 10 年間の都市計画公園（都立公園含む）の整備予定面積を合算</td></tr>
<tr><td>【創出】
緑化指導に関する規定による中小規模開発への緑化指導強化（対象とする開発行為の面積等要件の緩和）</td><td>5.38</td><td>・他市事例を参考に、「敷地面積 200m^2 以上の建築行為においては、敷地面積 20%を緑化」することを想定し、試算
・本市における過去 10 年間の敷地面積 200m^2 以上の戸数増加量を調査し、試算</td></tr>
<tr><td>【保全】
環境配慮基準による既存樹木の保全割合の基準設定</td><td>7.48</td><td>・他市事例を参考に、「住居専用地域及び住居地域における開発行為時に既存樹木の 30%以上を保全」することを想定し、試算
・過去 10 年間における住居専用地域及び住居地域の緑被面積の減少量を試算し、そのうち 30%を保全した場合の緑被面積を試算</td></tr>
<tr><td>【保全】
生産緑地の特定生産緑地指定に向けた呼びかけ・広報支援等</td><td>4.18</td><td>・生産緑地所有者に対する特定生産緑地への意向確認調査にて、回答が「検討中」と「未回答」となっている人へは、今後、普及啓発などにより特定生産緑地に指定できる見込みと仮定し、その面積を集計</td></tr>
<tr><td colspan="3">19.96（約 20）ha</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
みどりの豊かさ（樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	72% （R１年度）	80%	令和元年度の市民意識調査の満足度をもとに、施策の実施により市民の満足度が向上し「市民全体の８割がみどりの豊かさ」に満足している」ことを目標とした。
取組指標/1.1 みどりの保全			
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地： 4.78ha （R１年度）	現状維持	制度の周知の進捗、制度の適用により保全できたみどりの量の指標として設定した。大幅な増加は見込めないが、引き続き環境保全緑地の指定を継続し保全を図ること、緑地をできるだけ減らさないことが重要であると考え、現状維持とした。
保存樹木の指定状況	保存樹木： 842 本 （R１年度）	現状より増加	制度の周知の進捗、保存樹木制度の適用により保全できたみどりの量の指標として設定した。近年、大学などの保存樹木指定が進んでおり、今後も指定拡大を図るため、現状より増加とした。
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	市民農園： ５農園、 4,060.37 ㎡ 体験型市民農園： ２農園 4,489.46 ㎡ （R１年度）	現状より増加	農地の保全策のひとつとして、市民農園の運営及び民営による体験農園の運営促進を施策として推進するため、みどりの保全の指標として設定した。具体的な面積の想定は難しいことから、現状より増加とした。
取組指標/1.2 みどりの創出			
公園・緑地面積	86.86ha （R１年度）	現状より増加	公有地の緑化努力量の指標として設定した。 公園の統廃合なども予定しているが、今後 10 年間で整備予定の都市公園もあるため、現状より増加とした。
取組指標/1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進			
都市公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施 （R１年度まで）	100%	市民参加の進み具合を図る指標として設定した。 「小金井市公園等整備基本方針」では公園整備に市民が参加しやすい機会づくりを行うとしており、整備を伴う場合は必ず市民参加で検討することを目標とした。

○基本目標２：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定 （R１年度まで）	現状から低下しない	地下水位は雨量に影響されることから、毎年同時期の長期的な傾向で評価するものとした。
湧水の水量	測定地点数：５地点 全地点の合計：960L/分 （R１年度）	現状から減少しない	湧水量は雨量に影響されることから、毎年同時期の長期的な傾向で評価するものとした。
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L ②BOD：0.5mg/L （R１年度）	左記項目について全ての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）※を達成 ※①7.5mg/L 以上、 ②2mg/L 以下	生活環境保全上で維持することが望ましい環境基準とする。野川には D 類型が設定されているが、現状で A 類型相当であるため、これを維持することとした。
湧水の水質	①硝酸性窒素： 5.27～7.72mg/L ②トリクロロエチレン ③テトラクロロエチレン ④1-1-1-トリクロロエタン ②～④定量下限値未満 （R１年度）	左記項目について全ての地点・回で地下水環境基準※を達成 ※①10mg/L、 ②0.01mg/L 以下、 ③0.01mg/L 以下、 ④1mg/L 以下	湧水に関する水質基準はないが、湧出部での採水測定であるため地下水環境基準を適用した。
取組指標/2.1 地下水・湧水の保全			
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年４回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年２回 野川水質調査：年２回 （R１年度）	調査頻度、地点数について現状維持又は拡充	水環境モニタリングは今後も継続が必要であり、頻度や地点は多ければ詳細な実態把握が可能だが、今後の予算措置が未定であり、必要最低限の水準として左記の目標とした。
雨水浸透ますの設置数（単年度）	2,044 基（R1 年度）	毎年 2,000 基以上	過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の実績（2,014～2,560 基）を踏まえた目標値とした。
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト：53m^2 透水性インターロッキングブロック：計 1,884m^2 （R１年度）	（設定しない）	単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが、実績値の把握は継続する。
取組指標/2.2 河川環境の保全			
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント：１回/年 公民館講座：１回/年 （R１年度）	現状以上	クリーン野川作戦や公民館講座などについて、頻度を増やすことが重要だが現時点で具体目標値の設定が困難であるため、目標上限を設定せず現状以上とした。

取組指標/2.3 水資源の有効利用			
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2 件（R1 年度）	年間 10 件以上	過去 10 年間（平成 22～令和元年度）の実績（2～23 件）を踏まえた目標値とした。
市民 1 人当たり配水量	292L/（人・日）（H30 年度）	現状より増えない	水資源の有効利用の観点で指標として設定した。全国平均値（297～299L/(人･日)(平成 26～30 年度)）と同水準であるため、現状より増加しないとした。
震災対策用井戸数	38 か所（R1 年度）	現状維持若しくは増加	1 か所でも増やす方が防災上重要であるが、老朽化などにより廃止されていく可能性もあり、新設ではなく既存井戸の震災対策用井戸としての活用を重視することから、現状維持若しくは増加とした。

○基本目標３：都市の生物多様性を守り親しむ

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
生物多様性の認知度（意識調査）	－	75%	市民の３/４が生物多様性について知っていることを目標とした。また、国の 2020 までの目標値 75%（平成 26 年実績は 46.4%）も目安とした。
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8% （R１年度）	55%	令和元年度の市民意識調査の生き物との親しみやすさに関する満足度に関して、５～6 年前と比べて「よくなった」という回答が 5%であった。10 年後には 10%が「よくなった」と回答することを目指し、目標値を設定した。
取組指標/3.1 生物多様性の保全			
小金井の生物リストの作成	－	作成（令和７年度）	調査などにより生物多様性の実態を把握した成果を明確にするため、リストの作成を指標に設定した。
取組指標/3.2 自然とのふれあいの推進			
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催：４回 ※公民館における講座１回、公民館主催の自然観察会２回、クリーン野川作戦における自然観察会等１回 （R１年度）	市主催の普及啓発：５回/年以上	生物多様性の取組を推進するに当たっては、まず生物多様性について知ってもらうことが重要であるため、普及啓発ができているかどうかを測る指標として設定した。 生物多様性は対象が幅広い分野であるが、指標としての分かりやすさ、把握のしやすさを考慮し、「生物多様性」「外来種」「動植物」をテーマとした市民向け講座・活動・調査や「自然観察会」、自然再生事業に係る活動を対象とした。

○基本目標４：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標</th><th>目標設定の考え方</th></tr>
<tr><td colspan="4">環境指標</td></tr>
<tr><td>大気環境基準等の達成状況</td><td>①二酸化窒素：
達成（0.031ppm）
②浮遊粒子状物質：
達成（0.017mg/m^3）
③一酸化炭素：
達成（0.1ppm）
④ダイオキシン類：
達成
（0.015pg-TEQ/m^3）
（いずれも H29 年度）</td><td>左記項目について環境基準等※を達成
※① 1 日平均値の 98%値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下
② 1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m^3 以下
③ 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下
④ 1 日平均値の年間算術平均値が 0.6 TEQ/m^3 以下</td><td>生活環境保全の上で維持することが望ましい大気環境基準等の長期的評価とした。
（なお、98%値とは、年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値の小さい方から並べて 98%目に相当するもの、2%除外値とは、高い方から 2%の範囲にあるものと定義される）</td></tr>
<tr><td>道路交通騒音に関する環境基準の達成状況</td><td>五日市街道：
昼夜間ともに達成
小金井街道：
昼夜間ともに達成
連雀通り：
昼夜間ともに達成
新小金井街道：
昼夜間ともに達成
東八道路：
昼夜間ともに達成
（いずれも H29 年度）</td><td>全地点で昼夜間ともに環境基準を達成
（５地点とも昼間 70dB、夜間 65dB）</td><td>生活環境保全の上で維持することが望ましい騒音環境基準などとした。</td></tr>
<tr><td colspan="4">取組指標/4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策</td></tr>
<tr><td>低排出ガス認定車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車の割合</td><td>■低排出ガス認定車
<table><tr><td>小型四輪貨物</td><td>48.4%</td></tr><tr><td>小型四輪乗用</td><td>79.3%</td></tr><tr><td>小型乗合（29 人以下）</td><td>36.7%</td></tr><tr><td>普通貨物</td><td>35.2%</td></tr><tr><td>普通乗合（30 人以上）</td><td>33.3%</td></tr><tr><td>普通乗用</td><td>72.3%</td></tr><tr><td>総計</td><td>73.8%</td></tr></table>■電気自動車
普通乗用：0.2%
■燃料電池自動車
普通乗用：0.02%
■ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車含む）
<table><tr><td>小型四輪貨物</td><td>0.004%</td></tr><tr><td>小型四輪乗用</td><td>8.7%</td></tr><tr><td>普通乗用</td><td>11.0%</td></tr><tr><td>総計</td><td>19.7%</td></tr></table>■天然ガス自動車（CNG 車）
該当なし
※一般財団法人自動車検査登録情報協会データによる。登録車両のうち、「使用者住所」が小金井市のものを抽出し、普通乗用車、小型四輪乗用車、普通貨物車、小型四輪貨物車、トレーラ、普通乗合車、小型乗合車について集計した。</td><td>（設定しない）</td><td>「次世代自動車戦略」（平成 21 年 5 月）における次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル）の国内乗用車の普及目標（2030 年度）が 50%～70%である。次世代自動車の普及は大気汚染対策としても有効であるため、この目標を念頭におきつつ、現状を踏まえて具体的な取組を検討・見直していくため、取組指標として設定した。脱炭素に向けた次世代自動車に係る動きが今後更に変化することが想定されることから、現時点で具体的な目標は設定しない。今後、5 年ごとを目途に現状を把握し、時点の国や都の目標と比較した上で、具体的な取組を見直していく。</td></tr>
</table>

○基本目標５：美しく住み心地のよいまちを守る

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
まちの美しさ（景観、調和等）に関する市民満足度	46% （R１年度）	55%	景観の良さについては個人差があるため、数値ではなく市民の満足度（個人が思う景観の良さを満たしているか）を指標とした。 第 5 次基本構想・前期基本計画策定時の意識調査では景観に係る質問事項がなかったため、第３次環境基本計画策定に当たって実施した市民アンケートにおける「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足+やや満足の合計値を使用した。 目標については、不満と答えた 5.8%を 10 年後には取り込みたいとの思いと、みどりの満足度の目標設定が高めであることを踏まえ、景観の満足度は 10 年後 10%増となる「55%」を目指した。
取組指標/5.1　景観の保全・活用			
玉川上水・小金井桜整備状況	「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に沿って整備を推進 （R2 年度）	・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること	目指す姿に向けて毎年整備を進めているものの、国、都とも調整が必要となることから、計画通りに整備を進めることを前提とし、玉川上水・小金井桜整備活用推進委員の視察で確認している事項を目標とした。
取組指標/5.2　美しいまちなみの維持			
環境美化サポーター会員数	308 名 （R１年度）	410 名	会員の高齢化が進み、若い世代の呼び込みなどにより、新たな会員を増やしながら新陳代謝を行う必要がある。 現状値より約 100 名増加することを目標とした。

○基本目標６：３Ｒ推進で循環型のまちをつくる

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市民 1 人１日当たりの家庭系ごみ排出量	369g/（人・日） （Ｒ１年度）	355g/（人・日）以下	小金井市一般廃棄物処理基本計画（令和２年３月）で目指す目標と整合。 前計画では基準年度（平成 25 年）の 396 g/（人・日）に対し、令和６年に 356 g/（人・日）まで排出量を抑えることを目標としている。令和２年度の改訂では、令和 12 年時点の目標として、前計画の目標値以下で実効性の高い値として 355g/（人・日）が設定されている。
取組指標/6.1　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進			
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	11 店舗 （R2 年度）	20 店舗	令和２年度より実施された認定制度であり、今後の普及啓発のために具体的な数値を設定すべく、年１店舗の増加を目標に「20 店舗」とした。 なお、事業系ごみが新可燃処理施設に運搬され始めているため、今後組成調査の結果を受けて、店舗当たりの生ごみ量の算出などから事業系ごみの削減目標の検討がすすむ可能性がある。

○基本目標７：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市内の温室効果ガス排出量	341.0 千 t-CO_2 （2017（平成 29）年度）	2013（平成 25）年度比 26.0%削減 （260.6 千 t-CO_2）	2013（平成 25）年（温室効果ガス排出量 352.1 千 t-CO_2）を基準年とし、以下の考え方により算出している。 ①基準となる 2013 年の排出量 （352.1 千 t-CO_2） ②今後追加的な対策を行わない場合（現状維持ケース）の削減見込量 （7.3 千 t-CO_2） ③国等と連携して進める各種省エネルギー対策による削減見込量 （44.0 千 t-CO_2） ④電気のCO_2排出係数の低減による削減見込量（38.3 千 t-CO_2） ⑤市独自の取組による削減効果 （2.0 千 t-CO_2） 削減量＝②＋③＋④＋⑤ ＝91.5 千 t-$CO_2$⑥ 削減率＝（②＋③＋④＋⑤）/①＝26.0% 2030（令和 12）年度排出量 ＝①－⑥＝260.6 千 t-CO_2
市内のエネルギー消費量	3,437TJ （2017（平成 29）年度）	2013（平成 25）年度比 17.0%削減 （2,829TJ）	温室効果ガス排出量の削減目標及び「長期エネルギー需給見通し」（経済産業省）に示された 2030 年度における電気のCO_2排出係数（0.37kg-CO_2/kWh）を踏まえて設定した。
意識調査における「適応」の認知度	市民 25.3%、事業者 25.6% （R１年度）	市民、事業者ともに 50%以上	内閣府の平成 28 年度世論調査では、「知っていた」とする者の割合が 47.5%（「内容までよく知っていた」4.3%＋「大体知っていた」43.2%）であるため、少なくとも現状の全国レベルまで引き上げるという目標を設定した。
取組指標/7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進			
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件 （R１年度）	補助額相当の件数を達成	予算まで補助総額が達していないという現状から、十分に制度を周知できており、市民が導入を進めていることを確認するための指標、目標として設定した。
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1 件 （R１年度）	累積件数が増加	制度が周知できており、利用されているかどうかを確認するための指標として設定した。 省エネ改修は頻繁に実施されない可能性もあることから、目標値を設定せず、累積件数が増加とした。
（仮称）省エネチャレンジ事業参加数	－	市民（事業者含む）750 件	市民及び事業者に対してエネルギー消費の削減量に応じたインセンティブの付与を行う新規制度を設立する。目標値については、10 年後の累積件数とする。

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
取組指標/7.3 気候変動適応策の推進			
クールスポット創出状況	3 箇所 （R2 年度まで）	現状の箇所数以上	実績を把握しやすい取組として指標を設定した。クールスポットの内容や設置場所、想定される効果、設置場所との協力関係、予算など、今後検討すべきことが多いものの、設置場所を増やしていくことが重要である。

7．計画案に対するパブリックコメントの実施概要

（1）意見募集対象

・市内に在住・在勤・在学する方
・市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

（2）意見募集期間

令和２年 12 月４日（金）～令和３年１月４日（月）

（3）原案の配布・閲覧場所など

・市所管の下記施設のほか、市の公式ホームページで公開した。

○環境政策課（市役所第二庁舎４階）	○市役所第二庁舎１階受付
○小金井市環境配慮住宅型研修施設	○公民館各館
○図書館本館	○保健センター
○総合体育館	○栗山公園健康運動センター
○婦人会館	○東小金井駅開設記念会館

・令和２年 12 月 11 日（金）～令和３年１月４日（月）には、市役所第二庁舎１階に計画概要パネルを展示した。
・同時期にパブリックコメントを実施した小金井市みどりの基本計画、第２次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の概要パネル及びフォトコンテスト入賞作品と併せて展示した。

（4）意見の提出方法

配布・閲覧場所に備え付け、又は市公式ホームページからダウンロードした所定の提出用紙に、住所・氏名を明記し、直接、郵送（必着）、ファクシミリ又は電子メールで環境政策課緑と公園係へ提出する方法とした。

（5）検討結果の公表

寄せられたご意見など（原則として住所・氏名を除く）及び検討結果とその理由については、令和３年●月●日、市の公式ホームページに公表した。

（6）実施結果（意見件数）

提出者数は 11 名（団体）、38 件であった。

8．地下水湧水専門家会議の提言

「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の第 17 条に基づき「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」を「小金井市環境基本計画」の中に定めるため、平成 17 年に学識経験者 4 名で構成する「小金井市地下水及び湧水に係る専門家会議」が設置され、同年 6 月 8 日、市長に次のような提言が行われました。

本提言の内容は、現在においても、市内の地下水・湧水を保全していく上で必要な観点や取組であることから、本計画においても引き続き掲載するものです。

小金井の地下水・湧水を保全するための提言（平成 17 年 6 月）

■総合的・計画的な保全の取組の必要性

○野川及び玉川上水は、市内の地下水・湧水と深く関係し、これらは小金井市におけるビオトープネットワークの重要な自然生態系を形成しているものの一つです。水循環システムの保全は生態系の保全や水文化を創造する視点から総合的・計画的に進める必要があります。

○災害用水、防火用水、環境用水としての地下水の保全・利用の観点も必要です。利用においては水量の回復が大きな課題となっており、その方策としては、雨水の地下浸透促進が重要です。水量の回復は、生態系の回復、水質保全、ヒートアイランド現象の緩和にもつながります。平常時及び災害時の飲料水としての利用では、水質の保全が重要です。

○地下水、湧水の保全施策は、地下水の仕組みや現況を十分理解したうえで検討・実施することが必要ですが、現状では明らかになっていないことが多いため、地下水の観察やモニタリングを行う必要があります。

○地下水、湧水のモニタリングや保全活動には、市民の参加・協働が不可欠であり、市民の地下水に対する関心や理解を深めながら、保全活動を広げていくことが大切です。

■市民参加によるモニタリングなど

○地下水・湧水の定期的・継続的な観察やモニタリングを行う必要があります。国や都の定めるモニタリング項目にとどまらず、市独自のモニタリングも必要です。地下水位、地下水の流れの方向、地下水脈、湧水量・水質、野川水量、井戸の分布地点、水位、水質、水脈、使用状況などを調査する必要があります。

○調査は市民参加で行います。市民や大学研究機関などと協働することにより、行政のみで行うより広範で多様なモニタリングが可能になるからです。また調査やモニタリングへの参加には大きな啓発効果があり、多くの市民に地下水に対する関心を持ってもらうことにもつながります。

○啓発においては、市民が「地下水」を実感できる工夫や、明確な保全目標を示すことが大切です。

○例えば、市で地下水位計を設置し、地下水位を「本日の地下水位」として、毎日、市役所等の公共施設で広報・掲示し、市民の地下水に対する意識を高めることも大切です。また、市民参加で井戸の分布調査を行って井戸台帳を作成し、分布を把握した後は、「身近な井戸の一斉調査」などを企画し、定期的に市民参加による水位や水質等の一斉調査を行うことも必要です。

■雨水浸透の促進

○湧水の保全や野川の水量を回復し、地下水・湧水を利用し続けるためには、降った雨をできるだけ地下に浸透させ地下水を涵養しなくてはなりません。その具体的な方法として大切なのは以下の４点です

①市域における浸透ます等の設置を今後も積極的に進めること

②浸透能力の高い緑地・農地等を保全・拡大すること

③下水に流れ込む雨水量を減らすこと－雨水浸透施設は、処理場の負担を軽減する効果もあるので、小金井市域より下水に流入する雨量を把握し、設置効果を検証すること

④地下水の涵養域にあたる上流地域に対して、浸透施設の設置を働きかけていくこと

■災害時にも利用できる体制づくり

○災害時に地下水を利用するためには、日常から井戸台帳を整備し、水質を管理したり、井戸等を使い続けてみずみちを確保しておいたりすることが必要です。そのためにも、地下水の重要性を、井戸の所有者や市民に認識してもらうことが大切です。

震災対策用井戸

貫井神社の湧水

9．水収支推計の算定根拠

（1）推計対象とした水収支要素

推計対象とした水収支要素は以下のとおりである。

表- 1　推計対象とした水収支要素

区分	記号	水収支要素※1	内容（定義）
家庭や事業所の水利用※1	A1	地下水揚水量（上水道）	市内の水道施設で地下水層から汲み上げる水量
	A2	地下水揚水量（事業所）	市内の事業所が自らの井戸から汲み上げる水量
	A3	市外からの受水量（上水道）	市外から供給される水量（多摩川や利根川の河川水）
	A4	配水量	浄水場などの施設から出ていく水量
	A5	水道管からの漏水量（地下浸透）	地中埋設された水道管などより漏水し地下へ浸透する水量
	A6	水道給水量	漏水を考慮後、個人や事業所に給水される量（＝A4－A5）
降雨や蒸発散	B1	降雨量	市域の降雨量
	B2	蒸発散量	市域の蒸発散量
	B3	有効降雨量（地表面滞留）	地表面に滞留※2 し河川や下水道への流出（D）又は地下浸透（C、E）する水量（＝B1－B2）
雨水浸透施設	C1	浸透ますによる浸透量	浸透ますから地下水系へ浸透する水量
	C2	浸透管による浸透量	浸透管（トレンチ）から地下水系へ浸透する水量
	C3	浸透人孔による浸透量	浸透人孔（マンホール）から地下水系へ浸透する水量
地表面からの流出・浸透	D	地表面からの流出量	地表面から河川や下水道へ流出する水量
	E	地表面からの地下浸透	地表面から地下水系へ浸透する水量（ただしＣを除く）
市域外からの流出入	F	玉川上水からの浸透量	玉川上水から地下水系へ浸透する水量※4
下水※3	G1	下水のうち汚水量	家庭や事業所から下水道を経由して下水処理場へ到達する水量
	G2	下水のうち雨水量	下水処理場へ到達する下水量のうち合流式下水道などから混入する雨水の量
湧水	H	湧水からの湧出量	市域からの湧水湧出量

※１　水利用のうち、個人等の浅井戸における地下水揚水量は、データ入手困難であるためゼロとした。なお、水収支全体への影響は小さいと考えられる。

※２　「滞留」とは長時間地表面に溜まるという意味ではなく、地表面から浸透又は流出する分という意味で使用。

※３　下水道からの地下浸透量は、所管課へのヒアリングを踏まえゼロとした。

※４　玉川上水は武蔵野台地の尾根部を通っていることから、玉川上水と地表面との水収支は、玉川上水からの地下浸透のみ（地表部から玉川上水への流入は生じない）と仮定した。

以下の要素は、流域等の水収支を考える上で重要なものであるが、推計に活用できるデータ（観測データ、統計データ等）がないこと、簡易的な推計が困難であることなどから、推計の対象外とした。

○市域を境界条件としたときの、地下水層を経由した隣接自治体との地下水移動量
○河川や水路など（野川他）からの流入量・流出量※

※ただし、市域に降った雨の地表面流出量分（D の一部）、玉川上水からの浸透量（F）は推計対象としている。

（2）各要素の推計方法

各要素の推計方法を以下に示す。推計対象期間は、前計画における推計対象時期（平成 15 年）との連続性、全ての要素についての最新データの取得状況を踏まえ、平成 15 年度～平成 29 年度とした。

A1：地下水揚水量（上水道）

推計の考え方	・市内において上水道用に地下水を揚水しており、東京都※1から市へ報告される地下水揚水量データを基に推計。
推計式［m^3/年］	＝地下水揚水量（上水用）の日平均値※1［m^3/日］×年間日数［日/年］

※1　庁内データ「地下水揚水量報告書」より。なお、水道事業は平成 24 年度に東京都へ移管されており、元データは東京都で把握している。

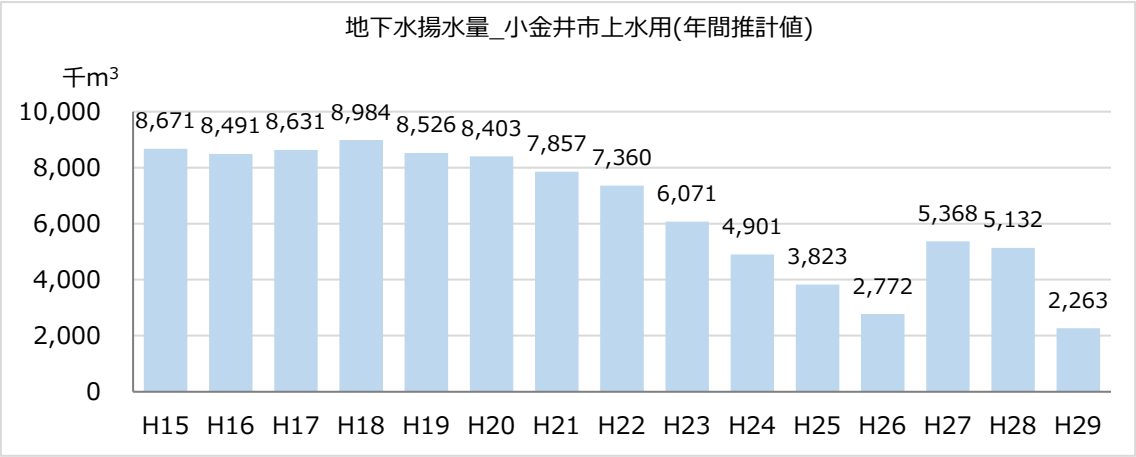

図- 1　地下水揚水量（上水用）

A2：地下水揚水量（事業所等）

推計の考え方	・事業所等※1から本市へ報告される地下水揚水量データを基に推計。
推計式［m^3/年］	＝Σ（各事業所における地下水揚水量の日平均値※1［m^3/日］）×年間日数［日/年］

※1　庁内データ「地下水揚水量報告書」より。

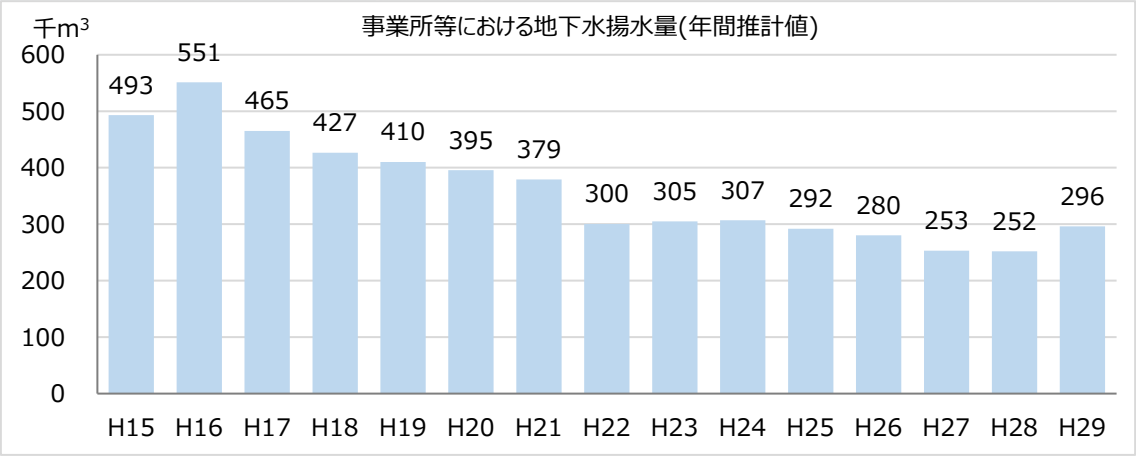

図- 2　事業所等における地下水揚水量

A3：市外からの受水量（上水道）

推計の考え方	・配水量（A4）と地下水揚水量（A1）との差とした。 ・なお、表流水源としては多摩川水系と利根川水系がある。
推計式［m^3/年］	＝市勢統計書「こがねいのとうけい」における「配水量」※1 －〈A1：地下水揚水量（上水道）〉［m^3/年］

※1　「配水量」は、市外からの「補給水量」と市内で汲み上げられる「地区水量」の合計。「地区水量」はおおむね「地下水揚水量（A1）」と一致する。

A4：配水量

推計の考え方	・市勢統計書「こがねいのとうけい」における「配水量※1」とした。
推計式［m^3/年］	＝市勢統計書「こがねいのとうけい」における「配水量」［m^3/年］

※1　「配水量」は、市外からの「補給水量」と市内で汲み上げられる「地区水量」の合計。

A5：水道管からの漏水量（地下浸透）

推計の考え方	・漏水率のデータ（東京都平均）を踏まえ推計した。 ・漏水量は地下水系へ浸透するものとした。
推計式［m^3/年］	＝〈A4：配水量〉［m^3/年］×漏水率※1

※1　「東京都の漏水防止（平成 30 年度版）」（東京都）より設定した。なお、漏水率は 2～5%（平成 15～29 年）の範囲である。

A6：水道給水量

推計の考え方	・配水量（A4）から上水道漏水量（A5）を差し引いた。
推計式［m^3/年］	＝〈A4：配水量〉［m^3/年］－〈A5：水道管からの漏水量（地下浸透）〉［m^3/年］

B1：降雨量

推計の考え方	・本市に最寄りの地域気象観測所である府中地域気象観測所のデータを使用した。
推計式［m^3/年］	＝年間降雨量［mm/年］×市域面積［km^2］×1,000

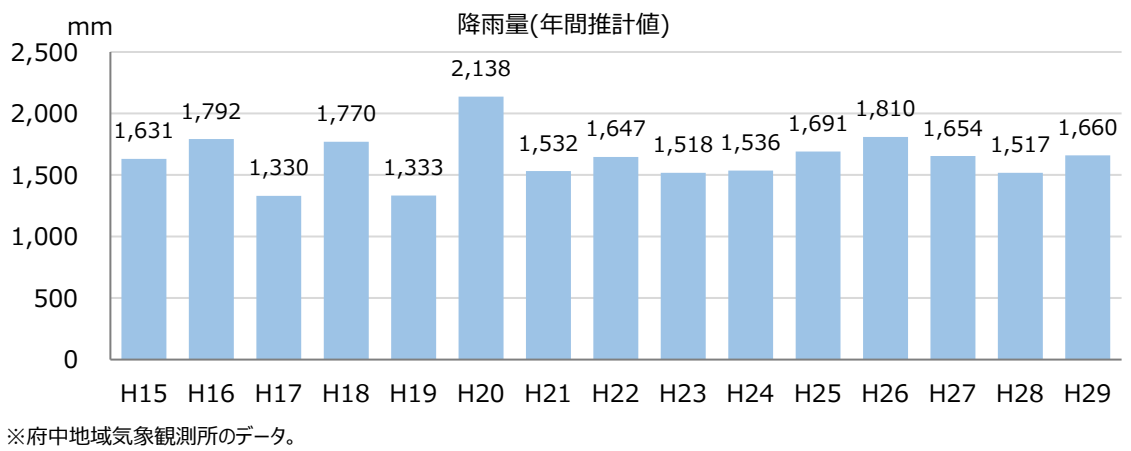

図- 3　年間降雨量

B2：蒸発散量

推計の考え方	・Thornthwaite（ソーンスウェイト）法※1を用いた。 ・蒸発散は主に自然的な土地利用面から生じると考えられるが、本市域は蒸発散が生じにくい人工的土地利用が多いことを踏まえ、土地利用割合を考慮した補正を行った。
推計式［m^3/年］	E＝K×Σ（Epi×Ni）×市域面積［km^2］×1,000 Epi＝0.533×D×（10×Ti/J）A　…① J＝Σ（Ti/５）1.514　…② A＝0.000000675J+0.0000771J2+0.49293　…③ （上記①②③は Thornthwaite 法） E：土地利用を考慮した蒸発散量［m^3/年］ K：土地利用を考慮した補正係数※2 Epi：i 月の蒸発散能［mm/日］ D：可照時間（12 時間=1） Ni：i 月の日数［日/月］ Ti：月平均気温（i＝1～12）［℃］

※1　可能蒸発散量は、Thornthwaite 法で 800～870mm/年と推計された。

※2　土地利用を考慮した補正係数は、自然的な土地利用（表- 2 参照）の割合とした。なお、人工的な土地利用においても蒸発散は生じるが、便宜的に単純化した。

表- 2　（参考）土地利用の状況

		H14		H24		H29		
		面積①	内訳	面積	内訳	面積②	内訳	①/②
総数※1		1,133	—	1,132	—	1,132	—	—
宅地	建物等※2	569	50%	586	52%	594	52%	1.05
	庭等※2	115	10%	118	10%	120	11%	1.05
未利用地		14	1%	14	1%	15	1%	1.10
道路等		173	15%	182	16%	181	16%	1.05
公園等		96	9%	99	9%	99	9%	1.03
農用地		96	8%	76	7%	69	6%	0.72
水面		12	1%	13	1%	12	1%	1.00
森林		15	1%	11	1%	10	1%	0.67
原野		5	0%	3	0%	3	0%	0.54
その他		39	3%	31	3%	29	3%	0.75
人工的土地利用※		794	70%	813	72%	819	72%	1.03
自然的土地利用※		339	30%	319	28%	314	28%	0.92

※1　上記の H14 年度、H24 年度値、H29 年度値は「東京の土地利用（土地利用現況調査）」（東京都）に基づく。その他の年（H15～23 年度、H25～H28 年度）は、これらを線形補完して値を設定した。

※2　宅地については、「令和元年度みどりの実態調査報告書」を参考に、住宅用地における緑被地割合を設定し、「宅地（建物）」と「宅地（庭等）」に区分した。

※3　「人工的な土地利用」と「自然的な土地利用」はそれぞれ以下の区分を含むものとして定義した。
人工的な土地利用…宅地（建物）、未利用地、道路等、その他
自然的な土地利用…宅地（庭等）、公園等、農用地、水面、森林、原野

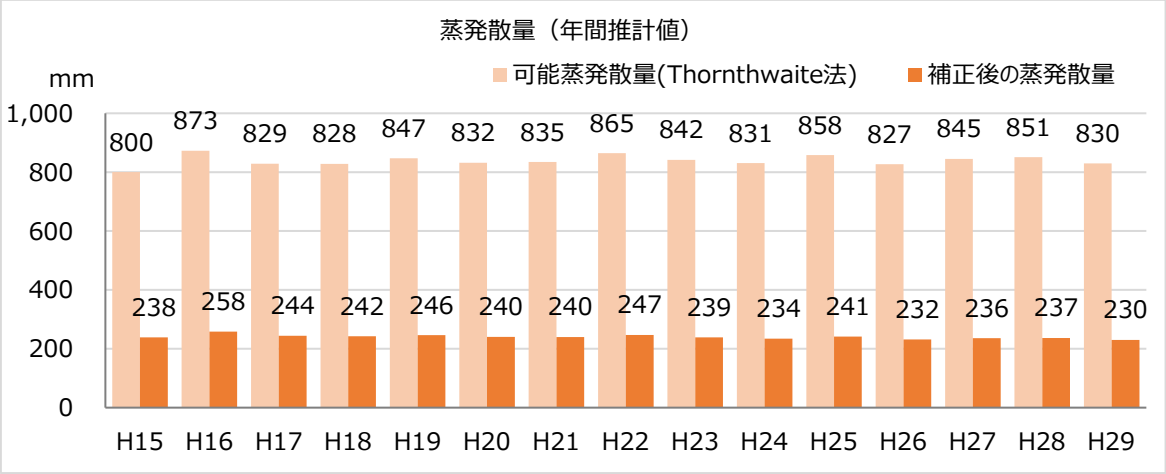

図- 4　蒸発散量

B3：有効降雨量

推計の考え方	・河川や下水道への流出又は地下浸透への配分を考える上で設定した要素であり、降雨量（B1）と蒸発散量（B2）の差分として定義した。
推計式［m^3/年］	＝〈B1：降雨量〉［m^3/年］－〈B2：蒸発散量〉［m^3/年］

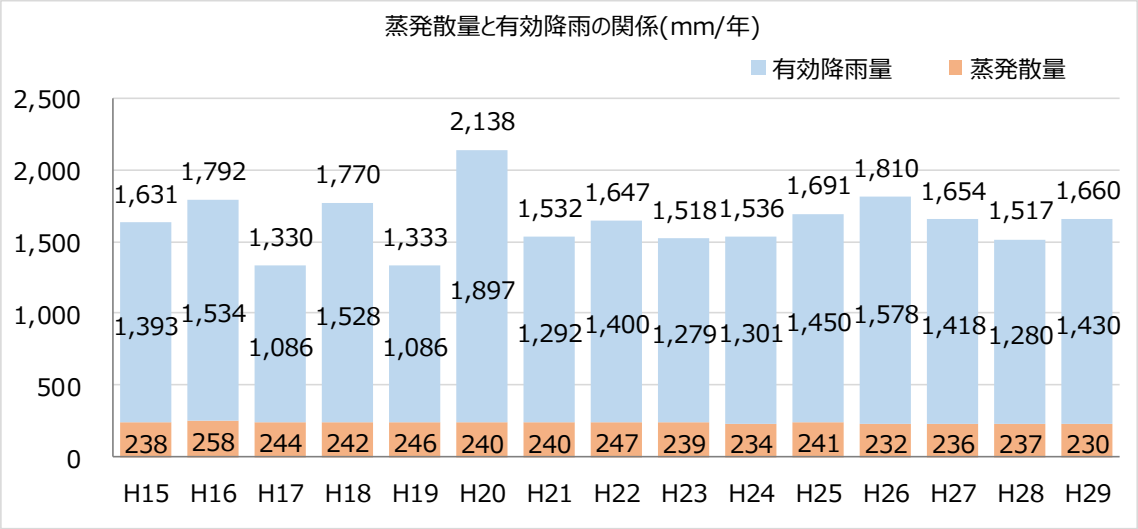

※　本推計では蒸発散量が降雨量の 11～18%となった。これについて、東京都市域を対象とする既往研究、例えば、「神田川上流域における土地利用種別毎の蒸発散及び地表面温度の推計」（古賀ら、土木学会論文集 Vol.71、No. 5 ）では、地表面温度や土壌水分量を考慮できるモデルを用いた蒸発散量計算を行い、降雨量に対する蒸発散量の割合を15%と推計しており、本推計のこれを大きく逸脱していないため、推計結果をおおむね妥当であると判断した。

図- 5　蒸発散量と有効降雨の関係

C1：浸透ますによる浸透量

推計の考え方	・浸透ますのこれまでの設置実績、「小金井市雨水浸透施設の技術基準」における浸透ますの性能を踏まえ推計した。 ・過去に設置された浸透ますは撤去されず能力を発揮するものと仮定した。ただし目詰まりなどによる浸透能力の低下を考慮した。
推計式［m^3/年］	＝〈B1：年間降雨量〉［mm/年］×1 基当たりの処理面積※1［m^2/基］×当該年における浸透ます設置基数の累計値［基］×K1×K2×K3×10^{-6} K1：屋根等の損失を考慮した係数※2（＝0.9） K2：浸透能力を超える豪雨による損失を考慮した係数（＝Σ（浸透ますの浸透能力※3を超えない時間雨量）÷B1） K3：能力残存率（=0.7）

※1　1 基当たりの処理面積は「小金井市雨水浸透施設の技術基準」及び市内施工実績を踏まえ、丸形ます 300I 型の値（降雨強度 20mm/h 対応時）である 31［m^2/基］を一律に設定した。

※2　屋根等の損失を考慮した係数（K1）は「小金井市雨水浸透施設の技術基準」による。

※3　浸透能力を超える豪雨による損失を考慮した係数（K2）は、95～100%（H15～H29 年度）と算出された。

※4　「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き案」（国土交通省、2010 年）より標準的な設置条件の値（0.7）を採用。

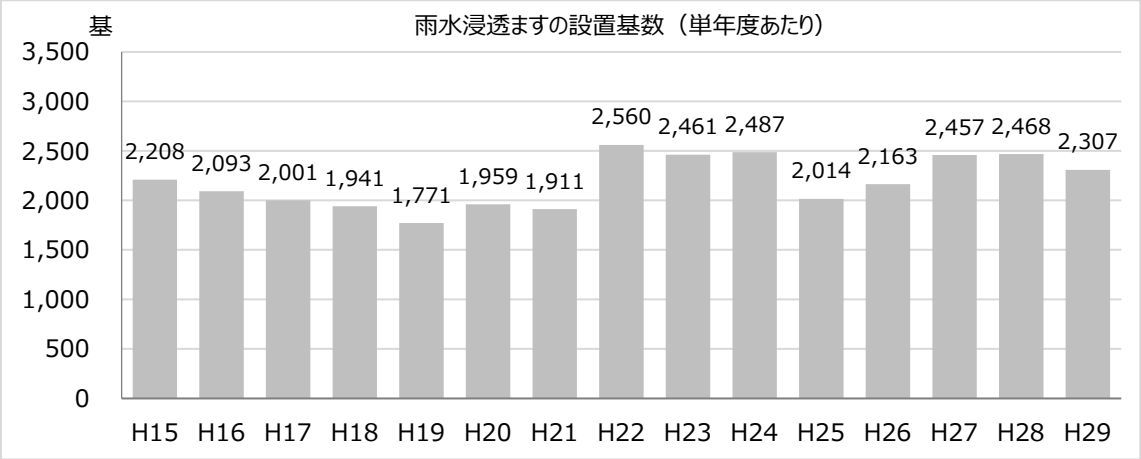

※　計算に用いた推測累計値は、平成 15 年度末時点で約 4.6 万基、平成 29 年度時点で約 7.6 万基である。

図- 6　雨水浸透ます設置基数

C2：浸透管による浸透量

推計の考え方	・「小金井市雨水浸透施設の技術基準」の参照、過去に設置された施設の能力継続の仮定は、C1 と同様である。
推計式［m^3/年］	＝〈B1：年間降雨量〉［mm/年］×単位長さ当たりの処理面積※1［m^2/m］×当該年での浸透管設置延長の累計値［m］×K1×K2×10^{-6} （以下の K1、K2 は浸透ます（C1）に同じ） K1：屋根等の損失を考慮した係数 K2：浸透能力を超える豪雨による損失を考慮した係数

※1　単位長さ当たりの処理面積は「小金井市雨水浸透施設の技術基準」及び市内施工実績を踏まえ、管径 150mm タイプの値である 21［m^2/m］を一律に設定した。

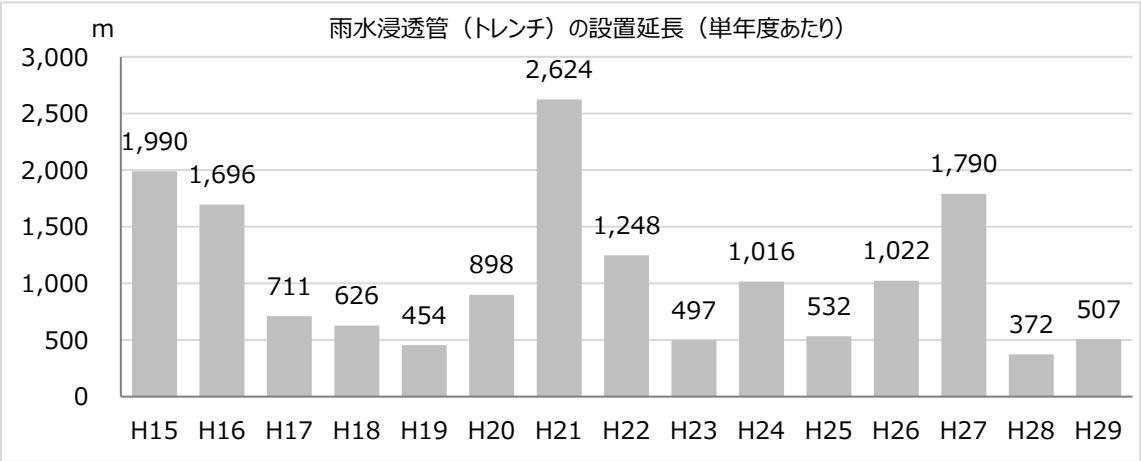

※　計算に用いた推測累計値は、平成 15 年度時点で約 36km、平成 29 年度時点で約 50km である。

図- 7　雨水浸透管（トレンチ）設置延長

C3：浸透人孔による浸透量

推計の考え方	・「小金井市雨水浸透施設の技術基準」の参照、過去に設置された施設の能力継続の仮定は、C1 と同様である。
推計式［m^3/年］	＝〈B1：年間降雨量〉［mm/年］×1 基当たりの処理面積※1［m^2/基］×当該年での浸透人孔設置基数の累計値［基］×K1×K2×10^{-6} （以下の K1、K2 は浸透ます（C1）に同じ） K1：屋根等の損失を考慮した係数 K2：浸浸透能力を超える豪雨による損失を考慮した係数

※1　1 基当たりの処理規模面積は「小金井市雨水浸透施設の技術基準」及び市内施工実績を踏まえ、883［m^2/基］と一律に設定した。

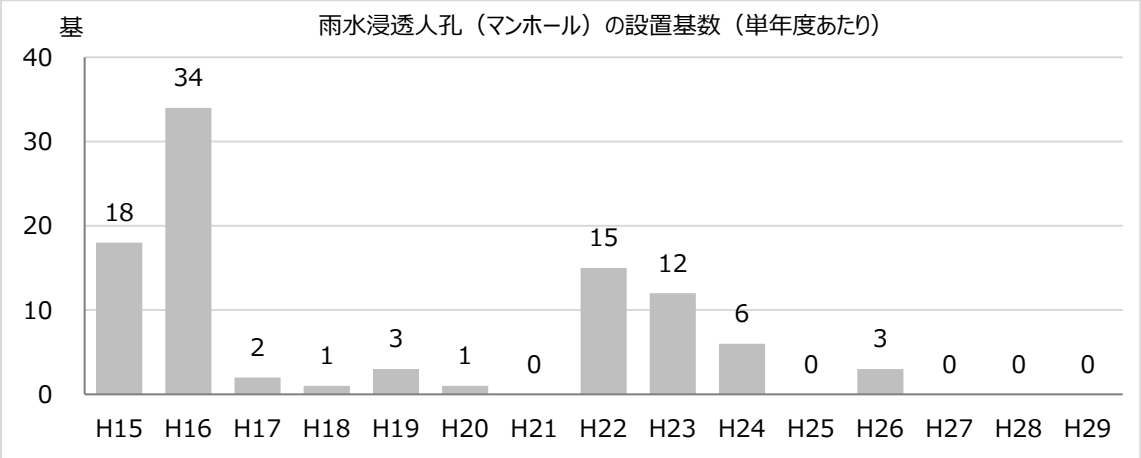

※　計算に用いた推測累計値は、平成 15 年度時点で 153 基、平成 29 年度時点で 230 基である。

図- 8　雨水浸透人孔（マンホール）設置基数

D：地表面からの流出量（河川や下水道へ）

推計の考え方	・有効降雨（B1）のうち、地表面を介して河川や下水へ流れ込む水量である。土地利用を踏まえた流出特性を考慮して推計した。 ・流出特性は、ピーク流量を求める合理式※1 で使われる流出係数の考え方を参考とした。 ・浸透施設からの浸透量が、流出量の減少に寄与するものとした。
推計式［m^3/年］	＝K×〈B3：有効降雨〉［m^3/年］－〈C：浸透施設による地下浸透量〉［m^3/年］ K：流出特性を考慮した補正係数※2

※1　合理式とは、河川や下水管などのピーク流量（m^3/s）を推計するための式であり、降雨強度（mm/h）、集水面積（km^2）、流出係数の積によって求められる。

※2　流出特性を考慮した係数（K1）は、本市の土地利用割合と、合理式で使用される流出係数（土地利用毎に異なる値）から市域全体の特性値として設定した。

表- 3　（参考）流出特性を考慮した係数

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
係数	0.67	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69

※　土地利用区分に応じた流出係数は、「国土交通省河川砂防技術基準調査編」（平成 26 年 4 月）を参考に以下のとおりに設定した。

宅地（建物等）…0.9、宅地（庭等）…0.15、未利用地…0.8（不透水面と仮定）、道路等…0.85、公園等…0.15、農用地…0.15、水面…1、森林…0.3、原野…0.2、その他…0.8（不透水面と仮定）

E：地表面からの地下浸透（浸透施設からの浸透を除く）

推計の考え方	・有効降雨量（B3）から、地表面からの流出量（D）と浸透施設による地下浸透量（C）を差し引いた残りは、地下水系へ浸透するものとした。
推計式［m^3/年］	＝〈B3：有効降雨〉［m^3/年］－〈D：地表面からの流出量〉［m^3/年］－〈C：浸透施設による地下浸透量〉［m^3/年］

F：玉川上水からの地表面からの地下浸透

推計の考え方	・前期計画の推計方法（平成 15 年）では、既存文献に基づく上下流の２地点間（放流口より 5km 地点～10km 地点）の流量観測値の差と玉川上水の市域内通過距離などから、市域内で浸透する水量（平成 15 年値）を求めている。 ・これら観測値データの更新が困難であることから、浸透量は平成 15 年以降も変わらないものと仮定し、従前方法による平成 15 年値を適用する。
推計式［m^3/年］	＝360［m^3/年］（平成 15 年推計値より不変）

G1：下水のうち汚水量

推計の考え方	・東京都から報告される下水処理量データ※1を使用した。
推計式［m^3/年］	＝下水処理量のうち汚水量※2［m^3/年］

※１　本市の下水は３つの処理区（野川処理区、北多摩一号処理区、荒川右岸処理区）に分かれており、いずれも東京都所管の施設で処理されるため、下水処理量などのデータは東京都からの提供となる。

※２　提供データは東京都が案分計算（ただし案分の活動量（処理区域、面積等）は不明）したものであるが、水利用量（A2＋A6）の推計値とおおむね一致し、使用上問題ないと判断した。なお、汚水の混入割合は 6～7 割である。

G2：下水のうち雨水量

推計の考え方	・東京都から報告される下水処理量データ※1を使用した。
推計式［m^3/年］	＝下水処理量のうち雨水量※2［m^3/年］

※１　汚水量（G1）と同様、東京都から提供された値であり、全体の下水処理量を自治体面積などで案分した値である。

※２　雨水の混入割合は３～4 割である。

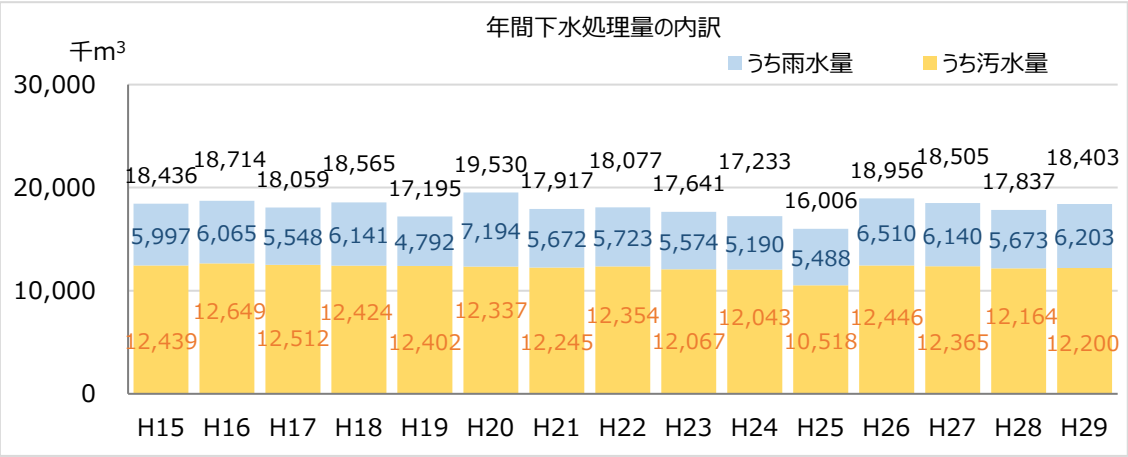

図- 9　下水処理量と汚水（G1）雨水（G2）の内訳

H：湧水からの湧出量

推計の考え方	・湧出量の測定データが存在する市内の湧水（5 か所）を対象とし、測定値（2 回/年程度※）より推定した。 ・測定値が取得できない年度においては、その時点の最新値である前年度値を適用しデータを補完した。
推計式［m^3/年］	・測定値の平均値［L/分］×60［分/時間］×24［時間/日］×年間日数［日/年］×10^{-6}

※　測定時期はおおむね 6 月と 12 月である。

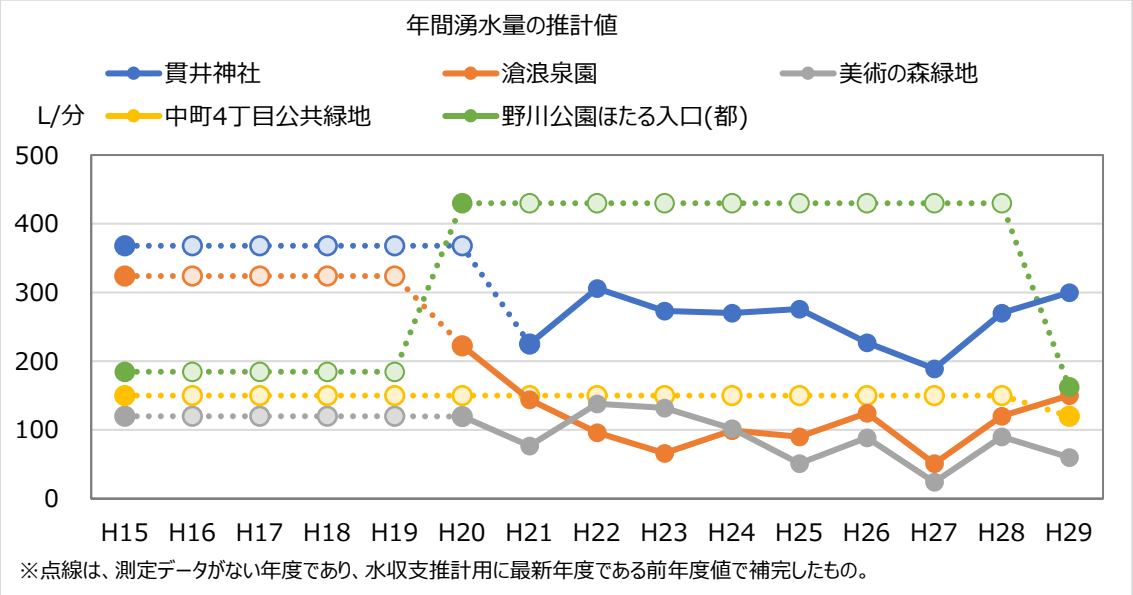

図- 10　市内 5 か所における湧水の湧出量

（3）水収支算出結果

表- 4　水収支の推計結果（平成 15（2003）年～平成 29（2017）年）［千 m^3/年］

区分	水収支要素	H15 ('03)	H16 ('04)	H17 ('05)	H18 ('06)	H19 ('07)	H20 ('08)	H21 ('09)	H22 ('10)	H23 ('11)	H24 ('12)	H25 ('13)	H26 (14')	H27 ('15)	H28 ('16)	H29 ('17)
家庭や事業所の水利用	A1：地下水揚水量（上水道）	8,671	8,491	8,631	8,984	8,526	8,403	7,857	7,360	6,071	4,901	3,823	2,772	5,368	5,132	2,263
	A2：地下水揚水量（事業所）	493	551	465	427	410	395	379	300	305	307	292	280	253	252	296
	A3：市外からの受水量（上水道）	4,113	3,781	4,370	3,725	3,871	3,787	4,500	5,010	6,258	7,795	9,010	9,296	7,387	7,632	10,593
	A4：配水量	12,784	12,273	13,000	12,709	12,397	12,190	12,357	12,370	12,329	12,696	12,833	12,068	12,755	12,764	12,856
	A5：水道管からの漏水量（地下浸透）	601	540	546	458	409	378	371	334	345	254	282	374	408	396	450
	A6：水道給水量	12,183	11,733	12,454	12,252	11,988	11,812	11,986	12,036	11,984	12,442	12,551	11,694	12,346	12,368	12,406
	水利用量（A6＋A2）	12,677	12,284	12,919	12,678	12,398	12,208	12,365	12,336	12,289	12,748	12,843	11,974	12,600	12,620	12,702
降雨や蒸発散	B1：降雨量	18,479	20,303	15,069	20,054	15,097	24,218	17,358	18,655	17,199	17,397	19,159	20,502	18,740	17,188	18,808
	B2：蒸発散量	2,700	2,927	2,764	2,745	2,790	2,724	2,716	2,796	2,705	2,653	2,731	2,624	2,672	2,681	2,605
	B3：有効降雨量	15,779	17,376	12,305	17,309	12,307	21,494	14,642	15,859	14,494	14,744	16,428	17,878	16,068	14,507	16,203
雨水浸透施設	浸透量（C1＋C2＋C3）	2,327	2,743	2,081	2,867	2,220	3,531	2,695	3,035	2,933	2,925	3,370	3,674	3,552	3,283	3,681
	C1：浸透ますによる浸透量	1,426	1,664	1,274	1,772	1,383	2,214	1,678	1,895	1,846	1,852	2,150	2,354	2,279	2,127	2,404
	C2：浸透管による浸透量	765	894	669	910	695	1,097	856	952	901	889	1,013	1,097	1,065	968	1,072
	C3：浸透人孔による浸透量	136	185	138	185	142	220	161	188	186	184	208	223	208	188	206
地表面流出・浸透	D　：地表面からの流出量	8,317	9,001	6,252	8,876	6,146	11,107	7,296	7,807	6,994	7,193	7,924	8,630	7,518	6,721	7,505
	E　：地表面からの地下浸透	5,135	5,632	3,972	5,565	3,941	6,856	4,651	5,017	4,567	4,627	5,134	5,574	4,998	4,502	5,017
市域外からの流出入	F　：玉川上水からの浸透量	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
下水	下水量（G1＋G2）	18,436	18,714	18,059	18,565	17,195	19,530	17,917	18,077	17,641	17,233	16,006	18,956	18,505	17,837	18,403
	G1：下水のうち汚水量	12,439	12,649	12,512	12,424	12,402	12,337	12,245	12,354	12,067	12,043	10,518	12,446	12,365	12,164	12,200
	G2：下水のうち雨水量	5,997	6,065	5,548	6,141	4,792	7,194	5,672	5,723	5,574	5,190	5,488	6,510	6,140	5,673	6,203
湧水	H：湧水からの湧出量	603	604	603	603	603	680	539	589	552	554	524	536	444	559	416
地下水系水収支※2	＝（A5+C+E+F）－（A2+H）	7,327	8,120	5,892	8,221	5,918	10,049	7,159	7,857	7,348	7,305	8,330	9,166	8,621	7,730	8,796

※1　端数処理の関係で合計値（1 の位）が合わないことがある。
※2　〈A1：地下水揚水量（上水道）〉は井戸の汲み上げ位置が 150m 以深であり、湧水の水源としての地下水系には含めないことと仮定した。

表- 5　水収支の推計結果（平成 15（2003）年～平成 29（2017）年）［mm/年］（市域面積で割った値）

区分	水収支要素	2003（H15）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）	2007（H19）	2008（H20）	2009（H21）	2010（H22）	2011（H23）	2012（H24）	2013（H25）	2014（H26）	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）
家庭や事業所の水利用	A1：地下水揚水量（上水道）	765	749	762	793	753	742	693	650	536	433	337	245	474	453	200
	A2：地下水揚水量（事業所）	44	49	41	38	36	35	33	27	27	27	26	25	22	22	26
	A3：市外からの受水量（上水道）	363	334	386	329	342	334	397	442	552	688	795	821	652	674	935
	A4：配水量	1,128	1,083	1,147	1,122	1,094	1,076	1,091	1,092	1,088	1,121	1,133	1,065	1,126	1,127	1,135
	A5:水道管からの漏水量（地下浸透）	53	48	48	40	36	33	33	29	30	22	25	33	36	35	40
	A6：水道給水量	1,075	1,036	1,099	1,081	1,058	1,043	1,058	1,062	1,058	1,098	1,108	1,032	1,090	1,092	1,095
	水利用量（A6＋A2）	1,119	1,084	1,140	1,119	1,094	1,077	1,091	1,089	1,085	1,125	1,133	1,057	1,112	1,114	1,121
降雨や蒸発散	B1：降雨量	1,631	1,792	1,330	1,770	1,333	2,138	1,532	1,647	1,518	1,536	1,691	1,810	1,654	1,517	1,660
	B2：蒸発散量	238	258	244	242	246	240	240	247	239	234	241	232	236	237	230
	B3：有効降雨量	1,393	1,534	1,086	1,528	1,086	1,897	1,292	1,400	1,279	1,301	1,450	1,578	1,418	1,280	1,430
雨水浸透施設	浸透量（C1＋C2＋C3）	205	242	184	253	196	312	238	268	259	258	297	324	313	290	325
	C1：浸透ますによる浸透量	126	147	112	156	122	195	148	167	163	163	190	208	201	188	212
	C2：浸透管による浸透量	68	79	59	80	61	97	76	84	80	78	89	97	94	85	95
	C3：浸透人孔による浸透量	12	16	12	16	13	19	14	17	16	16	18	20	18	17	18
地表面流出・浸透	D　：地表面からの流出量	734	794	552	783	542	980	644	689	617	635	699	762	664	593	662
	E　：地表面からの地下浸透	453	497	351	491	348	605	411	443	403	408	453	492	441	397	443
市域外からの流出入	F　：玉川上水からの浸透量	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
下水	下水量（G1＋G2）	1,627	1,652	1,594	1,639	1,518	1,724	1,581	1,595	1,557	1,521	1,413	1,673	1,633	1,574	1,624
	G1：下水のうち汚水量	1,098	1,116	1,104	1,097	1,095	1,089	1,081	1,090	1,065	1,063	928	1,099	1,091	1,074	1,077
	G2：下水のうち雨水量	529	535	490	542	423	635	501	505	492	458	484	575	542	501	547
湧水	H：湧水からの湧出量	53	53	53	53	53	60	48	52	49	49	46	47	39	49	37
地下水系の水収支※2	＝(A5+C+E+F)－(A2+H)	647	717	520	726	522	887	632	693	649	645	735	809	761	682	776

※１　端数処理の関係で合計値（1 の位）が合わないことがある。
※２　〈A1：地下水揚水量（上水道）〉は井戸の汲み上げ位置が 150m 以深であり、湧水の水源としての地下水系には含めないことと仮定した。

10. 用語解説

用語	解説
BOD（生物化学的酸素要求量）	Biochemical Oxygen Demand の略。水中に含まれている有機物を微生物が一定の条件下で酸化・分解するために必要な酸素量のことで、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。この値が大きいほど汚濁が著しいことになる。
CoCo バス	公共交通不便地域の解消や交通弱者への外出機会の提供などを目的とし、環境に配慮した車輌を用いて、既存の路線バスを補完する形で平成 15 年 3 月より運行しているコミュニティバスのこと。
COD（化学的酸素要求量）	Chemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物を化学的に分解する際に必要な物質量の酸素量換算値。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど水質が悪化していることになる。
DO（溶存酸素量）	Dissolved Oxygen の略称。水中に溶けている酸素のこと。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠のものであり、溶存酸素量の変化は生態系に大きな影響を及ぼす。汚染度の高い水中では消費される酸素量が多いため、溶存する酸素量は少なくなる。
HEMS（家庭のエネルギー管理システム）	Home Energy Management System の略称。家庭の電力制御や家電製品などの効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム。エネルギー管理システムには、HEMS のほか、ビルの管理システム（BEMS）やマンションの管理システム（MEMS）もあり、建物内の電力の計測、空調・照明等接続機器の制御、電力需要ピークの制御などを行う。
IPCC	国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（昭和 63）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。世界の科学者が発表する論文や観測・予測データから科学的な分析を行い、 5～6 年ごとに社会経済への影響、気候変動対策なども盛り込んだ評価報告書を作成、公表する。特定のテーマに関する特別報告書や指針なども作成、公表している。
pH（水素イオン濃度）	溶液中の水素イオンの濃度を表す指数。pH 7 で中性、pH＜7 で酸性、pH＞ 7 でアルカリ性となり、温泉などの特殊な例を除いて、河川水等の表流水は中性付近の値を示す。水道用水として望ましい水質は pH6.5 以上 pH8.5 以下の範囲とされている。
ＰＭ2.5（微小粒子状物質）	大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter）のうち、粒径 2.5 ㎛以下のもの。浮遊粒子状物質（SPM：10 ㎛以下の粒子）よりも小さいものを指す。ＰＭ2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系・循環器系への影響が懸念されている。
PRTR 制度（化学物質排出移動量届出 制度）	有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源（事業所）から、どれくらい環境中（大気、水、土壌）に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組み。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、データを年 1 回都道府県経由で国に報告し、国が集計･報告する。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。

用語	解説
SS（浮遊物質・懸濁物質）	Suspended Solid の略称で、水中に浮遊する小粒状物の総称。プランクトンや生体物の死骸、それに付着する微生物等の有機物及び泥粒等の無機物からなる。懸濁物質量の変化は水中の照度に影響を及ぼし、数値が大きいほど汚濁が著しいことを示す。
3R	Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の３つのＲの総称。
一酸化炭素（CO）	炭素を含む物質が不完全燃焼（十分な酸素が無い状態で燃えること）した際などに生じる無色、無臭の気体。人体に入るとヘモグロビンの酸素運搬作用を阻害し、中枢・末梢神経の麻痺症状を起こす原因となる。都市では、自動車排ガス中に含まれるものがその大部分を占めていると考えられており、交通量の多い道路や交差点付近において高濃度になる場合がみられる。
雨水浸透ます	雨水を集水し地中に浸透させるため、底面及び側面を砕石で充填した設備。本市では、事業者と市の協力によって安くて効果のある独自のますを考案しており、更に市民、事業者及び市のパートナーシップで設置を進めてきた結果、設置率は国内でも有数となっている。
エコドライブ	自動車の運転に当たって、アイドリングストップ、急発進・急加速の自粛、定速走行、エンジンブレーキの活用、点検・整備の励行など、環境負荷の軽減に配慮すること。
環境マネジメントシステム	組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善していくための仕組み。環境保全に関する方針や目標、計画などを定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを定めている。 国際標準化機構の ISO14001 規格や、環境省が策定したエコアクション 21 などがある。
環境行動指針	環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第 12 条に基づいて平成 19 年に策定された。本計画の策定に伴い、令和 3 年 3 月に全面改訂を行った。
環境配慮指針	小金井市まちづくり条例第 38 条に基づき、生活環境、文化的環境、自然的環境及び地球環境の保全、回復及び創出を図るために配慮すべき事項について定められた指針。
環境美化サポーター	環境美化に対する意識向上を図るため、身近な公共空間である公園、道路などの環境美化活動について市民がボランティア活動を実施する制度。
環境保全型農業	化学肥料や農薬の使用を減らし、できるだけ環境負荷を低減するよう配慮した持続可能な農業・農法のこと。たい肥を使った有機農業などが一般的に普及している。
環境保全実施計画	小金井市環境基本条例第 11 条に基づき、市が環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画。
環境報告書	環境の状況、環境基本計画に基づいて実施された施策及びその他の取組の状況を明らかにするため、小金井市環境基本条例第 22 条に基づき毎年作成・公表される報告書。
外来種	人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種のこと。
崖線	河川や海の浸食作用でできた崖地の連なり。自然の地形及び植生を残し、また崖線下には多くの湧水があるなど、都内の区市町村界を越えて連続して存在する東京の緑の骨格となっている。

用語	解説
京都議定書	1997（平成 9）年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書で、2005（平成 17）年 2 月に発効した。2008（平成 20）年～2012（平成 24）年を第一約束期間として、先進各国に温室効果ガスの削減数値目標が課せられた。
光化学オキシダント（Ox）	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、日射を受けて起こす光化学反応によって生成されるオゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉などの粘膜に影響を及ぼす。また、空気中に白いモヤがかかった状態（光化学スモッグ）が発生する。
小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	小金井の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、市が制定した条例（平成 17 年 7 月施行）。
国分寺崖線（はけ）	小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、みどりが豊かで所々に湧水もみられる。
ごみゼロ化推進員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 8 に基づき、ごみの減量やまちの美化などに向けた活動を行うため、市から委嘱を受けた、町会・自治会、事業者などからの推薦や公募市民などで構成される。キャンペーンやイベントへの参加、勉強会や研修会、ごみ分別やごみに関する相談など、幅広い活動を行っている。
コーディネート	様々な主体が、共通の目的を実現するために協力し合い、全体で大きな力が発揮されるよう連絡・調整を行うこと。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
在来種	従来からその地域に自然分布している動植物種（亜種や系統も含む）。
市民農園	余暇を利用して農業に親しめるよう、市が農家から農地を借り、農園として整備し、市民の皆様に区画を貸すもの。利用者は、その区画内（12 平方メートル）に好きな野菜を栽培することができる。
食品ロス	食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。消費・賞味期限切れによる廃棄、食べ残し、可食部の除去などが原因となる。日本の食品ロスは約 612 万 t（平成 29 年度）であり、そのうち事業系は約 328 万 t、家庭系が約 284 万 t である。
生産緑地	良好な都市環境を確保し、計画的な保全を図るために指定される農地のことであり、指定することで営農継続義務が生じる代わり、固定資産税の軽減措置などを受けられる。指定期間は 30 年で、指定期間経過後はいつでも買取申出が可能となる。平成 29 年の生産緑地法の改正により特定生産緑地制度が創設され、特定生産緑地に指定することで買取りの申出が可能となる期日を 10 年延期できることとなった。
体験型市民農園	市が開設する市民農園とは異なり、市による施設整備費と管理運営に助成と支援を受けた上で、農家が開設するもの。農家が利用者に対して農業の講習会を実施し、利用者はその講習会で学んだ内容に沿って、自分の区画で農作業を行う。

用語	解説
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらし、人類や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（2013 年）では、人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い（可能性 95%以上）とされている。
地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われる。地産地消が進めば、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送にともなうエネルギーの削減などの効果が期待される。近年では、オンサイトで利用する再生可能エネルギーを取り上げて、エネルギーの地産地消と呼ぶこともある。
低公害車	大気汚染物質の排出や騒音の発生などが少ないなど、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。現在実用段階にあるものは、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車、大型ディーゼル貨物自動車代替自動車、低排出ガス認定自動車の 9 種類である。
低炭素社会	経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減した社会（低炭素社会）のこと。その具体的な方策として、省エネルギー等によるエネルギー負荷の低減、再生可能エネルギーの導入などが挙げられる。さらに、温室効果ガスの排出削減及び吸収や回収・再利用により排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」を目指す動きが加速している。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングや金属・機械洗浄などに用いられ、洗浄剤・溶剤として優れているが、地下水汚染などの原因物質となっている。肝・腎機能低下を起こすなどの毒性があるが、人に対する発がん性は十分立証されていない。大気・水・土壌について環境基準が設定され、大気汚染防止法、水質汚濁防止法で排出が規制されている。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）のうち生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生物で、156 種が指定されている（令和 3 年 1 月現在）。飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で規制されている。
二酸化窒素（NO_2）	大気汚染物質の一種で、工場の煙や自動車排気ガスなどに含まれて大気中に排出される。二酸化窒素は人体に吸入されると肺深部に達し、肺水腫などの原因となる。
燃料電池	水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステム。利用の段階では水しか排出しない。
ヒートアイランド（現象）	都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温分布図において、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれる。都市化の進展による人工排熱の増加やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化などが原因で、夏季は猛暑日や熱帯夜の増加による熱中症などの健康被害、冬季は植物の開花時期の変化などが懸念されている。
ビオトープ	本来その地域に住む様々な野生の生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田などのビオトープがある。

用語	解説
フロン類	フッ素と炭素の化合物で、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）などの種類がある。冷蔵庫などの冷媒やスプレーの噴射剤、半導体などの精密な部品の洗浄剤などに広く用いられてきた。大気中に放出されてもそのまま蓄積され、オゾン層を破壊する特定フロン（CFC・HCFC）については国際的に使用が禁止され、我が国でも法令で回収・破壊が義務付けられている。また、フロン類は二酸化炭素の数千倍から数万倍もの温室効果を持つが、本市では、二酸化炭素以外の温室効果ガスで最も多いのが HFCs である。
マイクロプラスチック	漂流・漂着したプラスチックゴミが海岸での紫外線や大きな温度差による劣化、海岸砂による摩耗などにより次第に細片化し、サイズが 5 mm を下回ったもののこと。動物プランクトンと同程度の大きさを持ったマイクロプラスチックは、魚類などにより誤食され、付着していた有害物質が蓄積され、食物連鎖により人間の体内に入る可能性がある。海鳥が誤食した場合、消化器官に悪影響を及ぼす可能性がある。
みどりのパートナーシップ協定	潤いある調和のとれた美しいまちづくりの推進を目的に、市と緑化に資する自主的な活動団体と協定を締結し、対等な立場で連携協力して市政を充実、発展させるための制度です。
名勝「小金井（サクラ）」	玉川上水の境橋から小平浄水場までの堤に植えられたヤマザクラ。江戸時代から広く知られており、国の名勝として指定を受けている。近年では、玉川上水の通水停止や自動車の排気ガスなどにより樹勢の衰えがみられ、市や市民団体が保全に取り組んでいる。
モニタリング	大気・水質・騒音・地盤沈下等の状況や、緑被・植生・生物等の状況など生態系や生物環境を監視・調査すること。
浴恩館	昭和 3 年、京都御所で行われた昭和天皇即位大嘗祭の神職の更衣所を、（財）日本青年館が譲り受けて移築した建物。その後、全国の青年団の指導者層が集まり、人間形成する講習所として機能し、昭和 48 年に市が買い取って青少年センターとして開館した。平成 5 年に、市の郷土資料を展示収蔵する文化財センターとしてリニューアルしたのを機に、周辺を公園として整備して現在に至っている。
リサイクル	廃棄物を回収し、再生利用すること。原料あるいは材料として循環利用するマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルや、循環利用できなくなったものを燃焼させるなどしてエネルギー回収するサーマルリサイクルがある。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政などの全ての者が共有しながら、互いに意思疎通を図ること。
リデュース	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや、ごみになるものはもらわない・買わないなど廃棄物の発生を少なくすること。
リユース	再使用のこと。一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返して使用すること。
緑被率	緑被面積が市域に占める割合のこと。

第３次小金井市環境基本計画（案）

令和３年３月

連絡先：小金井市環境部環境政策課
住　所：〒184-8504　東京都小金井市本町六丁目６番３号
ＴＥＬ：042-387-9817　／　ＦＡＸ：042-383-6577
E-mail：s040199@koganei-shi.jp
小金井市公式ホームページ　http://www.city.koganei.lg.jp/

資料２－２

第３次小金井市環境基本計画　【概要版】

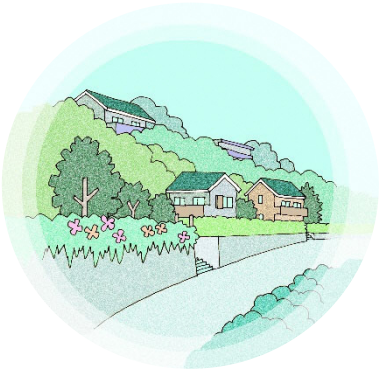
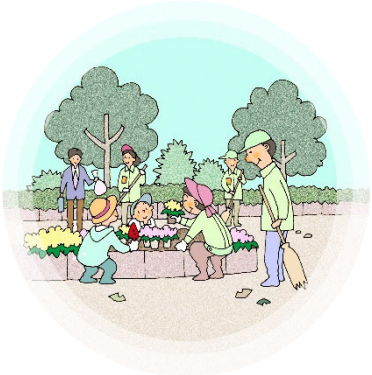

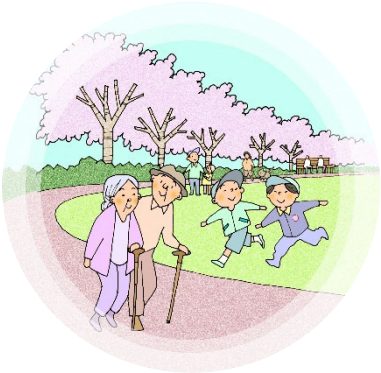

緑・水・
生きもの・人…
わたしたちが
心豊かにくらすまち
小金井

（※イラストは現時点では検討中のものである）

小金井市

▶▶▶将来のよい環境は、市民や事業者の皆さんと協働で守り・つくっていくものであり、その目指すところを共有することが重要であるとの考えから、小金井の将来の環境の姿を**「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」**と設定し、そのイメージをイラストで分かりやすく示しました。

第３次小金井市環境基本計画とは

▶「小金井市環境基本条例」に基づき、本市の環境保全の目標や取組の方向性を定め、市、市民、事業者等のあらゆる主体が、環境保全に取り組んでいくための計画です。

▶本市をとりまく社会情勢や、国などの環境行政の最新動向を考慮し、環境関連の個別計画や、関連する諸計画との整合を図りながら、策定しました。

▶計画の期間は、令和３年度～令和 12 年度の 10 年間です。

【参考】近年の環境行政を取り巻く動向

・国内の地方自治体、企業、市民団体等により **SDGs（持続可能な開発目標）**が積極的に推進されており、SDGs と環境施策との関係を意識していく必要があります。

・気候変動に関し、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に保つとともに 1.5℃に抑える努力を追求し、**2050（令和 32）年までに CO_2 排出実質ゼロとする「脱炭素社会※」**を目指す動きが加速しています。

出典：国際連合広報センターホームページ

・生物多様性に関し、2050（令和 32）年までに「自然と共生する世界」を実現するため、地方自治体には地域の自然条件に応じて、**生物多様性保全の社会的な浸透（主流化）**が求められています。

※　脱炭素社会…温室効果ガス排出が実質的にゼロとなる社会

将来の環境像

▶将来のよい環境は、市民や事業者の皆さんと協働で守り・つくっていくものであり、取組を進める市民、事業者、市が、その目指すところを共有することが重要です。

▶このような考えから、本計画では、小金井の将来の環境の姿を**「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」**と設定し、そのイメージを分かりやすく示しました。

緑・水・生きもの

小金井の環境を構成する基本要素で、心豊かに暮らす基盤であり、生物多様性や自然循環を重視します

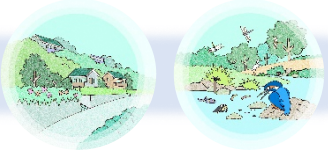

人

緑・水・生きものから様々な恵みを享受していることを自覚し、それらを保全・再生・創造していきます

わたしたちが

環境教育・学習を通じて各主体が絆を深めて、連携・協働することにより、環境を保全・再生・創造します

心豊かにくらすまち

環境からの恵みを受け、環境を育むことにより、物質だけでなく心の豊かさを大切にします。自然とふれあえる低炭素で循環型のライフスタイルを目指し、豊かに暮らしたいという願いを実現できるまちにしていきます

計画の体系

全ての施策を進める上で重要な「計画推進の基盤づくり」を位置付け

▶全ての環境施策を進める上で、環境教育・学習や主体間（市民、事業者、市）の連携・協働が重要であるため、これらに関する項目を「計画推進の基盤づくり」として位置付けました。

⇒　本編第３章「３．計画推進の基盤づくり」参照

本市の持続可能な発展への貢献を SDGs で説明

▶計画の推進が本市の持続可能な発展に貢献することを分かりやすく伝えるため、SDGs（持続可能な開発目標）の 169 のターゲットを本市の社会・環境を踏まえた表現に“翻訳”した上で、基本目標と関連性のある SDGs との関係を示しました。

⇒　本編第３章の各基本目標「関連する SDGs」参照

環境の状態や取組の進捗を把握する指標を設定

▶本市の環境がよりよい方向へ向かっているかどうかを把握・評価していくため、基本目標ごとに〈環境指標〉を設定するとともに、主な取組の進捗を把握するための〈取組指標〉を設定しました。

⇒　本編第２章「４．計画策定の方針/進行管理のための指標の設定」
本編第３章各基本目標の「目指すべき環境の目標」「取組目標」
本編第４章「３．指標・目標一覧」　参照

基本目標等		基本施策
計画推進の基盤づくり		基盤１　環境教育・環境学習 ▶学習の場・機会の創出 / 担い手の創出 基盤２　環境活動 ▶市民協働体制の強化 / 場・人材・情報のネットワーク化 基盤３　情報発信・共有 ▶効果的な情報発信 / 環境情報の共有
基本目標 1	みどりを守り、つくり、育てる	1.1 みどりの保全 1.2 みどりの創出 1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進
基本目標 2	地下水･湧水･河川の水循環を回復する	2.1 地下水・湧水の保全 2.2 河川環境の保全 2.3 水資源の有効利用
基本目標 3	都市の生物多様性を守り親しむ	3.1 生物多様性の保全 3.2 自然とのふれあいの推進
基本目標 4	安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る	4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策 4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション
基本目標 5	美しく住み心地のよいまちを守る	5.1 景観の保全・活用 5.2 美しいまちなみの維持
基本目標 6	3R 推進で循環型のまちをつくる	6.1 発生抑制を最優先とした３R の推進 6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進
基本目標 7	エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進 7.2 移動における低炭素化の推進 7.3 気候変動適応策の推進

３つの基盤施策とその波及イメージ

基盤１ 環境教育・環境学習
- ▶学習の場・機会の創出
- ▶担い手の創出

基盤２ 環境活動
- ▶市民協働体制の強化
- ▶場・人材・情報のネットワーク化

基盤３ 情報発信・共有
- ▶効果的な情報発信
- ▶環境情報の共有

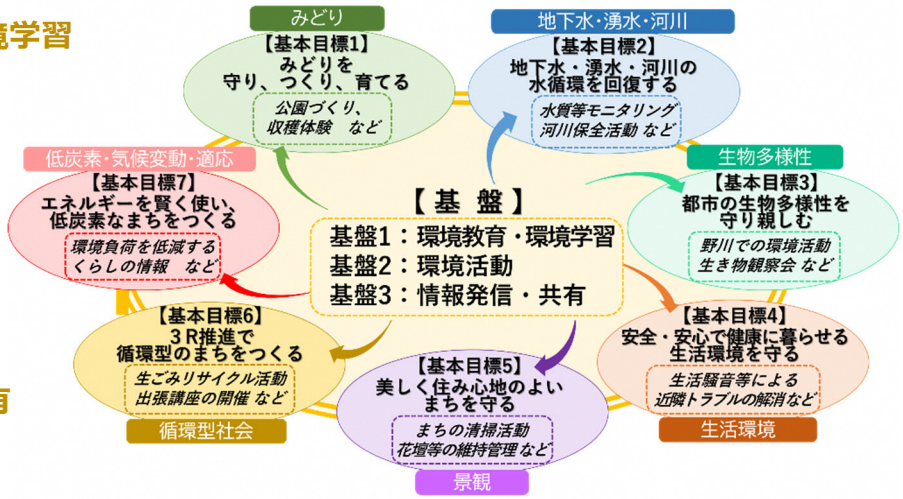

基本目標ごとの取組

基本目標１　みどりを守り、つくり、育てる

＜ 現状・課題 ＞

- 国分寺崖線（はけ）、野川、玉川上水、公園、社寺林、屋敷林、農地など様々なみどりが存在し、環境・癒し・防災などの多面的機能を発揮しています。
- みどりの量を測る指標である緑被率は減少傾向にあります。（平成 21 年度：33.7%⇒令和元年度：30.2%）

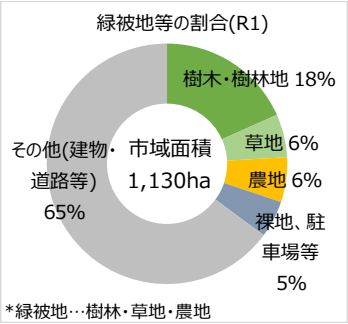

- 現状のみどりの保全と新たな創出を両輪で進め、みどりの多面的機能の維持・向上を図っていくことが重要です。

野川のみどり

まちなかのみどりである農地

＜ 展開する取組 ＞

1.1 みどりの保全
- ▶まちなかのみどりの保全
- ▶農地の保全・活用

1.2 みどりの創出
- ▶公園・緑地の創出・活用
- ▶みどりのまちなみの創出

1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進
- ▶みどりを知り、親しむ機会の創出
- ▶協働による活動の推進

市民ボランティアによる活動例

＜ 環境指標及び目標 ＞

環境指標	現状（令和元年度）	目標（令和 12 年度）
緑被率※1	30.2%	28%
緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）に関する満足度	71.8%※2	80%

※1　樹木・樹林地、草地、農地の割合であり、市内のみどりの量を測る指標として設定
※2　市民アンケート調査（令和元年度）において「満足」又は「やや満足」と回答した割合

基本目標２　地下水・湧水・河川の水循環を回復する

＜ 現状・課題 ＞

・地下水位や、河川・地下水の水質は安定しており、良好な水環境が維持されています。

・本市は以前より、住宅地などにおける雨水浸透ます（右）の普及を進めており、全国的にも認知されています。

雨水浸透ます（上）と雨水タンク（右）の設置例

・また、雨水が一度に河川へ流出し水質悪化や増水となるのを防ぐため、雨を溜めて使う取組も重要です。

・年間降雨量の約４～５割※が、自然被覆地や雨水浸透施設を介して地下水系へ浸透し、隣接自治体も含めた水循環の健全化に寄与しています。

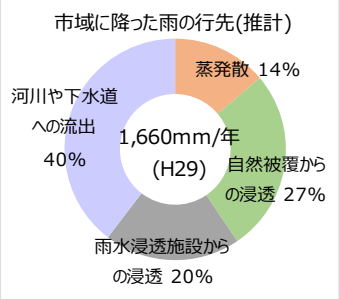

・農地などの宅地化や、雨の降り方の変化も踏まえ、引き続き水循環・水環境の保全を進めることが重要です。

※ 詳細は「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」の水収支推計を参照

＜ 展開する取組 ＞

2.1 地下水・湧水の保全

- ▶地下水・湧水等のモニタリング
- ▶住宅地等における雨水浸透の促進
- ▶開発事業等における地下水への影響の未然防止
- ▶崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全

2.2 河川環境の保全

- ▶水質汚濁の発生防止
- ▶水辺に親しめる機会の充実
- ▶流域単位での他自治体等との連携

2.3 水資源の有効利用

- ▶日常生活における雨水利用や節水の推進
- ▶災害時における水資源の活用

＜ 環境指標及び目標 ＞

環境指標	現状（令和元年度）	目標（令和 12 年度）
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定	現状から低下しない
湧水の水量	全地点の合計※1：870L/分	現状から減少しない
野川の水質	DO：8.6～9.1mg/L BOD：0.5mg/L	全地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）を達成
湧水の水質※2	硝酸性窒素：5.27～7.72mg/L トリクロロエチレン：定量下限値未満 テトラクロロエチレン：定量下限値未満… 等	全ての地点･回で地下水環境基準を達成

※１　現状の地点数は５地点
※２　項目は一部省略（詳細は本編参照）

基本目標３　都市の生物多様性を守り親しむ

＜ 現状・課題 ＞

・市内には野川、国分寺崖線、農地などの自然環境を基盤とする生態系が成立していると考えられます。

・野川や湧水の生きもの調査が行われていますが、生きもの情報の収集や発信が十分とはいえず、生物多様性の全体像が把握しづらい状況です。

・生きものの実態把握や、生物多様性への関心を高めるための取組を進めていくことが重要です。

湧水の底生生物調査

＜ 展開する取組 ＞

3.1 生物多様性の保全

- ▶生物多様性に関する実態の把握
- ▶生き物の生息・生育環境の保全・創出
- ▶外来種対策の推進

3.2自然とのふれあいの推進

- ▶自然について知る機会の創出
- ▶自然と親しめる機会の創出

＜ 環境指標及び目標 ＞

環境指標	現状（令和元年度）	目標（令和 12 年度）
生物多様性の認知度	―	75%
生き物との親しみやすさに関する満足度※	44.8%	55%

※　市民アンケート調査（令和元年度）において「満足」又は「やや満足」と回答した割合

基本目標４　安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

＜ 現状・課題 ＞

・大気質や騒音の測定結果は、環境基準をおおむね達成しており、良好な状態です。
・毎年 50 件以上報告される公害苦情は、典型公害※より、音響機器、ペット、樹木の枝張など生活由来のものが多い傾向にあります。
・発生源対策に加え、住民の話し合いやルールづくりによる未然防止のための取組も重要です。

※ 大気、騒音振動、水質汚濁、悪臭など

大気環境調査

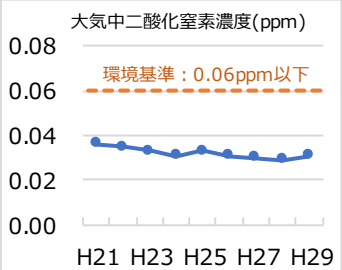

*98%値である

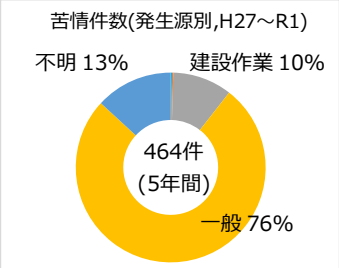

*工場及び指定作業場は0.5%未満

＜ 展開する取組 ＞

4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策

▶事業活動等における公害の発生防止
▶自動車由来の騒音や排気ガス等の低減
▶農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策

4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション

▶大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信
▶安全・安心のための話し合いやルールづくり

＜ 環境指標及び目標 ＞

環境指標	現状（令和元年度）	目標（令和 12 年度）
大気環境基準等の達成状況※2	二酸化窒素：達成（0.016※1ppm） 浮遊粒子状物質：達成（0.043※1mg/m^3）…等	各項目について 環境基準等を達成
道路交通騒音に関する環境基準の達成状況	①五日市街道・小金井街道・東八道路 ②連雀通り・新小金井街道 →①…昼夜間ともに達成　②…昼間のみ達成	全地点で昼夜間 ともに環境基準を 達成

※１　平成 30 年 10 月 5 日までの値（以降欠測）
※２　項目は一部省略（詳細は本編参照）

基本目標５　美しく住み心地のよいまちを守る

＜ 現状・課題 ＞

・国分寺崖線・野川・仙川のみどりや水辺、公園や散策路、文化的価値のある玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」などは、代表的な景観資源であり、未来へ引き継ぐことが大切です。
・まちなかでは、環境美化サポーターとの協働による美化活動など、美しいまちなみの維持に努めていくことが重要です。

野川公園のみどり（自然観察園）

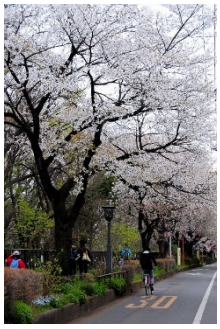
名勝 小金井（サクラ）

＜ 展開する取組 ＞

5.1 景観の保全・活用

▶景観保全・創出に係る取組の実施
▶景観資源を活用する取組の充実

5.2 美しいまちなみの維持

▶美しいまちなみの維持
▶まちの魅力向上

花壇ボランティアによる活動

＜ 環境指標及び目標 ＞

環境指標	現状（令和元年度）	目標（令和 12 年度）
まちの美しさ（景観、調和等）に関する満足度※	45.5%	55%

※　市民アンケート調査（令和元年度）において「満足」又は「やや満足」と回答した割合

基本目標６　３R推進で循環型のまちをつくる

＜ 現状・課題 ＞

・平成 18 年に「ごみ非常事態宣言」を出し、ごみ減量に積極的に取り組んできました。1 人当たりごみ排出量は全国平均と比べてかなり少ない状況です※1。

・新たな可燃ごみ施設※2 が供用開始になったものの、人口の増加が予想されることから、引き続き 3R の推進が必要です。

※１　同じ人口規模の自治体との比較では最も少ない（平成 30 年度）

※２　小金井市・日野市・国分寺市の共同処理のために設立した、浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設（立地は日野市内）

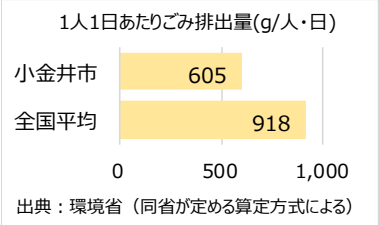

＜ 展開する取組 ＞

6.1 発生抑制を最優先とした 3R の推進

- ▶日常生活における３Rの徹底
- ▶分別・減量を徹底する啓発活動の強化
- ▶事業活動における3Rの推進

6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進

- ▶地域と連携した収集・運搬の推進
- ▶適切な処理・処分の推進
- ▶廃棄物処理を支える体制の確立

＜ 環境指標及び目標 ＞

環境指標	現状（令和元年度）	目標（令和 12 年度）
市民１人１日当たりの家庭系ごみ※排出量	369 g/（人・日）	355 g/（人・日）以下

※　家庭系ごみ…燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ

基本目標７　エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

＜ 現状・課題 ＞

・本市周辺の年平均気温は上昇傾向です。近年は、集中豪雨や猛暑が毎年のように発生しています。

・市の二酸化炭素排出量※は近年減少傾向ですが、「2050 年 脱炭素社会」実現に向け一層の削減が求められます。

・特に排出量が多い家庭部門では、家屋の低炭素化などのハード対策や、環境負荷の少ない商品・サービスを選ぶ「COOL CHOICE」が必要です。

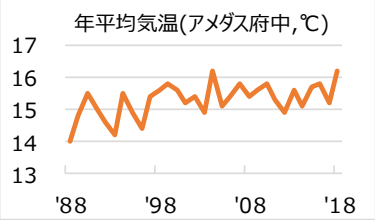

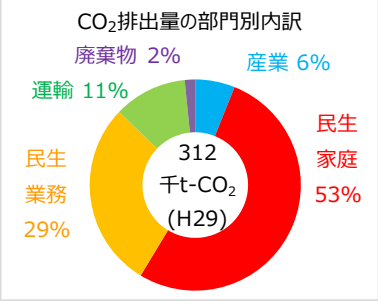

・また、集中豪雨や猛暑など気候変動の影響に適応する取組も進めていく必要があります。

※　本市では温室効果ガス排出量の大半が二酸化炭素

＜ 展開する取組 ＞

7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進

- ▶建物の低炭素化の促進
- ▶機器・設備の低炭素化の促進
- ▶低炭素化につながる行動・活動の普及促進

7.2 移動における低炭素化の推進

- ▶交通手段の転換の促進
- ▶自動車の低炭素化の促進

7.3 気候変動適応策の推進

- ▶気候変動適応に関する普及啓発
- ▶気候変動による影響の把握
- ▶暑熱対策の推進
- ▶災害対策の推進

＜ 環境指標及び目標 ＞

環境指標	現状（令和元年度）	目標（令和 12 年度）
市内の温室効果ガス排出量	341.0 千 t-CO_2※1	260.6 千 t-CO_2 （平成 25 年度比 26.0%削減）
市内のエネルギー消費量	3,437 TJ※1	2,829 TJ （平成 25 年度比 17.0%削減）
意識調査における「適応」の認知度※2	市民 25.3%　事業者 25.6%	市民、事業者ともに 50%以上

※1　平成 29 年度の値

※2　地球温暖化対策地域推進計画改訂に係るアンケート調査（令和元年度）において「意味を含めて知っていた」と回答した割合

計画の推進体制と進行管理

▶「小金井市環境審議会」及び「環境基本計画推進本部（市）」により施策の進捗を点検・評価し、次年度以降の展開につなげます。

▶市民、市民団体、事業者、教育機関、市の各主体による連携・協働により取組を進めます（左下図）。

▶環境の状態や取組進捗を把握する「指標」を設定して計画の進行管理を行い、「小金井市環境報告書」により取組の進捗や各種調査結果を公表します。

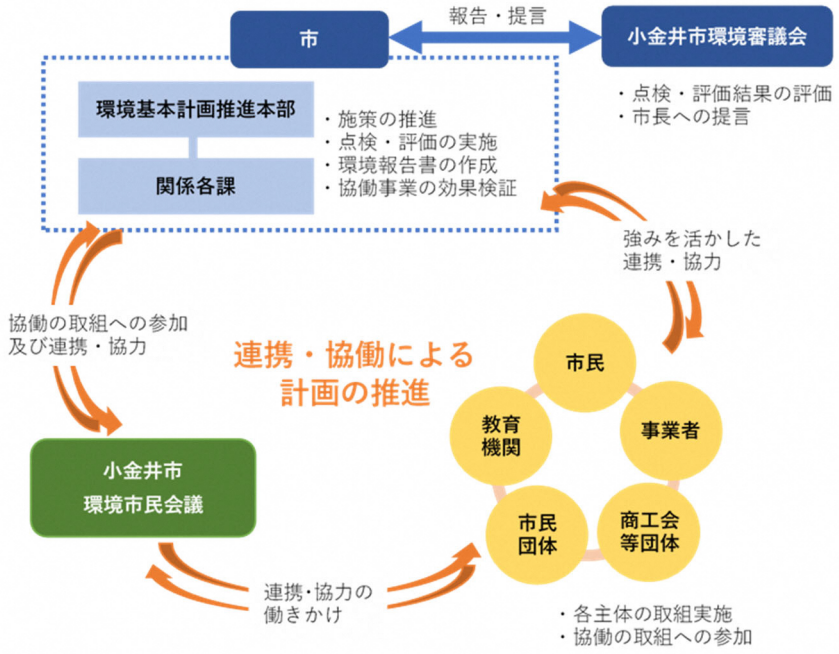

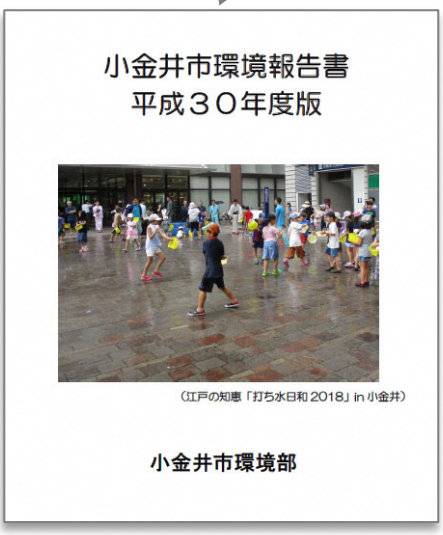

～　参加・体験してみませんか？　～

▶気軽に参加・体験できる環境保全の取組をいくつかご紹介します※。これ以外にも様々な活動がありますので、更に詳しく知りたい方は、ホームページで検索していただくか、環境政策課までおたずねください。

※ 令和３年３月現在の情報に基づくものです。

市 HP 等の
QR
（予定）

クリーン野川作戦

野川の清掃と自然観察を兼ねた環境保全活動であり、毎年200 名前後の参加があります。

環境施設見学会

日野市内に立地する３市共同（小金井市・日野市・国分寺市）の可燃ごみ処理施設です。

こがねい環境フォーラム

体験学習や環境保全等の団体の活動紹介などを行っており、団体同士の交流の場にもなっています。

第３次小金井市環境基本計画
概要版
（令和３年３月発行）

問合せ先：小金井市環境部環境政策課　環境係
住　　所：〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目６番３号
TEL：042-387-9817 / FAX：042-383-6577 / E-mail：s040199@koganei-shi.jp
市ホームページ：http://www.city.koganei.lg.jp

資料３

案

令和３年３月９日

小金井市長　西岡　真一郎　様

小金井市環境審議会
会長　池上　貴志

答　申　書

令和３年３月１日付け小環環発第２８５号で諮問のあった第３次小金井市環境基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、妥当と認め、その旨答申します。

貴職におかれましては、環境保全施策の緊急性・重要性を鑑み、望ましい環境の実現に向けての取組を着実に推進されるよう希望します。

資料４

小金井市環境保全実施計画

（１）環境保全実施計画とは

環境保全実施計画は、第 3 次環境基本計画に示した施策を担保する、具体的な事業や取組の内容と担当する所管課及び係を示すものです。この計画に基づき、各課において個別事業を実施し、その実施状況を毎年点検・評価していきます。

環境保全実施計画の計画期間は、環境基本計画と同様の 10 年間ですが、計画運用開始から 5 年を目途に中間見直しを行います。

（２）環境保全実施計画の構成と環境基本計画との対応

環境保全実施計画と環境基本計画との対応は、以下の通りです。

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
000_計画推進の基盤づくり								
010_基盤1 環境教育・環境学習								
011_学習の場・機会の創出								
011	1		11-1	環境講座	環境啓発事業の一部として環境講座を行う。	環境政策課	継続	継続
011	2	重複	11-2	環境フォーラム	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	環境政策課	継続	継続
011	3	重複	11-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続

A　　B　　C

A：体系No.

環境基本計画の個別施策の番号に対応しています。

【例】

■体系No.011⇔基盤 1_1.1 学習の場・機会の創出

■体系No.111⇔基本目標 1_1.1 みどりの保全_1.1.1 まちなかのみどりの保全

B：事業等の名称・事業等の概要

環境基本計画の施策の内容に対応する具体的な事業名及びその内容を示しています。
ここに示す事業を各課で推進していきます。
基本目標ごとの関連事業数は右記の通りです。

基本目標	事業数（重複込）	基本目標	事業数（重複込）
基盤	24事業	4	24事業
1	42事業	5	10事業
2	26事業	6	27事業
3	18事業	7	23事業

C：中期的視点からの事業展開の方向性

計画期間の 10 年間を前期、後期に分け、5 年間での事業展開を計画しています。

（３）毎年の進捗管理（点検項目）

№がついている事業ごとに、年１回、各課への照会により単年度の実施状況を点検します。点検項目は以下の通りです。

①事業の実施状況

・実施中/未実施/完了・廃止/その他のいずれかに分類します。
・上記分類の理由、実施した事業内容の詳細、事業に関する数値実績を把握します。
・取組指標の現状値についても、ここで把握します。

②効果や課題

・事業目的に照らした、あるいは環境面から見た成果・効果や、事業推進にあたっての課題等を把握します。

③次年度の実施予定

・継続/拡大・新たな展開/縮小・廃止・完了のいずれかに分類します。
・上記分類の理由、次年度に実施する事業内容の詳細を把握します。

（４）点検結果の活用

①環境基本計画の施策の実施状況評価

（３）の①②をもとに、市の内部組織である「環境基本計画推進本部」で施策の実施状況を評価します。評価の視点については、現在事務局で検討中です。

②環境審議会による評価

①の評価結果をもとに、環境審議会による評価を行います。

③評価のフィードバック

①②の評価結果を各課にフィードバックし、次年度の事業実施において参考にします。

④点検・評価結果の公表

これまでと同様に、各事業の実施状況及び評価結果を環境報告書で公表します。
同時に、環境指標・取組指標の現状値についても整理して公表します。

第3次環境基本計画の施策に紐づく事業等一覧（実施計画）【環境審議会用】

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
000_計画推進の基盤づくり								
010_基盤1 環境教育・環境学習								
011_学習の場・機会の創出								
011	1		11-1	環境講座	環境啓発事業の一部として環境講座を行う。	環境政策課	継続	継続
011	2	重複	11-2	環境フォーラム	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	環境政策課	継続	継続
011	3	重複	11-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続
011	4		11-4	環境施設見学会	環境啓発事業の一部として環境関連施設の見学会を行う。	環境政策課	継続	継続
011	5		11-5	小金井市環境賞	環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者を表彰する。	環境政策課	継続	継続
011	6	重複	612-6	くるカメ出張講座	市のごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルについてなどを分かりやすく解説する出張講座を行う。	ごみ対策課	継続	継続
011	7		11-7	小金井市まなびあい出前講座	行政、各団体、企業等の協力を得て、職員・社員が市民方へ出向いて情報を提供する「小金井市まなびあい出前講座」を行う。メニューに環境、まちづくり、防災、教育等がある。	生涯学習課	継続	継続
011	8	重複	11-8	公民館事業	公民館事業（子ども体験講座、市民講座、成人学校等）で環境をテーマとする講座等を開催する。	公民館	継続	継続
011	9		11-9	環境学習の推進（環境教育資料の提供）	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	(精査中)	(精査中)
011	-		-	-	（上記の他にも、基本目標1～7の各取組を通じて、学習の場・機会の創出を行う。）	-	-	-
012_担い手の創出								
012	-		-	-	（「011_学習の場・機会の創出」と概ね重複するため省略。）	-	-	-
020_基盤2 環境活動								
021_市民協働体制の強化								
021	1		21-1	環境市民会議との協働	環境市民会議による活動を支援する。	環境政策課	継続	継続
21	2	重複	131-2	環境市民会議によるみどり調査の支援	環境市民会議によるみどり調査に対する支援を行う。	環境政策課	継続	継続
021	3	重複	132-1	環境美化サポーター制度（公園）	「小金井市環境美化サポーター制度実施要綱」に基づく環境美化サポーター制度の活用促進する。また、公園で活動する環境美化サポーターに対して、用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続
021	4	重複	322-4	田んぼの時間	東京学芸大学がもつ休耕田をフィールドに環境市民会議（環境学習部会）が行う、代掻きから収穫まで体験する活動「田んぼの時間」について、広報等の支援を行う。	環境政策課	継続	継続
021	5	重複	521-3	環境美化サポーター制度（道路）	小金井市環境美化サポーター制度実施要綱による環境美化サポーター制度や意義向上を図る。	道路管理課	継続	継続
021	6		21-6	こがねい市民活動団体リスト	市民活動団体の情報が掲載された「こがねい市民活動団体リスト」を更新する。	コミュニティ文化課	継続	継続
021	7		21-7	こがねい市民講師登録・紹介制度	市民の生涯学習活動を支援するため、市民講師を登録し、サークルや団体等の求めに応じて援助者として活動する制度である。	生涯学習課	継続	継続
021	8		21-8	社会教育関係団体	社会教育関係団体の登録充実と支援を行うとともに、市民への周知や環境を含めた学習機会への活用を図る。	生涯学習課	継続	継続
021	9		21-9	環境学習の推進（講師等の紹介）	学校の環境学習活動への派遣要請に対して講師等を紹介する。	指導室	(精査中)	(精査中)
021	-			-	（上記の他にも、基本目標1～7の各取組を通じて、市民協働体制の強化を図る。）	-	-	-

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
[redacted]								
022_場・人材・情報のネットワーク化								
022	1	重複	11-2	環境フォーラム	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	環境政策課	継続	継続
022	-		-	-	（上記の他にも、基本目標1～7の各取組を通じて、場・人材・情報のネットワーク化を図る。）	-	-	-
030_基盤3 情報発信・共有								
031_効果的な情報発信								
031	1		31-1	環境基本計画の普及啓発	環境基本計画の周知啓発を行う（市ホームページ、公共施設、環境フォーラム等のイベント　等）。また、市民団体・教育機関等とのネットワークづくりを進め、それらを介した新たな発信方法を追求する。	環境政策課	継続	継続
031	2	重複	31-2	「小金井環境行動指針」の活用	「小金井市環境行動指針」を活用する。（市ホームページ、環境フォーラム等のイベント　等）	環境政策課	継続	継続
031	3	重複	612-2	市報でのごみ減量・リサイクル特集記事	市報に「ごみ減量・リサイクル特集」を掲載する。	ごみ対策課	継続	継続
031	4		31-4	食育ホームページ	食と環境（地産地消）について考えてもらうためのサイト「食育ホームページ」を、ボランティアからなる食育ホームページ編集委員会が作成・更新する。	健康課	継続	継続
031	-		-	-	（上記の他にも、基本目標1～7の各取組を通じて効果的な情報発信を行う。）	-	-	-
032_環境情報の共有								
032	1	重複	32-1	環境報告書の公表	環境基本計画に基づき実施された施策の進捗状況、市の環境情報を記載した環境報告書を毎年公表する。	環境政策課	継続	継続
032	-		-	-	（基本目標1～7の各取組について環境情報の共有を行う。）	-	-	-
100_みどりを守り、つくり、育てる								
110_みどりの保全								
111_まちなかのみどりの保全								
111	1		111-1	環境緑地・公共緑地の保全	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）の指定・保全を行う。また、必要に応じて指定要件の見直しを行う。	環境政策課	継続	継続
111	2		111-2	保存樹木、保存生け垣の指定	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、保存樹木、保存生け垣を指定するとととに、制度について分かりやすく周知を図る。	環境政策課	継続	継続
111	3	重複	111-3	生け垣造成奨励金交付制度	道路に面して新たに生け垣をつくる場合に費用の一部を助成する。制度の適用対象を拡大し、より活用しやすい制度とする。	環境政策課	継続	継続
111	4		111-4	環境配慮基準の見直し（樹木）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、宅地開発時の既存樹木の保全割合を検討する。	環境政策課	検討	運用
111	5	重複	112-2	体験農園	農家が開設する体験型市民農園に対する支援等を行う。	経済課	継続	継続
111	6	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	継続	継続
111	7		111-7	みどりの実態に関する情報共有	事業者・市民にみどりの実態に関する情報を共有し、保有者に対して保全を働きかける。	環境政策課	継続	継続
112_農地の保全・活用								
112	1		112-1	生産緑地地区の追加指定	生産緑地法等の改正に伴う生産緑地地区の指定基準緩和を受けて、農業者に積極的に周知を行い、追加指定による生産緑地地区の増加を図る。	環境政策課	継続	継続
112	2	重複	112-2	体験農園	農家が開設する体験型市民農園に対する支援等を行う。	経済課	継続	継続
112	3	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	継続	継続
112	4		112-4	高齢者農園	高齢者農園の整備を進める。	経済課	継続	継続
112	5		112-5	都市農地保全推進自治体協議会	都市農地を有する自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全・活用の調査・研究を推進する。	経済課	継続	継続
112	6		112-6	援農ボランティア	市内農家の農作業を手伝う「援農ボランティア」を養成する。	経済課	継続	継続
112	7		112-7	苗木無料配布	営農を支援するため、市内農家が生産する苗木の無料配布事業を実施する。	経済課	継続	継続
112	8		112-8	営農困難な都市農地の貸借を推進	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、意欲ある農業者や新規就業者、また、市民農園を開設したいと考える民間企業等が生産緑地を借りやすくなったことから、営農困難な生産緑地の貸借を推進し、農地の活用を図る。	経済課	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
112	9		112-9	学童収穫体験事業	市内小学校を対象とした収穫体験事業への支援を行い、土に触れる喜びと作物収穫の感動と農業への理解を促進する。	経済課	継続	継続
112	10		112-10	イベントを通じた交流機会の拡大	農業祭等のイベントを通じた魅力ある交流を進める。	経済課	継続	継続
112	11		112-11	地場産野菜を活用した料理講習会	一日生活教室を通じ、地場野菜を使った料理講習会を実施する。	経済課	継続	継続
112	12		112-12	学校給食地場産野菜利用促進	学校給食の地場野菜の導入率を高めるため、栄養士と農家の打合せ等の調整について協力する。	経済課	継続	継続
112	13		112-13	環境保全型農業の推進	東京都エコ農産物認証制度を利用し、減農薬と減化学肥料に取り組む。	経済課	継続	継続
120_みどりの創出								
121_公園・緑地の創出・活用								
121	1		121-1	公園等の適切な維持管理	児童遊園・子供広場・緑地・都市公園の維持管理を行う。	環境政策課	継続	継続
121	2		121-2	新たな公園等の整備	優先的に整備が必要な小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園を整備する。	環境政策課	継続	継続
121	3	重複	121-3	指定管理者制度等の民間活力導入	都市公園の魅力向上のため、指定管理制度等の民間活力の導入を検討する。	環境政策課	検討	実施
121	4		121-4	低未利用公園等の整理	利用者数の少ない公園等について土地利用転換を含めた有効な利活用について検討をする。	環境政策課	継続	継続
121	5	重複	121-5	小・中学校の運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課	継続	継続
121	6	重複	312-4	学校ビオトープ等の維持管理	学校花壇・農園・ビオトープ等の適正な維持管理に努める。	指導室	継続	継続
121	7		121-7	公共施設の建設・改修工事における緑化	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。	関係各課	随時	随時
122_みどりのまちなみの創出								
122	1		122-1	環境配慮基準の見直し（屋上緑化・壁面緑化等）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、屋上緑化、壁面緑化も緑化面積に含めることを検討する。	環境政策課	継続	継続
122	2		122-2	緑化指導に関する規定の制定	新たに緑化指導に関する規定を制定し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行う。	環境政策課	制定・運用	継続
122	3	重複	111-3	生け垣造成奨励金交付制度	道路に面して新たに生け垣をつくる場合に費用の一部を助成する。制度の適用対象を拡大し、より活用しやすい制度とする。	環境政策課	継続	継続
122	4		122-4	緑化の手引きの作成	事業者・市民に向けた「緑化の手引き」を作成し、緑化手法や維持管理に関する技術等の情報提供を行う。	環境政策課	作成・運用	継続
122	5		122-5	民有地の緑化に対する支援	住宅、事業所などの民有地において庭木やプランター、花壇なども活用して、できる限りの緑化を進められるように支援を行う。	環境政策課	(精査中)	(精査中)
122	6		122-6	街路樹の管理	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。景観形成機能や生き物の生息空間等の創出機能にも配慮し、適切な管理を進める。	道路管理課	継続	継続
130_みどりをはぐくむ市民活動の促進								
131_みどりを知り、親しむ機会の創出								
131	1		131-1	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	環境政策課	継続	継続
131	2	重複	131-2	環境市民会議によるみどり調査の支援	環境市民会議によるみどり調査に対する支援を行う。	環境政策課	継続	継続
131	3		131-3	環境学習の充実	小中学生や子育て世代などを対象とした環境学習の充実を図る。	環境政策課	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
[redacted]								
132_協働による活動の推進								
132	1	重複	132-1	環境美化サポーター制度（公園）	「小金井市環境美化サポーター制度実施要綱」に基づく環境美化サポーター制度の活用促進する。また、公園で活動する環境美化サポーターに対して、用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続
132	2		132-2	花壇ボランティア・剪定ボランティアへの支援	花壇ボランティアや剪定ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。また、スキルアップの為、講座形式でみどりの知識や管理など技術を習得できる仕組みを検討する。	環境政策課	継続	継続
132	3		132-3	公園サポーター会議設置の検討	梶野公園サポーター会議をモデルに、地域住民が管理するモデル公園の選定。公園サポーター会議の設置を検討する。	環境政策課	検討	拡大
132	4		132-4	気軽に参加できるボランティア制度の検討	子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討する。	環境政策課	検討	継続
132	5		132-5	みどりに関する新たな歳入確保	みどりに関する募金等、新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討する。	環境政策課	検討	継続
132	6		132-6	花壇ボランティアによる屋上庭園の運営	（仮称）新福祉会館の屋上庭園の一部において、花壇ボランティアによる運営を検討する。	地域福祉課	継続	継続
200_地下水・湧水・河川の水循環を回復する								
210_地下水・湧水の保全								
211_地下水・湧水等のモニタリング								
211	1		211-1	水質監視測定	市内井戸の水質測定を行い、地下水保全会議等を通じて結果を分析・公表する。	環境政策課	継続	継続
211	2	重複	211-2	湧水調査	市内の湧水調査（水質調査、底生生物調査、付着藻類調査）を行い公表する。	環境政策課	継続	継続
211	3		211-3	湧水測定見学等	年に1回、湧水測定を見学等してもらう。	環境政策課	準備検討	継続
211	4		211-4	自動記録計設置による地下水位測定	市の管理する井戸または所有者に許可を得た井戸に自動記録計を設置し、連続して水位測定を行う。	環境政策課	準備検討	継続
212_住宅地等における雨水浸透の促進								
212	1	重複	212-1	雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透ますの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前の建築物を既存建物である。	下水道課	継続	継続
212	2		212-2	雨水浸透ます設置工事	道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きょへの雨水流入を抑制する。	下水道課	継続	継続
212	3		212-3	歩道における透水性舗装	歩道舗装を透水性舗装にすることで、道路雨水の浸透を促進する。	道路管理課	継続	継続
213_開発事業等における地下水への影響の未然防止								
213	1		213-1	環境配慮計画書	開発工事事業者・市民等に地下水保全条例の周知を継続する。	環境政策課	継続	継続
213	2		213-2	地下水保全会議の開催	開発事業等による地下水への影響について、ボーリング調査データ等から状況を把握するとともに、提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行うなどして影響の未然防止に努める。	環境政策課	継続	継続
214_崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全								
214	1		214-1	国分寺崖線のみどりの保全	国分寺崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度等で守る。	環境政策課	継続	継続
214	2		214-2	滄浪泉園でのイベント開催	特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園で、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催等を通じて周知に努める。	環境政策課	継続	継続
214	3	重複	312-2	野川自然再生事業	野川自然再生協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課	継続	継続
220_河川環境の保全								
221_水質汚濁の発生防止								
221	1		221-1	下水道法による水質規制	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課	継続	継続
221	2	重複	212-1	雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透ますの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前の建築物を既存建物である。	下水道課	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
[redacted]								
221	3	重複	231-1	雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進める。	環境政策課	継続	継続
222_水辺に親しめる機会の充実								
222	1	重複	11-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続
223_流域単位での他自治体等との連携								
223	1		223-1	野川流域連絡会への参加	野川流域連絡会（事務局：東京都建設局）へ参加する。	環境政策課	継続	継続
223	2		223-2	野川流域環境保全協議会への参加	6市区（本市、国分寺市、三鷹市、調布市、狛江市、世田谷区）で構成される野川流域環境保全協議会へ参加する。	環境政策課	継続	継続
223	3		223-3	多摩川流域協議会への参加	3都県30市区町村で構成される多摩川流域協議会へ参加する。	環境政策課	継続	継続
230_水資源の有効利用								
231_日常生活における雨水利用や節水の推進								
231	1	重複	231-1	雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進める。	環境政策課	継続	継続
231	2		231-2	節水行動の啓発	環境行動指針の啓発などを通じ節水意識の向上と実践に努める。	環境政策課	継続	継続
231	3		231-3	雨水利用に関する情報発信	雨水利用に関する関連情報をホームページに掲載する。	環境政策課	継続	継続
231	4		231-4	雨水利用に関する外部との情報交流	雨水利用の現状やトレンドを把握するため、外部との情報交流を行う。	環境政策課	随時	随時
232_災害時における水資源の活用								
232	1	重複	231-1	雨水貯留施設設置補助	雨水貯留施設設置費補助制度により、雨水貯留施設の設置を推進する。また、雨水貯留施設設置費補助制度の広報を進める。	環境政策課	継続	継続
232	2		232-2	非常災害用井戸の管理	非常災害用井戸を適正に設置・管理する。	地域安全課	継続	継続
232	3		232-3	震災対策用井戸の管理	震災対策用井戸を適正に管理する。	地域安全課	継続	継続
300_都市の生物多様性を守り親しむ								
310_生物多様性の保全								
311_生物多様性に関する実態の把握								
311	1	重複	211-2	湧水調査	市内の湧水調査（水質調査、底生生物調査、付着藻類調査）を行い公表する。	環境政策課	継続	継続
311	2	重複	311-2	自然環境情報の発信	市内の自然観察会の情報を整理し、共有する。	環境政策課	(精査中)	(精査中)
312_生き物の生息・生育環境の保全・創出								
312	1		312-1	公園等における樹木の選定	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内の樹木を新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。	環境政策課	継続	継続
312	2	重複	312-2	野川自然再生事業	野川自然再生協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課	継続	継続
312	3		312-3	緑化指導における在来種導入	指定開発事業に対する緑化指導の際に、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にし、在来種の導入など生態系に配慮した緑化を働きかける。	環境政策課	継続	継続
312	4	重複	312-4	学校ビオトープ等の維持管理	学校花壇・農園・ビオトープ等の適正な維持管理に努める。	指導室	継続	継続
313_外来種対策の推進								
313	1		313-1	アライグマ・ハクビシンの防除	アライグマ・ハクビシンの生態や、駆除の必要性を周知、また、捕獲し生息範囲の拡大を防ぐ。	環境政策課	継続	継続
313	2		313-2	外来植物駆除	市民参加による外来植物駆除（クリーン野川作戦等）を検討・実施する。	環境政策課	継続	継続
313	3		313-3	生物多様性の普及啓発	外来種についての情報を市ホームページで発信する。	環境政策課	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
320_自然とのふれあいの推進								
321_自然について知る機会の創出								
321	1	重複	311-2	自然環境情報の発信	市内の自然観察会の情報を整理し、共有する。	環境政策課	(精査中)	(精査中)
321	2		321-2	緑の環境教育	市内の公立小学校と連携し自然に接しながら緑の大切さを学ぶ環境教育を推進する。	環境政策課	継続	継続
322_自然と親しめる機会の創出								
322	1	重複	11-3	クリーン野川作戦	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続
322	2	重複	112-3	市民農園	市民農園の整備を進める。	経済課	継続	継続
322	3	重複	11-8	公民館事業	公民館事業（子ども体験講座、市民講座、成人学校等）で環境をテーマとする講座等を開催する。	公民館	継続	継続
322	4	重複	322-4	田んぼの時間	東京学芸大学がもつ休耕田をフィールドに環境市民会議（環境学習部会）が行う、代掻きから収穫まで体験する活動「田んぼの時間」について、広報等の支援を行う。	環境政策課	継続	継続
322	5		322-5	はけの森調査隊	はけや野川の自然観察会を実施している、はけの森調査隊の活動に対し、市報での周知等の支援を行う。	環境政策課	継続	継続
322	6		322-6	市民団体等が行う自然と親しめるイベントへの協力	市民団体等が行う自然と親しめるイベント（自然観察会、生き物調査等）への支援・協力を行う。	環境政策課	準備（市民団体との関係・実績づくり等）	実施
322	7		322-7	自然観察会等の情報発信	市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。	環境政策課	継続	継続
400_安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る								
410_大気汚染や騒音などの公害発生源対策								
411_事業活動等における公害の発生防止								
411	1		411-1	公害関係法令に基づく規制・指導	大気汚染防止法、騒音規制法、東京都環境確保条例など公害関係法令等に基づく規制や指導を行う。	環境政策課	継続	継続
411	2		411-2	小口事業資金融資あっせん制度における特別整備資金	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により、特別設備資金のあっせんを行い、特定金融機関から融資を受けた際の利子及び保証料の一部を補助する。	経済課	継続	継続
411	3		411-3	アスベスト排出等作業実施届出受付	アスベスト排出等作業実施届出受付（2000m2以下）と現場立会いをする。	環境政策課	継続	継続
411	4		411-4	土壌・地下水汚染対策の啓発	土壌・地下水汚染対策について、事業所等に啓発する。ホームページやパンフレット等による情報提供を行う。	環境政策課	継続	継続
412_自動車由来の騒音や排気ガス等の低減								
412	1	重複	721-1	小金井市コミュニティバス運行事業（及び同再編事業）	小金井市コミュニティバス（CoCoバス）を運行する。また、運行ルートの見直しを含めた総合的な検証も行う。	交通対策課	継続	継続
412	2	重複	721-2	自転車駐車場整備事業	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課	継続	継続
412	3		412-3	グリーン購入の推進	公用車の買い換えの際は、グリーン購入ガイドラインに基づき環境負荷の少ない車両を導入する。	関係各課	継続	継続
413_農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策								
413	1		413-1	除草剤や殺虫剤の適正使用の周知	広報や市ホームページを通じて、除草剤や殺虫剤の適正使用を周知する。	環境政策課	継続	継続
413	2		413-2	残留農薬検査	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課	継続	継続
413	3		413-3	化学物質に関する情報提供	PRTR制度（法）や化学物質適正管理制度（都条例）に基づき、化学物質取扱い事業所に対し使用量報告を求める。また、化学物質の環境リスクに関する情報をホームページ等により提供する。	環境政策課	継続	継続
413	4		413-4	シックハウス状況調査	公共施設（※具体名照会中）における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	保育課	継続	継続
413	5		413-5	シックハウス状況調査	市立小・中学校における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	学務課	継続	継続
413	6		413-6	空間放射線量の測定	認可保育園、幼稚園等における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	保育課	継続	継続
413	7		413-7	空間放射線量の測定	児童館・学童保育所における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	児童青少年課	継続	継続
413	8		413-8	空間放射線量の測定	市立小中学校における空間放射線量の測定結果を市ホームページ等により情報提供する。	庶務課	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
[redacted]								
413	9		413-9	給食用食材の放射能測定	給食用食材に含まれる放射性物質の測定を行い、測定結果を市ホームページで公表する。	地域安全課	継続	継続
413	10		413-10	食品の放射能測定	希望する市民に対し、食品の放射能測定を、小金井市放射能測定器運営連絡協議会との協働で実施する。	経済課	継続	継続
413	11		413-11	放射線量測定器の貸出	空間放射線量を測るための簡易測定器を希望する市民へ貸し出す。	環境政策課	継続	継続
420_環境のモニタリングやコミュニケーション								
421_大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信								
421	1		421-1	ダイオキシン類に係る大気環境調査	大気中のダイオキシン類の調査を毎年実施し、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	継続	継続
421	2		421-2	住宅や沿道における二酸化窒素の測定	住宅地や交差点において、自動車排気ガスに由来する二酸化窒素濃度を測定（簡易測定法）し、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	継続	継続
421	3		421-3	大気中の浮遊粒子状物質の測定	大気中の浮遊粒子状物質の調査を行い、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	継続	継続
421	4		421-4	沿道における騒音・振動調査	市内の沿道おいて、騒音・振動調査を行い、環境報告書等により測定結果を公表する。	環境政策課	継続	継続
421	5	重複	32-1	環境報告書の公表	環境基本計画に基づき実施された施策の進捗状況、市の環境情報を記載した環境報告書を毎年公表する。	環境政策課	継続	継続
422_安全・安心のための話し合いやルールづくり								
422	1		422-1	苦情処理・相談への対応能力開発	国・都等の研修制度を利用し、苦情処理・相談に対する対応方法等の向上を図る。	環境政策課	継続	継続
500_美しく住み心地のよいまちを守る								
510_景観の保全・活用								
511_景観保全・創出に係る取組の実施								
512_景観資源を活用する取組の充実								
512	1		512-1	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会」を開催する。委員会の意見を踏まえ、玉川上水及びその周辺環境を保全する。	生涯学習課	継続	継続
512	2		512-2	玉川上水・小金井桜整備活用事業（補足：東京都と連携）	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用計画」、「史跡玉川上水整備活用計画」（東京都）に基づき、サクラ並木の再生を進める。また、歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRする。	生涯学習課	継続	継続
512	3		512-3	まちなか観光案内	市民ボランティアガイドの協力を得て行うまちなか観光案内、市内の観光スポットをテーマ別に結んだ「小金井まち歩きマップ」の作成等、小金井観光まちおこし協会が行う取組を支援する。	経済課	継続	継続
512	4		512-4	重要な文化遺産の保護・活用	重要な文化遺産は、文化財に指定し保護・活用を図る。また、情報発信として文化財センターの他、まちかど歴史ミュージーアム事業を展開する。	生涯学習課	継続	継続
520_美しいまちなみの維持								
521_美しいまちなみの維持								
521	1		521-1	定期的なパトロールの実施等	定期的なパトロールを実施し、不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課	継続	継続
521	2		521-2	屋外広告物のマナーの向上に関するパンフレット	屋外広告物のマナーの向上に関するパンフレットを作成し配布する。	道路管理課	継続	継続
521	3	重複	521-3	環境美化サポーター制度（道路）	小金井市環境美化サポーター制度実施要綱による環境美化サポーター制度や意義向上を図る。	道路管理課	継続	継続
521	4	重複	132-1	環境美化サポーター制度（公園）	「小金井市環境美化サポーター制度実施要綱」に基づく環境美化サポーター制度の活用促進する。また、公園で活動する環境美化サポーターに対して、用具の提供や廃棄物処理手数料の免除の支援を行うとともに、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施する。	環境政策課	継続	継続
521	5		521-5	放置自転車撤去事業	公道上にある放置自転車等を継続的に撤去し、駐車秩序の確立を図り、良好な都市環境を保持する。	交通対策課	継続	継続
522_まちの魅力向上								
522	1	重複	111-2	保存樹木、保存生け垣の指定	小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき、保存樹木、保存生け垣を指定するとととに、制度について分かりやすく周知を図る。	環境政策課	継続	継続
522	-		-	-	（上記を含め、基本目標2に示した緑化の推進に関する取組が該当する。）		-	-

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
600_3R推進で循環型のまちをつくる								
610_発生抑制を最優先とした3Rの推進								
611_日常生活における3Rの徹底								
611	1		611-1	生ごみ減量化処理機器購入費補助制度	生ごみ減量化処理機を購入する家庭、団体、事業所に対し、購入費の一部を補助する。市報、市ホームページ等により制度を広く周知する。	ごみ対策課	継続	継続
611	2		611-2	不用品交換コーナー	家庭で使わなくなった物を譲りたい方、譲ってほしい方に利用してもらうための「不用品交換コーナー」（第二庁舎4階）の活用を市報等で周知する。	経済課	継続	継続
611	3		611-3	小金井市消費者団体連絡協議会の支援	小金井市消費者団体連絡協議会が行う（リサイクルバザー、おもちゃの病院、食器リサイクル）の取組を支援する。	経済課	継続	継続
611	4		611-4	生ごみ堆肥化事業	大型の電動生ごみ処理機を市内小・中学校、保育園、集合住宅等に設置し、投入された生ごみを電動生ごみ処理機で乾燥処理した後、民間堆肥化製造施設で完熟堆肥化する。	ごみ対策課	継続	継続
611	5		611-5	剪定枝のチップ化（公園緑地）	公園緑地で剪定された枝葉をチップ化し、公園緑地の敷き均し材として使用する。	環境政策課	継続	継続
611	6		611-6	緑のリサイクル（街路樹）	街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等のリサイクル（チップ化等）に努めるように指示する。	道路管理課	継続	継続
611	7		611-7	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	学務課	継続	継続
611	8		611-8	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	保育課	継続	継続
612_分別・減量を徹底する啓発活動の強化								
612	1		612-1	清掃指導員（市職員）による分別指導	清掃指導員（市職員）による分別指導を強化する。	ごみ対策課	継続	継続
612	2	重複	612-2	市報でのごみ減量・リサイクル特集記事	市報に「ごみ減量・リサイクル特集」を掲載する。	ごみ対策課	継続	継続
612	3		612-3	ごみ減量キャンペーン	ごみ減量キャンペーンとして、各種イベントや街頭での呼びかけ、啓発グッズ作成・配布等を行う。	ごみ対策課	継続	継続
612	4		612-4	ごみ・リサイクルカレンダーの発行	ごみ・リサイクルカレンダーを全戸配布する。	ごみ対策課	継続	継続
612	5	重複	612-5	スマートフォン用ごみ分別アプリの配信	スマートフォンなどでごみの収集日や分別方法などを確認できるごみ分別アプリを配信する。	ごみ対策課	継続	継続
612	6	重複	612-6	くるカメ出張講座	市のごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルについてなどを分かりやすく解説する出張講座を行う。	ごみ対策課	継続	継続
612	7		612-7	ごみ処理施設市民見学会	燃やすごみがどのように処理されているかを理解し、ごみ減量・分別の徹底を推進するため市民見学会を実施する。	ごみ対策課	継続	継続
612	8	重複	612-8	リサイクル推進協力店認定制度	ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいる店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、市報や市ホームページ等を通じて積極的に紹介する。	ごみ対策課	継続	継続
612	9		612-9	リユース食器の貸し出し	祭りやイベントで発生するごみ（使い捨て容器や割りばし）を減らすため、専門業者による洗浄により繰り返し使用できるリユース食器の貸出しを行う。	ごみ対策課	継続	継続
612	10		612-10	庁内グリーン購入の推進	「小金井市グリーン購入方針」及び「同ガイドライン」に基づき庁内のグリーン購入を行い、その実績をホームページで公表する。	環境政策課	継続	継続
612	11		612-11	マイバッグキャンペーン	消費生活展や消費者ルームまつり等において、啓発用グッズを配布し、マイバッグ持参を奨励する。	経済課	継続	継続
613_事業活動における3Rの推進								
613	1		613-1	排出状況調査等	事業所の排出状況調査及び分別等の指導を行う。	ごみ対策課	継続	継続
613	2	重複	612-8	リサイクル推進協力店認定制度	ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいる店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、市報や市ホームページ等を通じて積極的に紹介する。	ごみ対策課	継続	継続
620_安全・安心・安定的な適正処理の推進								
621_地域と連携した収集・運搬の推進								
621	1	重複	612-5	スマートフォン用ごみ分別アプリの配信	スマートフォンなどでごみの収集日や分別方法などを確認できるごみ分別アプリを配信する。	ごみ対策課	継続	継続
621	2		621-2	環境負荷の少ないごみ収集車両への更新	ごみ収集車両の買い換えの際には、環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課	継続	継続

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
[redacted]								
621	3		621-3	ふれあい収集事業	ごみ出しが困難な世帯（高齢者、障がいのある方等）を対象に、戸別訪問による家庭ごみの収集を行うとともに、安否確認も行う。	ごみ対策課	継続	継続
622_適切な処理・処分の推進								
622	1		622-1	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（日野市内）において燃やすごみを焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理する。	ごみ対策課	継続	継続
622	2		622-2	中間処理施設の運営	中間処理施設において、不燃系ごみの徹底した選別を行い、資源化処理する。	ごみ対策課（中間処理場）	継続	継続
622	3		622-3	清掃関連施設整備事業	清掃関連施設整備基本計画に基づき、清掃関連施設（不燃・粗大系、プラスチック・びん・缶・ペットボトル・布等の資源物系）の整備を進める。	ごみ対策課	継続	継続
623_廃棄物処理を支える体制の確立								
700_エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる								
710_家庭・事業所における低炭素化の推進								
711_建物の低炭素化の促進								
711	1	重複	711-1	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	継続	継続
711	2	重複	711-2	小金井市増改築資金あっせん制度	小金井市増改築資金あっせん制度により、居住する家屋に太陽光発電設備等の設置を行う場合に、特定金融機関を通じて、その資金の一部を低利で融資する。	まちづくり推進課	見直し検討	見直し検討
711	3		711-3	省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額	一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）を行った住宅について、申告により翌年度分の固定資産税（家屋分）を減額する。	資産税課	継続	継続
711	4		711-4	公共施設の低炭素化	公共施設の建設・改修工事において、省エネルギー性能の高い機器、太陽光発電等の再生可能エネルギー機器、雨水貯留施設等の設置を検討する。	関係各課	継続	継続
712_機器・設備の低炭素化の促進								
712	1	重複	711-1	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	継続	継続
712	2	重複	711-2	小金井市増改築資金あっせん制度	小金井市増改築資金あっせん制度により、居住する家屋に太陽光発電設備等の設置を行う場合に、特定金融機関を通じて、その資金の一部を低利で融資する。	まちづくり推進課	見直し検討	見直し検討
712	3		712-3	フロン類の回収・処理についての情報提供	市民・事業者に対し、フロン類が適正に回収・処理されるようチラシ、パンフレット等による情報提供を行う。	環境政策課	継続	継続
712	4		712-4	公共施設における環境配慮施設等の設置	公共施設の整備に際して、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・太陽熱温水器等の設置を検討する。	関係各課	継続	継続
713_低炭素化につながる行動・活動の普及促進								
713	1	重複	31-2	「小金井環境行動指針」の活用	「小金井市環境行動指針」を活用する。（市ホームページ、環境フォーラム等のイベント　等）	環境政策課	継続	継続
713	2		713-2	省エネチャレンジ事業	エネルギー消費の削減量に応じて商品券や商品との交換が可能なポイント制度を検討・実施する。	環境政策課	継続	継続
713	3		713-3	環境マネジメントシステム導入事業所に対する優遇措置	環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）を導入している事業所の優遇措置を検討・拡大する。	環境政策課	検討	継続
720_移動における低炭素化の推進								
721_交通手段の転換の促進								
721	1	重複	721-1	小金井市コミュニティバス運行事業（及び同再編事業）	小金井市コミュニティバス（CoCoバス）を運行する。また、運行ルートの見直しを含めた総合的な検証も行う。	交通対策課	継続	継続
721	2	重複	721-2	自転車駐車場整備事業	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課	継続	継続
722_自動車の低炭素化の促進								
722	1		722-1	エコドライブの普及啓発	チラシ、パンフレット等によるエコドライブに関する普及啓発を行う。	環境政策課	継続	継続
722	2		722-2	次世代自動車の情報提供	次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度等の情報提供をチラシ、パンフレット等により行う。	環境政策課	(精査中)	(精査中)
722	3		722-3	次世代自動車を利用しやすい環境づくり	公共施設への急速充電設備の設置等、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討する。	環境政策課	(精査中)	(精査中)

体系No.				事業や取組の概要			実施計画	
体系No.	施策毎の事業数	事業等の重複	固有No.	事業等の名称	事業等の概要	所管課名	中期的視点からの事業展開の方向性	
XYZ	N		XYZ-N				前期5年間（R3～7年度）	後期5年間（R8～12年度）
[redacted]								
730_気候変動適応策の推進								
731_気候変動適応に関する普及啓発								
731	1		731-1	気候変動に関する情報発信	市のホームページや、広報紙、パンフレット等様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を発信する。	環境政策課	(精査中)	(精査中)
732_気候変動による影響の把握								
732	1		732-1	気候変動による影響の把握	市域で起こっている気候変動による影響について把握に努める。水環境や自然生態系については、水質や水量、動植物の調査により変化の程度や内容を把握する。	環境政策課	(精査中)	(精査中)
733_暑熱対策の推進								
733	1	重複	121-5	小・中学校の運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課	継続	継続
733	2		733-2	街なかでのクールスポット創出	まちなかや公共施設に、緑のカーテンやミストの設置などによるクールスポットの創出を検討する。	関係各課	(精査中)	(精査中)
734_災害対策の推進								
734	1	重複	212-1	雨水浸透施設等設置助成金交付事業	雨水浸透ますの設置について、市民に対する支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、助成金を交付する。なお、助成対象は昭和63年8月以前の建築物を既存建物である。	下水道課	継続	継続
734	2		734-2	小金井市防災マップ等の作成公表	浸水予想区域図や土砂災害警戒区域の情報を掲載した「小金井市防災マップ」の作成・配布を行う。また、市ホームページで小金井市防災マップ、東京防災などの情報提供を行う。	地域安全課	継続	継続
734	3	重複	711-1	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助	住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。	環境政策課	継続	継続

資料５

環境行動指針（案）の概要

（１）環境行動指針改定の経緯

「環境行動指針」は、小金井市環境基本計画に沿って、市民・事業者がとるべき行動（環境行動）の指針を示すものです。

現行の環境行動指針は平成 19 年 3 月に作成されたもので、社会情勢の変化等を反映した新たな情報を掲載する必要があるため、第 3 次小金井市環境基本計画の策定に伴い、新たな指針として「環境行動指針（案）」を作成しました。

（２）策定の経緯

１）ワークショップ意見の反映

環境基本計画策定にあたり令和元年度及び令和２年度に市民ワークショップ、令和２年度に小学生ワークショップを開催し、市民の意見を聴取する場を設けました。

これらのワークショップの中では、市民が取り組むべき行動として、市民自身に環境配慮行動を検討頂いています。頂いた意見は、行動指針（案）の行動メニューへ反映しています。

【環境基本計画策定にあたり開催したワークショップ】

	実施年度	対象	テーマ
①	令和元年度	小金井市にお住まいの満 18 歳以上の方	未来に誇れるこがねいの環境を考えよう
②	令和２年度		未来に誇れるこがねいの環境をつくるために～今、できることを考えよう
③	令和２年度	市内の小学生（3 年生～6 年生）とその保護者	こがねいの未来を守るのは君だ！！～こがねい環境リーダーになろう～

環境行動指針（案）へ反映

２）小金井市環境市民会議意見の反映

現行の環境行動指針は、小金井市環境市民会議にも作成に協力いただき、市民目線でできること、やるべきことが盛り込まれたものになっています。

今回の行動指針見直しにあたっても、小金井市環境市民会議からご意見をいただき、行動指針（案）の行動メニュー及びチェックリストに反映しています。

【小金井市環境市民会議から頂いたご意見】

No.	主なご意見	対応	頁
1	純石鹸分の界面活性剤は、コロナウイルスの殺菌にも有効と国も認めています。 またこの間、市の一括購入の洗剤も、合成洗剤から純石鹸分の台所洗剤やポンプ式の手洗い洗剤へと変わってきました。 実際に市の契約物品がより環境配慮型に変更されているのですから、これは環境行動指針にも明記すべきです。	②「環境活動」の STEP１の市民・事業者の取組及びチェックリストに掲載しました。	7 8
2	「洗剤は極力石けんを使用するとともに、合成洗剤を必要以上に使わないよう努める」の文言を行動メニューおよびチェックシートに事業者、市民、両項目に盛り込んでください。		
3	香りのマナーポスターも経済課が作ったものです。 消費者行政の立場から、健康被害を引き起こさない様にと呼び掛けたものです。 ココでもすでに行政として香りの害・化学物質過敏症の被害者がいることは認識し呼びかけているのですから、これも明記すべきです。	「香りのマナー」については、周囲の人から不快感及び何らかの体調不良を生じる相談が消費者センターへ寄せられていることから、周囲の人への心くばりを促すために周知しております。 香りの感じ方には個人差があることから、市民・事業者がとるべき行動としては扱いませんが、周囲の方への心配りを引き続き呼び掛けてまいります。	-
4	チェックシートの「事業者」には「行政」もふくまれるのに、「従業員」の文字しか書かれていません。「職員」も並べて明記すべきです。	事業者・職員と併記しました。	19

小金井市環境行動指針

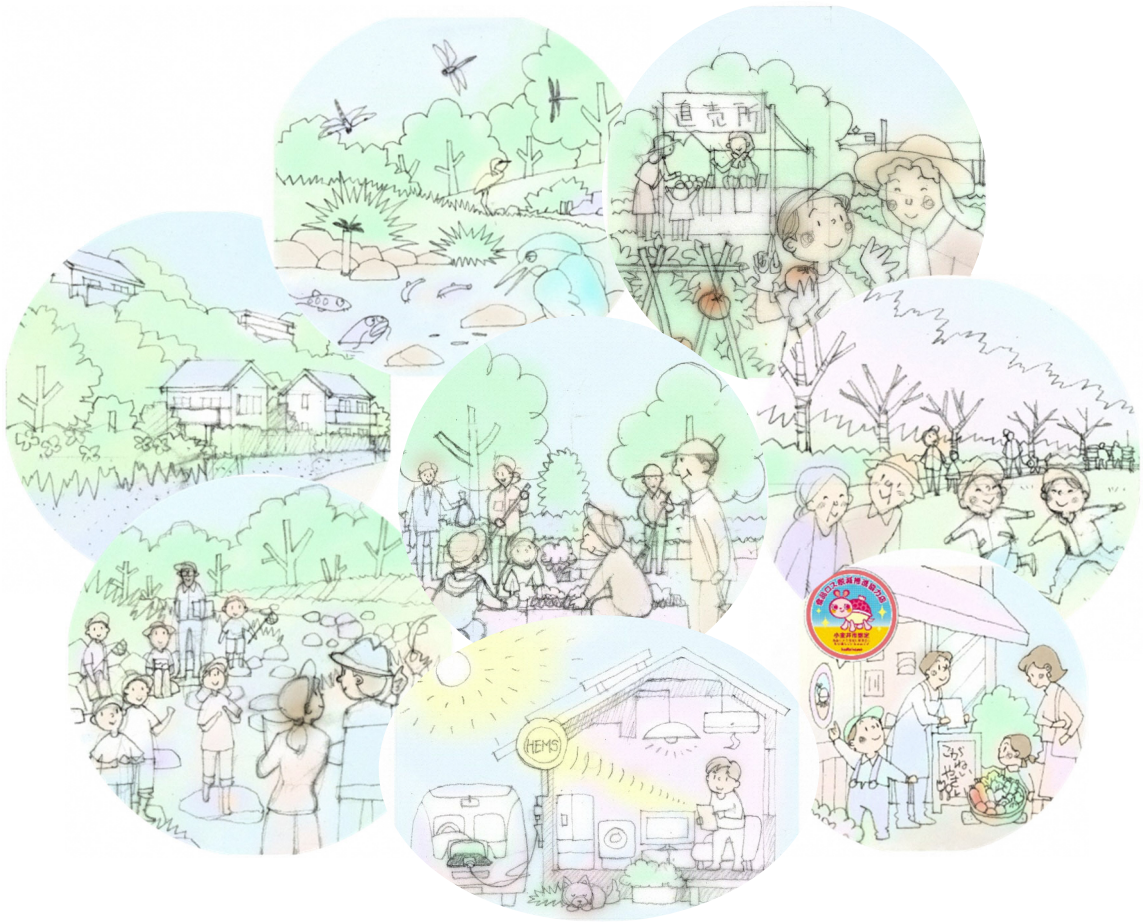

このイラストは将来の小金井の環境像を表しています。水や緑が豊富で、人々や生き物がのびのびと暮らし、住んでいる人々は当たり前に環境に配慮した行動がとれている、そんな未来が来るように、毎日の行動を見直し、取り組んでいきましょう。

個人でできる身近な活動から、学校、事業所、地域と活動の輪を広げていけるよう、一人ひとりができること、興味・関心ごとを増やしていきましょう。

-目次-

環境行動指針とは……1
Ⅰ　環境行動メニュー……2
①【環境教育・環境学習】体験プログラムやイベント、講座を紹介
②【環境活動】環境保全活動や環境活動団体を紹介
③【情報発信・共有】環境情報の提供媒体や情報発信の場を紹介
Ⅱ　環境行動チェックシート……１７

令和３年３月
小金井市

環境行動指針とは

○ 環境行動指針の位置付けと各主体の役割

小金井市では、小金井市環境基本条例に基づき、「小金井市環境基本計画」を策定しています。環境基本計画では、市・市民・事業者等のあらゆる主体が環境に配慮した行動に取り組むための目標や施策の方向等を定めています。

「環境行動指針」は、環境基本計画に沿って、市民・事業者がとるべき行動（環境行動）の指針を示すものです。みらいの小金井市の環境を守るため、一人ひとりが役割と責任をもって環境に配慮した行動をとるとともに、市民、事業者、市それぞれが連携・協働して取り組んでいきましょう。

協働の様子（写真）
or
市民活動の様子（写真）

市民や事業者の役割	・家庭・職場・地域など、様々な場面で環境に配慮した行動をとること ・市民、事業者、市それぞれが連携し、協働で取組をすすめること ・環境情報の発信や普及啓発に協力すること
市の役割	・事業所としての自覚を持ち、環境配慮行動をとること ・市民、事業者、市それぞれが連携し、協働で取組をすすめること ・市民や事業者による取組の支援・協力を行うこと ・環境情報の発信や普及啓発を行うこと

環境基本計画では以下の７つの分野に応じて基本目標を定めており、環境施策を協働で進めるために、各基本目標で共通する「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」を計画推進の基盤に定めています。本指針では、この３つの基盤に沿って市民・事業者の行動メニューを示しています。

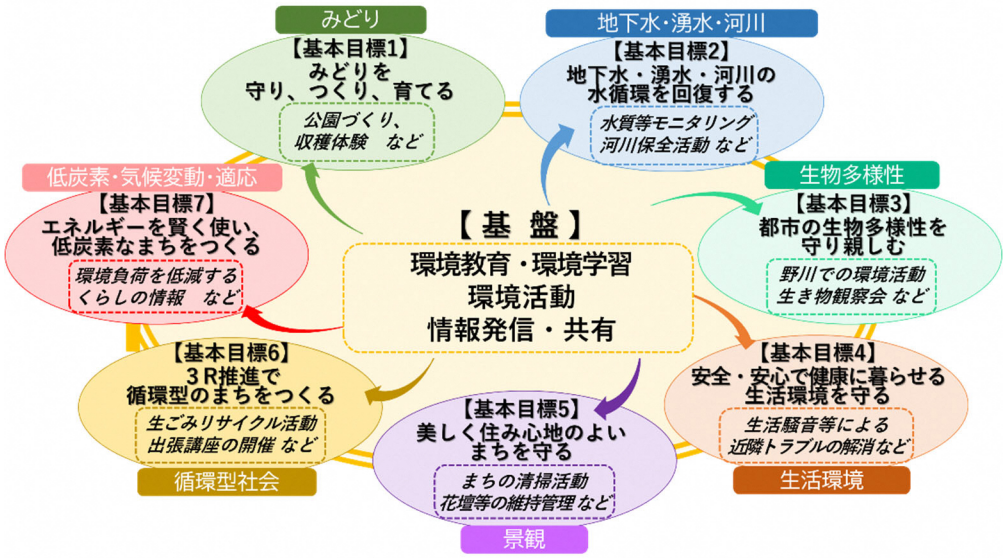

図　環境基本計画で定める７つの分野（基本目標）と基盤となる３つの分野との関係

【環境基本計画該当ページ（22-83 ページ)】

基　　盤：22-30 ページ	み　ど　り：32-39 ページ
地下水・湧水・河川：40-47 ページ	生物多様性：48-53 ページ
生 活 環 境：54-59 ページ	景　　観：60-65 ページ
循環型社会：66-73 ページ	低炭素・気候変動・適応：74-83 ページ

※市の取組については環境基本計画で詳しく記載していますので、そちらをご覧ください。

⇒環境基本計画はこちら

QR
コード

Ⅰ　環境行動メニュー

○ 環境行動メニューの見方

環境基本計画の３つの基盤ごとに行動メニューを掲載しています。

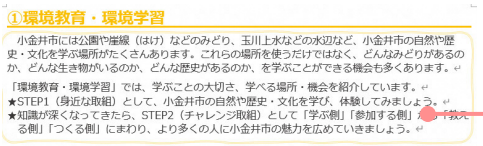
①環境教育・環境学習

小金井市には公園や崖線（はけ）などのみどり、玉川上水などの水辺など、小金井市の自然や歴史・文化を学ぶ場所がたくさんあります。これらの場所を使うだけではなく、どんなみどりがあるのか、どんな生き物がいるのか、どんな歴史があるのか、を学ぶことができる機会も多くあります。

「環境教育・環境学習」では、学ぶことの大切さ、学べる場所・機会を紹介しています。
★STEP1（身近な取組）として、小金井市の自然や歴史・文化を学び、体験してみましょう。
★知識が深くなってきたら、STEP2（チャレンジ取組）として「学ぶ側」「参加する側」から「教える側」「つくる側」にまわり、より多くの人に小金井市の魅力を広めていきましょう。

３つの項目の概要

⇒ 行動メニューは大きく３つの項目（環境基本計画の３つの基盤）に分かれています。それぞれの項目の最初に、その項目の内容と行動の概要を記載しています。

<STEP1：身近な取組>

＊市民の取組＊	みどり	地下水・湧水・河川	生物多様性	生活環境	景観	循環型社会	低炭素・省エネ行動・適応
小金井の自然に関するイベントや講座に参加し、身近な生き物や自然環境の特徴、その大切さを学びます。	●	●	●	●	●	●	●
教育機関や自治会等では、くるカメ出張講座やごみ処理施設見学会を積極的に利用し、資源循環についての理解を深めます。						●	
防災講座・応急講座への参加などを通じて、気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。							●
⇒詳しくはコラム１、コラム２へ							
まちあるきツアー等に参加し、まだ知らないまちの魅力を発見し、自然資源、歴史的・文化的資源について学びます。				●			
⇒詳しくはコラム３へ							

行動メニュー

⇒ 市民・事業者（市や教育機関も含む）に求められる具体的な行動と、小金井市の環境をあらわす７つの分野（前頁参照）のどれに当てはまるかを示しています。取組は市民、事業者で分かれています。また、行動の難易度に応じて、STEP1、STEP2 に分かれています。毎日の生活・事業活動の中で何ができるのかを確認し、実行してください。

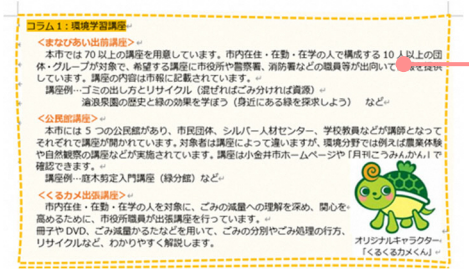
コラム１：環境学習講座

<まなびあい出前講座>
本市では 70 以上の講座を用意しています。市内在住・在勤・在学の人で構成する 10 人以上の団体・グループが対象で、希望する講座に市役所や警察署、消防署などの職員等が出向いて講座を提供しています。講座の内容は市報に記載されています。
講座例…ゴミの出し方とリサイクル（混ぜればごみ分ければ資源）
　　湧水園の歴史と緑の効果を学ぼう（身近にある緑を探求しよう）　など

<公民館講座>
本市には５つの公民館があり、市民団体、シルバー人材センター、学校教員などが講師となってそれぞれで講座が開かれています。対象者は講座によって違いますが、環境分野では例えば農業体験や自然観察の講座などが実施されています。講座は小金井市ホームページや「月刊こうみんかん」で確認できます。
講座例…庭木剪定入門講座（緑分館）など

<くるカメ出張講座>
市内在住・在勤・在学の人を対象に、ごみの減量への理解を深め、関心を高めるために、市役所職員が出張講座を行っています。冊子や DVD、ごみ減量かるたなどを用いて、ごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルなど、わかりやすく解説します。

オリジナルキャラクター「くるくるカメくん」

コラム

⇒ 行動メニューに関連した詳細な情報、関連事例、市の取組や啓発活動の内容を紹介しています。行動のきっかけづくりに役立ててください。

①【環境教育・環境学習】体験プログラムやイベント、講座を紹介 …… 3
　STEP1：興味のあるイベントや講座などを確認し、まずは体験してみましょう。
　STEP2：知識が深くなってきたら、学びの場をつくる側にまわってみましょう。

②【環境活動】環境保全活動や環境活動団体を紹介 …… 7
　STEP1：どのような活動があるのかを確認し、活動に参加してみましょう。
　STEP2：興味のある分野について、活動の企画や運営をする側にまわってみましょう。

③【情報発信・共有】環境情報の提供媒体や情報発信の場について紹介…… １５
　STEP1：積極的に環境情報を収集し、知ることから始めましょう。
　STEP2：自分の体験や環境情報について、発信・活用してみましょう。

①環境教育・環境学習

小金井市には公園や崖線（はけ）などのみどり、玉川上水などの水辺など、小金井市の自然や歴史・文化を学ぶ場所がたくさんあります。これらの場所を使うだけではなく、どんなみどりがあるのか、どんな生き物がいるのか、どんな歴史があるのかを学ぶことができる機会も多くあります。

「環境教育・環境学習」では、学ぶことの大切さ、学べる場所・機会を紹介しています。
★STEP1（身近な取組）として、小金井市の自然や歴史・文化を学び、体験してみましょう。
★知識が深くなってきたら、STEP2（チャレンジ取組）として「学ぶ側」「参加する側」から「教える側」「つくる側」にまわり、より多くの人に小金井市の魅力を広めていきましょう。

＜STEP1：身近な取組＞

＊市民の取組＊	みどり	地下水・湧水・河川	生物多様性	生活環境	景観	循環型社会	低炭素・気候変動・適応
小金井の自然に関するイベントや講座に参加し、身近な生き物や自然環境の特徴、その大切さを学びます。	●	●	●	●	●	●	●
くるカメ出張講座やごみ処理施設見学会を積極的に利用し、資源循環についての理解を深めます。						●	
防災講座・応急講座への参加などを通じて、気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。							●
⇒詳しくはコラム１、コラム２へ							
まちあるきツアー等に参加し、まだ知らないまちの魅力を発見し、自然資源、歴史的・文化的資源について学びます。					●		
⇒詳しくはコラム３へ							
クリーン野川作戦や観察会などに参加し、資源の大切さや生物多様性、気候変動による影響について学びます。			●			●	●
農業祭などの農地を身近に感じるイベントに参加し、農地の大切さ・ありがたさを学びます。	●		●				
⇒詳しくはコラム４へ							
湧水保全には地面から雨水が浸み込むことが重要であるなど、水循環やその仕組みについて理解します。	●	●					
野川や国分寺崖線（はけ）などの自然で遊び、小金井の自然を体感します。	●	●	●				
⇒詳しくはコラム５へ							
環境フォーラムに来場し、様々な分野の取組を知り、興味・関心ごとを増やします。	●	●	●		●	●	●
⇒詳しくはコラム６へ							
＊事業者の取組＊							
まちの魅力や環境への理解を深めるため、積極的にまなびあい出前講座を利用し、従業員への教育を行います。	●	●	●		●	●	●
⇒詳しくはコラム１、コラム２へ							
市、他の事業者、市民団体等がホームページ等で発信する環境保全に関する情報を従業員に共有し、事業所全体で知識を深めます。	●	●	●			●	●
従業員教育や地域貢献のため、市民参加の調査や自然再生の取組、外来種駆除活動に事業者として参加します。	●	●	●				

コラム１：環境学習講座

＜まなびあい出前講座＞

本市では 70 以上の講座を用意しています。市内在住・在勤・在学の人で構成する 10 人以上の団体・グループが対象で、希望する講座に市役所や警察署、消防署などの職員等が出向いて情報を提供しています。講座の内容は市報に記載されています。

講座例…ごみの出し方とリサイクル（混ぜればごみ分ければ資源）
　　滄浪泉園の歴史と緑の効果を学ぼう（身近にある緑を探求しよう）　など

＜公民館講座＞

本市には 5 つの公民館があり、市民団体、シルバー人材センター、学校教員などが講師となってそれぞれで講座が開かれています。対象者は講座によって違いますが、環境分野では例えば農業体験や自然観察の講座などが実施されています。講座は小金井市ホームページや「月刊こうみんかん」で確認できます。

講座例…庭木剪定入門講座（緑分館）など

＜くるカメ出張講座＞

市内在住・在勤・在学の人を対象に、ごみの減量への理解を深め、関心を高めるために、市役所職員が出張講座を行っています。
冊子や DVD、ごみ減量かるたなどを用いて、ごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルなど、わかりやすく解説します。

オリジナルキャラクター
「くるくるカメくん」

コラム２：ごみ処理施設見学会

令和２年４月１日より、日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の３市で共同処理を行うために設立した浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働しています。本市では、希望者への施設見学会を実施しています。

コラム３：まち歩きマップ、小金井市てくてくマップ、坂と遊歩道マップ

＜まち歩きマップ＞

市では、市内の観光スポットをテーマ別に結んだ「小金井まち歩きマップ」を作成し、経済課、小金井市観光まちおこし協会で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

＜小金井市てくてくマップ＞

市内の公園や市内のイベント、観光資源などの情報に加え、ウォーキングの効果や理想的なウォーキングフォーム等、健康づくりの視点を取り入れ、楽しみながら歩くことで生活習慣の改善や健康の保持増進を図ってもらえるような内容になっています。市役所、小金井市観光まちおこし協会、小金井市保健センターで配布している他、市ホームページからもダウンロードできます。

＜坂と遊歩道マップ＞

小金井市内の南部には東西に走る国分寺崖線（はけ）は 10 メートルを超える高低差があることから、多くの坂道があります。階段状や歩行者専用道など、様々な形態の坂があり、みどころがたくさんあります。さらに市内には、かつて水路がたくさんありましたが、その水路の一部を利用し遊歩道が整備されています。

これらの坂や遊歩道を紹介した「坂と遊歩道マップ」は市ホームページからダウンロードできますので、散策などにご活用ください。

コラム４：市で開催されている環境に関係するイベント

＜クリーン野川作戦＞

野川の清掃と自然観察を兼ねた環境保全活動です。毎年 200 人以上の参加があり、家族で環境を学べるイベントとなっています。持ち物やプログラムは市ホームページやチラシをご確認ください。

＜農業祭＞

小金井市農業振興会が主催するイベントで、秋の収穫祭として位置付けられています。小金井産の野菜で作られた宝船、品評会、即売会があり、祭りの最後には宝船の野菜を配る「宝分け」があります。

コラム５：地下水及び湧水保全・利用に係る計画、みどりの基本計画

＜地下水及び湧水保全・利用に係る計画＞

「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、小金井市における健全な水循環を取り戻し、市民共有の貴重な財産である地下水及び湧水を保全するための計画です。この計画では、地下水及び湧水について、「知る・調べる」「守る・育てる」「上手に利用する」「伝える・広げる」という４つの視点から保全・利用に係る取組が掲載されており、取組がきちんと進められているかを確認できるように、指標も定めています。市民や事業者が取組を進める際に役立つ資料等もコラムでも紹介されていますので、ぜひ活用してください。

＜みどりの基本計画＞

みどりの基本計画は、都市緑地法第４条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。「緑地の保全や緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項に関して、中・長期的な視点で、その将来像、目標及び取組などを定めるみどりに関する総合的な計画となっています。

計画の中では、目標実現に向けた市や市民の役割と具体的な取組が記載されているほか、小金井のみどりの紹介や策定の経緯なども掲載されています。

詳しい内容は市ホームページを確認してください。

＜STEP2：チャレンジ取組＞

＊市民の取組＊	みどり	地下水・湧水・河川	生物多様性	生活環境	景観	循環型社会	低炭素・気候変動・適応
市民団体や自治会等で地元の野菜等を活用した調理イベントを開催し、みどりや食の大切さを伝える場づくりに参画します。	●	●	●				
子どもたちが気軽に参加できるよう、市や市民団体・自治会等で主催・協働で保全活動(ごみ拾い等)のゲーム化を検討します。	●	●	●	●	●	●	●
市民団体等で環境フォーラムに出展し、環境情報のトレンドを知り、参加者間の情報交換の場として活用します。	●	●	●	●	●	●	●
⇒詳しくはコラム６へ							
自治会や子ども会等で、多世代で交流でき、地域の円滑なコミュニケーションにつなげられるイベントを考案・開催します。	●	●	●	●	●	●	●
子どもは親への環境意識啓発、学生・若者は子ども向けイベントでのサポーター、シニアは講座やイベントの講師としてこれまで培った経験や知識を市全体の環境普及啓発のために活用します。	●	●	●	●	●	●	●
＊事業者の取組＊							
企業として環境フォーラムに出展し、環境情報のトレンドを知り、参加者間の情報交換の場として活用します。	●	●	●	●	●	●	●
⇒詳しくはコラム６へ							
農家や飲食店・食材の小売店、市民団体や自治会等と連携し、地元の野菜等を活用した調理イベントを開催する等、みどりや食の大切さを伝える場を創出します。	●	●	●				
公園整備に係るボランティア活動やプレーパーク運営への協力など、子どもたちが野外で自然を感じながら遊べる場づくりに参画します。	●	●	●	●			

コラム６：環境フォーラム

平成 17 年度から毎年開催されている、環境のイベントです。体験学習や環境活動団体の活動紹介を実施しています。市内の環境活動団体や大学等との交流の場としても活用されています。

毎年テーマは異なり、マイクロプラスチックに関する講演会の開催や環境×防災など、環境問題におけるトレンドを知ることもできます。参加者同士の情報交換の場所としても活用されています。

＊小金井市の自然、歴史・文化＊

玉川上水（写真）

旧前川家住宅主屋（写真）

小金井公園（写真）

旧浴恩館（写真）

絶滅危惧種（写真）

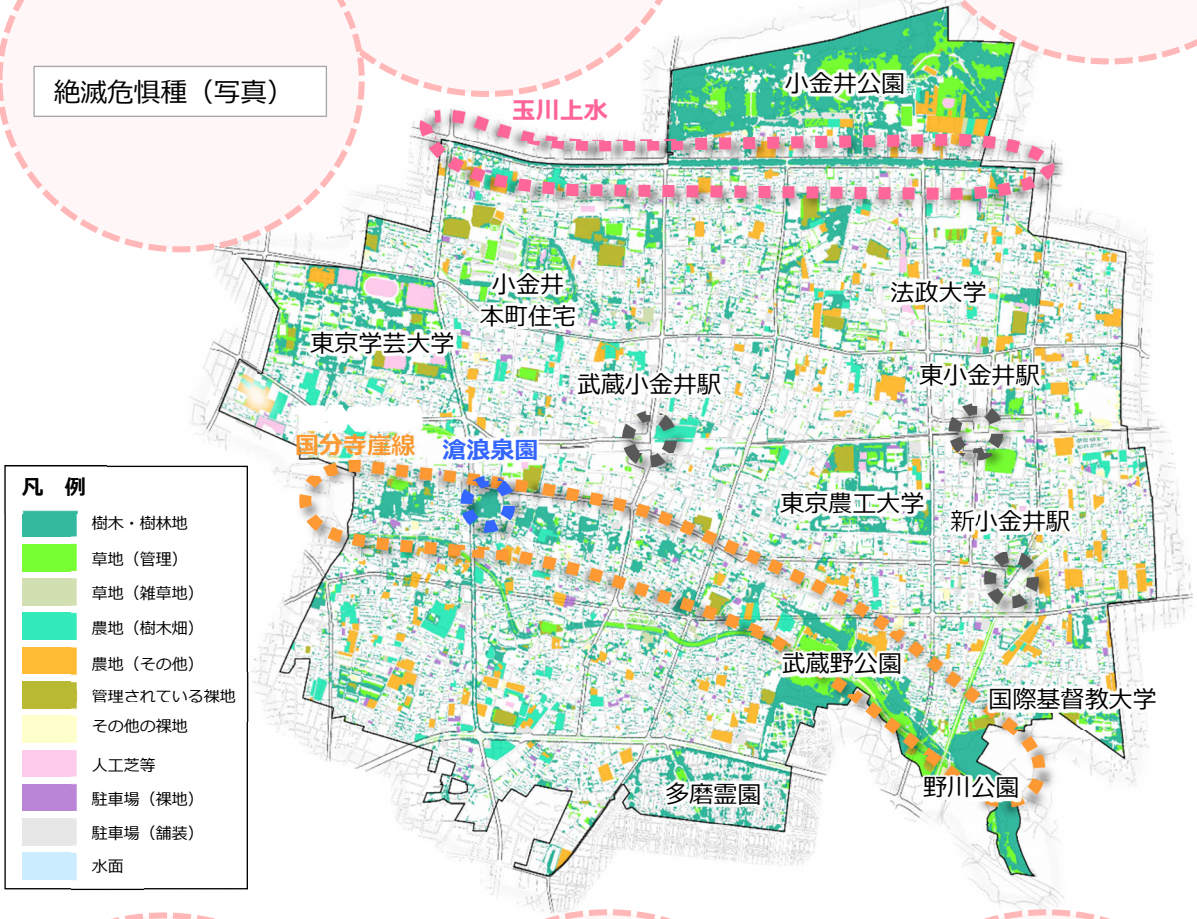

国分寺崖線（写真）

武蔵野公園（写真）

野川公園（写真）

湧水（写真）

図：小金井市みどりの実態調査報告書（令和２年３月）より

②環境活動

小金井の環境をより良くしていくためには、毎日の生活の中で一人ひとりが環境に配慮した行動をとり、活動を広げていく必要があります。既に、様々な分野で環境を良くしようと既に取り組んでいる団体もたくさんあり、そんな人々を応援するための制度もあります。

「環境活動」では、環境保全の活動やその活動団体、制度について紹介しています。

★STEP1（身近な取組）として、どのような活動があるのかを確認し、できそうなこと、興味・関心のあるものにまずは参加してみましょう。

★STEP2（チャレンジ取組）として、新たな活動・取組を考えたり、いろんな活動団体等と繋がりを作ることで、より大きな活動につなげていきましょう。

<STEP1：身近な取組>

＊市民の取組＊	みどり	地下水・湧水・河川	生物多様性	生活環境	景観	循環型社会	低炭素・気候変動・適応
地元の農産物を積極的に購入し、農地の保全に貢献します。	●	●					
みどりの維持管理の際、除草剤は極力使用しないようにします。	●	●		●			
道路に面した庭や生け垣、プランター等はまちの魅力の一つであると意識し、「緑化の手引き」等を参考に緑化に取り組み、みどりと花があふれるまちなみづくりに協力します。	●				●		●
環境保全に関する募金等に参加し、みどりの創出等を支援します。	●						
⇒詳しくはコラム５へ							
環境美化サポーターの活動等を通して、みどりやまちなみの美観維持等、まちの魅力向上に取り組みます。	●				●		
市民参加による調査や自然再生の取組、外来種の駆除活動に参加します。			●				
美しいまちなみを維持するため、ポイ捨てをしない、路上禁煙地区で喫煙しない等、マナーを守って生活します。					●		
⇒詳しくはコラム７、コラム８へ							
ペットは最後まで責任をもって飼育します。			●				
洗剤は極力石けんを使用し、合成洗剤を必要以上に使わないよう努めます。				●			
生活環境を守るため、隣近所への配慮（生活騒音等）を心掛け、日ごろからコミュニケーションを取ることで円滑な関係を保ちます。				●			
生ごみ減量化処理機器の設置し、ごみ減量に努めます。						●	
生ごみは水切りを行い、食べ残しや汚れのあるごみはきちんと洗浄してから排出します。						●	
分別を徹底し、ごみの排出ルールを守ります。						●	
使用済み家電製品やパソコン等、市で収集を行っていないごみは、販売店や指定の回収業者に依頼し、適正処理を行います。						●	
⇒詳しくはコラム９、コラム１０へ							
リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店での購買を心がけ、ごみ減量に努めます。						●	
⇒詳しくはコラム１１へ							
身近な品物は多くの資源からできていることを意識し、自治会等でのイベント実施時にはリユース食器を活用したり、すぐに廃棄せずリサイクルバザーの活用を考える等、一つ一つの品物を大切に扱うことでごみ減量に貢献します。						●	
⇒詳しくはコラム１２へ							
移動の際は、できるだけ低公害車、公共交通機関、自転車を使うなど、環境負荷の削減に努めます。				●			●
自動車利用が少ない家庭では、カーシェアリングを検討します。				●			●

＊市民の取組＊	みどり	地下水・湧水・河川	生物多様性	生活環境	景観	循環型社会	低炭素・気候変動・適応
運転時にはエコドライブを意識し、自動車の買い替えの際には次世代自動車の購入を検討します。				●			●
⇒詳しくはコラム 13 へ							
家電等の買い替えの際には、省エネルギー性能が高いもの、代替フロンを使わない製品の選択、再生可能エネルギー由来の電力の選択など、COOL CHOICE を実践します。							●
⇒詳しくはコラム 15、コラム 22 へ							
ベランダや玄関先などで打ち水を行ったり緑のカーテンを設置したりすることで、すまい周囲を涼しくする工夫をします。	●						●
熱中症の予防に努めます。							●
⇒詳しくはコラム 16 へ							
防災マップで避難場所を把握し、災害発生時に取るべき行動の確認や備品・非常食等の備えをします。							●
⇒詳しくはコラム 17 へ							
＊事業者の取組＊							
飲食店等では地元農産物を積極的に活用し、農地の保全に貢献します。	●			●			
みどりの維持管理の際、除草剤は極力使用しないようにします。	●	●		●			
環境保全に関する募金等に参加し、みどりの創出等を支援します。	●		●		●		
「緑化の手引き」等を参考に事業所の駐車場やベランダ、壁面・屋上部等の緑化に取り組み、まちの魅力向上に貢献します。	●		●		●		●
⇒詳しくはコラム 5 へ							
住宅地に近い事業所や作業場では、環境基準以下でも騒音等が発生する可能性があることから、日ごろから周辺住民に対する配慮を心掛けます。				●			
洗剤は極力石けんを使用し、合成洗剤を必要以上に使わないよう努めます。				●			
環境美化サポーターへの登録や市民団体との協働等の活動を通じて、みどりの保全やまちなみの美観維持等、まちの魅力向上に取り組むとともに、人材や情報のネットワークを広げます。	●	●	●	●	●	●	●
⇒詳しくはコラム 7、コラム 8 へ							
通勤手段には、自転車や徒歩、公共交通機関の利用を推奨します。				●			●
運転時にはエコドライブを意識します。							●
生ごみ減量化処理機器を設置し、ごみ減量に努めます。						●	
⇒詳しくはコラム 9 へ							
（事業活動に伴い発生した一般廃棄物について）廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄する際は、分別を徹底します。						●	
産業廃棄物の処理を依頼する業者は、東京都の優良産廃処理業者に認定された業者を優先的に検討します。					●	●	
飲食を伴うイベント実施時にはリユース食器等を活用し、ごみ減量を心がけます。						●	
リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定取得を検討します。						●	
備品や什器を廃棄する際は、リサイクル業者の利用を検討し、必要備品等の購入や設備更新時には、リユース製品の選択、省エネ機器や再生可能エネルギー設備の導入等を検討します。						●	●
冷蔵・冷凍設備や空調設備の導入・更新時には、代替フロンを使わない製品を検討し、廃棄の際もフロン類を適正に処理します。						●	●
⇒詳しくはコラム 10、コラム 11、コラム 14、コラム 15 へ							
社用車の買い替えの際には、積極的に次世代自動車の購入や、カーシェアリングの導入を検討します。				●	●		●
⇒詳しくはコラム 13 へ							

＊事業者の取組＊							
防災マップで避難場所を把握し、災害発生時の行動の確認や備品・非常食等を備えるとともに、建物の倒壊・破損や倒木等が発生しないよう、日ごろから点検等を行います。	●				●		●
⇒詳しくはコラム 14、コラム 17 へ							
気候変動が事業活動に与える影響を把握し、民間企業の気候変動適応ガイド（環境省）等を参考に適応策を検討します。							●
事業活動中の熱中症の予防に努めます。							●

コラム７：小金井市環境市民会議、市民団体

＜小金井市環境市民会議＞

小金井市環境基本条例に規定されている組織で、環境保全の活動を進めるために設立されました。小金井市環境市民会議には、地下水測定部会、緑調査部会、まちづくり部会、環境学習部会、生活環境部会、エネルギー部会、はけの環境部会の７つの部会があり、環境保全に関する啓発事業報告書をまとめています。ホームページ等で活動も確認できますので、気になる活動があればぜひ参加してみましょう。

＜市民団体＞

本市では、市内で活動する活動団体の登録を行っており、毎年「こがねい市民活動団体リスト」を作成・更新し、市ホームページで公開しています。令和２年７月１日更新版における環境分野の登録団体は以下の通りです。リストには代表者や連絡先等も掲載されているので、興味のある団体、気になる団体があれば、一緒に活動してみましょう。

分野・キーワード	団体名
環境全般	小金井市環境市民会議
みどり、景観	みどり剪定サークル
みどり、河川・地下水	野川自然の会
みどり、生物多様性、地下水・湧水・河川	野川ほたる村／小金井自然観察会／みんなでつくる野川ビオトープの会
みどり、循環型社会	「元気野菜作りを楽しもう」の会／生ごみを土に還す会
循環型社会	土曜・生ごみリサイクル連絡会／NPO 法人　環境再生機構
循環型社会、景観	小金井を美しくする会
生活環境	小金井地域猫の会／小金井市放射能測定機器運営連絡協議会
環境教育	NPO 法人こがねい環境ネットワーク

コラム８：環境美化サポーター制度

環境美化サポーターの活動内容は、市が管理する公園や道路などのごみ収集や草刈り、公園花壇の維持管理などへの協力、公共施設などの樹木の剪定です。市は、清掃用具の支給、傷害保険の加入、活動により回収されたごみの収集等の支援を行っています。

原則５人以上の自治会、町会、学校、企業等で構成される団体が、活動する場所を決めて、市と合意書を取り交わすことで登録できます。

市ホームページにおいて、活動マニュアルや実施要項、窓口となる市の連絡先が確認できます。

コラム９：生ごみ減量化処理機器購入費補助制度

＜家庭用＞

市では、市内在住で生ごみ減量化処理機器を購入し、ご家庭で使用される方を対象に購入費の一部を補助する制度を実施しています。対象となる機器は、以下の３つのタイプです。補助額等、詳細については市ホームページをご確認ください。

・家庭用電動生ごみ処理機：熱によって生ごみを乾燥し、容量を減少させる「乾燥型」と、微生物を利用し、生ごみを発酵分解することで、容量を減少させる「バイオ型」があります。

・家庭用手動かくはん式生ごみ処理機：手動で生ごみをかくはんさせ、微生物を利用し発酵分解することで、容量を減少させます。

・生ごみ堆肥化容器：微生物を利用して生ごみを発酵分解することで容量を減少させ、堆肥化します。

＜事業用＞

市では、市内に事務所または事業所を有し、新たに生ごみ減量化処理機器を購入・設置し、使用する方を対象に、購入費の一部を補助する制度を実施しています。補助額等、詳細については市ホームページをご確認ください。

コラム 10：ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ

＜ごみリサイクルカレンダー＞

ごみの収集日、分別の仕方、ごみの出し方と注意点等、絵や図を用いてわかりやすくまとめた冊子です。住んでいる地区によっても収集日・収集物が違うので、きちんと把握してごみを出すようにしましょう。市ホームページでは冊子の他に、地区別のカレンダーや外国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）のチラシもダウンロードできます。

ごみ排出時には分別の徹底、排出日・時間の順守はもちろんですが、ごみ減量の意識が何よりも大切です。ごみとして排出する前に、リユース、リサイクルができないか、考える習慣もつけましょう。

＜ごみ分別アプリ＞

市では、市民の皆さんがスマートフォンでごみの分別方法や収集曜日などを確認できるごみ分別アプリを配信しています。このアプリは、ごみの収集日のお知らせや、ごみの出し方、ごみの分別方法など、ごみに関する様々な情報を提供します。ごみの出し忘れ防止のアラート設定など便利な機能もあるので、ぜひ活用してください。

コラム 11：リサイクル推進協力認定制度、食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度

＜リサイクル推進協力認定制度＞

市では、自主回収の実施、環境に配慮した商品・簡易な包装等を消費者が選択できる販売方法の導入等、事業者の創意・工夫によりごみの減量・資源化の推進に取り組んでいるお店を「リサイクル推進協力店」として認定しています。

認定ステッカー（右図）、認定プレートが目印です。

【事業者の皆さんへ】

リサイクル推進協力店の申し込みは随時受け付けています。認定要件を 3 項目以上満たしている市内の店舗・事業所が対象です。認定要件の詳細は市ホームページをご確認ください。

＜食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度＞

市では、食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）を削減するため、ハーフサイズや小盛の設定など、利用者の要望に合わせた少量での飲食物の提供や、食べ残し削減に向けたポスター等の掲示など、事業者が創意・工夫をして食品ロスの削減に取り組んでいるお店や事業所を「食品ロス削減推進協力店（または事業所）」として認定しています。

認定看板（右図）が目印です。

【事業者の皆さんへ】

リサイクル推進協力店の申し込みは随時受け付けています。認定要件を 2 項目以上満たしている市内の店舗・事業所が対象です。認定要件の詳細は市ホームページをご確認ください。

コラム 12：リユース食器貸出制度、リサイクルバザー・おもちゃの病院・食器リサイクル、不用品交換コーナー

＜リユース食器貸出制度＞

市では、お祭りやイベントなどで発生するごみ（使い捨て容器や割りばし）の減量を目的として、リユース食器（専門業者による洗浄により何度も繰り返し使用できる環境に優しい飲食用食器）の貸し出しを実施しています。

＜リサイクルバザー、おもちゃの病院、食器リサイクル＞

小金井市消費者団体連絡協議会では、ごみ減量や物を大切に使う取組として「リサイクルバザー、おもちゃの病院」、陶磁器食器のリユースを目的とした「食器リサイクル」を定期開催しています。詳細についてはチラシや市ホームページをご確認ください。

＜不用品交換コーナー＞

資源の節約とごみの減量、市民の消費生活の利便性向上を図るため、市役所内に不用品交換コーナーを常設設置しており、市内在住の方であれば誰でも利用可能です。使わなくなった不用品を譲りたい方や譲ってほしい方は、ぜひご利用ください。登録方法など、詳細については市ホームページをご確認ください。

コラム 13：次世代自動車（環境省　次世代モビリティガイドブック 2019 より）

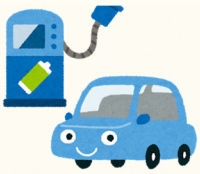

次世代自動車は、窒素酸化物（NO_X）や粒子状物質（ＰＭ）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境に優しい自動車です。

・燃料電池自動車：車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車です。
・電気自動車：バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車です。
・天然ガス自動車：都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車です。
・ハイブリッド自動車：複数の動力源を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車です。
・プラグインハイブリット自動車：ハイブリッド自動車に対し、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させられる自動車です。
・クリーンディーゼル自動車（乗用車）：クリーンディーゼル自動車は、平成 21 年 10 月に導入された「ポスト新長期規制」と呼ばれる排出ガス基準に対応したディーゼル自動車です。

コラム 14：小金井市地球温暖化対策地域推進計画

小金井市地球温暖化対策地域推進計画は、本市の現状や特性を踏まえつつ、地域をあげて地球温暖化対策に取り組むために市民、事業者、教育研究機関、市が一体となり、温室効果ガスの排出を抑制するための施策「緩和策」や、緩和を実施しても避けられない気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減していくための施策「適応策」を総合的に推進していくことを目的として策定しています。本市の温室効果ガス排出量の現状や削減目標、重点施策等が掲載されています。詳しい内容は市ホームページからご確認ください。

コラム 15：省エネラベリング制度、フロンラベル

＜省エネラベリング制度（資源エネルギー庁ホームページより）＞

省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための目標基準（トップランナー基準）の達成度合いをラベルに表示するものです。

省エネラベルは、カタログや製品本体、包装など、見やすいところに表示されています。

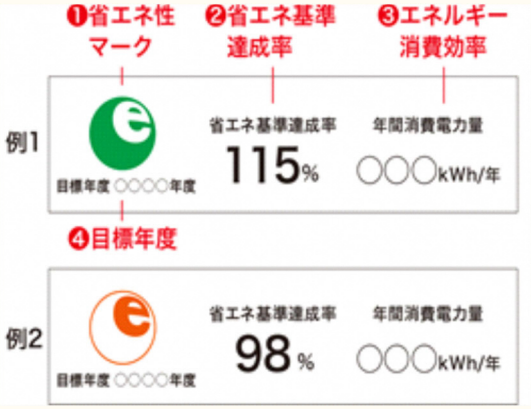

・省エネ性マーク：トップランナー基準を達成した（省エネ基準達成率 100%以上）製品にはグリーン、未達成（100%未満）の製品にはオレンジ色のマークを表示します。
・省エネ基準達成率：トップランナー基準の目標基準値の達成度合いを%で示します。
・エネルギー消費効率：エネルギー消費効率は、機器ごとに定められた測定方法によって得られた数値です。APF（通年エネルギー消費効率）のように効率で表すものや年間消費電力量のようにエネルギーの消費量で表すものがあります。
・目標年度：目標年度はトップランナー基準を達成すべき年度で、機器ごとに設定されています。

＜フロンラベル（経済産業省ホームページより）＞

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、家庭用エアコンなどのフロンを使用した製品について、温室効果の大きいフロンから温室効果の小さいフロンへの転換を求める制度の運用が開始されました。これらの家庭用エアコンなどの製品について、転換の達成度合い等を示す表示方法の JIS を制定しています。

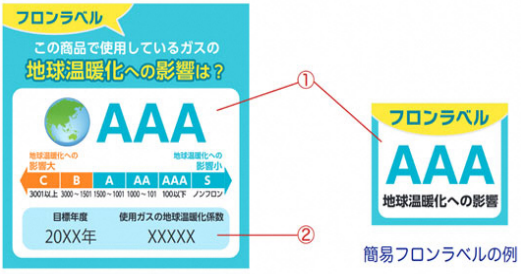

フロンラベルの例

①環境影響度：環境への影響度をアルファベット（C,B,A,AA,AAA,S）で表示しています。目標水準を A ランクとし、S ランクに向かうほど環境に優しい商品と言えます。
②地球温暖化係数：地球温暖化への影響の程度を表す値です。数値が低いほど環境への影響が小さいことを示します。

コラム 16：緑のカーテン、打ち水

＜緑のカーテン（東京都環境局ホームページより）＞

緑のカーテンとは、建物の壁面や窓等をツル性の植物で覆い、夏の日差しを遮ることで、冷房の使用を減らしながらも、屋内で快適に過ごすことのできる地球にやさしい自然のカーテンのことです。代表的な植物としては、アサガオ、ゴーヤ、へちま等があり、花や実を楽しむことができます。

＜打ち水＞

暑さ対策の推進のため、東京都では打ち水イベント「打ち水日和－江戸の知恵・東京のおもてなし」を都内各所で実施しています。打ち水は、朝、夕に行うと、涼しさが持続して効果的です。また、日向よりも日陰にまくことをお勧めします。※日中の日差しが強い時間帯はすぐに乾いてしまいます。

コラム 17：防災マップ

小金井市防災マップは、いざというときの避難場所や避難所の場所などを地図で示すとともに、市民の皆様自身が備えておくべきことなど、防災情報について掲載しています。

令和元年６月東京都により公表された浸水予想区域図や、令和元年９月に東京都により指定された土砂災害（特別）警戒区域が新たに掲載され、情報面も更新されています。市ホームページからもダウンロードできます。

＜STEP2：チャレンジ取組＞

＊市民の取組＊	みどり	地下水・湧水・河川	生物多様性	生活環境	景観	循環型社会	低炭素・気候変動・適応
敷地内に一定の面積の緑や大木がある場合は、環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。	●						
⇒詳しくはコラム１８へ							
援農ボランティアに参加したり体験型市民農園を利用し、農地の保全、農業の担い手不足解消に協力します。	●		●				
⇒詳しくはコラム 19、コラム 20 へ							
庭木にはできるだけ在来種を導入したり、雨庭の設置を行う等、生物多様性に配慮した空間づくりを検討します。	●	●	●				
井戸をもつ家庭では、非常時に使えるよう日ごろから管理（散水利用等）を行います。		●					
住宅等の新築や増改築時には、雨水浸透ますを設置して雨水の浸透に貢献したり、雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、庭木散水、洗車等に利用することで水循環の形成に寄与します。		●					●
⇒詳しくはコラム 21 へ							
住宅の新築・改築、マンション購入の際には、環境性能を考慮し、ZEH を検討します。既存住宅においては断熱改修等の省エネ化を検討します。							●
太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。							●
⇒詳しくはコラム 22 へ							
省エネチャレンジ事業等、市が実施する参加型事業へ参加します。							●
環境フォーラムや、市・市民団体等が主催する環境活動、イベント、講座などに参加し、参加者や出展者との交流をきっかけに、活動する仲間を増やします。	●	●	●	●	●	●	●
⇒詳しくはコラム４へ							
＊事業者の取組＊							
飲食店や小売店等と農家が連携して、地場野菜の配送システムの構築を検討します。	●		●				●

＊事業者の取組＊							
特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。	●			●	●		
敷地内の緑地・樹木について環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。	●				●		
⇒詳しくはコラム 18、コラム 19 へ							
敷地内の緑化の際は、生き物の生息・生育環境の確保に努め、在来種の優先的な導入や、近隣とのネットワーク形成を意識した緑の配置に努めます。	●		●		●		
市や市民団体、自治会等と協力し、市民参加型イベントを実施する際には、資金・人材・活動場所等の面からできる限り支援します。	●	●	●	●	●	●	●
市民が環境活動をするとインセンティブが付与されるようなしくみ（例えば商品の割引やノベルティの付与など）を検討します。	●	●	●			●	●
事業所の敷地内に雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、散水や中水等への利用に努めます。		●					
事業所等の新築・増改築の際は雨水浸透施設の設置を検討します。		●	●				
⇒詳しくはコラム 21 へ							
集合住宅管理会社では集合住宅等への再生可能エネルギー利用設備や HEMS 等エネルギー管理システムの導入を検討します。							●
ハウスメーカー、工務店等では、取扱商品のラインナップとして、省エネ住宅や東京ゼロエミ住宅、ZEH を検討します。							●
建築物の新設にあたっては、ZEB を検討します。							●
⇒詳しくはコラム 22 へ							
ESCO 事業や省エネ診断を活用して省エネ改修について情報を収集し、実施を検討します。							●
環境マネジメントシステムの導入・活用を進めます。							●
省エネチャレンジ事業等、市が実施する参加型事業へ参加を検討します。							●
急速充電設備の敷地内への設置等に協力します。							●
商業施設等では、まちなかのクールスポット創出に協力します。							●

コラム 18：環境保全緑地制度、保存樹木・保存生け垣制度

＜環境保全緑地制度（環境緑地・公共緑地）＞

市民の健康で快適な生活環境を確保するために指定される緑地で、指定により都市計画税や固定資産税の減免が受けられます。小金井市の条例に基づく制度です。

＜保存樹木・保存生け垣制度＞

民有地の一定規模の貴重な樹木・生け垣・緑地などを指定するものです。維持管理のための奨励金を交付しています。小金井市の条例に基づく制度です。

コラム 19：援農ボランティア、体験型市民農園

＜援農ボランティア＞

本市では、一定の農業技術と知識を習得し、市内農家の農作業を手伝う「援農ボランティア」の養成を行っています。20 歳以上の市内在住で平日の養成講座に参加でき、講座終了後に活動を継続できる方が対象です。詳しくは市ホームページや市報をご確認ください。

＜体験型市民農園＞

体験型市民農園は、農家が開設した農園です。
利用者は、農家が実施する農業の講習会（原則として全ての講習会に参加する必要があります）で学んだとおりに、自分の区画で農作業をします。入園料・野菜収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験します。

自由に好きなものを作ることはできませんが、プロの技術で栽培した様々な野菜を収穫することができます。

毎年 1 月~2 月頃の「市報こがねい」で募集し、抽選を行っています。その他、詳細は市ホームページを確認してください。

【農家の方へ】

農家にとっては、毎年安定した収入が見込めます。直接的な農作業の労力は軽減されますが、利用者の指導などに労力がかかります。農家が農業経営の一環として開設する農園ですが、市からは、当初の施設整備費と管理運営に助成と支援を行っています。

コラム 20：市民農園、高齢者農園

＜市民農園＞

市民農園は、余暇を利用して農業に親しめるよう、市が農家から農地を借り、農園として整備し、市民の皆様に区画を貸すものです。利用者は、その区画内（12 平方メートル）に好きな野菜を栽培することができます。1 世帯 1 区画のみ、利用期間は概ね 2 年間です。利用期間が開始される年の 2 月頃の「市報こがねい」で募集・抽選を行っています。

＜高齢者農園＞

高齢者農園は、高齢者の趣味活動を援助するため、市が農家から農地を借り、農園として整備し、60 歳以上の市民の皆様に区画を貸すものです。利用者は、その区画内（6 平方メートル）に好きな野菜を栽培することができます。1 世帯 1 区画のみ、利用期間は概ね 2 年間です。利用期間が開始される年の 2 月頃の「市報こがねい」で募集・抽選を行っています。

コラム 21：雨水貯留施設（雨水タンク）、雨水浸透施設

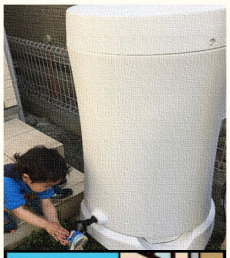

＜雨水貯留施設（雨水タンク）＞

本市では、雨水の積極的な有効利用と節水活動を目的として、雨水貯留施設（市販の雨水タンク）を設置する方に設置費用の一部を補助する「雨水貯留施設設置費補助金制度」を運用しています。

貯留した雨水は、草木への散水、打ち水、洗車、靴の泥落としやお子様の水遊び等に利用でき、非常時の生活用水としての活用も期待できます。
対象や補助額等、詳細は市ホームページをご確認ください。

＜雨水浸透施設＞

本市では、「雨をかりる・かえす・活かす」まちづくりの一環として、雨水をなるべく下水道に流さず、大地にかえす雨水浸透事業を実施しています。
「安全で潤いのある故郷」を次世代に残すことを目的とし、新築や増改築の際には、雨水浸透ます等の設置をお願いしています。

さらに目的を推進するために、昭和 63 年 9 月前に排水設備計画の届け出のあった既存家屋に対し、雨水浸透ます等の設置への工事費を助成しています。
詳細は市ホームページをご確認ください。

コラム 22：ZEH・ZEB、HEMS、ESCO エコな電力調達方法

＜ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）＞

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物を ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）といいます。

＜HEMS（経済産業省資源エネルギー庁より）＞

HEMS（Home Energy Management System、家庭のエネルギー管理システム）は、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのことで、家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されています。

制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御があります。

表示機能は、機器ごとのエネルギー消費量などをパソコン、テレビ、携帯電話の画面などに表示するほか、使用状況に応じた省エネアドバイスを行うなどの機能を併せ持つものもあります。

＜エコな電力調達方法＞

できるだけ環境負荷が少ない電力を使いたい、でも自宅に太陽光発電設備などを導入することが難しいときには、「できるだけ環境負荷が少ない電力を調達する」という選択肢があります。

・グリーン電力証書の購入：普段使う電力以外に、再生可能「グリーン電力証書」（電気が持つ環境付加価値）を購入することで、購入分の電力量は再生可能エネルギーを利用したとみなされます。個人や団体、事業者に限らず購入でき、特定のイベントでの使用分を購入することも可能です。

③情報発信・共有

小金井市の環境を知ってもらい、行動につなげてもらうため、市では市報「こがねい」や市ホームページ以外にも SNS を通じて情報発信を行っています。また、環境基本計画に記載されている取組目標・環境目標に対する達成度や各種環境データを環境報告書として取りまとめ、公表しています。

「情報発信・共有」では、環境に関する情報の入手先、情報発信のための手段を紹介しています。

★STEP1（身近な取組）として、積極的に環境情報を収集し、小金井市の“今”を知ることから始めましょう。小金井の魅力など、知りえた情報は積極的に周りの人に伝えてみましょう。

★STEP2（チャレンジ取組）として、環境保全活動での体験や学んだことをまとめたり、発信して、より多くの人に伝え、よりたくさんの活動につなげるために活用してみましょう。市や事業者等が提供する環境情報や有益な情報を見つけたら、周りの人に伝え、より多くの人が学び・体験できるよう情報拡散に協力しましょう。

<STEP1：身近な取組>

＊市民の取組＊	みどり	地下水・湧水・河川	生物多様性	生活環境	景観	循環型社会	低炭素・気候変動・適応
環境モニタリング結果や環境データをホームページや環境報告書等で調べ、”小金井市の今”を知ります。	●	●	●	●			
市や事業者等が発信する環境情報（イベント、講座、環境データ等）を収集し、情報の発信に協力します。	●	●	●	●	●	●	●
個人のつながりや参加している団体・コミュニティを通して、環境情報を発信します。	●	●	●	●	●	●	●
⇒詳しくはコラム 23 へ							
野川や玉川上水、国分寺崖線等、関心のある分野について環境データを自ら調べ、学校の自由研究などの機会に活用します。	●	●	●		●		
マップや冊子等から得た情報やまちあるきツアー等で知り得たまちの魅力を、家族・友人など周りの人へ伝えます。					●		
⇒詳しくはコラム 3、コラム 23 へ							
＊事業者の取組＊							
従業員教育の一環として、クリーン野川作戦や市民団体による観察会などの情報を周知し、参加を促します。	●	●	●		●		
⇒詳しくはコラム 4 へ、コラム 7 へ							
地場野菜の取扱いがある飲食店や小売店等は、事業者ホームページや SNS 等で積極的に広報を行い、市民に PR します。	●						●
資源物の店頭・店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。						●	
建物の設計・施工に係る事業者（ハウスメーカー、工務店等）は、雨水利用に関する商品開発や施主への提案を積極的に行います。		●					
スーパーや駅中商業施設、コンビニなど、市民の利用機会が多い施設では、環境情報（環境保全活動や環境データ等）を発信し、普及啓発に協力します。	●	●	●	●	●	●	●
小売店においては、環境負荷の少ない商品について紹介し、消費者の COOL CHOICE を促します。							●
ハウスメーカー、工務店、家電販売店等は、省エネ機器・再生可能エネルギー利用設備の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。							●
⇒詳しくはコラム 13 へ、コラム 15、コラム 22 へ							

<STEP2：チャレンジ取組>

＊市民の取組＊							
SNS 等を通じて、生きもの観察イベント等の参加報告や環境保全活動の様子、緑化技術の支援情報、補助金制度等、有益な情報を伝えます。	●	●	●	●	●	●	●
市や事業者、市民団体等の活動に参加する際、身近な人々を募って参加することで、より多くの人の活動へつなげます。	●	●	●	●	●	●	●
生ごみのリサイクル活動やごみゼロ化推進員への参加により、多くの市民に３R の意識を広めます。						●	

⇒詳しくはコラム 24 へ

＊事業者の取組＊							
地域住民や消費者の安心のため、自社の環境対策に関する情報等の積極的な公表に努めます。	●	●	●	●		●	●
ハウスメーカー、工務店等は、省エネ住宅の機能や各種補助制度等について購入者に情報提供を行い、積極的に供給します。							●

コラム 23：情報発信媒体

<環境情報全般>

・市報「こがねい」：毎月 2 回、年間 24 回発行しており、年に数回はごみに関する情報等の特集号を組んでいます。市報は全戸配布されている他、行政情報広報アプリ「マチイロ」、地域特化型電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks（たまイーブックス）」等で掲載しています。

・環境報告書：小金井市環境基本条例第２２条に基づき作成され、「環境の状況や課題」「環境保全等の取組の状況」が掲載されています。
環境報告書を作成・発行する大きな目的の一つは、行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすることです。また、情報を提供することにより、環境保全への関心を喚起し、環境保全活動をより活発にしていくことです。
さらに、環境報告書は、環境基本計画の進行管理という役割も担っています。計画に示された取組の方向に沿って、どれだけの取組が進められ、計画の目標がどれだけ達成されているかを明らかにすることで、取組の改善を図り、計画をより一層推進しようとするものです。

・こがねいデータブック：第 5 次小金井市基本構想・前期基本計画の策定のための基礎資料集として作成されたものです。人口等の基礎指標、環境と都市基盤、地域と経済、文化と教育、福祉と健康、計画の推進についての各項目に分けて掲載しています。
市ホームページからダウンロードでき、市役所で有償頒布しています。

<みどり、水、生物多様性に関するもの>

・野川マップ：野川流域のおすすめスポットや野川と国分寺崖線（はけ）の森に生息する主な生きものを紹介する内容になっています。
市ホームページからダウンロードでき、市役所で配布しています。

・「稲の学習」ハンドブック：NPO こがねい環境ネットワークと協働で作成した冊子です。稲づくりの歴史から作業の流れまで、稲づくりに関するあれこれが１冊にまとめられています。
市ホームページからダウンロードできます。

<こがねいの文化・歴史、まちあるき関するもの>

・小金井まちなか歩きガイドブック：観光スポット、イベント、江戸東京野菜等を紹介する冊子です。市役所で配布しています。

・名勝小金井サクラ絵巻：小金井桜の歴史をにしき絵や絵はがき等で紹介した冊子です。市役所で有償頒布しています。

・小金井市の歴史散歩（改訂版）：市の歴史や文化財について、地図や写真で紹介したガイドブックです。市役所で有償頒布しています。
⇒まち歩きマップ、小金井市てくてくマップ、坂と遊歩道マップについてはコラム 3 参照

<ごみ関するもの>

・くらしのなかのごみ減量：小金井市ごみ減量キャラクターが、小金井市のごみの現状や３Ｒなどについて解説をしている、子ども向けのごみ減量啓発冊子です。市ホームページでダウンロードできるほか、市役所で配布しています。

・ごみ分別の手引き：ごみ・資源の分別を 50 音順に検索できる手引きです。市ホームページでダウンロードできるほか、市役所で配布しています。
⇒ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリはコラム 10 を参照。

コラム 24：ごみゼロ化推進員

ごみゼロ化推進員は、ごみ減量やまちの美化などに向けた活動を市と連携して行っており、これまでの活動のおかげで、市内のごみは減量に向けて大きく前進しました。より一層のごみ減量を図り、まちの美化を推進するため、多くの皆さんのご応募をお待ちしています。

ごみ問題、まちの美化などに関心がある方が対象で、キャンペーンやイベントへの参加、勉強会や研修会、ごみ分別やごみに関する相談など、幅広い活動を行います。

詳しくは、ごみ対策課にお問い合わせください。

Ⅱ　環境行動チェックシート

本市が目指す環境像を実現するためには、一人ひとりが環境に配慮した行動をとること、その行動が習慣化されていることが必要です。毎日の生活・事業活動において、環境に優しい行動を心がけ、継続して取り組んでいけるよう、チェックシートを活用してください。

チェックシートを使って日々の生活・事業活動を振り返ってみましょう。

チェック結果を踏まえ自分の行動を見直してみましょう。一つでも多く取り組めるよう意識を変えていきましょう。

今までできなかったこと（チャレンジ取組）に挑戦し、さらに高みを目指しましょう。

チェックシートは【市民用】と【事業者用】に分かれています。

【市民用】

- チェックシートの環境に優しい取組は「身近な取組」「チャレンジ」に分かれているので、まずは「身近な取組」の行動を増やせるよう毎日の生活を見直し、チェック数が増えてきたら「チャレンジ」に取り組んでみましょう。
- チェックの数に併せて欄外にコメントが付いています。全ての行動が取れている「環境リーダー」を目指して、定期的にチェックシートで確認するようにしましょう。
- チェックシートには子どもマークと大人マークが付いているので、子どものみなさんもマークを参考にしながら、自分ができることから取り組んでいきましょう。

【事業者用】

- チェックシートの環境に優しい取組は「従業員・職員の取組」「事業所の取組」に分かれています。
- 事業所ではチェックシートを従業員・職員に配布し、従業員・職員一人ひとりの環境意識を高めるよう意識啓発に活用してください。
- 事業所の取組については即座の実施が難しいものもありますが、小金井の環境向上に寄与できるよう、少しずつ改善してください。

小金井市環境行動指針
令和３年３月発行

問合せ先：小金井市環境部環境政策課
〒１８４-８５０４　東京都小金井市本町六丁目６番３号
ＴＥＬ：０４２－３８７－９８１７（ダイヤルイン）
ＦＡＸ：０４２－３８３－６５７７
E-mail：s040199@koganei-shi.jp
小金井市公式ホームページ http://www.city.koganei.lg.jp

市民用チェックシート

普段の生活を振り返って、小金井の環境に優しい行動がとれているかチェックしましょう。

大人ができる取組…○　子どもができる取組…★

	環境にやさしい取組	チェック
身近な取組	1○★都市公園や野川、はけなど小金井のみどりで存分に遊びます	
	2○★歴史・文化と関連が深い施設や坂を訪れ、自分のまちについて学びます	
	3○★庭やベランダなどで、木や草花を育て、除草剤の使用は控えます	
	4○★地元の農産物を積極的に購入します	
	5○★市民団体の環境保全活動や環境美化サポーターの活動に参加します	
	6○★ポイ捨てをしないなど、マナーを守って生活します	
	7○★生活騒音に気を付けるなど、日ごろから隣近所への配慮を心掛けます	
	8○★洗剤は極力石けんを使用し、合成洗剤を必要以上に使わないよう努めます	
	9○★ものは大切に使い、捨てる前にリユース、リサイクルを意識します	
	10○★生ごみは水切りを行い、汚れのあるごみは洗浄してから排出します	
	11○★ものを捨てるときは、分別を徹底します	
	12○★移動するときは徒歩、自転車、公共交通機関を優先して使います	
	13○★ベランダや玄関先などで打ち水を行ったり緑のカーテンを設置したりすることで、住まい周囲を涼しくする工夫をします	
	14○★防災マップで避難場所を把握し、非常時の行動の確認や非常食等を備蓄します	
	15○★市ホームページや環境報告書等で環境情報を調べ、”小金井市の今”を知ります	
	16○★小金井の魅力を家族・友人など周りの人へ伝えます	
	17○生ごみ減量化処理機器を設置し、ごみの減量に努めます	
	18○リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗での購買を心がけます	
	19○家電等の買い替えの際には省エネ製品を選択します	
	20○自動車の買い替えの際には次世代自動車の購入を選択します	
チャレンジ	21○★援農ボランティアへ参加したり、体験型市民農園を利用します	
	22○★自治会等で多世代で交流できるような環境イベントを考案・開催します	
	23○★市が実施する省エネチャレンジ事業に参加します	
	24○★環境フォーラムに出展し、交流をきっかけに活動の仲間を増やします。	
	25○★環境活動には身近な人にも声をかけ、より多くの人に活動を広げます	

▶身近な取組のチェック数

0 個…小金井の未来のために、1 つでもできることから始めましょう！
1～10 個…環境に良い行動が習慣化されてきていますね。その調子です！
11～20 個…環境に優しい生活が送れていますね。次はチャレンジ取組にも挑戦です！

▶チャレンジ取組のチェック数

1～3 個…環境リーダー目前です！さらなるチャレンジを続けましょう！
4～5 個…おめでとう！小金井市の環境リーダー認定です！みんなのお手本として、これからは周りの人にもっと「環境に優しい行動」を教えてあげてください！

事業者用チェックシート

普段の事業活動を振り返って、小金井の環境に優しい取組ができているかチェックしましょう。

	環境にやさしい取組	チェック
従業員・職員の取組	1 環境保全の活動に参加し、みどりの保全やまち並みの美観維持に貢献します	
	2 事業所から提供された環境保全に関する情報を把握し、知識を深めます	
	3 生ごみは水切りを行い、汚れのある廃棄物は洗浄してから排出します	
	4 ものは大切に使い、捨てる前にリユース、リサイクルを意識します	
	5 ものを捨てるときは、分別を徹底します	
	6 洗剤は極力石けんを使用し、合成洗剤を必要以上に使わないよう努めます	
	7 ポイ捨てをしないなど、マナーを守って生活します	
	8 社用車を運転する際は、エコドライブを心掛けます	
	9 通勤手段には、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用します	
	10 事業活動中の熱中症の予防に努めます	
事業所の取組	11 飲食店等では地元農産物を積極的に活用し、農地の保全に貢献します	
	12 緑地・湧水・景観等の保全に配慮した開発事業を行います	
	13 事業所の駐車場やベランダ、壁面・屋上部等の緑化に取り組み、管理の際は除草剤の使用は控えます	
	14 騒音・振動・悪臭などをおこさないように近隣住民への配慮を行います	
	15 屋外広告物設置の際は、東京都屋外広告物条例を遵守します	
	16 社用車の買い替えの際には、積極的に次世代自動車の購入します	
	17 生ごみ減量化処理機器を設置し、ごみ減量に努めます	
	18 リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定を取得します	
	19 産業廃棄物は東京都の優良産廃処理業者に認定された業者に処理を依頼します	
	20 設備の購入・更新時には省エネ機器や代替フロンを使わない製品を選択します	
	21 市が実施する省エネチャレンジ事業に参加します	
	22 民間企業の気候変動適応ガイド（環境省）等を参考に適応策を検討します	
	23 防災マップで避難場所を把握し、災害発生時の行動の確認や備品・非常食等を備蓄します	
	24 地域住民や消費者の安心のため、自社の環境対策に関する情報等を積極的に公表します	
	25 市や市民団体、自治会等と協力し、市民参加型イベントを実施する際には、資金・人材・活動場所等の面からできる限り支援します	

▶従業員・職員の取組のチェック数
0 個…小金井の未来に貢献するため、1 つでもできることから始めましょう！
1～10 個…環境に良い取組が習慣化されてきていますね。その調子です！
11～15 個…事業所でお手本とすべき従業員・職員です！！！

▶事業所の取組のチェック数
1～3 個…事業所のお手本目前です！さらなるチャレンジを続けてください
4～5 個…すばらしい！事業所のお手本として、これからも周囲の事業所にも良い刺激を与えて続けてください。

資料　6

令和3年度環境政策課環境係の事業計画について

単位：円

事業名	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
こん虫等駆除及び雑草除去に要する経費	**1,081,000**	**257,000**	**824,000**

＜事業概要＞
害虫等の駆除相談や空き家、あき地の苦情対応により、市民の快適な生活環境を確保する。
なお、雑草等の除去に関する相談については、原則的には所有者等が民間事業者に依頼してもらえるよう案内をしているが、「小金井市あき地の管理の適正化に関する条例」第8条に基づき、あき地の所有者等が自ら雑草等を除去することができないあき地については、市が委託を受けて外部委託で除去作業を行っている。

【主な増減理由】
・令和3年度から東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づき、生活環境被害、農林水産業被害等を引き起こしている場合において、市民の申し出に応じて防除を行う。
・蜂の巣駆除を市民自ら実施する場合に貸し出している蜂用防護服を耐用年数が到来したものについて買い替えを行う。

＜経費内訳＞	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
【需用費】	154,000	161,000	△ 7,000
消耗品費	150,000	157,000	△ 7,000
医薬材料費	4,000	4,000	0
【役務費】	3,000	3,000	0
郵便料	3,000	3,000	0
【委託料】	666,000	93,000	573,000
あき地除草委託料	93,000	93,000	0
アライグマ・ハクビシン防除委託料	573,000		573,000
【備品購入費】	258,000	0	258,000
蜂用防護服一式	258,000		258,000

事業名	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
飼い主のいない猫対策に要する経費	**654,000**	**658,000**	**△ 4,000**

＜事業概要＞
飼い主のいない猫による糞尿被害や鳴き声による騒音問題等に起因する市民からの苦情が近年急増していることに伴い、「小金井市飼い主のいない猫対策要綱」、「飼い主のいない猫の地域猫活動ガイドライン」を制定し、平成28年度より開始した事業。地域住民・ボランティア・行政の三者協働で飼い主のいない猫を適正に管理し、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、市民の生活環境に対する被害及び迷惑を未然に防止し、公衆衛生の向上を図り、人と猫との調和のとれた共生社会の推進に資することを目的としている。

＜経費内訳＞	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
【報償費】	102,000	102,000	0
飼い主のいない猫対策協議会委員謝礼	102,000	102,000	0
【需用費】	100,000	104,000	△ 4,000
消耗品費	86,000	90,000	△ 4,000
印刷製本費	14,000	14,000	0
【役務費】	2,000	2,000	0
郵便料	2,000	2,000	0
【負担金補助及び交付金】	450,000	450,000	0
飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金	450,000	450,000	0

事業名	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
環境調査・測定に要する経費	**4,349,000**	**4,965,000**	**△ 616,000**

＜事業概要＞
大気、騒音、振動、水質等を測定して環境の現状を調査し、データを収集整理することにより、環境保全対策や将来予測の基礎資料とする。
【主な増減理由】
・自動車騒音常時監視調査委託の契約差金

＜経費内訳＞	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
【報酬】	143,000	143,000	0
環境調査・測定業務会計年度任用職員報酬	143,000	143,000	0
【報償費】	1,000	1,000	0
苦情用調査時電源提供者謝礼	1,000	1,000	0
【需用費】	53,000	53,000	0
消耗品費	9,000	9,000	0
緊急修繕料（備品）	44,000	44,000	0
【委託料】	3,986,000	4,602,000	△ 616,000
大気質調査委託料	396,000	396,000	0
事業所等公害発生時調査委託料	147,000	147,000	0
ダイオキシン類測定委託料	495,000	495,000	0
自動車騒音常時監視調査委託料	1,320,000	1,936,000	△ 616,000
水質監視測定及び湧水・地下水位調査等委託料	1,628,000	1,628,000	0
【使用料及び賃借料】	166,000	166,000	0
自動車騒音常時監視用パーソナルコンピュータ借上料	72,000	72,000	0
デジタルマップ使用料	94,000	94,000	0
光化学スモッグ緊急対策に要する経費	**39,000**	**39,000**	**0**

＜事業概要＞
光化学スモッグにより被害を受けた市民の方に対し、緊急に医師の派遣を行い、医療機関の処置を受けた市民の方に対してお見舞金を支給する。

＜経費内訳＞	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
【委託料】	37,000	37,000	0
光化学スモッグ被害者検診委託料	37,000	37,000	0
【負担金補助及び交付金】	2,000	2,000	0
光化学スモッグ被害者見舞金	2,000	2,000	0

事業名	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
環境対策事務に要する経費	**16,283,000**	**30,533,000**	**△ 14,250,000**

＜事業概要＞
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。
【主な増減理由】
・環境基本計画等各種計画策定完了による関連経費の減額

＜経費内訳＞	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
【報酬】	4,569,000	4,967,000	△ 398,000
環境審議会委員報酬（10人）	303,000	606,000	△ 303,000
地下水保全会議委員報酬（5人）	153,000	153,000	0
環境対策業務会計年度任用職員報酬（2人）	4,113,000	4,208,000	△ 95,000
【職員手当等】	744,000	688,000	56,000
会計年度任用職員（月割）期末手当	744,000	688,000	56,000
【報償費】	0	606,000	△ 606,000
地球温暖化対策地域推進計画策定検討委員会委員謝礼	0	606,000	△ 606,000
【需用費】	232,000	211,000	21,000
消耗品費	60,000	60,000	0
印刷製本費	72,000	72,000	0
光熱水費（電気料金）	12,000	13,000	△ 1,000
緊急修繕料（車検等）	88,000	66,000	22,000
【役務費】	34,000	51,000	△ 17,000
郵便料	34,000	51,000	△ 17,000
【委託料】	150,000	13,436,000	△ 13,286,000
環境審議会会議録作成委託料	75,000	150,000	△ 75,000
地下水保全会議会議録作成委託料	75,000	75,000	0
環境基本計画策定支援委託料	0	8,657,000	△ 8,657,000
小金井市地球温暖化対策地域推進計画策定支援委託料	0	4,554,000	△ 4,554,000
【使用料及び賃借料】	103,000	106,000	△ 3,000
電子複写機使用料	103,000	106,000	△ 3,000
【負担金補助及び交付金】	10,451,000	10,468,000	△ 17,000
環境市民会議補助金	50,000	50,000	0
雨水貯留施設設置費補助金	300,000	300,000	0
住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	10,045,000	10,050,000	△ 5,000
東京都市公害事務連絡協議会負担金	1,000	3,000	△ 2,000
グリーン購入ネットワーク参加負担金	15,000	15,000	0
野川流域環境保全協議会負担金	30,000	30,000	0
水資源保全全国自治体連絡会シンポジウム開催負担金	10,000	20,000	△ 10,000

事業名	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
環境啓発に要する経費	**2,807,000**	**1,433,000**	**1,374,000**

＜事業概要＞
イベントや講座等の開催を通じて市民の方に環境啓発を行い、小金井市環境基本計画及び小金井市地球温暖化対策地域推進計画を推進していく。
【主な増減理由】
・地球温暖化対策地域推進計画に基づく省エネチャレンジ事業の実施
・環境教育事業支援委託として、小金井第4小学校の5年生（予定）を対象とした国産材を使用した樹名板の作成事業を実施
・子ども環境ワークショップとして、親子参加型のワークショップを開催

＜経費内訳＞	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
【報償費】	160,000	20,000	140,000
環境賞記念品	20,000	20,000	0
省エネチャレンジ達成記念品	140,000		140,000
【役務費】	5,000		5,000
郵便料	5,000		5,000
【委託料】	2,642,000	1,413,000	1,229,000
エコドライブ教習会運営委託料	0	509,000	△ 509,000
環境啓発事業委託料	904,000	904,000	0
環境教育事業支援委託料	1,288,000		1,288,000
子ども環境ワークショップ支援委託料	450,000		450,000
環境配慮住宅型研修施設の維持管理に要する経費	**5,010,000**	**4,924,000**	**86,000**

＜事業概要＞
環境配慮住宅型研修施設の施設維持管理や環境学習講座の運営等を委託し、地球温暖化防止のための活動を広く普及啓発していく。
【主な増減理由】
・申請申込書の印刷
・連絡通信用端末の新規借り入れ（故障による備品廃棄のため）

＜経費内訳＞	令和3年度当初予算	令和2度当初予算	令和2年度対比
【需用費】	219,000	180,000	39,000
消耗品費	62,000	65,000	△ 3,000
印刷製本費	26,000		26,000
光熱水費（電気料金）	26,000	32,000	△ 6,000
光熱水費（都市ガス料金）	11,000	10,000	1,000
光熱水費（上水道料金）	31,000	18,000	13,000
光熱水費（下水道料金）	13,000	5,000	8,000
緊急修繕料（備品）	10,000	10,000	0
緊急修繕料（建物）	40,000	40,000	0
【役務費】	85,000	83,000	2,000
電話料	30,000	28,000	2,000
回線使用料	55,000	55,000	0
【委託料】	4,661,000	4,661,000	0
環境配慮住宅型研修施設管理・運営支援委託料	4,461,000	4,461,000	0
環境配慮設備保守点検委託料	200,000	200,000	0
【使用料及び賃借料】	45,000	0	45,000
パーソナルコンピュータ借上料	45,000		45,000
環境政策課　環境係　計・・・①	**30,223,000**	**42,809,000**	**△ 12,586,000**

【参考】

令和3年度環境政策課緑と公園係の事業計画について

事業名	令和3年度当初予算	令和2年度当初予算	令和2年度対比
児童遊園・子供広場維持管理に要する経費	42,316,000	35,149,000	7,167,000
児童遊園・子供広場整備に要する経費	3,647,000	9,790,000	△ 6,143,000
緑地保全対策審議会に要する経費	277,000	426,000	△ 149,000
緑地等維持管理に要する経費	44,385,000	56,610,000	△ 12,225,000
都市公園等の維持管理に要する経費	34,547,000	43,065,000	△ 8,518,000
都市公園等の整備に要する経費	289,823,000	2,530,000	287,293,000
公園美化市民協働に要する経費	1,193,000	1,121,000	72,000
緑地の整備に要する経費	7,293,000	10,813,000	△ 3,520,000
みどりと公園基金積立金	1,000	7,299,000	△ 7,298,000
環境政策課　緑と公園係　計・・・②	423,482,000	166,803,000	256,679,000
環境政策課　計　（①＋②）	453,705,000	209,612,000	244,093,000

資料7

小金井市内の空間放射線量測定結果（令和2年8月実施）

小学校測定結果

測定場所	測定日（時間）	天候	測定位置（地上高）〔cm〕	放射線量〔μSv/h〕	地盤状況
小金井第一小学校	8月28日（15:10）	晴れ	100	0.04	土
			5	0.05	
小金井第二小学校	8月28日（10:11）	晴れ	100	0.05	芝生
			5	0.05	
小金井第三小学校	8月28日（11:05）	晴れ	100	0.05	土
			5	0.05	
小金井第四小学校	8月28日（8:56）	晴れ	100	0.05	芝生
			5	0.05	
東小学校	8月28日（11:33）	晴れ	100	0.05	土
			5	0.06	
前原小学校	8月28日（13:29）	晴れ	100	0.05	芝生
			5	0.05	
本町小学校	8月28日（9:11）	晴れ	100	0.04	芝生
			5	0.04	
緑小学校	8月28日（10:34）	晴れ	100	0.07	土
			5	0.07	
南小学校	8月28日（14:04）	晴れ	100	0.05	土
			5	0.05	

中学校測定結果

測定場所	測定日（時間）	天候	測定位置（地上高）〔cm〕	放射線量〔μSv/h〕	地盤状況
小金井第一中学校	8月28日（9:52）	晴れ	100	0.04	土
			5	0.04	
小金井第二中学校	8月28日（13:40）	晴れ	100	0.05	土
			5	0.05	
東中学校	8月28日（14:48）	晴れ	100	0.04	土
			5	0.04	
緑中学校	8月28日（10:54）	晴れ	100	0.04	土
			5	0.04	
南中学校	8月28日（13:18）	晴れ	100	0.04	土
			5	0.05	

小金井市除染実施基準・・・0.23μSv/h

認可保育所測定結果

測定場所	測定日（時間）	天候	測定位置（地上高）〔cm〕	放射線量〔μSv/h〕	地盤状況
くりのみ保育園					
わかたけ保育園					
小金井保育園					
さくら保育園					
けやき保育園					
光明第二保育園					
ひなぎく保育園					
愛の園保育園					
しんあい保育園					
貫井保育園					
こむぎ保育園					
ひまわり保育園					
アスクむさし小金井保育園					
駅前コスモ保育園					
ういず武蔵小金井保育園					
小金井北プチ・クレイシュ					
第二コスモ保育園					
グローバルキッズ武蔵小金井園					
キッズガーデン東小金井駅前					

児童館・学童保育所測定結果

測定場所	測定日（時間）	天候	測定位置（地上高）〔cm〕	放射線量〔μSv/h〕	地盤状況
本町児童館ほんちょう学童保育所	8月25日（10:10）	晴れ	100	0.05	土
			5	0.05	
東児童館たまむし学童保育所	8月25日（13:20）	晴れ	100	0.07	土
			5	0.08	
貫井南児童館	8月25日（15:40）	晴れ	100	0.05	土
			5	0.05	
緑児童館みどり学童保育所	8月25日（10:50）	晴れ	100	0.05	土
			5	0.05	
あかね学童保育所A館	8月25日（11:10）	晴れ	100	0.05	コンクリート
			5	0.07	
あかね学童保育所B館	8月25日（11:15）	晴れ	100	0.06	コンクリート
			5	0.07	
さくらなみ学童保育所	8月25日（14:30）	晴れ	100	0.07	タイル
			5	0.07	
さわらび学童保育所	8月25日（9:40）	晴れ	100	0.04	土
			5	0.04	
たけとんぼ学童保育所	8月25日（10:35）	晴れ	100	0.04	土
			5	0.04	
まえはら学童保育所	8月25日（15:30）	晴れ	100	0.04	土
			5	0.05	
みなみ学童保育所	8月25日（15:20）	晴れ	100	0.05	コンクリート
			5	0.06	

幼稚園測定結果

測定場所	測定日（時間）	天候	測定位置（地上高）〔cm〕	放射線量〔μSv/h〕	地盤状況
小金井教会幼稚園					
朋愛幼稚園					
みそら幼稚園					
こどものくに幼稚園					
せいしん幼稚園					
ぬくい南幼稚園					

小金井市環境審議会

意見・提案シート

◆審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、環境政策課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、審議会で資料として配付します。

① 基本課のところ P50 のところの図3-12の野川自然再生事業対象地区の絵にある事業対象地区の八ケ所のところに現在特都の方々では16m巾等の都道を優先道路として3.4.1, 3.4.11の2本および3.4.12の3本の都道計画がありますが この3本道路の建設を進めていいものでしょうか, 市の方針と都の道路局(現建設局)の方針がかけはなれてしまっています。将来, 生物の多様性も含めると問題と思います。どんな工事の前後の評価をどのくらいして問題はないと言えるのでしょうか?

③ P48から関連するSDGsの図がちりばめられていますが, 小金井市は道路関連するゴールとしても, 時が出されている内容は皆さん(市民の方々)にも小金井市はオーソライズしているという認識でしょうか。何かいきなり降ってきたのか?

小金井市としてオーソライズする資料は資料5の市政要綱でしょうか?

③ P64の玉川上水の景観について, 本当に(資料5.1.1, 5.1.12)共に将来に伝えて活用を進めていく様に聞いていますが, どうも市も都も一緒して同じ方針の表にて実施されるのでしょうか(理解できません) 都の計画に甘えてませんか。ある姿勢が表れようでいる。

先ほどから小金井の地方自治体としての主張ではないのでしょうか?

提出日　2021年　2月　8日

氏　名　川島昭彦

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)
小金井市環境部環境政策課環境係
〒184－8504　小金井市本町6－6－3　　連絡先：042－387－9817
FAX：042－383－6577　　E-mail：s040199@koganei-shi.jp